

平成18年第7回

# 香美市議会定例会会議録

平成18年12月 7日 開 会

平成18年12月19日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 8 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 1 8 年 1 2 月 7 日 木曜日

平成18年第7回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成18年12月7日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月7日木曜日（会期第1日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	建設都計課長	中井潤
助役	石川晴雄	下水道課長	久保和昭
収入役	明石猛	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	前田哲雄	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	九内一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

監査委員事務局長 松浦良衛

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

議案第 91号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」

議案第 92号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

議案第 93号 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」

議案第 94号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）

議案第 95号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 96号 字区域の変更について

議案第 97号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

議案第 98号 こうち人づくり広域連合理約の一部変更について

議案第 99号 高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更について

議案第100号 香南清掃組合理約の変更について

議案第101号 香南香美衛生組合理約の変更について

議案第102号 香南斎場組合理約の変更について

議案第103号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更する規約について

議案第104号 香南香美老人ホーム組合理約の変更について

議案第105号 香美郡殖林組合理約の一部変更について

議案第106号 高知県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第107号 債権の放棄について

議案第108号 債権の放棄について

議案第109号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第110号 香美市合併振興基金条例の制定について

認定第 1号 平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 2号 平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 認定第 7号 平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 認定第 9号 平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10号 平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11号 平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12号 平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13号 平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14号 平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 15号 平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 16号 平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 17号 平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 18号 平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 19号 平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 20号 平成17年度山田消防組一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 23号 平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 24号 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 25号 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 26号 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 27号 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

算の認定について

認定第 28号 平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 29号 平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）  
の認定について

認定第 30号 平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）  
の認定について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成18年第7回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成18年12月7日（木） 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. 市長の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第 26号 専決処分事項の報告について

住宅使用料の請求にかかる訴えの和解について

報告第 27号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について

報告第 28号 専決処分事項の報告について

慰謝料等の請求にかかる調停の和解について

報告第 29号 専決処分事項の報告について

市立美術館ポスター掲示にかかるガラス破損賠償金の支払いについて

（2）行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第 91号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」

日程第5 議案第 92号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

日程第6 議案第 93号 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」

日程第7 議案第 94号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）

日程第8	議案第	95号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第	96号	字区域の変更について
日程第10	議案第	97号	高知縣市町村総合事務組合理約の変更について
日程第11	議案第	98号	こうち人づくり広域連合理約の一部変更について
日程第12	議案第	99号	高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更について
日程第13	議案第	100号	香南清掃組合理約の変更について
日程第14	議案第	101号	香南香美衛生組合理約の変更について
日程第15	議案第	102号	香南斎場組合理約の変更について
日程第16	議案第	103号	高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更する規約について
日程第17	議案第	104号	香南香美老人ホーム組合理約の変更について
日程第18	議案第	105号	香美郡殖林組合理約の一部変更について
日程第19	議案第	106号	高知県後期高齢者医療広域連合の設立について
日程第20	議案第	107号	債権の放棄について
日程第21	議案第	108号	債権の放棄について
日程第22	議案第	109号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	110号	香美市合併振興基金条例の制定について
日程第24	認定第	1号	平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第	2号	平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第	3号	平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第	4号	平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第	5号	平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第	6号	平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
日程第30	認定第	7号	平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第	8号	平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
日程第32	認定第	9号	平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第33	認定第	10号	平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	認定第	11号	平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	認定第	12号	平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	認定第	13号	平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	認定第	14号	平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	認定第	15号	平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	認定第	16号	平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第40	認定第	17号	平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第41	認定第	18号	平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第42	認定第	19号	平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第43	認定第	20号	平成17年度山田消防組一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第44	認定第	23号	平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第45	認定第	24号	平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第46	認定第	25号	平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第47	認定第	26号	平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第48	認定第	27号	平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第49	認定第	28号	平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第50	認定第	29号	平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
日程第51	認定第	30号	平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について



**会議録署名議員**

5 番、織田秀幸君、6 番、比与森光俊君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成18年第7回香美市議会定例会を開会をします。

これから日程に入りますが、その前に平成18年第7回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走の月を迎えましたが、合併後10カ月を迎え、着々と合併の効果も徐々にではありますが、あらわれてもまいっております。議員の皆様方には、何かと多忙の中、ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本議会には、専決処分事項の案件4件、議案第91号から第110号までの20議案、継続審査となっております決算の認定案件28件の議案が予定されております。それぞれ、慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、簡単ではありますが、開会のあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて5番、織田秀幸君、6番、比与森光俊君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、12月5日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成18年第7回香美市議会定例会の運営につきまして、さる12月5日に開催しました議会運営委員会の協議の結果を報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり、本日から12月19日までの13日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今定例会に付議された提出議案の提案理由までとします。ただし、議案第91号については、さる11月18日に香北町の市営住宅が火災にあったことから、その修繕のための一般会計補正予算を急遽調製した上で、最終日に上程する必要があることから、その前段で議案第91号で上程される平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」が採決されないと、電算シフトへの稼働上で、次の補正予算「第5号」が調製できないとの都合により、本日委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決をいたします。また、過日の第6回議会定例会において継続審査となっております平成17年度香美市一般会計並びに特別会計の決算の認定については、本日常任委員会の審査報告から採決まで行います。

会期 2 日目、8 日から、5 日目、11 日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期 6 日目、12 日から、会期 8 日目、14 日までの 3 日間は、一般質問を予定をしております。

会期 9 日目、15 日は、議案質疑の後、各議案の案件は各常任委員会の付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたします。

会期 10 日目から 11 日目までは、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期 13 日目、最終日 19 日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

追加案件ですが、議員から提出の発議 1 件、意見書案 6 件が提案される予定であります。また、執行部から追加議案 1 件があると聞いております。

次に、一般質問の通告は会期 2 日目、8 日金曜日ですが、従来 of 午前 10 時までの提出期限であったものを、議会運営委員会では暫定的に午前 9 時と決定をしましたが、なお、本日議員協議会で午前 9 時までにするかどうかについて協議し、決定をする予定であります。

一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いします。

次に、議会運営委員会で協議をしまして、その他の件についてご報告をいたします。

1 点目は、本日の本会議散会后、議員協議会を開催して、一般質問に係る予備通告書及び通告書の提出期限の時刻の変更、今後の議会運営に係る日程変更について協議をして決定をすることになりました。これからの協議事項とあわせて、議員発議で上程を予定しております発議第 7 号の香美市議会議員の定数条例の一部を改正する条例の取り扱いについても、本日の議員協議会で協議をするように決定をいたしました。

2 点目は、最終日の本会議の閉会后にも議員協議会を開催して、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団のほか 2 機関の平成 17 年度事業報告及び決算報告等について、関係者から説明を願ひ、質疑応答をすることに決定をいたしました。

3 点目は、一般質問の予備通告書の提出期限の時刻の変更の件について協議をいたしました。現在の予備通告書の提出期限の時刻は、議会運営委員会の前日の午後 3 時としてあるものですが、議員から提出する請願、陳情や意見書等の提出期限が、議会運営委員会の前日の午前中までとなっております。そこで、事務局の提案によって、他の書類と同様に前日の午前中までに統一してほしいとの要望がありましたので、この件について協議をいたしました。協議の結果、議会運営委員会としては午前中まで提出期限で支障がなかろうということになりましたが、なお、議員協議会で協議して決定をすることになりました。

4点目は、一般質問の通告書の提出期限の時刻の変更の件について協議をいたしました。この一般質問の通告書の提出期限の時刻につきましては、合併前の3町村の議員全員による協議会で、通告書の提出期限の時刻について、協議の結果、旧物部村の議員が遠距離であることも考慮して、午前10時にしてほしいという要望があり、(午前)10時まで提出していただくように決定をいたしました。その後、合併後の3回の定例会では、(午前)10時まで提出していただくことで実施してきましたが、執行部の方から午前9時に繰り上げてほしいとの要望が出ております。その理由といたしましては、(午前)10時まで提出された通告書を議長が一読し、質問順を抽せんした後に事務局が印刷し、製本する作業に約2時間程度の時間を要して、正午ごろになるとのことです。2点目といたしましては、その後、午後1時半から執行部が答弁書等を協議するのに1時間程度の時間を要するため、質問に関連する官公署や、他の部署との協議をする時間が2時間程度しか残っていないことでもあります。3点目には、質問者が多数にのぼることと、同時に質問内容が多岐であることから、正確な答弁のために事前の調査に時間を要すること、以上のような理由であります。提出時刻を1時間繰り上げることによって、午後の半日が確保され、より正確な答弁のために時間を充てることのできるというものであります。

そこで、この件について協議の結果、今期の定例会については、暫定的に午前9時まで提出していただくように決定をいたしました。この件についても議員協議会で協議をして決定をすることになりました。

5点目は、本市の議会運営にかかる日程変更の件について協議をいたしました。

この件につきましては、先ほどの報告でも触れましたように、一般質問の通告書の提出期限の時刻について、議員の皆さんの便宜を考慮し、従来のように(午前)10時までの提出を生かす手段として、議会の開会日を1日繰り上げて、従来の木曜日の開会を水曜日の開会とすることで事務局から提案があり、この件について協議をいたしました。

この方法にすると、議員の皆さんの便宜が図られると同時に、議会事務局の作業も時間的に余裕を持って行えることとあわせて、執行部の方でも答弁の準備作業に時間的な余裕が生じることで、時間的な点の解決策になるという利点があります。

ただし、開会日を繰り上げることによって、本会議の前に開催する議会運営委員会をその週の月曜日、もしくは前の週の金曜日に開催することになるため、その点を含めて開会日の繰り上げの件について協議をいたしました。

協議の結果、開会日は1日繰り上げて行うこととあわせて、開会日を繰り上げることによって時間的に余裕が生じることから、一般質問の通告書の提出期限の時刻は、午前10時とすることになりました。また、議会運営委員会の開催日は、前の週の金曜日に開催することに決定をいたしました。この件についても議員協議会で協議をして決定をすることにしました。

なお、この本会議の繰り上げ開催については、議員協議会で決定されたとしても、実

施するのは平成19年3月の定例会からの実施になりますので、申し添えます

その他、議会運営につきましては、従来のとおりでありますので、各議員の格段のご協力をお願いいたしまして、以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月19日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議はありますか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月19日までの13日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成18年第6回議会定例会において決定いたしました、「障害者自立支援法」等による障害者施策の改善を求める意見書、郵便局の無集配局化によるサービス低下の改善を求める意見書、以上2件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、報告第26号から第29号までの専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） おはようございます。21番西山でございます。さる11月15日に行財政改革推進特別委員会を開催しますので、その結果を報告します。

まず、今後の会議の進め方について議論いたしまして、突っ込んだ活発な議論、審査をするために、核の部分は今までどおり休憩で審査を進め、結論に達した時点で正場に復して進めることにしました。重要な部分につきましては、正場で進めることとしました。

そして、今後の審査事項につきまして協議した結果、1、住宅新築資金等貸付金の滞納問題については、今後とも進捗状況、取り組みを監視、注視していくことといたしました。市営住宅使用料についても同様に上げていくこととしております。また、人口定住策につきましては、都市計画法の見直しを含めた説明なり勉強会をして、人口

定住による次世代の確保を目指す方策を検討することといたしました。今期議題にも載っておりますが、公道の敷地賃借料の支払いについては、遅くとも今期中に廃止するよう執行部の考えを聞き、強力に執行部に要求していくこととなりましたが、今期の議題でその結果が出ると思います。

また、組織・機構改革につきましては、執行部の考えを聞き、執行部の問題でありませぬけれども、よりよい、効率よい行政ができるよう委員会としても検討していくことといたしまして、以上の5点を中心に、今後委員会を開いていくこととしましたが、新しく出てきた案件につきましては、その都度委員会で取り上げて協議・審査をしていくことといたしました。

委員会の開催日程は月1回とし、定例会開催月は特別な事情がない限り休会とすることとしました。

また、傍聴の要請がありました高知新聞香長支局につきましては、報道記事に個人情報に対して十分な配慮をすることを条件に、特別な事情がない限り許可をすることといたしました。

続いて、住宅新築資金の滞納整理状況は前回以降の説明を受け、「2件の不納欠損処理をしているが、実質的には国・県の補助により、市の損害はほとんどない。」との説明を受け、また、「悪質な滞納者から順次法的手段をとっていく。」との説明を受けました。

続いて、市営住宅使用料の滞納についても、「今まで以上に厳格に取り組んでいる。」説明があり、一部成果も出ているが、貸すときの原課財政課と収納管理課、両方に出席を願い説明を聞く必要があるという結論になり、今回は財政課長にも出席を願うことといたしました。また、その過程で、各種使用料、保育料や給食費などの滞納状況の説明を求めることといたしました。

また、その議論の中で、市民に委嘱する各種委員や、表彰するときの対象者の滞納状況を調査しているかどうか。やはり、そういう方には、それなりの義務を果たしていただかなければいけないということで、その点についても次回の委員会で検討することといたしております。

それで、1月に開催する特別委員会では、住宅新築資金等の滞納整理の状況と、住宅使用料の滞納整理の状況については、それぞれ説明を受け、住宅使用料については財政課長の出席を求めることと決定し、また、各使用料の滞納状況、原課の取り組みについて資料と説明を求めることといたしております。また、先ほど言いましたように、被表彰者、各種委員等の選任、委嘱時の滞納調査に関しての取り扱いについて委員会で協議をし、提言をしていくことといたしております。

以上のことを主な議題として、1月開催することと決定いたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は

ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第4、議案第91号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」から、日程第51、認定第30号、平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についてまで、以上48件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第91号から議案第110号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。本日、ここに平成18年第7回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、師走に入り何かとご多忙の中をご参集いただき、ありがとうございます。

本市も合併をして9カ月が経過をしたわけではありますが、この間、早期の地域の一体化を目指して取り組んでまいりました。先日も合併記念イベントが開催をされ、物部町から秦山公園までのウォーキング大会や、子どもたち対象のゲームなど多くの行事を通じて、地域間交流が醸成されてきたと思われませんが、しかし、まだ現実的には一層のさまざまな努力が求められていると考えられます。今後も、市民の皆さんの協力を仰ぎながら進めていかなければならないと考えるところであります。

さて、最近明るみに出ております各県トップの不祥事は、地方自治体に大きな衝撃を与えており、これらが事実とすれば、地方自治体の失墜につながるものであり、立場は違うとはいえ、市政のトップにつく者として、これら一連の事件を謙虚に受けとめ、今後よりみずからを戒め、透明性の確保に努めるとともに、住民に信頼される行政運営を心がけなければならないと考えるものでありますので、なお一層のご指導をお願いをいたします。

また、9月10日に行われました市議会議員選挙で、選挙結果に異議を申し立てた問題につきましては、県選管では香美市選管の決定を覆す裁決がなされましたことを報告をいたします。

これから、諸般の報告と提案理由の説明を申し上げますが、お手元にお配りをさせていただいておりますので、ご参照をお願いをいたします。

各課関連の行政報告について報告させていただきます。まず、庁舎建設計画についてであります。本市の懸案事項といたしましております庁舎建設計画は、本格的検討への着手が大変おくれましたが、ご承知のとおり、現在の新市の中期財政計画の検討を中心に取り組んできた中で、大変厳しい財政状況の中でも、ようやくこのほど財政計画がまとまり、予算的にもお示しすることになりました。その上で、12月5日第1回目の庁舎建設委員会を開催いたしました。メンバーは、3地域審議会からそれぞれ2名の6名、専門委員として市内の建設設計業者1名、高知工科大学の教授1名、市議会から議

長、総務常任委員長、庁舎建設特別委員長（現在議長が兼務）、執行部から助役が加わり、11名で構成をされております。会長には宗石教道前物部村長が、また副会長には岡林寿男香北地域審議会委員が選任をされました。初めての委員会となりましたので、事務局から香美市中期財政計画における庁舎建設計画の位置づけについて説明の後、今後の会議の進め方についてお諮りをし、建設に対する総予算をおおむね30億円とする。建設構想の提言、取りまとめを平成20年2月を目途とする。次回の会議からテーマを絞り、具体的な協議を行うことなどが確認をされました。

2点目の土佐山田観光開発株式会社の再生計画についてであります。同社は、再生計画に沿い、11月27日にスポンサー契約を締結し、同28日に県民文化ホールにおいて債権者に対する再生計画の説明会が開催をされました。スポンサー契約の相手側は、パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディング株式会社傘下のパシフィックゴルフプロパティーズ株式会社、PGP社との間で支援の内容、条件等の協議が整い、11月28日に東京地方裁判所に再生計画案を提出をいたしております。本市の債権につきましては、平成18年10月9日までの原因に基づいた債権として、平成2年10月1日土佐山田観光開発株式会社と交わした覚書に基づく負担金の残額1億4,535万4,554円について、再生債権届出書に記載し、東京地方裁判所へ10月30日に提出をいたしました。さきの11月28日に県民文化ホールにおいて、債権者集会において再建計画案の説明会が開催され、本市も出席をいたしました。その内容は、「土佐山田観光開発株式会社の発行済み株式は、すべて無償で償却しPGP社が土佐山田観光開発株式会社の100%親会社となる。会員制ゴルフクラブとして運営を維持し、土佐山田ゴルフ倶楽部の名称は継続し使用する。株式会員には、追加的負担はなく、従前と同内容のプレー権を保証し、無額面の会員権証書を新規に発行する。債権の取り扱いについては、いわゆる覚書に基づく負担金の残額1億4,535万4,554円については、債権額の1.5%を弁済する。」という内容の説明がありました。近々、東京地方裁判所が開催する債権者集会において、再生計画案に対する賛否の議決が予定されております。決定までには、さきにもおつなぎをいたしましたとおり、債権者の2分の1以上、また債権総額の2分の1以上により決定されることとなります。ご承知のとおり、香美市も債権者として一員を有しておりますことから、近々議会の皆様方のご意見をいただき、対応したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

総務課関係であります。議会議員の報酬額の決定についてであります。議会議員の報酬額について、合併協議会の調整方針の中で、「報酬額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する」となっており、在任特例満了後、議員数は25名となっております。また、県下の類似団体の報酬額と比較すると著しく低い額になっていることもあり、11月22日、香美市特別職報酬等審議会委員会を開催し、特別職の報酬等改定の適否についての諮問をいたしました。いただいた答申の内容は、「県下9市の報酬額を参考として、その中でも人口の類似している香南市、土佐市及び須崎市の状況を考慮すると



ともに、社会情勢や財政事業の極めて厳しい本市の事情も考え、議長 39 万円、副議長 33 万円、常任委員長及び議会運営委員長 31 万円、議員 28 万 5,000 円で、増額の改定の実施時期は、平成 19 年 4 月 1 日からとする」という内容でありました。この答申をもとに検討した結果、この答申を尊重し、今議会に議会議員の報酬額の改訂に関する議案を提案させていただくこととなりました。よろしくお願いをいたします。

次に、物部支所内への大柝郵便局の移転構想についてであります。現在、大柝郵便局は、香美市物部支所から約 100 メートルの距離にあり、局舎は築後 39 年を経過し、建てかえの時期にきており、また借地ということもあり、香美市物部支所への移転、併設構想が進んでおります。内容は、物部支所の建物の 1 階に大柝郵便局が移転し、同一ロビーを共有し、それぞれの機能を果たすもので、現在の業務管理課と林政課の入っているスペースに郵便局の窓口業務と集配機能が移転、入居し、ATM は支所入口付近に移設する構想であります。郵便局員数には変化はなく、現在の機能を維持したまま大柝郵便局が入居することとなります。この構想は、両者にとってもメリットが多く、住民にとっても理想的なワンストップサービスが実現するものと考えています。なお、スケジュール的には平成 19 年 9 月の業務開始の予定となるようであります。

市民賞についてであります。第 1 回香美市市民賞表彰式が 11 月 3 日、文化の日に土佐山田町プラザ八王子で開催をされました。同賞は、産業、教育、文化、政治、福祉などの分野で活躍、功績のあった方を表彰するもので、第 1 回目の市民賞には次の 6 名の方が選ばれました。依光寛十郎様、植村佳三様、前田憲雄様、矢吹豊秋様、吉本幸男様、伊浦玉恵様の方々でございます。

次に、企画課関連であります。行政連絡会についてであります。香美市の自治会長、市執行部、市議会議員の皆様方にご参集いただき、香美市の課題などに関する情報の共有のための学びや意見交換会を行い、平成 18 年度香美市行政連絡会を 10 月 28 日に香美市中央公民館で開催しました。115 名の自治会長の参加のもと、物部川の現状に関してと、自主防災組織に関する 2 つの講演会を行いました。その後、行政報告会を行った後、市政に関する質問や提言等をいただきました。今後の市政運営に生かしていかなければならないものと考えております。

香美市内地域交通対策検討委員会についてであります。さきの 10 月議会において整備しました香美市内地域交通対策委員会は、さる 11 月 30 日に発足をいたしました。委員につきましては、地域審議会委員、市バス委託事業者、学識経験者、県職員、市職員等 15 名で構成し、本市における市民の交通対策について多面的な見地から検討、協議をしていただくことになりました。当面は、市バスや路線バス、あるいは福祉、教育に係る交通施策についての現状や法体系等についての把握を行い、その後具体的な作業を行っていくこととなります。

姉妹都市交流事業につきましては、10 月 14 日、15 日の両日に開催された第 25 回刃物まつりに本年も姉妹都市の（北海道）積丹町から 8 名の方々に来訪され、「積丹町

の北海物産市場」を出店をされました。産物の販売等により市民との交流が繰り広げられました。本年度で9年目の参加となり、しっかり定着したこの出店を心待ちにしている市民もいることなどから、長年にわたる交流の成果が実を結んでいます。また、11月13日には益子清美積丹町長が表敬のため来訪され、物部支所や香北支所も訪ね、香美市の状況等についての説明を受けました。また、新たな交流への期待が語られました。

合併記念事業につきましては、主催事業の第一弾として11月12日は奥物部まると体験事業として、塩の道ウォーキングやいざなぎ流の御幣切り体験とあわせて、舞神楽観賞、また神池地区での石仏と巨木、小木の里めぐりが実施をされました。また、12月2日には、物部、香北、土佐山田間31キロをつないでのウォーキングをメインにした、土佐山田スタジアム周辺で芸能大会や、軽スポーツ大会、ゲーム、写真、俳句展等々多彩な催しが実施をされ、多くの市民の参加により、香美市の合併が祝われました。3月には、物部、香北、土佐山田の3エリアにおいて、記念の植樹が行われることになっております。

財政課関係であります、香美市中期財政計画についてであります。お手元にお配りをさせていただいておりますが、香美市財政計画は、平成18年度から平成22年度にかけて5カ年の中期計画を策定をいたしました。今回の財政計画では、合併協議事項の実現、住環境の整備、行財政改革の推進を施策の柱として策定をいたしました。この5年間で約17億円の歳入不足が見込まれるため、不足額を財政調整基金と減債基金とで補てんする構造となっております。香美市のおかれている財政状況は厳しいものではありますが、厳しい財政状況を隠すことなく、情報を提示しながら行政を進めてまいりたいと考えております。

福祉事務所からは、11月5日、第1回香美市福祉体育大会が社会福祉協議会など市内福祉関係10団体、280名の参加を得て、県立香北青少年の家体育館で行われました。12チームに分かれて競技に汗を流し、香美市の福祉関係者が一体となって、福祉活動を進める交流の輪が広がりました。

農政課関係であります、本年度は台風上陸も少なく、さきの突風以来、施設などには影響は出ていませんが、天候による日照不足や登熟期の高温障害等により、平成18年度産の米作は不良で高知県作況指数は、93の見込みであります。園芸作物におきましても、特に不良作物は出ていませんが、暖秋による市場入荷量の増による価格低迷や、年頭からの暖秋による消費低迷や天候なども影響し、全体的に低調の状況であります。また、物部川の濁水により、園芸作物への灌水による影響などが出たことも、今年状況であります。

工事関係につきましては、農地、農業施設災害において、9月豪雨による第3次査定を11月15日に受け、香美市全体で総件数19件、査定額約210万円、農地災害16件、施設災害3件で年度内完了に向けて進んでおります。農道、農排水路改修につきましては、12件中1件完了し、現在工事中は10件、未発注工事1件で、すべて年度

内完了の予定であります。失礼しました。査定額が210万円と言いましたが、2,100万円であります。

商工観光課関係であります。表彰について、民芸や伝統産業の承継に功績のあった方に送られる平成18年度高知県産業技術功労知事表彰の商工業部門におきまして、土佐山田町の古川明男氏が受賞いたしました。古川氏は土佐打刃物ブランドをあらわす刻印、彫金の道一筋に打ち込み、その技術は全国的にも大きな評価を受けており、また伝統技術の継承にも尽力をされております。

テクノパーク関係では、新たに6号区画で県外企業との交渉が進められております。

建設都計課関係であります。土木関係につきましては10月の第3次査定で、9月6日に被災した河川1件、道路1件を受け、11月の第4次査定では、平成17年9月4日から平成18年10月2日間の地すべりにより被災した道路1件を受けました。第3次査定決定額は、484万1,000円。第4次査定決定額は、7,145万9,000円であります。

下水道課の公共下水道事業につきましては、平成18年6月に工事発注した汚水整備工事2件、雨水整備工事1件についてであります。まず、汚水整備工事であります公共下水道北部・植分区枝線管渠築造工事につきましては、8月下旬より工事を開始し、12月末までの進捗は約80%を見込んでおります。完成は平成19年3月中旬を予定をいたしております。次に、公共下水道中部分区枝線管渠築造工事につきましては、8月中旬より工事を開始し、12月末までの進捗は約85%を見込んでおり、完成は平成19年2月末を予定をいたしております。供用開始は、両地区とも平成19年4月1日を予定をいたしており、18年度事業完了時において、市街化区域内の既整備面積は、約200ヘクタールとなりました。

次に、雨水整備工事であります浸水対策下水道中央雨水幹線管渠築造工事につきましては、8月上旬より工事を開始し、12月末までの進捗は約70%を見込んでおります。完成は、平成19年3月下旬を予定をいたしております。

特定環境保全公共下水道につきましては、平成18年6月に工事発注をいたしました美良布污水管渠築造工事につきましては、8月上旬より工事を開始し、12月末までの進捗は約80%を見込んでおり、完成は平成19年3月末を予定をいたしております。供用開始は、平成19年4月1日を予定しており、平成18年度事業完了時において、既整備面積は、約95ヘクタールとなっております。

農業集落排水事業につきまして、土佐山田町逆川地区におきまして、事業実施予定をいたしております。農業集落排水事業につきましては、平成18年度において新規事業採択要望に必要な調査設計委託業務を行っており、計画概要書につきましては、平成19年2月末には完了の見込みであり、事前協議におきまして事業採択要件等を満たしており、平成19年度からの事業採択となる見込みであります。なお、事業実施期間につきましては、平成19年度から平成23年度までの5カ年間で予定をいたしております。

林政課から緑の募金についてであります。平成18年度秋の緑の募金は、昨年の12%、総額12万1,624円で終了をいたしました。

次に、鳥獣被害対策であります。特別鳥獣保護区ではありませんが、県鳥獣対策室に同行し、三嶺登山道周辺の鳥獣被害状況の確認を行った結果、甚大な被害が見られることが判明をいたしております。規制された地域であり、今後は県と相互に情報交換を図っていく予定であります。また、ニホンザル被害防止ネット柵の実験ほ場3畝を物部町小川地区に計画をいたしております。

林道施設災害につきましては、昨年9月の台風14号災害のうち、(物部町林道)大栃線3号箇所は橋梁設計が完了いたしました。年度内は、材料発注のみの見込みであります。また、(物部川)上流部のうち6号箇所及び7号箇所は、11日入札予定です。これにより、林道大栃線の全災害復旧工事のうち未発注カ箇所は3号箇所の橋梁工事と木製車道橋の下手となる4号箇所、5号箇所の3カ所となります。また、本年発生 of 災害復旧工事8件のうち、(物部町)林道河口落合線1工区の1号箇所及び4工区の2号箇所は11日入札の予定であります。残る(物部町)亀ヶ線、(香北町)御在所線ほか4件は11月30日に災害査定を終了し、決定事業費は1,436万2,000円となっております。

香北支所事務管理課関係であります。香北いきいき合衆国につきましては10月29日日曜日にアンパンマンミュージアム周辺におきまして開催されました。天気にも恵まれ、例年同様の人手でにぎわいました。

次に、香美市営住宅の火災についてであります。11月18日土曜日に、市営住宅の蕪生野香北裕・YOU第2団地で火災が発生をし、2世帯が焼け出されました。

香北消防団冬季訓練につきましては、11月26日日曜日、午前5時50分より消防団員100名の参加により、香美市香北町有瀬におきまして行われました。「消化」、この「化」を「火」に変えてください。消火訓練の後は、礼式訓練を行い、さらに分団ごとに民生委員とともに独居老人宅の防火点検を行いました。

水道課からであります。水道料金滞納処理につきましては、本年度における水道課の課題は、水道料金滞納処理の市域全体の統一でありましたが、これらにつきましては、何度も滞納通知を行ったにもかかわらず、料金を支払わない、いわゆる悪質な使用者に対し、香美市給水条例に基づき給水停止処置を行いました。過去、この給水停止処置が行われていなかった香北、物部地区の一部使用者からは、水道課に何件か異議もございましたが、料金を支払わず水道を使用することは、何らその理由を聞く必要のないことであり、現時点でこれらの滞納者には誓約書による分割納付を行っており、その滞納分は確実に減少をしております。今後とも現在の対応をもって滞納処理を推進したいと考えております。

渇水対策であります。10月以降、非常に少雨の状態が続いており、水道取水地における原水枯渇が急迫した課題であります。しかしながら、降雨は自然現象であり、いか

なる対応もできず、使用を制限するしかない状況であります。渇水期を控え、市民の皆様方により一層の節水をお願いをしていきたいと思っております。

学校教育関係であります。いじめ問題につきましては、いじめによる痛ましい事件などが社会的な問題となっております。楽しいことやうれしいことばかりではなく、悩みや苦しみも抱えながら毎日を送っている児童生徒も多いと思われまます。こうしたときこそ、友達、家族、教職員等に心の内を明かすことができればよいわけではありますが、自分1人で悩み、苦しんでいることもあろうと考えます。先日、教育委員会としての取り組みのお知らせと、高知県教育委員会から送付された文部科学大臣からのお願いの手紙を保護者に送りました。今後とも、児童生徒を主人公とし、子どもたちに目を向けた教育に取り組んでまいりたいと思っております。

先月、山田小学校が長年にわたる人権教育、健康教育、図書館教育の三本柱を中心とした教育の実績が認められまして、はえある「坂本教育長賞」を受賞いたしました。

大柘高校廃校問題につきましては、中学校保護者、教職員等で協議し、山田高校の充実を初めとした要望書を、先日香美市教育委員会として高知県教育委員会に提出をいたしました。

生涯学習課関係からは、第1回香美市芸術祭につきましては、10月8日の短歌会、俳句会を皮切りに、11月19日の山田会場での芸能大会までの間に、中央公民館が集会所となって開催をされ、延べ約2,100人の方々が芸術の秋を満喫をいたしました。芸術祭は、香北会場での芸能大会、社交ダンス発表会、合唱団発表会など盛りだくさんに開催をいたしました。中でも11月4日から5日に行った文化展には、市内全域から絵画や書道、写真、生け花など展示に264人が出展し、1,000人を超える来場者がございました。

社会体育関係につきましては、第1回の香美市体育大会が9月17日から10月22日までの間に開催をされ、バドミントンや弓道、バレーボール、ソフトボールなど9種目に市内全域から多数の市民が参加し、交流を深めながら汗を流してまいりました。また、だれでも手軽にできる競技の軽スポーツ大会は、11月23日から12月4日までの間に開催をされ、グラウンドゴルフや男女のビーチバレー、マレットゴルフの4種目に約230人が参加をしました。

消防本部からは、出動件数であります。平成18年9月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきましては、建物火災1件、車両火災1件、救急出動件数266件、救助出動件数は交通事故の2件であります。

高知県消防長秋季総会につきましては、10月27日、香美市プラザ八王子で定期総会を開催をいたしました。この会議は、高知県下15消防本部の消防長が集まり、年2回各消防本部管内で開催をいたしております。

平成18年秋季全国火災予防運動につきましては、11月9日から15日までの平成18年秋季全国火災予防運動期間中、香美市土佐山田消防団は10日、香美市香北消防

団は13日、香美市物部消防団は15日にそれぞれ管轄区域で防火宣伝を実施し、火災予防の呼びかけを行いました。

続きまして、今期定例会に提案をいたしております提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

まず、専決処分事項、報告第26号は、住宅使用料の請求に係る訴えの和解について、同じく報告第27号は、住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について、同じく報告第28号は、慰謝料等の請求に係る調停の和解について、同じく報告第29号は、市立美術館ポスター掲示に係るガラス破損賠償金の支払いについてであります。以上4件専決処分いたしましたので、ご報告をいたします。

次に、議案、「第」という字が「弟」になっております。以下何点かこの誤字がございます。「第」という字に変更しておいていただきたいと思っております。次に、議案第91号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」は次のとおりであります。

一般会計補正予算「第4号」は、歳入歳出予算の総額に4億7,817万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ155億8,099万7,000円といたしました。

歳出では、「庁舎建設資金」になっておりますが、これも「基金」に変えていただきたいと思っております。庁舎建設基金の2億円、合併振興基金、これは新設であります。1億7,100万円、図書館改修工事負担金の3,353万1,000円が主な追加となっております。

歳入では、普通交付税が7億6,591万5,000円、市債が1億4,390万円の追加となりましたので、財政調整基金繰入金を4億5,001万2,000円の減額といたしました。財政調整基金は、当初、予算時には8億4,809万7,000円計上しておりました。今回の補正で2億4,122万3,000円までに圧縮することができました。普通交付税は、当初予算では、49億5,000万円を見込んでおりましたが、合併効果と参入費目が当市に有利に働いたため、総額57億1,591万5,000円となりました。

次に、議案第92号から議案第94号までは公共下水道、老人保健、国民健康保険等各特別会計の補正予算案であります。

次に、議案第95号から議案第105号までは、条例の一部を改正する条例の制定及び字区域の変更と地方自治法の一部改正に伴い、各組合同規約の変更についてであります。

次に、議案第106号、高知県後期高齢者医療広域連合設立につきましては、地方自治法の規定により高知県内の全市町村が後期高齢者医療の運営に関し、広域計画を作成し、広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、広域連合を設立することについての議決を求めるものであります。

次に、議案第107号と議案第108号は、住宅新築資金及び住宅改修資金における債権の放棄であります。それぞれ債務者の免責決定と、その連帯保証人に対する債権回

収が著しく困難であることから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により債権を放棄することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号は、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。この議案につきましては、さきに行政報告で述べましたとおり、香美市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、本条例を改正するものであります。

次に、議案第110号は、香美市合併振興基金条例の制定であります。ここも「資金」になってますが「基金」に直してください。条例の制定であります。合併により誕生しました香美市において、市民の一体感の醸成と地域振興に資する事業の財源に充てるために、基金積み立てを行うための条例の制定についてであります。

それぞれ、なお詳細につきましては、担当課長の方からご説明を申し上げます。

以上で、私からの今期定例会に付します議案の提案説明と、行政の報告を終わります。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君）　　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第26号から報告第29号までの専決処分事項の報告について、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君）　　報告第26号でお尋ねしますが、専決処分が10月10日となっておりますが、10月議会は10月の12日から24日まで開会されたわけですが、この間にこの最寄の議会に報告することになっちょるわけですが、そのできなかった理由についてご説明いただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君）　　財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君）　　お答えします。

裁判所での和解の調書が、その時点ではまだできておりませんでした。10月10日に和解はしましたけれども、正式の口頭弁論調書、これが裁判官等の手続きの関係でできてきておりませんでしたので、その時点ではご報告はできませんでした。それで、でき上がってきた後に一応直近の今議会に報告させていただいたと、こういうことでございます。

○議長（中澤愛水君）　　22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君）　　そうすると、10月24日までにそれが、裁判所ができなかったことというふうに受け取っていいわけですね。

それから、そういう状況であれば、議会開会中にはその経過等でも市長を通じて諸般の報告でもしておくべきだと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） そのご意見につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。ただ、うちとして、前回の議会のとおり出さなかったのは、確定がなされてなかったからです。和解をして2週間の間、異議の申し立てということができません。和解をして、それから2週間たった後に確定するという形になっていきますので、どうしても報告の方は遅くなるということをごさいます。ほんで、和解とかそういう作業を進めるということについては、中身の確定ではなくて、そういう作業を進めるということについては、報告は随時入れさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

この人は現在、報告第26号ですが、この〇〇さんという方は、現在どこの住宅において、家賃は幾らか、現在の家賃。それから、この滞納の期間の家賃というものは全然変更なくよね、ずっと一緒の値段でこういう滞納になっているのかどうか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 和解をした相手の方につきましては、現在市営住宅を出られております。高知市の方で在住されております。

それからまた、今回の裁判所に提訴した中身ですけれども、平成元年から平成3年9月分までは月額1万5,450円、それから平成3年10月から平成4年9月分につきましては、1万5,000円、それから平成4年10月分から平成7年7月の退去の時点までの部分が1万9,500円と、こういうような中身になっております。この方につきましては、平成7年7月12日に高知市の方へ転出されたと。10年ちょっとになります。転出はしておりますけれども、平成3年8月ごろから使用料の滞納が出始めて、その部分が滞納のまま（市営住宅を）出ておられたということをごさいます。そのことについて、行財政改革推進特別委員会の方から去年ご指摘もあって、この方を相手に簡易裁判所へ訴えていた。その結果、うちの訴えていた内容はすべて向こうも了承した上で、こういう和解の内容になったと、こういうことをごさいます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

この報告第26号のこの方ですけど、和解の条件として平成18年11月から毎月2万円ずつ分納ということになってますけど、11月分はもう分納、入金されてますでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 順次、入金をされているというふうに聞いております。

○議長（中澤愛水君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。



お聞きしたいんですが、香美市営住宅条例第20条にある敷金を納付されているのかどうかを一つ聞きたいのと、あと連帯保証人が存在しているのかという点と、(香美市営住宅条例)第19条2項の14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額はこの金額に加算されているのかをお聞かせください。

○議長(中澤愛水君) 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長(前田哲雄君) この件につきましては、まず連帯保証人はこの時点ではおりませんでした。保証人はとっておりましたけれども、なかったということです。この遅延損害金につきましては、3月15日以降支払い済みまでの間、和解するまでの間の延滞金をいただいています。それ以外の金額につきましては、基本的に家賃でございます。

それから、もう1点は何でしたかね?

敷金はいただいておりましたが、この方が出られた後に奥さんが引き続いて入居されていて、ほんで奥さんもまた出られて、その後を息子さんが継承という形で入居されておりますので、そのままになっていると、そういうことでございます。

○議長(中澤愛水君) 3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 3番。

まず報告第26号ですけど、この和解に至る中で、こちら側としては、まとまって半額ぐらい入れてくれないかというふうな主張はされたのか。また、相手側としては時効の援用等はなかったのか、その点をお伺いします。

そして、報告第27号ですが、これは相続に係る分なのか、その点。そして、現在の物件はどうなのか、その点をお伺いします。

報告第28号ですけども、中身がわかりにくいので、ちょっと具体的にこの和解についての中身を教えていただきたいと思います。

以上、よろしく。

○議長(中澤愛水君) 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長(前田哲雄君) ご質問にお答えします。

まず、1点目の半額は入れてほしいという要求はしました。この方とは2回ほど裁判所の方で協議をさせていただきまして、最初はほかの方と同じく全額払っていただきたいと、即金で。それが不可能であれば、せめて半額は払っていただきたいという主張はしましたけれども、なかなか支払いのところまでいかない。

それから、もう1点、時効の関係ですけども、時効の援用については、相手の方は主張はされませんでした。中身は、10年以上も前の債権でございますけれども、それはすべて認めるということで、こういう和解に至った。ほんで、毎月2万円以上支払うことになってますので、それで4万円以上、2回以上の滞納が続いたときには、この今回の114万円の金額を、今度は即金で入れてもらうとかいうような形になろうかと思えます。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 報告第27号のご質問につきましてお答えします。

この借受人、〇〇〇〇氏に対しましては、昭和56年1月に貸し付けを行っておりますが、平成7年にご本人が亡くなっております。それで、ここに記載しました7名の方の最初の5名の方が相続人、子どもさんでございます。それからあと、ダブっているんですけども、連帯保証人の方、それから連帯保証人の相続人の方も含まれております。

それから、物件ですが、この亡くなった〇〇〇〇氏名義で建物が存在しております。

○議長（中澤愛水君） 香北支所事務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所事務管理課長（竹内 敬君） それでは、山崎議員さんの質問にお答えをいたします。

報告第28号につきましては、旧香北町時代に平成17年度に北野地団地排水路の改修工事というのをやっております。その工事に対しまして、高知簡易裁判所に調停の申し立てが出されました。その申し立ての内容としましては、申立人の土地のすぐ横で工事をやったわけですけども、申立人の土地のコンクリートを申立人に相談なく無断で削ったということ。そしたら、それに対しましての（補修）工事を求めたが、一向に応じないので、精神的苦痛を受けた慰謝料を払ってほしいということ。それからもう1点はその工事の後、1年もたたないうちに相手方の土地のモルタルの塗り割れ、ひび、はく離等が生じているという申し立てでございました。それで、この工事につきましては、申立人本人が工事をしてほしいということで、地区の区長さんを通じて（旧香北町）役場の方へ要望がありました。それから、相談につきましても事前にお話しをして、工事をやっております。それから、話にありましたようなはく離等も一切ございませんので、簡易裁判所におきまして専決処分をさせていただきました和解内容となっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番。

報告第29号ですけど、この報告第29号というのは、非常に僕ら素人では考えられんことですけどよね、これは黒でなかったら、ポスターが黒でなかったらこういうことは発生しなかったと。それと金網がそのガラスのでなかったら、こういうことは起きなかったということですが、こんなことは今まで行政として考えられたこととかいうか、そんなことが実際あった事例とかありますか。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 片岡議員のご質問にお答えします。

普通のガラスとか、そういった関係ではよう調査をしておりますけれども、金網が入っておる分のガラスにつきましては、ガラス屋さんを確認と、それから香美市の建築

士に確認をしましたところ、たまにはそういったことがあるというふうな返事をもらいましたので、一応交渉に入りました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。

報告第29号での質問になります。金網入りのガラスというのは、金属の膨張とガラスの膨張率の違いからでひび割れが発生するものであって、黒いポスター以外、色を有するフィルムのようなものを張っても割れる可能性があります。そういった点を調べて、現在は香美市の公共の施設に係るガラス等のチェック等はされてますでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） そういうことを公共施設について調べた事実がありませんので、この場でどういう状況にあるのかというのは、ご報告はできないと。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） すいません、質問ではございませんが、調べてください。またひび割れが起きる可能性がありますので、よろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 報告第27号ですが、この約定遅延損害金169万3,821円ですが、これは債権額、これは市には入らないと思いますが、入るとすればどれくらい入りますか。

それと、報告第28号のこれはこの家の北側のモルタルで塗り直したところですか、家の北側、すんぐに北側。

○議長（中澤愛水君） 報告第27号の方の、もう1回質問を、ちょっと聞こえにくかったようですので、明確に。

○12番（久保信彦君） 約定遅延損害金は169万3,821円ですね。これは、債権額は、この市ですわね。市の方へは、これはすべてこの金額が入らないと思いますが、これはいかがですか。全部入りますか、入らないですか。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答え申し上げます。

この債権額の内容で一応訴訟を起こしておりますので、その判決といえますか、この遅延損害金も請求する形で、今回は訴訟を起こしております。

○議長（中澤愛水君） 香北支所事務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所事務管理課長（竹内 敬君） 家の東側の水路になります。

○12番（久保信彦君） あ、東側か。

○香北支所事務管理課長（竹内 敬君） はい。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

これから、日程第4、議案第91号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議案第91号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」を補足説明いたします。

平成18年度香美市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,817万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億8,099万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成18年12月7日提出。香美市長、門殿楨夫。

提案理由、庁舎建設基金費及び合併振興基金費の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表の歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書並びに、款・項・目・節内訳につきましては、議案91-58ページの提案理由書を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成18年度香美市一般会計補正予算（第4号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に4億7,817万7,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ155億8,099万7,000円としました。

概要は、歳入では、地方特例交付金の追加、普通交付税の追加、児童扶養手当給付費負担金の減額、財政調整基金繰入金の減額、合併特例債の追加及び道路新設改良事業債の減額等が主なもので、歳出では、職員人件費の振りかえ、図書館改修工事負担金の追加、国民健康保険特別会計への繰出金の追加、被用者小学校終了前特例給付の追加、児童扶養手当給付費の減額、市道谷相線（辺地対策事業）の減額、庁舎建設基金費及び合併振興基金費の追加等が主なものになっています。

続きまして、議案91-10ページをまたお開きください。

第2表 繰越明許費につきましては説明をさせていただきます。

第2表 繰越明許費、款、土木費、2項の道路橋梁費でございまして、事業名は地方道路整備臨時交付金事業、内容は、市道谷相線改良舗装工事でございますが、この3,846万7,000円を明許として計上させていただいております。

同じく、第3表の地方債補正でございますが、ここでは合併特例債が皆増で1億6,240万円、それから農林業施設災害復旧事業債が、50万円の増となっております。総計では1億6,290万円の増で、限度額は15億4,260万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。本案の質疑は、歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） まず、議案91-16ページの保育園保護者負担金、かなりの減額となっておりますけれども、これは見込み違いなのかお尋ねします。

それと議案91-18ページの民生費国庫負担金の児童手当負担金、国庫の部分と、次のめくっていただいて議案91-20ページの民生費県負担金と同額ですが、これ、以前は4対1ぐらいで国の方が多かったと思いますが、これはこういうふうに変ったのか、その2点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） まず、議案91-16ページの保育園保護者負担金の減額ですが、2点ほど誤差が、見込み違いがありまして、1つは新市に、これを見込んだときは、平成17年11月現在でしたが、新市になって新しい料金ができるようになりましたんですが、その大変忙しい最中、正確による見積もらなくて、旧3町村の現状を見て推測した調定額等をもとにしてやったら、誤差が生じたということと、それから、平成18年度につきましては、予想以上に母子世帯が多くなりまして、保育料がかからないというような世帯も予想以上にありまして、それから低所得層も予想以上に出まして、トータルでこのような減額とすることになりました。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） お答えします。

児童手当負担金のお尋ねでございましたけれども、ご承知のとおり、このたび児童手当が小学校3年生までであったものが、小学校6年生まで引き上げると、延ばすと、こういうことになりましたけれども、国庫負担の分は減額、割合が下がっておりますので、恐れ入ります、3分の1ということで、県負担も3分の1ということで、その部分が今回の補正で出されております。

率につきましては、児童手当の部分については、国庫負担3分の1、県負担3分の1、市負担3分の1ということで、今回改正によって増額しなければならない分を載せてお

るところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連ですが、その児童手当ですけれども、その制度のあれは承知してはありますが、去年の同じ時期の補正で、旧土佐山田町の部分でしたけれども、国が200万円で、旧土佐山田町が50万円というふうになってたわけで、それで手当等を組んでたはずはありますが、そういう3分の1、3分の1、3分の1という割合の変更がこの間あったのか、その点を再度確認します。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） その国の負担の割合が下がったのではないかということなんですけれども、ちょっと、今、正確にお答えすることができませんので、調べさせていただきます。小学6年生まで上げたんですけれども、その分市の負担が逆にふえるというふうな割合になったというふうに理解をしておりますので、国の割合は下がったと理解しております。その点についての正確な数字は、また後でお知らせしたいと思っております。（後に児童手当負担金の率について再度説明あり）

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 関連になるかもわかりませんが、その議案91-18ページの児童手当の方じゃなくて、児童扶養手当給付費負担金、これが大幅な減額の計上がされてますが、これも何年か前に児童扶養手当の方も制度改定があったかと思うんですが、その関係でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） これはちょっと説明しなければ、わかりづらいかと思うんですけれども、合併によりまして市となりまして、高知県からこの事務事業が移行されております。合併に当たりまして、高知県の方の指導をいただきまして、1年間の見込みを立てたわけですけれども、その際に平成18年4月に支払う分につきましては、前年度の平成17年12月分、1月分、2月分、3月分とこの4カ月分を平成18年の4月に支払いをするわけですけれども、この部分も含めて数字をいただいております。しかし、合併をいたしましたのは平成18年3月でございますので、その4月に支払うべきものは、平成18年の3月分、1カ月分だけでよいということになるわけです。したがって、高知県が負担をしなきゃいけない、高知県が独自に払わなきゃいけないものと仕分けをしなきゃいけないということが高知県の方から報告がありまして、それで訂正をさせていただいたというふうなこともありまして、この数字が大変大きく変わってきております。大きな原因としては、そういうところがありまして、このような大変大きな三角（マイナス）が出ておるといことでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

議案91-21ページですけれども、民生費県補助金の方ですが、これは障害者自立支援法の関係で、負担軽減策が来年の1月から県の方は決めたということですけど、この辺のものは、今回はまだ出てないのでしょうか。教えてください。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） お尋ねの自立支援法の障害者の負担の分をいかに軽減するかということですけども、このことにつきましては、（議案91-21ページ）16節の障害福祉サービス利用者支援事業費補助金と、こういうふうになっておりまして、県が2分の1、市が2分の1ということで、56万円をこのたび計上させていただきまして、軽減に当たるということになっております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑は。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松でございます。

議案91-30ページ、5目、財産管理費の中の19節に図書館改修工事負担金3,353万1,000円とありますが、この件についてお伺いをいたします。この件につきましては、これは旧土佐山田町開発公社による工事費の負担であろうというふうに認識をしておりますけれども、それでよろしいでしょうかということが1点でございます。

また、旧土佐山田町は財団法人土佐山田町開発公社と、土佐山田町土地開発公社とあったようでございますけれども、土佐山田町土地開発公社につきましては、その業務、設立の目的等につきましては認識できるわけでございますけれども、この財団法人土佐山田町開発公社の業務の内容、また設置をした目的についてお伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） ご質問にお答えします。

図書館改修工事負担金につきましては、議員さんのおっしゃられるとおり、財団法人土佐山田町開発公社の工事した分についての負担金でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 財団法人土佐山田町開発公社の業務の内容というお尋ねですけども、高知工科大学の駐車場の経営をするということもありまして、現在財団法人香美市開発公社でそういった事業を行っております。主なものはそういったものでしょうか。今のを言いますと、図書館の件もでございます。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 関連でございます。今、財団法人香美市開発公社の事業としては、その図書館工事であるとか、高知工科大学の駐車場等ということでございましたけれども、平成17年度の決算報告等を見ると、用地の取得なども行っているようでござ

ございますけれども、香美市土地開発公社がありながら、この財団法人香美市開発公社でも土地の取得も行われているということについて、少しお伺いをいたしますとともに、この図書館改修工事とかは、通常一般会計で行う業務ではないだろうかというふうにも思いますけれども、これ、まあ財団法人香美市開発公社で行ったという理由も一緒にお伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） はい。議員さんのおっしゃるとおりでございます。本来であれば、これ依頼をしたのが平成10年でございますけれども、本来であれば一般会計で処理すべきでございました。と、私個人は思っております。ところが、この時点では何らかの事情がございまして、一般会計の方で予算がなかったとかいうようなことがあったらと思いますけれども、その建物につきましては、無償で旧土佐山田町の方に寄附していただいたと。図書館は無償で寄附をいただいた。ただ、図書館として使うには、ちょっと改装せんとできなかったということもございまして、改装費用が、その当時捻出できなかったんだらうと思われま、推測です、ここは。そのために、旧財団法人土佐山田町開発公社に改装の依頼をしております、改装していただいたと。本来であれば、負担行為を起こして、翌年度から順次それを償還すべきでございましたけれども、諸般の事情でそういうことに至っていなかったということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 同じく議案91-30ページの5目、財産管理費の22節の市道敷地料解決一時金という内容を知りたいんですけども、先ほど行財政改革推進特別委員会の報告でも解決しろと言ったあの件じゃなかろうかと思うんですけども、この詳しい内容ですね、この金額をどこへどのように支払うかということと、また、この金額の算出根拠、契約書とかそういう一切書類はないという説明を前回聞いておりますが、それでなんでこの金額を支払わなきゃいけないか。支払い先、この金額の支払いの明細とか詳しいことをご説明願いたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議員さんのご質問にお答えします。

まず、市道敷地料解決一時金でございますけれども、これはご指摘のとおり行財政改革推進特別委員会の方からもご指摘いただきよった旧岩村地区に対する市道敷地料の解決一時金でございます。この秋に部落長さんとも2回ほど協議をしまして、何らかの解決策を講じなさいという議会からも強い要請が出ておりましたし、それから監査委員さんの方からも契約書のない支出は違法状態であるというご指摘も、平成17年度の監査意見報告書の方でいただいております。その関係で、地元の部落長さんと協議をさせていただいて、この一時金というものを出してきました。ほんで解決策として一時金を提案させていただいたと、こういうことでございます。それが前段にありまして、金額の



根拠は何かということをございますけれども、地価がどうのとか、買い上げるとかいうことではございませんので、今現在お支払いをしております、年間の敷地料の10年分相当額を解決一時金としてお支払いすると。そのことによって、この問題について解決をするということをございます。それから、お支払いする相手方をございますけれども、前回の議会でもご説明しましたように、旧土佐山田町では個人の方と契約をしておりますので、部落長さんの請求をもって部落長さんにお支払いするという形を、これまでとってきましたので、そういう形で部落長さんに対して解決一時金を出して、その部落内での分配についてはその部落等で決定をするということになるかと思えます。基本的には、地権者の方々に一時金は、それぞれの面積によっていくんであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 今の件ですけれども、10年分が妥当かどうかということですね、岩村地区というても、各幾つか部落があると思うんですけれども、その対象部落の名称を教えてください。

それと、もう1点。これを予算に上げている限りは、今後これに対して一切ないというような覚書を結んでるとか、そういうこともあったらお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 対象部落をございますけれども、旧岩村地区の松本、岩次、神通寺、立石、それから京田の5つをございます。

それと、覚書については、そういう覚書は交わしてはおりません。一応、部落長さんと協議をして話し合いの結果、こういう形で解決をするということにしております。といいますのも、この加地子は、そもそも始まったのは旧岩村の時代からでして、そのかけもった最初から部落長さんと旧岩村役場とが、契約ではなくて慣習によってそういう形で支払いしておったということを受けてのことですので、契約もありませんので、覚書も特に結ぶとかいうことは、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 覚書がなかったからと言いながら、今まで何十年も実質、旧土佐山田町なり香美市が払ってきているわけですので、それを行政側は認めてきたということになるわけなんですよね。それで、この金額払ってでもそういうことがないよということなので提案するなら、今後この部落長として責任を持ってこの件は解決するというような、何か一筆入れてもらわんと、金は払ったわ、また何か出てきたときに、そういう紛争みたいなものが起こりはしないかと心配するんですが、そのところはどうですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） そのご心配はごもっともだと思います。実際に協議の内容としましては、あくまでも市側としましては部落長さんにお支払いしよったので、部落長さんと話を煮詰めるという形で進めてきました。それについて、最終的に年間の敷地料の10倍を一時金としてお支払いすれば解決をすると、（解決を）つけるという話で、そういう相互の認識をしております。それに基づきまして、今これから、年末年始にかけてまして、各部落で寄りがあるようになると思います。その寄りのときに、今まではこうやったけれども、一時金によって今後はもう毎年の加地子はお支払いがないよということを、この年末年始の寄りの期間中に部落内の関係者の方、もしくは全員の方々にご報告をします。また、その報告する文書についても、部落長さんと、それから市側と協議をして、こういう文書で各戸へ配付するというような形で合意形成をして、文書ももう既にお渡ししています。ですから、解決するという覚書とかがなくても、今後、再度請求してくるということはないというふうに考えておりますし、また請求をするのであれば、請求をする根拠がなければいけませんけれども、契約もしてませんので、その請求、今後してくる根拠もないというふうに考えています。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） その件でございますが、土地は依然として個人の名義になっておるわけでして、部落にその使用料を払ってたと。部落としてそれを解決するというので、この金額を支払うのであれば、説明書は出すにしても、部落長とそういうかちつとしたあれ（覚書）、私は取っておく必要があろうかと思えます。ほかのどこの地区でも、今は現市道の拡張は無償提供でほとんど拡張してきておるんで、その点について、ほかの地区でそういうことが出てくることはないんですけれども、実際払ってて、覚書ないにしても何十年も払ってきたという経緯があるわけですので、それはやはりその地区の部落として責任を持って個人、地権者が請求しないというようなことを一筆入れておく必要がないでしょうか。ただ、説明書に今後ありませんよと、連名で出すだけでいいのかなと非常に心配するんですけれども、その点。なおこの支払いは、その地区の総会の会が終わってから、了承を得て支払いになるということで理解してよろしいかということと、今言ったことをもう一度、説明書だけでなく、部落長としてそういう話をつけた文書を取り交しておいて、何らこれを解決するという点に関しては問題ないと思うんですが、要らん心配かもしれませんけども、そここのところをお答え願います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） まず、お支払いの関係ですけれども、お支払いにつきましては、予算が通って、かつこの年末年始の寄りが済んで決定すると。それ以降の請求になってこようかと思えますので、実質的には2月以降の請求においてお支払いすると、こういうような事務的な段取りは考えております。

それから、議員さんがご心配いただきゆうように、せつかく決まった内容をお互いにこういう内容で確約をしたねという形で、覚書とかいうような形で残しておいてはどう

かというご提案と思うんですけれども、そのことについては、部落長さんとも話しをした中で、もう責任を持ってこの問題については対処してくださるという話でしたので、そこまで覚書とかいうところまでは思いが至らなかったというのが現状でございます。以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 西山議員が3回やりましたから、時間がありませんので私が続けて。関連いたしますが、当然、きょうの予算が通ってからまたその話するわけですが、その5部落ですかね、やはり今まで5部落の部落長と協議をしておるんですよね。5部落の部落長と、その中の1人ですか、1人が代表ですか。5部落全員の部落長ですか。そのことをはっきりしていただきたいことと、やっぱりこれは疑ってはいかんわけですので、いろいろ例が今まであるわけですよ。お金を、ある部落長に渡したけど、全部住民に行き着いちゃらざったということがあるわけですよ。そういうことも今まであるわけですので、公金を支出する以上は、やはり明確に覚書なり、一筆交わしておくべきではないかと、そうでないと、これ議会として通すわけにはいきませんよ。確認書を、これちゃんと確認をするということを一筆入れておかないと。それは後々課長はまたかわっていくわけですので。おらんときに起きたときに困りますので、やっぱりそれはかちっと公金を支出するときは、かちっとそのことを決めていただきたい。そのことをご答弁いただきたい。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、確認書は取れんかえ？嫌がられたときの確認書。助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） いろいろとご心配をいただいております。この解決に至るまでも、かなり担当、またそれぞれの各地区の区長さんも努力をしてきた経過がございます。ご承知のとおりと思いますが、この借地問題については、非常に古い歴史がございます。ご存じのように昭和7年に当時の旧岩村の、いわゆる政策の中で雇用対策等々も含めて道路の改良を進めてきた。その工事のいわゆる進捗に合わせて、各地域の地権者と協議の上で土地を借地して、借地料はいわゆる担当20戸分ということで、借用してきた経過がございます。その後、旧岩村も当時の旧土佐山田町に合併されたわけです。その時点でも、いわゆるそのとき踏襲を含めて合併してまいりましたが、当時の行政の中でもほかと違った対応でございますので、解決についてはいろいろと検討されて、手も加えてきておった経過がございます。それで、今日にその後も引き続いてきておった。

そこで、今回、これの解決に至りましても、完全解決には現実にはなりません。いわゆる土地は個人の名称で残ります。個人の権利で残ります。権利で残りますが、公道としては、もう昭和7年から70年余りを経過しておりますので、道路はもとには戻りません。そういうことで、税でもいわゆる個人に税金はかかっておりますので、その税制問題。それから今後における登記の問題というような、いろいろな問題が今後も残って

まいります、そのことも考慮していただいて、今まで支払いをしております各部落長さん、地区長さんとの協議の中で、結局協議の相手は地区長さんになるわけですが、地区長さんと協議をいたしまして、現在の方向で、いわゆる借地料の支払いについては一時金で処理しようということでご理解を地区長さんにもしていただいて、そのように対処するにようにしております。ご心配のとおり、今後、担当も助役もかわります。そういうことで、将来に向けて何らかの形でこのことの解決の方法については残しておくということは、今後、具体的にきょう、こういう形ということについては、発表できませんけれども、検討して、後々禍根のないような対応にしていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 今、私が言ったのは、代表してだれか1人の部落長と協議をしておるのか、全員部落長が、そういうことはお答えなかったわけですが、ちょっと待ってください。今の助役の答弁はいいわけですが、そういうことは明確に保証していくということがないと、私はこれは賛成できないということをおし上げておきたいと思ひますので。やはり今までずっと払っている分があったようですが、解決する上は、やっぱり公金を支出する上は、何かの一筆確認書を取っておく必要があると思ひますので、その点を、今助役が言いよったことを解決策にしていくということを確認できれば、それは私はいいいと思ひますが、その確認をするということでも明確にさせていただきたいということと、部落全体の部落長との協議か、代表者とやっておるのか、その確認をしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほどの歳入の箇所、山崎龍太郎議員の質問、答弁がちょっと保留をしておりましたので、福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 先ほどの（議案91-18ページ）児童手当負担金に關しまして、国の率は変わったのかというお尋ねがありまして、正確なお答えができませんかったので、補足させていただきます。

国は6分の4、3分の2から3分の1、半分になっております。県が6分の1であったものが3分の1になる。市が6分の1であったものが3分の1とこのように変わっておりまして、国は半分になっておりますが、その分は市と県が負担をするということになっております。また、児童扶養手当も同じように変わっておりまして、国が4分の3を負担をしておりましたが、現在では3分の1でございます。県から市に移行されたので、市の負担は4分の1であったものが3分の2という66%負担と、こういうこ

とになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 先ほどの（議案91-30ページ）市道敷地料解決一時金の件についてお答えをいたします。

今までの、いわゆる交渉相手でございますが、一昨年提起を地域の方々にさせていただいて、いろいろと問題をかもしてきておりましたが、その協議の相手方につきましては、一昨年とは早変わりまして、本年度は各5つの地区長さんと、当時の状況に詳しいKさんを交えまして、6名で協議を進めてまいりました。そこで、現在のまとまりになっておるんですが、ご心配の将来へ禍根を残す、それから今回の対応について残しておく必要があるということでございます。当然そのように考えておりますが、具体的にどうということろまで、今詰めに至っておりませんけれども、地元から今回の解決策についての請求書をいただくこととなります。その請求の内容について、沿って対応するわけでございますが、請求書処理ということになりますと、いわゆる金銭関係の証拠書類は、何年かで廃棄処分になってまいります。そういうことから、今回の処理については永久保存のつづり、一番問題ないのは契約書があればセットして処理できるということがございますけれども、契約書のない状況の中で解決していきますので、今後の永久保存に残るような形に処理していくということで、それができるまでは支払いはしないということにしたいというように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。

先ほどからの各議員さんからのこの件に対しましての、ちょうど引き続きでございますが、この件に関しましてのご質問がありました。私は、旧岩村出身でございますので、非常に身につまされる思いをして聞いておりましたが、先ほど休み時間中に確認をいたしました。本日、6時半からの各地権者と申しますか、関係者を集めまして岩次部落の方で会を行うことになっております。その中で、先ほど前田財政課長の方からも説明がありましたけれども、部落としては、そういうふうな一時金でしまいをつけるということに対しまして、契約書なり、先ほどからもいろいろ議論がありますけれども、契約書なりを通したらどうかという話もしましたけれども、それは今のところは考えてないというふうな答弁があったと、このようにお聞きを、先ほどいたしました。

そこで、なぜそういうふうな、契約書があって当然と、もうこれであと今後一切これについては異存はないというふうな契約書を取るのが、とると言いますか、交わすのが当然だと思っておりますが、なぜ今まで、先ほど助役さんの方からも話もありましたけれども、なぜ今まで契約書云々の話ができてなかったと、ここでございます。ちなみに、私が今まで聞いておりますところによりますと、各部落の部落長さんが代表者でこれに

相手をすると、相手をするといいですか、担当していくと、こういうことでございます。そしてもう一つには、私どもの地域におきましては、地区におきましては、部落長さんがいて、そしてそれを諸割というものがありますが、それに換算といいですか、相対しまして、それを各地権者には払い戻しておりますけれど、ほかの4部落につきましては、そこまで自分の方としてまだ聞いておりません。以上のことをもちまして、今晚、会がありますので、先ほど言いましたように。その中に私も出席をいたします。今回ここでありましたことを聞きましたことは、そこで逐次報告をさせていただきまして、よい方向に進めていきたいと、このように思っておりますので、ひとつその辺でよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 議案91-31ページの6目、企画費の19節負担金、補助金及び交付金ですけれども、これは若者定住化推進助成金というのがございますが、私も一般質問の中でちょっと変えないかんところができてきますので、内容についてどのようなことをされるのか、その事業内容について教えていただきたいのと、その下の備品購入費のこのバスの購入費ですけれども、これは112万円ですか、これでとてもバスというものは買えん、マイクロバスじゃないかと、こう。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 減額、900万から112万円の減額。

○19番（前田泰祐君） 減額、はい、わかりました。これどこに配置をするつもりですか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、議案91-31ページ若者定住化推進助成金ですけれども、これ当初予算でもお願いをして、今度追加ということで数字を上げたわけですけれども、結婚祝い金につきましては、一組当たり15万円のお金を予定をしております。それから定住、合併浄化槽の設置助成金、これも1基分10万円、それから家賃の助成金につきましては、この家賃については所得等によって変動するということもありまして、それが確定したこともあって、当初でお願いした額が不足をするところで、今回補正をお願いしておると。この事業につきましては、旧物部村でやっておりました事業の引き継ぎのものでございます。過疎化、高齢化の激しい現実を見定めて、あすの香美市を担う若者の定住化を奨励し、明るい家庭を築き、いきいきと輝く地域づくりを進めることにより、市の発展・向上を図るという目的で、この事業を設定をしておるところでございます。

バスの件ですけれども、当初900万円で予算をお願いしておりましたけれども、入札減でお安く手に入れることができましたので、その予算の余った分をお返しするとい

うことで、香北町エリアの蕨野線にバスを入れることにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） もとに戻りますけど、先ほどの議案91-30ページの市道敷地料解決一時金の件ですが、明確に今後契約書なり誓約書なり取るという約束、そういうものをはっきり取るか取らないのか、明確に答弁をいただきたいと思います。先ほど矢野議員の方からも、今晩会があるという説明もありましたけど、今後、この10年間分の360万円で、本当にもう解決するのか、その辺をはっきり答弁いただかないと、この案に対してまだ自分自身も賛成しかねる部分がありますので、明確な答弁をお願いしたいと思います、今後について。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） ご心配のないような形にかちっとした書類にとどめるように努めてまいります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番です。

議案91-37ページですが、間違いました、議案91-36ページの方です。その4目、老人福祉費の中の19節、後期高齢者医療広域連合準備委員会負担金と、それと後期高齢者医療広域連合負担金というのが計上されておりますが、今回条例案も提案されてるわけですけれども、この。これは（広域連合の）運営に係る負担金かと思いますが、それぞれ負担割合があらうかと思うんですけれども、どのようになっていますでしょうか。また、国、県の負担もありますでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 議案91-36ページの4目、老人福祉費の19節の後期高齢者医療広域連合準備委員会負担金と後期高齢者医療広域連合負担金のご質問についてお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療広域連合準備委員会の方ですが、後期高齢者医療広域連合準備委員会の立ち上げが8月に行われて、広域連合設置が2月の予定ですので、それまでの経費で、広域連合を立ち上げるまでの準備経費としての費用での市町村の分担金です。それで、総額が3,400万円ぐらいなんですけど、そのうち準備経費として国の補助金が2分の1、各県2,000万円を上限として、2分の1の国の補助金があるということです。国の補助金は、準備経費としての2分の1ですので、予定をしておる見込みは338万5,000円です。ほとんど職員の給料等になりますので、これは地方事務ということで経費は出ません。それで、そういった市町村の分担金については、3,100万円ぐらいが県下合計の分として見込まれておまして、その負担割合は、被保険者割、人数ですね、被保険者の人数割としてそれぞれの市町村に分担割がされております。それで、

県の補助金はありません。準備についても、広域連合の所要額についても県の補助金はありません。それから、2月、3月分の連合の負担金については、国の補助金もありません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） その2月、3月分については、国の補助もないと、今おっしゃいましたかね。それと、市町村については被保険者の人口割ということは、この前の説明会の資料によりますと、75歳以上の方と、それから広域連合の区域内に住所を有する65歳から74歳の寝たきりの方もこれに含まれるということでしょうか。

それと、今ちょっと地方事務とかいうふうに、課長おっしゃったかと思うんですが、この前の説明会でもちょっとまた、条例のときに詳しくお聞きしますけれども、ちょっとこれだけお聞かせください。その「法律で加入を義務づけられておる」というふうなくくりが最初に、説明のときにありまして、けれども「加入は自由ですよ」というふうなことも言われたと思うんですね。その辺が妙に、自由だけれども、これに加入しなければ国保財政の方が赤字転落に陥るだろうというふうな格好なんです、それが、法律で決められておるのに加入は自由というのはどういうふうな位置づけで考えればいいのかということと、それと後期高齢者医療広域連合準備委員会負担金については、もちろん後期高齢者の医療制度が発足すれば、これはもう負担はなくなると思うんですが、この後期高齢者医療広域連合負担金については、発足後もこういう形で一財からの繰り出しというのか、負担があるのか。その点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） まず、被保険者の割合ですが、お見込みのとおりだと思います。

それと、後期高齢者医療広域連合になってからの負担ですけれども、国の負担はありません。事務費については、国の負担は今までどおり。今も老人保健についてはないです。そのとおりではありませんが。それと、加入ですけれども、一応全市町村が加入することにはなっておりますが、議会での議決が必要ということになっておりますので、一応議会で議決をしていただいて、加入ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） すいません、ちょっとわかりにくかったのですが、発足後の後期高齢者医療負担金については、国はそれについても負担はないと。いや、さっきお聞きしたのは発足後も市町村からこういうふうにしてその後期高齢者医療広域連合負担金というものが、一財からこういうふうに出ていくのかということ。制度の中でその運営費もまかなえるのか、それとも一財からこういうふうに出るのかということ。わかりますかね。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。



○保険課長（岡本明弘君） 現在、老人保健特別会計では、事務費が発生しているわけですが、医療費については、国、県の補助がありますけれども、事務費については出てないので、それぞれの市町村の負担金が発生するものと、それぞれの市町村で見ないかんというようになると思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 議案91-35ページ、この13節、委託料ですけど、監査委員費ということですけどね、これはだれかそういう専門職を雇って監査をする場合に、これ随意契約でその人を選定しているのか。それとも一定の基準か何かがあってよね、こういう人に委託しているとか、そういう基準とかそういうものがあるのかどうか。それから、これはどこを監査するのか、場所がわかってたらお願いします。

○議長（中澤愛水君） 監査委員事務局長、松浦良衛君。

○監査委員事務局長（松浦良衛君） お答え申し上げます。

工事監査の関係でございますが、工事監査につきましては、現在の市の監査委員3人おられますけれども、それぞれ工事に関する専門的な知識がないということで、一昨年からか、工事に関する監査は専門の業者に来ていただきまして実施をしております。今年度につきましては、大宮小学校が大規模な工事で現在建築中だと思っておりますが、それで、その関係で大宮小学校の校舎の建築主体と、それから電気設備の工事を対象としておりまして、委託する理由は先ほど申しましたけれども、そういう工事に関する専門的な監査の機関といいますか、会社がございまして、そちらの方から来ていただくことになっておりますので。高度な専門知識を有しまして、工事技術調査の経験も豊かな技術を有する会社が西日本に2社しかございません。そちらの方から、どう言いますか、見積書みたいなものを出していただきまして、それで安い方の会社に委託すると。来年の2月ごろを予定をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ちょっと補足をしておきます。前監査委員ということで。

黒土の住宅と、それから秦山公園の子どもの広場ですが、この工事監査を一応建築関係ではやっていただきました。それから、公共下水を1件やっております。関西には2社ですが、東京に1社ありますけれども、見積もりを取った段階で、東京の方はどうしても交通費かれこれがかかりますので、高額になってくるということで、2件とも関西が見積もりの方で安かったということで、そちらに委託をしてやりましたが。やはり専門でありますので、黒土の場合もある程度工事が進捗をした、60%ぐらい進捗をしたというときに見たいということで、それまでのいろいろの工事の証拠書類、写真、そしてまたコンクリートの強度、すべてあらゆる角度からやりまして、非常に詳しい検査をしていただいて、うちの庁舎内におります担当職員も勉強になりますし、また業者もそういう専門の技術士の方が来て監査をして、一部監査をしてくださるということになり

ますと、かなり緊張もするし、また業者の指導にもなってくる、技術力のアップにもなるということで、3回過去にやっております。

以上です。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 関連ですけどね、これは金額的に請負金額の一定のこれ以上の金額に対してはこういう監査を入れるというような基準はあるんかね。

○議長（中澤愛水君） 監査委員事務局長、松浦良衛君。

○監査委員事務局長（松浦良衛君） 特に基準というものはございませんけれども、その年度年度のうちに、大規模な建築工事だとか、建設工事だとかいうようなものをピックアップするといいますか、年に1回はそういう工事監査を実施して、先ほど議長の方からおっしゃられましたけれども、香美市の職員が研修も兼ねて、あわせてその工事監査もできるというようなことをございますので、特に基準というものはございません。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案91-32ページ、お願いします。旧税務総務費の中の、その3節、職員手当の時間外手当144万4,000円という、そこそこ大きな補正を予定しているわけです、組んでいるわけですけども、これは税務課に係る部分なのか、収納管理課に係る部分なのか、まずお答えいただきます。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） お答えいたします。

この144万円は税務課に係る時間外でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 収納管理課と思ってましたが、税務課に係る分ですね。どういう業務内容で遅くまで時間外を必要とするのか。これからの3月、次の時期までですがね、すいません、聞こえにくうて。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 課税に向けての時間外手当でございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。すみません、ちょっと教えていただけないか。

先ほど出てました議案91-31ページの若者定住化推進助成金の中で結婚祝い金15万円出るということで、その渡すときの基準、渡して。以前ですけど、私、何かお祝い金もらったけれど、そこに住所を置いとかなまずいから、本来は土佐山田町にいるけれど（住所は別に置いている。）というようなことを聞いたがです。その辺ちょっと教

えてください。

それと、議案91-33ページ、たびたび出てくるんですけど、私、本当認識不足で申しわけないんですけど、この高知縣市町村職員互助会負担金、どんなことをこの互助会に経費を積み立て、その中から職員さんに対してどんなように使われているのか、ちょっと教えていただけませんか。

そして、議案91-40ページの5目、福祉医療費の20節扶助費1,000万円、ともに乳幼児医療と重度障害者の500万円、500万円出てますけど、急にこの多額の金額が出てますが、それについてお尋ねいたします。

それともう1点、議案91-47ページの1目住宅管理費の11節修繕費50万円とありますが、これは先ほど言われた（香北町の市営住宅の）火事の修繕費でしょうか。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） （議案91-31ページ、若者定住化推進助成金の）結婚祝い金のことについてお答えをいたします。

旧の物部村に住所を有する方が対象者でして、（旧物部村内に）5年間在住ということが条件づけられます。なお、年に一度実際おるかどうかということ調査・確認をしておるということです。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議案91-47ページの旧住宅管理費の修繕費につきましては、これは火事の方ではございませんで、ごく一般の市営住宅の修繕費でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 議案91-40ページの5目、福祉医療費についてお答えをいたします。

まず、乳幼児医療ですが、これは旧土佐山田町と今度の香美市と比べて個人の負担が香美市になってからなくなったために、見込み違いというか、ただになりましたので、使う方が多くなったのではないかということにより、乳幼児医療の支出がふえております。それから重度障害の方についても、これも人がふえておりました、使われる方も増加というか、伸びてきておりました、今回の補正をさせていただくことになりました。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 議案91-33ページの高知縣市町村職員互助会負担金ということですが、この内容につきましては、職員の福利厚生事業ということになります。県下、この市町村が全国加入しておること、負担金を納めてその中で事業が行われるということ、その内容につきましては、職員の福利厚生に関することでございます。以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

議案91-36ページ、3款、民生費の方ですけれども、1目、社会福祉総務費の社会福祉協議会業務委託というのがあるんですけれども、これはどういった内容のものを委託するのか教えていただきたいと思います。

それと、その下の3目障害者福祉費の方の、先ほど障害者自立支援法の関係では、障害福祉サービス利用者支援事業というふうなのに入ってるということでしたが、これ大体というか、対象者は何人ぐらい、何人を入れるのでしょうか。

それと、その上に知的障害者施設訓練等支援事業というの、これはどういった事業なのか教えていただきたい思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 社会福祉協議会業務委託につきましては、内容はということですが、社会福祉協議会につきましては、さまざまな事業をお願いをしたりしております。ご承知のように、介護保険の分野もありますし、一般福祉の分野もあります。あるいは、ボランティア団体などの取りまとめなど、諸団体のお世話というふうなこともございます。そうしたものをお願いをしてきたわけですが、今回、この326万8,000円の補正を提案しておる内容は、これは人件費にかかわる分であります。ご承知のように、社会福祉協議会は旧3町村それぞれございまして、これが合併をするということで、その身分につきましても、市に倣いまして再計算等しまして公平な形にしてやってまいりました。そうした中で、今回改正等がありましてその部分の増額等が出ておりますが、この社会福祉協議会につきましては、この人件費が大きく変わった要因は、そうしたもののほかにこの合併するに当たりまして、相当職員の異動がございました。退職されたりとかいうこともございまして、そうした後で職員を補充しなければならない状況が生じております。例えば1人職場となったようなところにつきましても、昼間外出すると、あるいは休むということになりますと、全く事務者がいないというふうなこともございます。そうしたことで、臨時的な職員の配置が必要になったりとか、あるいは出産を迎えた職員に対して、将来出産する予定の方もございますので、その分の臨時職員の配置、あるいは専門職の配置とかいうことがございました。あるいは人の入れかえもございまして、支所長が退職されて、あと、かわりに経験豊かな人に入っていただいたりとかいうふうな、そういった非常に複雑な人の動きがございまして、そうしたトータルをしたところこのたびこれだけのお金が必要になったということで、このほとんどは人件費でありまして、人件費の給与、諸手当、そういうものが積み上げられた結果、社会福祉協議会業務委託料としてふやさなきゃいけないというふうになっております。

次に、障害者福祉費中で、お尋ねでありました知的障害者施設訓練等支援事業という

のは、事業内容ではどういうことなのかというお尋ねでありましたが、これは現在、施設の方でお世話をいただいている障害者がございますけれども、これが73名分で今計算をされておりますが、この部分が、施設側でお願いをしておる障害者の部分での不足額が、約1カ月程度分予定しておったものが不足するというので、計算がなされております。障害者の負担に関する軽減のお話もありましたが、予算書でいきますと、次の障害者福祉サービス利用者支援事業というふうな名称をつけさせていただいておりますが、この部分で軽減を図ろうということでございますけれども、対象者としましては、施設、居宅の方を含めまして、約120名余りの方が対象となっておりますが、精査した結果、112万1,000円というふうな金額が出されておりました、この2分の1は、先ほど説明しましたように高知県が2分の1負担をするということになっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 議案91-36ページの国民健康保険特別会計の繰出金ですが、これは何割が何人か、それぞれ教えてほしいと思います。国民健康保険特別会計の繰り出し。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 7割軽減とか5割軽減という、この人のことでしょうか。ちょっと今それについての資料を持ってないので、また後でお知らせしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） はい。お聞きしたいのは、議案91-43、2目、林業振興費の中の緊急間伐総合支援事業費補助金、945万円がそのままそっくり組みかえでしょうか。森の腕たち育成事業補助金となっておりますが、これは雇用促進事業の一環で、やはりこれも間伐に関するものでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

この両事業のプラス・マイナスでございますが、高知県の予算配分の関係で組みかえるものでございます。参考までに事業を説明しますと、ご質問のように森の腕たち育成事業費補助金につきましては、若い労働者、担い手が森の工場内で搬出間伐を行うものです。年齢は7～9年齢でございます。森林の機能といいますか、森林の区分では資源循環に、赤色ですが、それと水土保持林活用型、黄色です。赤と黄色の部分の搬出間伐でございます。一方、緊急間伐総合支援事業費補助金の分につきましては、通常の搬出間伐でございます。年齢は同じく7～9年齢でございます。組みかえでございますので、これは香美森林組合分の2,100立法分ということでございます。この両事業は高知県におきましても担当部署が違います。森の腕たち育成事業は森林局、担い手対策室です、

間伐総合支援事業は森林局の間伐推進室となっております。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番。

議案91-34ページです。2目、市長選挙費ですが、これ、市長選挙が今年ありまして、金額が最終的に確定したということでの補正かと思うんですが、選挙が終わりまして大分になりますが、こんなふうに長期にやっぱりかかるものでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） この2目、市長選挙費でございますが、基本的に2カ月ぐらいは大体余裕を持ってやっておりますが、今回ちょっとおくれたというところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第91号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

暫時1時まで昼食休憩といたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時01分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、平成18年第6回議会定例会で継続審査に付してありました、日程第24、認定第1号、平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第51、認定第30号、平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についてまで、以上28件を一括議題とします。これから、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） はい、前田です。報告をさせていただきます。19番、前田でございます。平成18年第6回定例会において、総務常任委員会が付託を

受け継続審査となっておりました平成17年度各会計決算の認定、認定第1号、認定第2号、認定第9号、認定第15号、認定第20号、認定第23号、認定第24号、以上7件につきまして審査をいたしましたので、順次、経過と結果の報告をいたします。

まず、認定第1号、平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、本案件は既に連合審査会で質疑が終わっておりましたので、即刻採決を行いまして全員賛成によって認定すべきものと決定をしました。

次に、認定第2号、平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行いました。

質疑内容は次のとおりであります。「住宅新築資金等貸付助成事業費助成金及び償還推進助成事業費補助金とはどういうものか」という質問に対しまして、「住宅新築資金等貸付助成事業は、低利、貸し金利が2～3%で、平成8年まで貸し付けを行っていたが、貸し付けを行うに当たりいわゆる簡保とその他の市中銀行から借り入れを行いますが、その際の利子が約6%、その差額を高知県が住宅新築資金等貸付助成事業費補助金として補助を行うものであり、また、2点目の償還推進助成事業費助成金とは、高知県の補助金であり、いわゆる債権回収に必要な補助として、市が補助を受けているものである。具体的には、基本的回収または借受人が破産、生活保護になった等回収が不可能になった件について補助を行っているものであり、平成17年度までに14件補助をいただいている。なお平成17年度の補助は3月に行われており、決算としては香美市の方に入っている。」との回答があり、「司法書士及び弁護士が入った業務があるが、その業務内容はこういったものか」との質疑に対しましては、「平成17年3月から司法書士3名にお願いし、債権回収部会を立ち上げ、週に一度3時間ほど集まっていたが、各案件について意見を伺っている。平成17年度は、主に対象の方に呼びかけをかけ面接を行っている。司法書士の方は、競売にするとか、裁判にかけるときの書類作成に携わってもらっているが、金額が大きいものに関しては、10年以上かかわってもらっている顧問弁護士1名にお願いしている。」と回答がありました。また、「改修資金徴収率、新築資金徴収率より宅地資金徴収率が低いが、これはどういうことか。」との質疑には「新築資金及び宅地資金を同時に貸し付けている方が多く、この場合、同時に支払うことができない方に関しては、金額が大きい新築資金の方から払っていただく指導を行っているためである。土地によっては、一括償還や先払いなどもあり、徴収率には変動がある。」と答弁がございました。また「一般会計1,100万円を繰り入れているが、この基準は。」との問いには「基準については特にない。通常は、貸付金の元利収入で賄うべきだが、この年だけでも徴収率から見て全額が入ってくる見込みがないため、かといっても決まった分返す公債費の償還があるので、その不足分を一般会計から繰り入れている。あと数年で起債の償還が少なくなるので、繰り入れの必要はなくなる予定である。」等々の本案に対する質疑応答の後、採決を行いまして、認定第2号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第9号、平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この件も既に連合審査会で質疑が終わっておりまして、即刻採決を行い、全員賛成によって認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第15号、平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定についても、連合審査会で質疑が終わっておりまして、即刻採決を行いました。そして、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をしております。

続きまして、認定第20号、平成17年度山田消防組一般会計歳入歳出決算の認定について。本案件について質疑を行いました。

「監査意見書にも指摘のあった、経費として大きい休日勤務とはどういう状況なのか。」との質疑に対し、「消防の場合、一般職と違い土日が休日ではなく、有事の際に備え常時10名程度署に置いている。それ以外に研修やその他講習とかについては、休日の日に出ていただくようになっている。消防組合の方では一般職員のように、なかなか代休を取ることができず、休日手当を出していた。しかし、監査の指摘もあったように、休日手当の減額を行うため、指摘のあった9月以降できる限りの範囲で代休での対応を行っている。また、職員の健康を優先することも踏まえ、できる限り代休で対応を行いながら、来年度予算では200～250万円減額できるよう対応していきたい。」という答弁がありました。また「備品購入費の鼓笛隊用具一式40万円とあるが、これはどういう目的でどのように使われているのか。今後どのように生かしていくのか。」という問いに対し、「これは制度上の都合から、消防組合の方から40万円いただき、鼓笛用具を、貸与であるが、鼓笛隊のある幼稚園に渡している。この道具を使い、先日秋の全国火災予防運動で、消防本部前でピーアール、啓蒙・啓発活動を行ってもらった。また、幼稚園での防災教育にも役立っているということである。」という回答がございました。次の「どこの幼稚園に渡したのか。」という問いには「山田幼稚園のみである。」という答弁がございました。次に「常備消防費負担金で、物部、大栃分団の方に多いが、これはどういうことか。火事の際に出る負担金であるが、旧物部村が多かったのか。」との質疑がございまして、これには「一般質問の際にも出ましたが、物部、大栃分団の方に消防車を1台買う計画です。物部に配置する際には物部の負担、香北の場合には香北の負担というふうになっております。大栃分団に消防1台購入したことによる負担金の上昇です。また、火事にかかわる分も含まれております。」と回答がありました。

本案件に対する質疑終了後、採決を行い、認定第20号は、全員賛成をもって認定をすべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第23号、平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この件は既に連合審査会で質疑が終わっておりまして、即刻採決を行いまして、全員賛成によって原案のとおり認定すべきものと決定をしております。

次に、認定第24号、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行いました。



「一般管理費の中の報酬と給料、職員が2人で対応しているということか。」という問いに対し「報酬は嘱託職員で2月まで土佐山田町一般会計より支払っており、3月分のみ支払った分である。平成18年度も同様に行っている。担当職員は2人おりますが、新築資金の方から1人分の給料を出してもらっている。」という回答がございました。次に「平成13年度から住宅新築資金と一般会計が分かれたのか。」という質問がございましたが、「貸し付けは昭和45年から始まっており、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計とがいつ分かれたかについては、貸し付け開始時期と同時かということについては、資料が手元になくわからない。私が旧土佐山田町役場に入った昭和52年には既に分かれておりました。」という答弁がございまして、採決を行いました。認定第24号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） 8番、小松紀夫でございます。平成18年第6回定例会において、教育厚生常任委員会が付託を受け、継続審査となっております案件につきまして、さる11月14日、審査を行いましたのでその経過と結果をご報告いたします。

当委員会が付託を受け継続審査となっております案件は、認定第5号、同じく認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第10号、認定第12号、認定第14号、認定第16号、認定第17号、認定第19号、認定第28号、認定第29号、認定第30号、以上の13件でございます。順次ご報告を申し上げます。

まず認定第5号、平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしまして、質疑応答に入りました。

その中で、「歳入の連合会支出金にあるシステム開発支援交付金の内容、また歳出の委託料、新共電システム開発委託とあるが、どこに委託をしたのか。」との問いに対し、「歳入のシステム開発支援交付金と、歳出の新共電システム開発委託は同一のものであり、連合会から補助があって、委託料として業者に支払ったものである。内容は、連合会で全国統一をしたシステムを開発し、各県に導入をしたものであり、委託先は四国行政である。」との答弁がございました。また、「1人当たりの医療費が、年間74万2,530円となっているが、県内でどのくらいの位置にあるのか。」との問いに対し、「県内で中間くらいの位置である。」との答弁がございました。また、「雑入の第三者納付金の内容は。」との問いに対し「自損事故以外の交通事故において、事故割合が不確定な状況の折に、とりあえず治療費を給付し、事故割合が確定した後に保険会社、もしくは相手方個人より7割分が入ってくることになっている。なお、相手方が個人で、高額の場合には分割になることもある。ちなみに旧物部村で約300万円を月々1万5,000円の分割にしている事例がある。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきも

のと決しました。

次に、認定第6号、平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「不納欠損額、収入未済額が多いが打ち切り決算の影響なのか。例年と比べて税収の推移について伺う。」との問いに対し、「打ち切り決算の影響は基本的にはない。収入未済については、3月に押してくる分はあるが、不納欠損の11カ月分については、例年との差は余りない。」との答弁がございました。また、「税改正により、国保の負担もふえてきた中、今後納期の細分化について検討する予定はないか。」との問いに対し「現在のところ納期の細分化については考えていない。率の変更については介護納付金はマイナスの出ないようにし、医療分は診療報酬等の引き下げによる医療費の減、また基金が近隣市町村と比べて多いことから、平成19年度を引き下げの方向で現在検討中である。」との答弁がございました。この件に関連をしまして、「現在7期で納付をしているが、均等に12回にすれば新たな滞納が防げるのではないか。」との問いに対し「7月に令書が出て、そこから7回となっているが、個人の申し出により、10回まで分割納付ができるようにはなっている。ただ、納期をふやした場合、滞納になったとき督促料もふえてくるということも考えられ、基本的には7回でいきたいと考えている。」との答弁がございました。また、「年間1人当たりの給付率が年々高くなっているが、予防、健診等の取り組み状況は。」との問いに対し「給付率が上がっているのは、年々高齢化率が高くなっていることが影響をしていると思っている。給付率を下げるには、高額医療費の支払いを少なくする保健指導が必要ではないかと考えている。今回医療制度の改革により、保険者が検診、保健指導を実施しなければならないこととなったため、特定検診の計画を平成19年度中には立てることになっている。現在保険課と健康づくり推進課の協力のもと、計画立案の作業を行っている。」との答弁がございました。また、「監査意見書で不納欠損の中に生活保護が15件とあるが、生活保護に陥った場合に、どの時点で不納欠損の処理をしているのか。また、不納欠損の中のその他の内訳はどのようになっているのか。」との問いに対しまして、「基本的にすべての税は免税にはならないので、本来は請求していくべき債権であると考えている。ただし、生活保護に陥った原因、その過程を踏まえ、5年後には不納欠損の処理を行っているのが現状である。その他の内訳は、納税指導中や分納支払い中などを含め、多様である。」との答弁がございました。また、「健康づくり補助金について、対象団体の数と団体の活動内容、また不用額が120万円余りあるが、浸透不足ではないか。」との問いに対し「補助対象は5団体である。活動内容は講師に依頼して運動教室を開催したり、ウォーキングなどを行っている。不用額が多いのは、打ち切り決算の影響もある。また、この補助金は活動が定着することがねらいであり、3年間の期限を設定をしている。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「歳出総額に対して歳入を調整をしたという、そのような認識でよいのか。」との問いに対し「そのとおりである。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で「認定調査等費の報償費、嘱託調査員の人数は。また調査の項目は。」との問いに対し「旧土佐山田町は3名である。項目は、制度改正後には70数項目となっている。」との答弁がございました。また「認定後、自宅でのセルフプランもあると聞いたが実施をしているか。」との問いに対し「本人が作成をすることも可能ではあるが、一般的にはケアマネが作成をしている。」との答弁がございました。また「サービス給付費、サービス費の中に特例、また特定がついているものがあるが、その内容は。」との問いに対し、「特例とは認定申請の前にサービスを受けた場合や、基準該当のサービスを受けた場合であり、特定とは低所得者に対する食費、居住費の減額分を公費で負担をしたものである。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に認定第10号、平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「退職被保険者について加入推進の取り組みは。」との問いに対し、「連合会に退職者の名簿を打ち出してもらって勧誘をしていたと考える。」との答弁がございました。また「葬祭費と出産育児一時金から、死亡77名で出生6名ということか。」との問いに対し「そのとおりである。」との答弁がございました。関連をして、「葬祭費、出産育児一時金は、滞納があるなしにかかわらず支払っているのか。」との問いに対し「平成12年度の制度改正により滞納のあった場合は、給付の一時差しとめができるようになっているので、滞納額があれば差し引いて支給をしていると考える。そのような例があれば調査をし、後日報告をする。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号、平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

格別の質疑はなく、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第14号、平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「旧香北町、旧物部村で支給をされていた在宅介護手当の現状は。」との問いに対し、「現在も引き続き支給をされている。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第16号、平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

格別の質疑はなく、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第17号、平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

格別の質疑はなく、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第19号、平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「不納欠損が発生をしている理由は。」との問いに対し「件数は3件であり、1名は納税意識の欠如、1名は所在不明、もう1名は生活困窮である。」との答弁がございました。これに関連をして「将来、その3名が介護給付を受ける立場になった場合、負担割合やサービスはどのようになるのか。」との問いに対し「そのような場合は、給付制限がかかり、1割負担が3割負担になったりする。また、不納期間によって負担期間が変わってくる。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第28号、平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「香北町が1人当たり医療給付が高いようだが、分析はできているのか。」との問いに対し「分析はできていないが、土佐山田町より若干高いのは高齢化率が高いからと考える。また、物部町が低いのは近くに医療機関がないことが影響しているのではないかと考える。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第29号、平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「基金の残高は。」との問いに対し「平成17年度末で約7億6,000万円である。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきも

のと決しました。

次に、認定第30号、平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「これまでに介護認定について不服申し立て等はなかったのか。」との問いに対し「認定に対する苦情はある。その都度説明をし了解をしてもらっている。不服申し立てについては、高知県へ申し立てすることになっているが、現在まで不服申し立てはない。」との答弁がありました。また「一般管理費の包括支援センター電算準備事務処理委託の内容は。」との問いに対し「包括支援センターは平成18年4月に設置をされて、6月から事業を開始しているが、事業を行うための電算の設置である。」との答弁がありました。また、「雑入の1,500万円は。」との問いに対し「旧香北町分の繰越金である。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） 13番、竹平です。産業建設常任委員長報告を行います。今回、産業建設常任委員会で行いました審査事件は、平成18年第6回定例会におきまして、継続審査となっております平成17年度各会計の決算の認定についてでございます。以下、各事件について、審査の経過と結果をご報告します。

審査日は、平成18年11月14日、出席委員8名で定足数に達しておりましたので、委員会審査を行いました。当委員会が付託を受けていた継続審査事件は、認定第3号、認定第4号、認定第11号、認定第13号、認定第18号、認定第25号、認定第26号、認定第27号、の8件でございます。順次報告します。

まず、認定第3号、平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

出されました質疑として「開栓手数料について、1戸当たりの受益者負担の負担金の決め方はどのような仕組みになっているか。」との質疑に対し「開栓手数料は、一たん閉栓してある管を新たに入居された方が使用するとき支払う手数料のことで、1戸当たり1,000円が受益者から入金されているものである。」と答弁。また、「繰入金の中の予算現額に対する調整額との差はどう解釈すべきか。」との質疑に対し「当初計画の事業は、すべて発注した中での入札減や、再度現地精査をした上での設計変更等で繰り入れ減額になっている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果全員賛成をもって認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第4号、平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

出されました質疑といたしまして、「寄附金とはどういった意味合いのものか。雑入にならない単なる寄附金なのか。」との質疑に対し「不納欠損の所有権移転に伴う、2名の方からの相当数額の受益者負担金である。」と答弁。これに関連をいたしまして「その相当数額がなぜ寄附金という形になるのか。それとあわせて雑入の内容内訳。」との質疑に対しまして、「所有権移行に伴い、その変更分と時効到来後に伴う分であり、寄附金としている。また、雑入については区域外受益者の負担金である。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果全員賛成をもって認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第11号、平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

出されました質疑として、「公債費の中で、長期債の元金と利子について、利子が非常に高いと考えるが、その内容とあわせて長期債はいつからどのように借り入れ、どのような返済計画に基づいての決算なのか。そして、それに基づいて平成17年度がこの金額なのか。」との質疑に対し「長期債の利子が大きくなっているのは、起債は基本的に元利金等償還となっており、このように大きくなっている。」と答弁。また「後段の質疑の長期債について、いつから借り入れて、平成17年度にこの金額になっているのか。また今後の返済計画はどのようになっているのか。」との質疑には、執行部より後刻質問委員に示すということになっておりました。次に、関連質疑といたしまして、「長期債については、旧土佐山田町ではこうした項目は出てこなかったが、旧香北町、旧物部村との事務の違いはどのようにとらえるべきか。」との質疑に対し、執行部より後刻質問委員に示すということになりました。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果全員賛成をもって認定第11号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第13号、平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

出されました質疑といたしまして、「歳入の執行率が低くなったのは、特定環境保全公共下水道事業へ移行したとの説明による判断でよいのか。また、下水道使用料の徴収方法はどのように行っているのか。」との質疑に対し「国庫支出金の減額については、お見込みのとおり香美市への特定環境保全公共下水道事業へ移行に伴うものである。また、使用料徴収方法については、旧土佐山田町と同様に水道料へ加算して徴収している。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果全員賛成をもって認定第13号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第18号、平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決を行い、結果全員賛成をもって認定第18号は原案のと

おり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第25号、平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

出されました質疑として、「不納欠損額が計上されているが、香美市になって何件あるのか。」との質疑に対し「不納欠損額は水道使用料のことで、内訳は、破産8件、破産滞納、行方不明滞納繰越等16件の24件である。」と答弁。また、「歳入歳出の差し引き額ゼロ円の内容は一般会計の繰り入れの調整の結果によるものか。」との質疑に対し「お見込みのとおり、一般会計の繰り入れ調整後の結果によるもの。」と答弁。次に「簡易水道はかなり普及してきた中で、いまだに谷川の水を取水して生活している地域もあるが、こうした中で普及率はどの程度になっているのか。」との質疑に対し「全体で94～95%程度が上水道及び簡易水道設置地域に居住している。ただ、残り5%ほどが集落営水道等で給水しているが、将来的に見ると、そうした地域では維持管理ができなくなるということで、水道課への要望もあることから、これについては、今回過疎債で5カ所くらい、3カ所については集落営水道になるが、高知県市町村元気の出る総合補助金等を活用して水道施設の整備をすべく進行中である。」と答弁。また関連質疑として「残り5%の事業場所がへき地等大変なところになると思われるが、その地域についても今後継続的に事業を進めていく予定はあるのか。」との質疑に対し「大変困難な事業場所があるが、事業の考え方として、まず施設に関しては一番小さな飲料水供給施設は、受益者戸数50人程度を目標に、またそれ以下の10ないし20人程度の集落へは、高知県市町村元気の出る総合補助金等の活用を検討をしていきたい。また集落営水道の形になる中で、将来的には集落で維持管理ができなくなることを想定して、現在支所とも協議をしているところであるが、市が管理する状況を見込んで、集落営水道についても一定水準以上の水道水供給施設としておくことが必要になってくるのではないかと考えている。そのためには、近接する簡易水道の区域拡大によった形をとっていくということも視野に入れ、今後検討していかなければならないと考えている。」と答弁。「また、普及率94～95%の内容は、地域へ単に水道管を敷設したのみのものか。あるいは戸当たり完全に接続して水を使用しているものか、いずれを積算基礎にしているのか。」との質疑に対し「使用、未使用は別にして、本管を敷設した区域指定の中での居住している人口比でいくと94～95%は普及しているとの見方である。」と答弁。また「水道管を敷設後、接続し、各家庭で使用して、初めて水道料金が徴収できるが、単に敷設だけの場合は料金徴収はできないが、その点についての考え方は。」との質疑に対しまして、「水道施設は、下水道施設と異なり、法的強制力がなく選択自由の接続となっている。つまり、下水道施設におきましては、(下水道管布設後)3年以内に区域の方は接続しなければならないという法があるが、水道施設の場合自由なので、例えば井戸水使用で事足りているといったことにもなっております。ただ、現在の状況としては、水道供給は利用者の自由選択という中でも、塩素滅菌ができていない山間部の水や井戸水に菌が検出されている

こともあり、井戸水と併用とともに、若年世帯を主として、順次水道施設への切りかえはあっている。」と答弁。また「法的根拠がないので、供給は自由選択であるとの表現であるが、簡易水道事業は地域の要望に基づいて事業を行っているわけで、行政が先行して行っている事業ではない。その点からすると、受益者が100%に近づく努力を行政もやっっていかなければならないし、地域もそれに基づいて工事を進めているので、自由という表現は理解をするが、行政の市勢として普及の努力をすべきではないか。」との質疑に対し、「ご指摘を踏まえ、今後とも水道行政については市民に安全で上質な水を提供していくということを念頭に事業を進めていきたい。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果全員賛成をもって認定第25号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第26号、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決を行い、全員賛成をもって認定第26号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、認定第27号、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

出されました質疑といたしまして、「香美市の簡易水道移設補償費と、その場所はどこか。」との質疑に対し、「水道補償費については、水道事業者へ支払う補償費のことで、下水道工事に伴う水道管の継ぎ回し移設時に支払った費用である。また、場所は今回、平成17年度工事を実施した香北町美良布本田地区と葦生野南地区である。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果全員賛成をもって認定第27号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

（午後1時41分 休憩）

（常任委員会の審査結果表を配布）

【常任委員会の審査結果表巻末に掲載】

（午後1時42分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。



「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

委員長報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第2号、平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第3号、平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第4号、平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第5号、平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第5号は、原案のとおり

認定されました。

これから、認定第6号、平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第7号、平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第7号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第8号、平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第9号、平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第9号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第10号、平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第10号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第11号、平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第11号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第12号、平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第12号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第13号、平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第13号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第14号、平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第14号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第15号、平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第15号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第16号、平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第16号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第17号、平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第17号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第18号、平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第18号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第19号、平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第19号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第20号、平成17年度土佐山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。(後に「土佐山田消防組合」を「山田消防組合」と訂正あり。)

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第20号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第23号、平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

を採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第23号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第24号、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第24号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第25号、平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第25号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第26号、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第26号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第27号、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第27号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第28号、平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第28号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第29号、平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第29号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第30号、平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、認定第30号は、原案のとおり認定されました。

訂正をしておきます。認定第20号を「土佐山田消防組合」と言いましたが、「山田消防組合」のことですので、訂正をいたしておきます。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は12月12日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

(午後1時56分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日 火曜日



平成18年第7回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成18年12月7日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日火曜日（会期第6日） 午前9時02分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

13番 竹平豊久

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	下水道課長	久保和昭
助役	石川晴雄	環境課長	阿部政敏
収入役	明石猛	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
総務課長	鍵山仁志	健康づくり推進課長	岡本篤志
企画課長	濱田賢二	地籍調査課長	田島基宏
財政課長	前田哲雄	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	几内一秀
商工観光課長	高橋千恵	業務管理課長	岡本博臣
建設都計課長	中井潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 吉 村 泰 典  
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 山 崎 泰 広  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

選挙管理委員長 松 尾 禎 之  
農業委員会事務局長 山 岡 紀 夫 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第6日目 日程第2号)

平成18年12月12日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 7番 千頭 洋一 君
- ② 15番 依光 美代子 君
- ③ 1番 有元 和哉 君
- ④ 11番 片岡 守春 君
- ⑤ 17番 竹内 俊夫 君
- ⑥ 4番 大岸 眞弓 君
- ⑦ 9番 門脇 二三夫 君
- ⑧ 20番 大石 綏子 君
- ⑨ 6番 比与森 光俊 君
- ⑩ 19番 前田 泰祐 君
- ⑪ 12番 久保 信彦 君
- ⑫ 5番 織田 秀幸 君
- ⑬ 8番 小松 紀夫 君
- ⑭ 3番 山崎 龍太郎 君
- ⑮ 10番 山崎 晃子 君

- ⑩ 23番 坂本 節 君
- ⑪ 14番 島岡 信彦 君
- ⑫ 18番 石川 彰宏 君

**会議録署名議員**

5番、織田秀幸君、6番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時02分)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。13番、竹平豊久君は、家族の通院介助のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしましたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい、7番千頭でございます。改めまして、皆さん、おはようございます。7番、千頭洋一でございます。12月、第7回の定例会での一般質問につきまして、質問者18名中また再度1番目ということでございますが、通告書に従いまして、次の2項目を質問させていただきますので、的確なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、第1点でございますが、市営住宅の駐車場等の整備状況でございます。第2点が、中山間地域農業振興政策についてでございます。

まず、第1点目の市営住宅の駐車場等の整備状況でございますが、いろいろ調べてみますと、市内に約22カ所で、総計300（世帯）を超える市営住宅等が設置されておりまして、地域住民にとりましては、生活をよくしていく上での衣食住の3項目の1つの住宅、これは市の政策行政でも的確な経営運営をされているものと確信しております。そういった中で、平成8年度に建設されました香北町美良布780番地1にあります上町の市営住宅、ここには、耐火2階建ての公営住宅が6戸と、特定公共賃貸住宅6戸の計12戸ございますが、それに対しまして、駐車場の設置数は、条例ではそれぞれ6台6台の計12台分設置となっております。しかし、12台の駐車というのは、あくまでも机上の計算のようで、現実には7台か8台しか駐車可能なスペースがない。今日までは入居者同士がお互いに話し合い、協力しながら譲り合って何とか対応しておるということですが、このたび、合併して新生香美市となりまして、皆さんご承知のように、駐車場の使用料が1区画月額1,000円の徴収となったわけでございます。そうしますと、線引きをしたり、どうこうしていますと、なかなか12台はとめられないと。お話聞きますと、何か専門家にいろいろ区画の線引きの依頼をすることも聞きましたが、いずれにしても、当市営住宅には12台分の駐車スペースはないではないかと。また、到底不可能であると思われまして。中山間地域の住民にとりまして、車は自分の足、また自分の履物同様生活必需品となっていると言っても過言ではありません。いまや、（車は）1人1台の時代でございます。このような時代に、このような事態があつてよいのでしょうか。その対応策について見解をお伺いさせていただきたいと思ひます。

また、同その上町住宅は進入路も狭く、入居者も非常に不便を来していると、財政が

非常に厳しい折ではございますが、その拡幅の予定はないか、あわせてお伺いしますと同時に、その他の市営住宅でもこのような現況がないのか。もしありましたら、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

次、第2点目でございますが、中山間地域の農業を守るための政策についてお伺いさせていただきます。

高齢者、女子労働者等によって、この急傾斜、棚田の維持、水田の涵養等が支えられている中山間地域の農業であると言っても過言ではないと思います。しかし、国の現在の農業政策は、担い手、認定農業者、集落営農等大規模な農家を主体になされておりまして、中山間部の農業政策、特にその零細業者は切り捨てられるといった不安が非常に募っております。また、農産物の価格低迷、超高齢化、後継者不足等により、この不況の直撃を受け、農業経営の維持が懸念されておるところでございます。このような状況下におきまして、現況の認識をどう受けとめておるか、見解をお聞かせ願いたいと思います。また、その対策、助成支援策、補助金等の制度等があれば、あわせてお伺いさせていただきます。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 千頭議員さんのご質問にお答えします。

市営住宅の駐車場等の整備につきまして、ご質問の香北町上町住宅につきましては、香美市になって以来、無料でありました駐車場を有料化するという過程の中で、入居者の方々とだんだんに話し合いをしてまいりました。この間の話し合いには、香北支所の住宅担当が対応してくれておりましたけれども、最終的には11月16日の話し合いで一定の結論を見出しました。まず、敷地内には普通自動車にとめられる範囲内で駐車スペースの線引きをし直すと。今12台、確かに議員さんのおっしゃるとおり机上の、軽四専用とか、そういうような形で12台置けるスペースは、線引きはしてるんですけども、実際置けませんので、そこは指摘を受けまして、普通自動車にとめられる範囲内で再度線引きをし直すと。それと、団地敷地内は非常に狭いものですから、12台分の（駐車）スペースを取ることではできませんので、敷地内に置けない台数につきましては、近くに市有地がございます。その市有地に駐車場を整備して置いていただくということにしました。そしてまた、自動車を2台以上所有している入居者の方がおられますけれども、2台目の駐車場については各自の責任で確保していただくと。1台分だけは市の方で確保させていただきますけれども、2台目以降については各自で確保していただくと、こういう3つの結論に至りまして、この決定を受けまして、今議会に提案させていただいて、もう既に可決されましたけれども第4号補正に必要な経費を計上していると、こういう経過になっております。

それからまた、進入路の問題につきましては、確かに狭隘ではございますけれども、現時点では拡幅の計画は立っておりません。

それからまた、このほかの市営住宅の駐車場の状況でございますけれども、議員さんもお調べいただいておりますと思うんですけれども、(土佐山田町)片地1号、片地2号団地とか前山住宅、それから中央団地、百石団地、(香北町)茶園団地につきましては、駐車場が未整備でございます。ありません。それでまた、入居戸数に駐車場が足りない住宅というのが、(土佐山田町)黒土2号団地、ラ・メゾン桜、この2団地につきましては、駐車場が入居戸数に足りません。(香北町)香北裕・Y O U、それから(物部町)成矢、(香北町)上町第2、下野尻、蕪生野東、(物部町)三笠、栃ヶ丘、北村団地につきましては、入居戸数以上の駐車場が整備されていると、こういう現状でございます。ただ、駐車場が足りない黒土2号団地は、現在整備中でございますので、完成した時点では、入居戸数分の駐車場を確保できる見込みでございます。

以上でございます。

○議長(中澤愛水君) 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長(宮地和彦君) 千頭議員の中山間地域農業の現状をどう受けとめているか、その助成支援策についてお答えをさせていただきます。

議員さんのご指摘のとおり、山間地、また中山間地、農業生産力は差があっても、一部においても価格低迷、また高齢化、後継者不足は地域農業の衰退の大きな要因であります。特に、小規模な零細農家は中山間地に集中しており、効率的な基盤整備の適地もなく、その就業者さえ減の中、ますます高齢化が進み、また投資余力も衰退しているのが現状と考えます。そんな中、各地域において、地域特色のある農業振興事業を推進し、その継続や効果ある事業を提案し、進めてまいりました。新市において、営農推進の一環である、平均的な集落の現状把握と打開策を検討する集落座談会参加の中で、年齢別の経営耕地面積は、65歳以上の高齢農家が全体の7割、耕地面積規模10アール未満が最も多く、平均すると、58アールです。世帯主の年齢構成、平均は67.5歳で、55歳未満は14%とこのまま推移しますと、10年後には65歳以上の高齢者農家が9割となり、集落機能自体においても10年後には65歳以上の、集落自体においても存続が危惧されると、そのような現状であります。他集落も同様の現状と認識はしております。お示しの、国の件でございますが、確かにその農業の担い手対策が急務として考えられております。香美市においても地域の実態に即した担い手を明確にし、経営改善を支援するとともに、集落での合意形成された集落営農組織や、多様な担い手として小規模農家も参画できるよう育成、確保に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、集落営農などの取り組みについては、一定の制約や山間の地域農業の合致しない条件も多々ありますが、本市のように中山間地が多く、担い手不足が進む中で、豊かな農地を守り、多様な地域農業を継続、進展させていくには有効とは考えております。これからも、地域の動きには営農推進や担い手支援協議会のもと進めていきます。

2点目に助成、特に事業関係でご説明しますと、助成支援策については、きょう特に

事業評価についてはお答えはいたしません、列記しますと、中山間地域直接支払制度や、中山間農業活性化事業、集落パワーアップ事業などが該当するかと思います。事業内容については、香美市の補助要綱等で提示されておりますので、お答えを省かせていただきます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい、千頭です。まず、市営住宅の駐車場の件でございますが、先ほど財政課長さんからご答弁いただきました。足りない分は、近隣の市有地の駐車場にするということをお聞きしましたが、この市有地というのは、今現在香北町青年団室の前の駐車場の空き地ではないかなと考えておりますが、ここを駐車場にしまと、当然、市営住宅となれば線引きをして、もう占有になってしまうわけでございます。そうした折に、活動されております香北町青年団員さんらの会合のときでの、その駐車場がまた今度は逆に、その今の場所にはとめれないじゃないかなということ。それから、その市有地というのは、市営住宅から130メートル程度離れてる場所でもあるし、夜間とか雨降り、それから荷物が多いときとか、小さな子どもさんがおるときなんかは、なかなか不便さもあるんじゃないかということでございますが、そういったこともよく検討されたかどうか。また、もしそこを駐車場とするならば、そういった不便さ等も考慮して、条例にもうたわれてますように、利用の使用料の減免措置はできないか、ちょっとあわせてお伺いさせていただきます。

次に、その中山間地域の農業を守るための施策でございますが、確かに、今農政課長さんも言われましたように、高齢者も過半数で、10年後にはもう9割といったような状態と。こういった中で、確かに担い手、それから中山間地域直接支払制度とか等々いろいろございますが、何とかこの逆手をとって、高齢化、高齢化と言って、ただ悩んでるだけじゃなくして、そういったことを逆手にとって、何か新しい施策、事業等がないものか、ちょっとご検討いただければと思います。

非常に厳しい状況でございますが、ひとつよろしくお願いいたしまして、第2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 近隣の市有地というのは、議員さんのご指摘をいただいている、その香北町青年団の使っている市有地であります。そこが普通財産になっておりますので、その部分に住宅の駐車場を設けるとい形になります。本来であれば、普通財産でありますので、近隣の方にも一般募集をして貸し出すというのが本来の筋ではございますけれども、今回は特別に住宅の入居者の方に優先的にとめていただくと、そういうような措置をとるようにしております。そのことによりまして、香北町青年団の方々に団室として（市有地内の建物を）提供しているようでございますけれども、場所へ来て、すぐ車を置いてその団室の方へ入ることにはならなくなりますけれど

も、やはり生活者優先の法則といいますか、生活者をまず大事にするという形で、香北町青年団の方には不便をかけることとなりますけれども、近くにあります香北支所の広い駐車場がございますので、香北支所の駐車場をご利用いただくとか、そういう形で香北町青年団には利用していただきたいと、このように考えております。

それからまた、ちょっと上町団地からは離れておりますので、確かに不便ではございますけれども、使用料の減免は考えておりませんし、そのことにつきましては、住民の方にもご理解を、(減免)できないということでご理解をいただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えします。

さきの議会でも、高齢者福祉農業という形でご質問をいただいた経過もございます。そのときには、いろんな地域から相談があったときとか、話が出たときに、いつもうちとしても情報を持ちながら、そういう中で地域からの声があればそういう観点で集落へ入っていきたい、そんな思いをしております。また、地域づくりの観点から申しますと、農業だけではその地域はなかなか進めていけない。各、いろんな観点から農業部門だけじゃなくて、高齢者の方々の実情をいつも頭に持ちながら、これからも対応していきたいと、そんな思いです。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい、7番、千頭でございます。

3回目の質問といいますか、ちょっとお願いなんですけれども、先ほど財政課長さんにご答弁いただきましたように、やはり香北町青年団の団室の前の駐車場ということでございますが、そうしますと、もう香北町青年団の会合等ではもうここは全然使えなくなるということになると、また非常に今度は香北町青年団の、日ごろ活発に活動していただいている方々に対しても、非常にまた不便を感じるし、また香北支所に駐車するとしても、かなり距離も離れております。そのあたりで何かいい対策を考えていただければということも思いますが、この香北町青年団前の市有地には何台ぐらい駐車を、スペースを取られるのか、その空き地に香北町青年団員さんがとめられれば非常にまたありがたいことかと、かように考えておりますが、ちょっとそれをお聞かせ願えればと思ひまして、3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 香北町青年団の方々に対しまして、不便にはなると思ひますけれども、近くには香北武道館もございますので、また香北武道館の(駐車場が)空いちゅう場合には香北武道館も、香北支所よりは近いですので、ご利用いただけたらと思ひます。

それから、この上町住宅で7台か8台かは置けると考えております。そのうちで12台分を確保することを想定しておりますので、7台であれば5台分。それから、8台置



ければ4台分。あその場所は（上町住宅より）もっと広くありますので、それ以外の空いたスペースにつきましては、香北町青年団の方にご利用いただくと、こういうふうを考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。おはようございます。15番、依光美代子でございます。恐れ入ります。通告の前に通告文を訂正をさせていただきます。

通告文の質問事項3点目ですが、「放課後児童クラブについて」と書いてありますが、それを「放課後子どもプラン」に訂正をお願いいたします。また、文中に「放課後子供プラン」とありますが、その子供の「供」を平仮名に訂正をお願いいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に大柘高校廃校についてお尋ねをいたします。

大柘高校は、平成19年度募集を最後に、平成22年3月で廃校が決定しました。前議会でも質問が出ておりましたが、市長は香美市として何ができるかを考えていかねばならないとの答弁でした。今回、諸般の報告でも山田高校の充実を初め要望書を県教委に提出をしたという報告がありましたが、地域に高校がなくなるということは、若い力が外へ流出していくのです。そうすると、地域の活力にも大きく影響してきます。そして、保護者の負担もふえ、また子どものために転居する家族も出てくるかもしれません。そして、妹や弟がおれば、小・中学校にまで影響を及ぼし、やがては小・中学校の休校にもなりかねません。ますます過疎化が進むこととなります。少子化をやむなしと思うのか、せめてこの人口が維持できるように努力をするのか、いや、少しでもこの人口をふやそうと取り組むのとは、大きく差が出てまいります。香美市には「香美市子育てすこやかプラン」があり、子育てするなら香美市だよ、香美市で子育てするなら安心だよというまちづくりの大きな柱としております。しかしながら、地域に学校がなくなれば、子どもを産み育てようと思う若い人は、その地域に定住しなくなり、ますます少子化や過疎化が進むと思います。何とかできないものか。そこでお尋ねをいたします。

先日、第12回構造改革特区認定の発表があり、その中に長崎県五島市奈留地区で物部町と同じく少子高齢化が進み、生徒が減少する中で地域に何としても学校を残したいとの思いから、この地域では早くから小・中・高一貫教育の研究や、本格実施に取り組んでおりました。そして今回、小・中・高が連携、協力して12年間の継続指導ができるように特区申請を行い、来年度から小・中・高一貫教育が認定されたという発表がありました。また、和歌山県日高郡龍神村でも同じく少子過疎化による生徒の減少があり、地域から何としても学校をなくしてはならない、地域の子どもたちは地域で教育を受け、社会に送るんだという地域、家庭、学校の思いを連携させて、地域を巻き込んだユニークな小・中・高一貫教育に取り組んでおります。このユニークな取り組みが、大変子ど

もたちの興味を引き出し、好評で、みずから考えて切りひらいていく大きな力につながっているそうです。そのことでまた各地からの視察も相次ぎ、過疎の村に視察の方々がふえているということを知っています。廃校が決定しましたが、廃校にまでまだ3年あります。何とかもう一度研究してみてもどうか。また、小・中学校においても研究をしていくべきだと思いますが、市長と教育長に見解をお尋ねいたします。

2つ目、防災対策についてお尋ねをいたします。

先月、高知工科大学において地域防災シンポジウムが開催されました。その折、私は所要があり遅刻をいたしましたので、門前市長の講演を聞いておりませんので、その中でお話しをしておりましたらお許しください。今回、地域防災シンポジウムでは多くの事例発表があり、我が市にとって参考になったり、問題点を提起していただいたと思えました。庁舎内より多くの参加者がありましたが、その後防災について話し合いを庁舎内でもちましたか。お尋ねをいたします。今回の地域防災シンポジウムを聞くまでは、南海地震については30年以内に50%の確率だからと、まだ少し余裕があると安心しておりましたが、2003年9月に発生した十勝沖地震は、その年の1月を起点にした10年以内の発生確率が10ないし20%と言われていたにもかかわらず、9月に発生した現実を知りました。そして、また12月1日の高知新聞に、「低周波地震、ゆっくり地震が南海地震の想定震源域の四国沖で1月から6月にかけて起こっている、プレートのずれが発生をしている」という記事がありましたね。この2つのことを考えても、南海地震がいつ起きてもおかしくない状況に近づいているのではないかと感じずにはおれません。早急に再点検が必要ではないかと思えます。地域防災シンポジウムの中でも問いかけがありました。香美市では急傾斜地や耐震構造でない多くの橋があります。その崩壊を想定して災害対策を立てるべきだと思います。次の点についてお聞きいたします。

1つ目、地震や災害の発生時に市長が何らかの事情で庁舎に着けないとき、第2、第3の指揮者を想定しているのか。そのようなとき、市長との連絡はどのように取るのか。

2つ目、災害時、特に地震発生時には多くの橋が通れなくなることを想定しなければならないが、どれだけの職員が庁舎に集合できるのかを把握しているのか。

3つ目、また集合した職員のみでの暫定体制をとれることを想定をしておりますか。

4つ目、災害発生時には、的確な情報伝達や情報収集が重要となります。情報伝達の困難な地域を把握しておりますか。その地域への伝達手段はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

5つ目、最後に地震が発生すると、一番先に司令塔である庁舎が被災するのではないかと聞いております。そのときは、どこでどのようにバックアップ体制を取るようになってきているのか、以上、防災についてお尋ねをいたします。

3項目目に放課後子どもプランについてお尋ねをいたします。

平成19年4月から、文部科学省と厚生労働省は全国すべての公立小学校において、放課後も児童を預かることを決め、放課後子どもプランの実施、そして事業費として約

330億円を見込んでいるとのこと。従来の放課後児童クラブ、学童クラブは、放課後児童健全育成事業として、共働き家庭などの留守家庭の児童、小学3年生までを対象に、放課後、遊びや生活の場を与え、子どもたちの健全育成を図るとともに、子育て支援の役割を一定果たして来ました。今回の放課後子どもプランは、すべての児童が対象で、専門的スタッフを置きながら、地域住民をサポートとして勉強やスポーツなど、さまざまな体験活動や交流活動などの取り組みをして、児童が放課後学校で安全に安心して暮らす環境を整えたり、従来の共働き家庭の子ども向けには、さらに時間を（午後）6時ぐらいに延長するなどして、子どもたちが安心して遊べる、居場所づくりをする事業だと聞いております。この事業は、基本的には小学校内の空き教室や体育館、校庭などを利用するようになっておりますが、このプランを受け入れることによって、現在の学童保育がなくされるということはないですよ。学童は学童でありながら、今回の全児童対応の放課後子どもプランというのが行われると、そういうふうにとめていいんですよ。香美市としてどのように取り組むのかお尋ねをいたします。

最後に、合併記念事業についてお尋ねをいたします。

11月12日と12月2日の2つの合併記念事業が終わり、関係者の皆様方お疲れさまでございました。私も2つの事業に参加をさせていただきまして、日ごろ知らないところに行けたことと、地域の方々の温かいお接待を受け、とてもよかったことでした。多くの参加者よりよかったという声を聞かせていただきました。しかし、せっかくの取り組みですのにピーアール不足ではなかったかと思えます。12月2日の事業については、最終折り込みチラシをしたことでウオーキングの申込者が殺到したそうですが、そんなに経費をかけずとも参加者を募る方法はなかったのでしょうか。広報に掲載をして、参加者が少ないときは、実行委員さんや役場の職員さんをご近所の方や友人、知人に一声、二声、声をかけるだけでその事業の宣伝にもなるし、また参加者もふえると思えます。今回、何人の関係者の方が外を向いて声かけをしたのでしょうか。他の行事についても言えることですが、住民への周知は、広報に掲載したら住民にお知らせをしたと思っている節があるのではないですか。石仏に参加した人にも私は聞いてみましたが、広報を見て参加したという方は、私たちのグループではたった2名でした。あとの人たちは声かけによる参加をした人たちでした。この声かけがもっと必要ではないかと思えます。厳しいことを申しますが、住民は意外と広報を見ておりません。住民への広報の仕方をもう一度研究すべきではないかと思えますが、見解をお尋ねいたします。

今回、幾つかの問題点もあったかと思えますが、参加者からの反響や反省点など、どのような声があったのかお尋ねをいたします。また、総括はしましたか。今後どのように生かしていくのかもあわせてお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 依光美代子議員の大栃高校廃校についてと、放課後子ども

プランについてお答えをさせていただきます。

議員さんもおっしゃいましたように、大栃高校が廃校になるということが決定いたしました。大変残念でなりません。40数年にわたりまして、物部町の教育振興に大きな役割を果たしてきた学校であるからです。平成19年度に募集停止をして、山田高校に統合することが高知県教育委員会の県立高等学校再編計画によって決定いたしました。9月に発表があったところでございます。その後、10月に高知県教育委員会より通学支援、奨学金制度が示されました。また11月には、大栃小学校6年生と大栃中学校1年生、2年生の全保護者に対するアンケート調査を県教委の方で行いました。そして、その集計結果が私たちの手元に届きました。市といたしましては市長さんともご相談もし、市内4中学校、大栃、山田両高校の校長や事務局長と、また中学校の保護者の代表等と協議をいたしました。そして、その結果11月29日に山田高校の再編と財政的支援、廃校後の施設の活用に係る要望書を高知県教育長に提出いたしました。したがって、その長崎県のような特区認定の方向は考えておりません。ただ、過疎化が進む物部町において、教育行政としてどう取り組めばいいかということは考えております。保育、小学校、中学校が連携しまして、それぞれ1つずつあるわけですから、何か充実させ、教育を発展させることはできないか、その必要性を痛感しております。今、文科省よりいろんな事業が示されております。その中で、平成19年、平成20年の2年にかかりまして小学校と中学校が連携し、大変よい事業が示されております。新規事業であります。ぜひそれを受けたらどうかというようなことを、中学校、小学校の校長の方には10日ぐらい前に提案をしております。そういうことも受けて、小・中の、また繁藤と違う連携でございますが、やれば新たな方向が生まれるのではないかと、そのように考えております。仲間と学ぶ宿泊体験教室といいまして、子どもが中心になって事業を起こすことですので、町（市）の発展にもまたつながるのではなかろうかと考えておりますが、学校が決めることですので、また応援もしていただけたらと思います。

次に、放課後子どもプランについてでございます。議員さんがおっしゃいましたように、放課後子どもプランとして厚生労働省の放課後児童クラブがあります。市内7つのクラブに約300人の子どもが小学校の放課後に、安全で健やかな生活を送る目的で通っております。また、子どもプランの1つであります文部科学省の放課後子ども教室事業といたしましては、公民館活動として、主に休日にケーキづくりや将棋クラブ等で活動しています。年によりましては交流キャンプもこの事業として行っています。この2つの事業を一本化した放課後子どもプランについてでございますが、現在小学校で余裕教室のある学校もありませんので、取り組む方向は難しいと考えております。ただ、現在実施しておりますその放課後児童クラブと放課後子ども教室事業につきましては、より充実、発展していく方向で考えています。ここ数年は、こうした考えでよいのではないかと押さえていますけれども、なお、放課後子どもプランにつきましても、まだきちんとした説明は受けておりません、書類はきていますけれども。こういった説明もあろう

かと思しますので、今後の取り組みについては考えていきたいと思っています。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 依光美代子議員の防災関係につきましてお答えいたします。

1点目の市長が何らかの事情で庁舎に行けないとき、災害時の第2、第3の指揮者を設定しているかということでございます。現在、香美市地域防災計画を策定中でありますので、災害対策基本法に基づき、旧町村の防災計画により災害対策本部の運営に関し実施を図っています。災害対策基本法第23条第2項により、「本部長は市長をもって充て、第3項に副本部長、本部長、その他の職員を置き、市町村は市町村長が任命する」となっています。副本部長には、助役、収入役、教育長をもって充て、副本部長に事故があるときは防災主管課長が代行することとなっています。

2点目の、災害時にどれだけの職員が庁舎に集合できるかを把握しているかとの質問です。災害規模等によって諸条件が異なることから、あらゆる災害を想定して対応策を策定する必要があります。地域防災計画策定中での配備体制を確立する必要から、現段階では4段階の配備区分を対応策としています。緊急非常体制時には、全員の職員が対策本部の所属班に配備体制をとります。災害時の居場所やその状況により、自分自身の身の安全と周辺の状態を判断しての登庁となることから、大よそ全員の集合を想定しており、現在の計画進捗状況では、職員集合人員は把握できておりません。今後、協議が表であり、研修を深め、より充実した地域防災計画を策定いたしまして、最善に努めてまいりたいと思います。

3点目の、庁舎に出てきやすい職員のみで暫定体制を想定しているかということでございます。阪神・淡路大震災ほか甚大なる地震被災地の教訓により、いろいろな対応策が見い出されてきまして、減災に向けてのかなりの改善策が言われてきています。今後、いろいろな課題を克服していかなければなりません。災害が発生いたしますと、原則として配属先の班での配備体制となります。香美市の規模をとらえた場合には、災害の居場所から、まず最寄の市の機関に安全を確認して参集することも想定しなければならないことや、合併しまして広域になったとはいえ、香美市内在住の職員が約80%で旧町村単位に住居を構えていることや、また、市外在住者も近隣に移住していることが大半なことを考えますと、この体制をとる必要があるかどうか、今後協議をして防災対策に努めてまいりたいと存じます。

4点目の、情報伝達の困難な地域を把握しているかということでございます。現在、日常において携帯電話が通信できない地域は、物部支所を通じて3カ所把握していただき、衛星携帯電話の設置の計画も考えております。災害時において、情報（伝達）の困難な地域は被災地となり、通信ほかライフラインが遮断された地域となります。山間部等の自主防災組織の設立とともに、防災マップづくりの中や、各支所との情報の共有により、地域の把握に努めていきたいと存じます。

5点目の地震が発生すると、一番先に庁舎が被災し、そのときのバックアップ体制はできているかということでございます。地震が発生すると庁舎が被災するという危惧を持ち、耐震の整った庁舎建設の早期実現を願うものであります。現況を考えた場合、庁舎の耐震強化問題もありますが、施設が整うまでのバックアップ体制において、日ごろの危機管理を含め、庁舎付近の安全な場所を確保する必要があります。具体的なバックアップ体制の取り組みに努めなければと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 依光議員の合併記念事業についてお答えを申し上げます。

依光議員には、第1弾の11月12日の奥物部まるごと体験、そして、12月2日のウォーキングにもご参加をいただきまして、まことにありがとうございました。参加者には、議員もおっしゃられましたようにおおむね好評をいただいたものと受けとめておりますけれども、ピーアール、周知方につきましては、ご指摘のとおり直前まで詳細が決定しなかったこともありまして、大変な段取りの悪さから参加者への募集や、市民への情報提供が遅くなり、ご迷惑をおかけした点多々ありまして、事務局としましてはまことに申しわけない思いでおります。両日とも寒い日に当たってしまいましたが、ほぼ天候には救われての実施となりましたことは、野外でのイベントとしてはとりあえず安堵したことでした。総括につきましては、まだ第3弾の記念植樹イベントを残しておりますので、その後になろうかと考えておりますけれども、今回の記念事業、とりわけ主催事業につきましては、行政がたたき台をつくって、それをもとにした形で事業を実施するというこれまでの形ではなく、実行委員会自身の発想から計画、そして実施ということで進めてきましたが、私自身、こうした形態でのイベント実施は初めてでもありまして、協働のあり方の実例であったというふうにとらえております。初めてのことでありまして、さまざまに紆余曲折もありましたけれども、これからの協働のあり方を思うとき、この間の経過なども踏まえまして、検証、総括ができればと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。2回目の質問をさせていただきます。それぞれにご丁寧なご答弁ありがとうございました。

最初に、大柵高校の廃校についてですが、学校がなくなることは本当に寂しいことでもあり、その地域が衰退していく、そういうことにつながってはならないので、ぜひ続けて研究をお願いいたします。早速に小・中学校への新しい新規事業に取り組むようにお話をなさってくださいということで、心強く思います。ぜひ、体験学習というか、体験のできるそういう教育ということが、ますますこれから重要になってくると思いますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

そして、放課後子どもプランについてですが、今、学校に空き教室がないということで、現状でいかれるというご答弁でございましたが、今後この事業を取り入れると思っ

て計画を進めていくのと、そうでないのとでは随分違ってくると思います。今、大宮小学校の改築工事が進んでおりますが、その改築をするに当たって、今後この放課後子どもプランを全国の公立小学校すべての小学校で取り組むということが発表されておりますので、ぜひ、設計変更はできないとか申されるかもわかりませんが、今後改めて改築工事をするとなればかなり多額の費用が要りますので、もう一度その辺の計画の見直しもお願いいたしたいと思います。県の方で9月の末ぐらいに説明があるとのこと聞いておりましたが、市町村には、そしたら何のまだ説明はきて…（教育長、自席より「書類だけ」と答弁）、書類だけですか。ぜひ、この事業、今の子どもを取り巻く状況を考えたときに、大変な状況がきています。子どもをもう家庭だけで育てるのではなくて、学校、家庭、地域、そういった地域や学校でサポーターをして子どもを守り育てることが、とても重要になってくると思うがです。この取り組みが予算措置もされておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。また、この事業は基本的に小学校内の空き教室や体育館、校庭を使うというようになっておりますので、ぜひ前向きにご検討というか、取り組むべくお願いしたいと思いますので、その辺の見解を再度お願いをいたします。

防災計画についてですが、地域防災シンポジウムの後お話を聞かれて、庁舎内で話し合いをされましたかということに対してご答弁がなかったと思いますので、その点と、1点目の災害が発生したとき、市長が何らかの事情で来れないとき、第2、第3と、今計画を立ててる、旧土佐山田町するときにも防災計画の中にありましたよね。いろんな配置、担当が掲載をされておりましたが、それが、その担当の職員さん、課にそれぞれ伝わっておるのでしょうか。その方が、担当者になった方が退職をされたり、また課の配置が変わったとき、そうしたときに、あなたは災害が起きたときこの担当になってますよということが、皆さんの中で共通認識ができてるのでしょうか。その辺を再度お願いいたします。

そして、庁舎が一番先に崩壊するのではないかと言われてますが、庁舎建設5年以内となっておりますが、もしそれまでに起こらないという保証はどこにもありませんので、やはりそれまでの間どこでするか、バックアップ体制をどこでとるかということは、やはりできていなければ、たちまち困ることだと思います。そして、その災害時に仮に市長が庁舎に来れないとき、その市長との連絡体制、どのように取るのかということで、先ほど情報伝達の困難な地域、衛星携帯電話の設置を考えているということでしたが、ぜひ市長との連絡も早目にこの衛星携帯電話の設置をやるべきではないかと思います。

それと、多くのこの市内には橋があります。その橋の耐震診断というのはいつごろするのか、予定しているのでしょうか。前回、河川のこと物部川のことを聞かせていただきましたが、河川の中でも舟入川はいつも水がとうとうと流れております。もし万が一地震が発生したとき、やはり被害がこの川については出てくるのではないかと思います。この間についての耐震診断、これなんかもどのように考えているのか、あわせて

お尋ねをいたします。そして今、防災計画の策定の準備にかかっているということですが、いつごろ計画ができ上がるのか、以上お尋ねをいたします。

最後に、合併記念事業についてですが、まだ第3の事業が終わってないから総括はしてないというお話でございました。今回、住民との協働というやり方で、とてもいいやり方ではなかったかと思えます。今後のまちづくり、市の運営に当たっても、こういう方法を取り入れていくべきだと思えますので、よかったんではないかと思えますが、今回、申し込みに当たっても、いろんな伝達がきちっと伝わってなかったりとかいうことがありましたので、第3回目を行うときは、ぜひそのあたりを気をつけてほしいし、また第3回目はお茶の配付をするかどうかわかりませんが、12月2日のウオーキングで、私も後から地域の方から声を聞かせていただいたんですが、お茶のペットボトル、それは参加者のモラルの問題だとは思えます。そのペットボトルの缶をあちこち、周辺の道路や田んぼにほうり込んでた。たまたま同じものかもわからんけど、それが幾つも、1つではなく幾つも何カ所にも落ちていたということを知りましたので、お茶の配付をするときにはぜひその点を気をつけられるように。例えば、紙コップでそこで飲ますとか、そういう方法も1つの方法ではないかと思えます。それは本来その人のモラルということではありますが、そういうことも踏まえて考えなければならぬのではないかと思いました。

そして、広報の仕方、これでいいんでしょうかね、従来のとおりで。この事業に限らず、ほかの事業でもそうですが、いつもというか、大半の広報で参加を募ったときに、応募者が少ないという現状があります。だから、ここをもう一度研究すべきではないかと思えますが。いろいろ反省点があったかと思えます。そうしたとき、やはり担当や担当課はかわっても、その同じ失敗を繰り返さないように、その課だけでとどめておくのではなく、それを課長会などに出して、今後違った課で行事を行うときにもやはりそれを取り入れるようにしなければ、その課だけで終わってしまっているように私は感じずにはおれません。その辺に関してのご見解を再度お願いいたします。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光議員の2回目のご質問に、私の分から大栃高校に対する考え方、また、市長が地震等のときに来れなかった場合につきましての考え方を述べさせていただきます。

大栃高校に対する行政の考え方につきましては、先ほど教育長の方からもお話しをいただいたわけでありまして、今日、大変残念ではございますが大栃高校はこうした現実になってきておるわけでありまして、これに至るまでには、合併前旧物部村の中で大栃高校に対するさまざまな対策がとられてきたわけでありまして、そうした中でも、しかしながら現実的には入学生が減少してきたという、こうしたことは、やはり受けとめなくてはならないし、また、同時に将来を思ったときに、断腸の思いではあったと思えますが、



こうした決断を旧物部村の方がした、合併前にそうしたことをしてきたわけでありまして、これを受けて我々香美市としましては、その思いをやはり山田高校につないでいく、そして地元の教育の向上にもまた今後もつなげていく、そうしたことをするのが香美市としての努力であろうというふうに考えております。今後も教育行政につきましては、教育委員会等とも十分にお話し合いをさせていただきながら、この大栃高校の山田高校への統合につきましては、対応をさせていただきたいというふうに思っております。

また、防災の面で市長が何らかの事情で庁舎に來れないときということにつきましては、このことにつきましては、私も四六時中考えております。せんだっての高知工科大学での地域防災シンポジウムでもお話しをさせていただきました。先生の中から、もしトップが來れなかった場合というふうなこともございました。ご承知のとおり、私も山の上で住んでおまして、車で何ほ早く來ても20分、15分かかります。せんだって、'98豪雨のときには、繁藤西町線が3カ所ぐらい山崩れで、完全に通行どめになってきておりましたので、隣で自転車を借りて、自転車で來ました。そして、崩壊をしてきておった山を自転車をかたいで、それを乗り越えて、約1時間余りかかったと思います、庁舎に着いたのが。そうしたことで、大変、私自身があの山の上に住んでおって、市長をやること自体がこれが適当かなというぐらいに思っております。そうした部分も含めまして、なお一層危機管理体制というものは、そうしたことが想定されますので、きちっとしておくことが大事であるということを私自身も認識をいたしておりますので、今後も防災対策課を中心としまして、全庁一斉に一つの認識のもとに今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

依光議員さんは、学校でありますいろんな行事に参加していただきおまして、学校の建物の様子とか、子どもたちの様子はよく見守っていただきおます。ここで改めてお礼を申したいとも思います。そういった中でご承知とも思いますが、現在、放課後児童クラブがない学校は舟入小学校、佐岡小学校、繁藤小学校であります。学校内ではなくても近くにほかの小学校はあるわけでございます。特に、舟入小学校につきましてはもうここ数年来ご要望も多かったですが、施設の関係等でできていないということは、大変私たちの至らぬところでもあって、子どもたちに迷惑をかけております。そういった中で、ご質問にありましたこの大宮小学校の建築につきましてでございますが、大宮小学校は2階建てで今の時代に合ったもので、もう既に設計の方は合併前にでき上がっておりまして、それを引き継ぐ形で私たちが子どもたちの安心、安全を第一としながら、今建設を進めておるという状況でございます。そういった中で、少し手直しといひますか、できることはさせていただいた部分もでございます。が、手直しをさせていた

だいたり、例えばカメラとか設置をつけ加えたりした部分もございます。ただ、空き教室としたものは大宮小学校はありません。真ん中に広いスペースがありまして、建物の北、南側に子どもたちの教室、北側に広い教室とか、トイレとかそういったものができておると、簡単に言えばそういう構造になっております。階段も中にあったと思います。そういったことですので、即このプランができたときに、空き教室があるから、今は町（市）で学童クラブはやっておるわけですから、大宮小学校は。校舎内でできるかどうかは疑問であります。また、ほかの学校の工法、建て方を考えていただきますと、楠目小学校、香長小学校にはオープンスペースがございます。そこを利用するという事も考えられます。それから、片地小学校には入ったところにオープンスペースというか、なかよし広場という広い教室をつくっております。山田小学校は、現在校舎の一部分をくじら学童に使っておりますが、あれはご承知のように空いた横のところを使っておるという状態でございます。9月1日に平成19年度における放課後児童健全育成事業の実施計画について調査依頼というのが高知県教育委員会の方から参っております。それ以後の説明を詳しく受けたことはございません。私たちも勉強不足とは思いますが、今後につきましてはまたこれを研究させていただきますけれど、現在も学童と学校の違いというのが、学童は必ずおやつを出しております。出さなければいけないというような仕組みになっておると思います。そういったことで、学校が終わりましたら順次学童の方へ3時半から4時ごろに参りまして、それで子どもたちは6時ごろまで、学童によって違いますけれど5時半までとか6時ごろまでそこにおいて、親が迎えに来たら帰るといような仕組みになっておりますが、学校にもよりますけれど、ときには午後5時が過ぎましても子どもたちが残りまして自由に勉強したり、それから研究をしたりしておる、残されて勉強という意味ではなくても、しておる小学校もございます。全児童でなくとも。そういう子どもと学童に行っておる子どもとの違いと申しますか、おやつをやるとかいようなことが主なことで、その辺がどういうふうにしたらええかといようなことに、これからは研究もして、どうせは国も示しておりますので、この放課後子どもプランの方になると思いますので、研究をしていかなければならないと考えております。この資料が来たときに私が担当に言って書いたのがあります。平成20年度には片地小学校でやってみてもできるかなと書いてあります。それは入ったところの広場を使うという意味だったんですが、体育館はもちろんです、そういう状況ですので、またなお、こんな厳しい子どもたちの環境ですので、子どもたちを安心、安全に、しかも健やかに育てるために研究をしていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 依光議員の2回目のご質問にお答えいたします。

高知工科大学で行われました地域防災シンポジウムについての話し合い等でございます。防災対策課の職員4人が参加いたしまして、課だけでございますけれどもいろいろな取り組みについて話し合いはいたしました。特に、自主防災組織の設立に現在取り組

んでおるわけでございますけれども、この大事な命を助けるとか、それからこの組織の重要さを確認し、今後重要課題として今は取り組んでおりますけれども、参考にして、組織率の向上に向けて取り組みたいと思います。

それから、もう一つ印象に残っておりますのは、静岡県の発表した方が、うちとしましては避難訓練とか避難場所への訓練をせないかんという段階でございますけれども、そこは避難場所へ行くなというような30年前から取り組んでおるということで進んでおりますので、そういうふうになればええというようなことですが、まだ取り組みがかけ離れておりますので、うちの段階ではそのようにはならないということでございます。

それから、職員の整備、配備体制でございますけれども、本年度、昨年度もでございますけれども、配備体制を案をつくった場合に、職員研修を行いまして、全職員に対して南海地震とかいう地震のことを含めまして、どのような配備でいくかという説明は行っております。それから、配備体制につきまして各課へ配付するというようなことを行っております。

それと、バックアップ体制でございますけれども、庁舎がこのような状態でありましてけれども、現状でやっぱり計画を練っていかないかんというようなことで、先ほど申しましたように庁舎の付近で関係各課とか上司、それから課長会等でうちの計画も立てまして進めていきたいというように思っています。

それから、市長との連絡でございますけれども、市長だけに限らず、今後また財政面のこともありますけれども、即連絡体制が取れるようには徐々に計画して進めていきたいと思っております。

それから、耐震診断でございますけれども、現在も課としましては自主防災組織設立時とか、それから防災マップづくりのときに危険地域とかいうようなことで、橋とかも見させていただいておりますけれども、専門家ではございませんのでまた関係各課と協議してまた進めていきたいと思っております。

それと、防災計画ですけれども、平成18年度中にすべて策定するという計画でいっておりますけれども、その進捗状況によりまして来年度へこける可能性もありますけれども、早急に作成するというところで進めてはおります。

以上、抜かっておりませんか。それでは、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の合併記念事業についての質問にお答えをいたします。

まず、今回そのイベントへの参加、特にウォーキングにつきましては、給水用にペットボトルでお渡しをいたしました。このペットボトルの処理、取り扱いについて、もしご指摘のような事実があったとすれば非常に残念な思いであります。これはモラルを説く以前の問題かなという気もしておりますのでございます。なお、今後についてはそう

いった注意を促していきたいというふうには考えております。

次に、その広報で募集をしたけれどもその集まりが悪いと、言うなれば読まれる広報であるかというご指摘であろうかと思えますけれども、読まれる広報づくりを心がけております。この広報は私どもの課の所管事業でございますけれども、そういったご指摘については、なお、今後また報道委員会等にもお願いもして、なお一層読まれるような紙面づくりを心がけていくようなことにも取り組んでいきたいというふうに考えております。また、そのピーアール媒体の持ち方、今回は新聞の折り込みも使ったわけですが、そういった部分につきましては、工夫が必要であろうというふうに考えております。そういったことを痛感をいたしたことでございます。

それから、経験の共有ということにつきましては、総括をしたものを今後情報として発すること、その手法についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。3回目の質問をさせていただきます。

最初に防災についてですが、すいません、抜かっておりました。橋の耐震調査はいつごろに、早急にすべきだと思いますがその辺の見解をお尋ねをいたします。

そして、市長が庁舎に來れないということで、ふさわしくない、いえ、決してそんなことはありません。今情報伝達の方法もいろいろありますし、また、市長にかわって指揮をとる第2、第3の指揮者もありますので、決してそういう意味で質問をさせていただいたわけではございませんので。その衛星携帯電話、そういうことはやっぱり緊急を要するものでありますので、費用が要っても市長との連絡、一番重要になろうかと思えますが早目の取り組みをお願いいたしたいと思えます。その辺について見解をもう一度お願いいたします。

そして、大柝高校、廃校になる、本当に残念なことですが、あと小学校、中学校においても、やはり地域で子どもが少なくなる、もう少なくなることをやむなしと思うのか、せめてこの人口を維持できるように何とか努力をするのか、そうすることによって随分と違ってきます。香美市にはまちづくりの大きな柱として、香美市子育てすこやかプランというのがあります。そうしたときに、やっぱり地域で子育てをしやすい環境整備ということ、力を入れていかなければならないと思えます。そうしたときに、やはりその放課後子どもプランということも今後ますます重要になってこようかと思えますので、引き続き研究をお願いいたします。

それと、合併記念事業についてであります。広報の仕方、掲載の仕方、それもあるかもわかりませんが、もう一つその声かけ、ちょっとしたこと経費も要らずにできます。その担当課だけでなく、庁舎の中で声かけ、その職員さんが自分の友人、知人、そしてご近所の方に広報したことはあるか、参加しませんかと、ちょっと声をかけるだけでも

随分違ってくると思います。意外と職員さんが外を向いて声をかけているというのを、余り聞かないんですね。ぜひ、経費も要らずにできることではないかと思しますので、お願いいたします。そして、やはりそのできた反省点、それを皆さんで共有することが、とてもよりよいまちづくりをするに当たっても、今後の事業をするに当たっても役に立ってくると思いますので、お願いいたしたいと思します。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 依光議員さんの3回目のご質問にお答えを申し上げます。準備をしておりましたので、十分なお答えになるかどうかわかりませんがお答えをさせていただきます。

実は、昨日橋梁の耐震化について説明会が高知県の方でございまして、担当が出席をまいっております。詳細についてはまだ聞いておりませんが、市内には15メートル以上の橋梁が、市道に関する橋梁が53橋ございます。制度の内容につきましても、内容詳細は不明でありますけども近々できるであろう交付金事業を利用して、橋梁の長寿命化計画を立てたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 3回目のご質問にお答えいたします。

衛星携帯電話とか、防災行政無線のデジタル化とかということが計画されておりますので、今後研究して善処していきたいと思しますので、よろしくお願します。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 3回目のご質問にお答えをいたします。

いろいろご提言をいただきまして、ありがとうございます。課長会なんかでそのイベントにつきましても、情報を出して呼びかけをしているわけですがけれども、どうもうまく職員につながらないということもあるわけですし、特にその口伝というのは市民との直接的なつながりに結びつく大きな要素でもありますので、今後につきましてもどうすればいいか、その課長会を通じるのか、あるいはまた別の方法でやるのか、ちょっと考えてみたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、1番、有元和哉君。

○ 1 番（有元和哉君）

1 番、有元和哉です。質問の前に訂正を行いたいと思います。

3 番目に質問を予定しておりました広報の件については、この質問を取り下げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問の方に入らせていただきます。皆様、日ごろよりお仕事ご苦労さまでございます。季節の変わり目で大変風邪がはやっておりますので、十分ご注意ください今後とも香美市のためによりしくお願い申し上げます。

まず初めに、1 つ目の質問でございます。今後の選挙における票の取り扱いについてという質問をいたします。

今回、皆様ご存じのとおりいろんなマスコミ等で取り上げられておりますが、選挙の申し立てにより、市で判断を行った内容を（高知）県で覆すという、極めて珍しいことが起こりました。今回の一件、僕もかかわっている人間の 1 人として、このような質問をするのはどうかと思いましたが、1 票の重さを訴えたいとともにまた今後の選挙について明らかにしたいと思いこの質問を行います。

まず、今回の一連の流れでございますが、香美市議会議員選挙において最終議席が同票数によりくじ引きで（決定）ということになり、私が当選をいたしました。その件に関して、次点となった山岡義一さんの方から異議申し立てがあり、市の方では公職選挙法第 68 条（第 1 項）第 8 号に該当する「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」ということになり、まだ、第 4 号の「1 投票中に 2 人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの」ということで無効票となっております。しかしながら、高知県の見解では「投票の記載者、記載から選挙人の意思が判断できるときは、その限り投票を有効するようすべきである」ということにより、今回全く逆の判決が出たこととなります。実際、今回の香美市選挙管理委員会の判断、また高知県選挙管理委員会の判断、全く反対のものではございますが、これは責任を追及するのはなかなか難しいところがございます。まず、香美市の判断については、法に基づき、公職選挙法第 68 条（第 1 項）第 4 号及び第 8 号にのっとり判断によるもの。また、高知県選挙管理委員会は最高裁の判例に基づくものであり、氏名を記載するという投票の仕方から、そのできる限り有権者の意思を読み取ろうというもの、そういう考え方というのは、非常に私自身も同感であります。実際、選挙が終わった後に聞いた話ですが、ほとんど目の見えない有権者の方が、自分の家から投票所まで続く 1 つの白線、道路のふちにある白線を必死にぼやけたその白線を追いながら投票所まで行き、投票を行い、そしてほとんど見えない目でもって自分の記憶している名前を書いていた、そういうふうな方もおられますし、また、若干認知症の気があるということで、必死に新聞紙に筆ペンを持って、名前を何度も何度も書き直し、そして、投票所に行き投票を行ったという有権者の方もおられます。そういう点で考えれば、高知県選挙管理委員会の判断は、実に非常に有権者の立場に立った判断だったと思われまます。だからといって香美市選挙管理委員会が間違いというわけではありません。このように、今回の一連の流れの中で非常に判断しがた

い票というものは多くございました。無効投票、(公職選挙法)第68条の中でさまざまな無効票に関する規定がございます。そして、今回私のような一件、姓及び名が逆であったもの、そういうものが21票、全体であったということ。そして、そのほか(公職選挙法)第68条(第1項)6号、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」この後に続く文がまた問題でございます。「ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りではない」というふうにあります。今回の問題となっている票については、2名の候補者の名前が記載されたというふうに読み取れることもあり、また1字間違えたということもあり、極めて判断の難しい票であったと思われませんが、そのほかの票、再開票のときに立ち会い、自分に投票された票、そしてすべての無効票、この目で確認させていただきました。その中に多くの明らかに1人の候補者に対して投票された票というものが多数まざっております。それはこの(公職選挙法)第68条、「他事記載」による無効票でございます。しかしながら、これらの他事記載があったとしても今回の高知県選挙管理委員会の判断、有権者の意思を読み取るものであれば、住所または敬称の類、この類をいかに判断し、そして今後選挙において票をどのように読み取っていくのかが問題となります。私自身が市政に対しての訴えが弱かったことと、そしてまた今回皆様、それぞれが激戦の中で抜けてきた議員さん、また候補者の皆様がいたからこそ、このような問題が起こってしまったことは候補者であるすべての人間と、また有権者によるものの発生された問題であり、だれかを問い詰めるものではございません。しかし、香美市の市民の皆様が多くのマスコミを通じ混乱の中にあるということは事実でございます。その点から考えれば、今後の選挙においてどのような基準を設け、そしてその開票作業を行うかというものを正しく示す必要があります。そして、このたび異議申し立てに至ったまでに私自身2つの疑問が残っております。

まず1点が、公職選挙法にあるように開票立会人の意見を聞き、開票管理者が決定をするということです。開票立会人、このたび多く出馬されたので、その数だけの立会人が出されております。実際、くじ引きに至るまでの間にその開票立会人の方々の意見をどのように聞いたのか。そして開票管理者が決定、その決定に至るまでにどのような作業が行われたのか。私の手元に連絡がきたとき、開票が100%終了してからくじ引きまでに至るまでの時間、記憶によれば約15分程度だったと思います。果たしてこの15分間に何がどのように行われたのかというのも疑問が残ります。そしてまた、(公職選挙法)第68条の規定に反しない限りにおいてというふうにあります。今回の問題の票は、(公職選挙法)第68条の規定に反するものというふうにも読み取っても仕方のない票でございます。しかし、現在の選挙の流れ、選挙の考え方、有権者の気持ちをくみ取るという最高裁判所等の判例をもとにすれば、(公職選挙法)第68条の規定に反しない限りというものは、それほど効力がないのではないかと思います。そういった点を考えれば、今後は香美市でどのように取り扱っていくのか、そういう点をお聞かせいただきたいと思っております。

また、これは通告にない質問になるかもしれませんが、つけ加え1つお聞きしたいことが、今回市選挙管理委員会、県選挙管理委員会、その2つの間で意見のやりとりが行われたのかということをお聞きしたいと思います。行われたのであれば、市及び県の裁決の内容がこのように全く正反対のものになるということにはなかったと思います。これらの点を考慮していただき、今後の選挙においてどのように基準を設け開票作業を行うのかをお答えください。

2つ目の質問にまいります。NPOとの協働に関し、香美市の考えを問う。

近年、NPOが大変多くふえてきております。実際にNPOといっても、皆様のなかなか判断の中では多くの方がボランティア団体というふうに判断してしまいがちでございますが、実際にボランティア団体でNPOと呼ばれているものもございますが、私自身議員になる前はNPO法人の事務局で有給職員として働いておりました。これらのNPOというものが実際どういうものかというのは、本来の理念的な考え方でいけば行政が行う公共サービス、実際市町村合併が続く中でサービスが行き届かない地域、そして実際に行政は利益を上げてはいけない、公共の福祉等を行うことが原則ではございますが、そういったサービスの行き届かない地域であったり、またサービスの行き届かない内容、そういったものをカバーをするということでやむにやまれず生まれた団体、それらをNPOといいます。そして、NPO法人というものがございまして、これは書類に記載し、フォーマットが整っておれば認証していただける法人でございます。一応審査はされますが、それほど厳密に詳しく審査等はございません。2カ月間の縦覧期間を設け、その後法人格となります。NPO法人というのになって何のメリットがあるかといいますと、法人格というものがございまして、社会的な信頼等を得てそして活動を展開していく、また個人としてではなく法人として事業を展開していくことができます。そういった点で、現在高知市内でも市民活動サポートセンター等、母体がNPOとなり活動しているものがあります。そして、香美市内にも10団体いきませんがNPO法人がございまして。そういったNPOというのは、地域の発展、そしてまた市民、住民のために何とか力になりたい。何とか自分たちの力を生かして、この町（市）をよくしたいという思いであふれた団体ばかりでございます。中には専門能力はなく、その思いだけのNPOであったり、逆に高度な専門能力を蓄えた高知工科大学内に存在するNPO法人等もございまして。そして、全国的に行政とNPOの連携、そういったものは現在さまざまな場所で行き届いて展開してきています。しかし、この香美市において行政とNPOの協働の事業というのは、私の知る限りでははっきりしたものは全く知りません。そういう点で、現在この香美市ではNPOに対しどのような協働活動を展開しているのか。また必要とされるNPO、今後どのように協働について考えているのかをご質問いたします。

次に、香美市におけるまちのイメージ（ブランド化）についてご質問いたします。

先日行われた合併記念事業、大変多数の方が参加されました。私自身は、高知市内の



方で半年前から決まっておりましたフォーラムの座長を務めておりましたので出席ができませんでしたが、その合併記念事業等で使用された香美市のキャラクターのぼりなど、香美市のイメージはやはり旧香北町に続いてのアンパンマンのイメージが大変強いものに思われます。そして、もちろんのことアンパンマンミュージアムを初めそういったキャラクターは、日本国内のみならず世界でも知られたものでございます。しかし、本庁舎内、またホームページ上ではこのアンパンマンのブランドのイメージを感じさせるようなものは全くございません。小さな旗が立っていたり、またのぼりがあったり、その程度になっています。旧香北町時代においては、職員がイベント時に着用していたアンパンマンのスタッフジャンパー、大変さまざまな方面から親しみがわきやすくよいという評価を聞いています。そしてまた、そのジャンパーを着ることによって職員であることが一目でわかり、そういった点からも市民に対する職員の姿勢が大変よく映ります。ジャンパーを1つ着たところで何が変わるのかというふうにおっしゃるかもしれませんが、やはり目立つものを着る、そして統一されたものを着ることによりそれは行政の職員であるというふうに周囲から見てわかり、また、その視線により行政職員は行政であるという自覚を持つことができます。そしてまた、ジャンパーのみならず、今回大変かわいらしい香美市のキャラクターをやなせたかしさんの方でつくっていただいております。こういったものをもっと多く広め、そして、庁舎内、香美市全体で使っていくことにより、もっと香美市を知っていただくことができるのではないかと思います。まず、香美市を知っていただくことで高知工科大学等、また工業団地等のことを知っていただき、多くの雇用の展開にも図れるかと思えます。そういった点、考えれば旧香北町のこのキャラクターを使った方針というのは大変充実したものであるかのように思われます。そこで、そのキャラクターを生かした先進自治体、旧香北町の考え方や方針は現在の香美市でどのように取り入れられ、実施されているのかを問います。

続きまして、市長へのサポート体制についてご質問いたします。

先日行われました高知工科大学10周年記念事業、地域防災シンポジウムが開催されました。その中で、門殿市長も講演者の1人としてご出席をされご講演をされましたが、国、県、そしてこの香美市内の防災（について講演された）区長さんですら高知工科大学で発表ということでパソコンを用いて、スライドを使い、高知工科大学の設備を最大限に生かした発表をしていただきました。しかし、香美市の市長に関しては口頭による講演、資料の提示がございませんでした。現在のところ、講演等そういったものでは、経験話等をするものであればスライドを使わない方が多くございますが、実際のデータを報告したり状況を見せたりする際にパソコンを使用するというのは極めて常識となっております。高知工科大学開学2年目において、そのときに開催された土佐山田町生涯学習大会、当時大学2年生であった私でございますが、土佐山田町生涯学習大会でパソコンで実際にプロジェクターを用いて発表させていただいております。既に10年前から当たり前のように使われてきた技術、そういったものを用いずに講演されたというこ

とが大変恥ずかしく思います。発表の内容にデータ等、また被災地の話等がなければ、私は使用する必要はないと思いますが、多くのデータが口頭により示されました。しかしながら、それを書き取る余裕というのは聞く側にはありません。特に防災に関することであれば、広く市民の方に理解をしていただく、それは市長のみならず行政の担当課等であれば絶対必要なこととなります。市民に広く知っていただくこと、そして十分に興味がわいていただけるようにしていただくために、最大限の道具を用い、そして最大限のプレゼンテーションを行う、それが1つの防災にもつながることと思います。そういった点を考慮すれば今回の市長の講演の内容、大変興味深い内容ではございましたが、道具が用いられなかったことが大変残念で、また道具が示されなかったことにより聞く側もそれに興味をなかなか示せない、そういう結果になってしまったかのように思います。市長の年齢等を考えれば、パソコンを柔軟に、専門的に使いこなすということまでは僕自身は全く期待していません。ですが、香美市の市長であるということは、この香美市の顔でございます。実際にこの市長が外に出て人の前で話しをするときは、市長がパソコンが使えないということは、できれば知られたくないということかもしれません。実際に、すごくやり手の市長だと思わせる、そういうふうにしてこそこの香美市は素晴らしいものだと思わすことができます。そういった点で、今回のこのご質問をさせていただきます。

市長が講演活動等になどにおいて、その講演内容、またどのようなツールを使って、そして聞く側にとってどれだけ最良の方法で伝えることができるか、それをどのようにこの香美市の行政内でサポートができていくのかということをお聞きします。実際に市長の評判がよくなければ、香美市というのがやはり評判がよくなってしまいます。私の選挙の件で評判がちょっと悪くなっていますが、やはりでも最終的なところを考えれば、行政の代表者、市長のイメージが大変重要なものと思われれます。市長には2期、3期と続けていただけるぐらい、周りから感心されるようにサポートするのが行政システムのあり方だと思います。そういった点で市長をどのようにサポートしているのかをご質問させていただきます。

最後の質問でございます。

香美市内に居住する高知工科大学生の地域貢献へ向けての取り組みについてご質問いたします。

この香美市内、高知工科大学があることによって大体2,500名からの関係者が行き来をしています。そして、1,000名以上の学生がこの香美市内に居住していると聞きます。しかし、高知工科大学との共同事業というふうに話をとらえると、大学の事務局、大学の教授というふうに話が回ってしまいますが、実際に、表現はよくないかもしれませんが扱いやすいのは学生でございます。専門家としては中途半端ではありますが、自分の持てる技術を生かせる場所があるのであれば協力したい、そういうふうな思いの学生は大変多くいます。市内で行われているパソコン教室であったり、安芸市等でのまち

づくりの活動、そういったものにも学生の個人、また団体としての協力が多く目立ちます。そして、先ほどお話しました高知市内で行われたフォーラムでございますが、高知NPOフォーラムの中においても、さまざまな分野から「よそ者」の存在は地域において重要な存在であるという話がありました。実際によそ者というのは、果たしてどれほどの役目を果たすのかというのがなかなかわかりづらいところです。そして、質問を少し明確にするために、皆様にまずご協力をしていただきたいと思いますのですが、今からしばしの間音を立てないでいてください。紙もめくるのをやめていただいて、できれば息もとめていただきたいと思いますところですが、30秒ほどお願いいたします。

(場内の者、30秒程度息を潜め静止する)

ありがとうございます。一体何の意味があるのかと考える方がおられると思いますが、先ほどシーンとした時間の中に、隣の部屋のいすの音が聞こえました。そして、エアコンの音が妙に響きました。いつも聞こえている音なのに集中しないと聞こえない音、そういったものがあります。実際その土地に住んでいる人間というのは、普通に生きているから全くそれに気づかず、その一番すばらしいものを見落とししてしまいがちです。さっきのように静かにすれば聞こえている音も、今となっては聞こえない音に変わっています。そういったものを鋭く指摘し、それを生かしてくれる、それが「よそ者」の考え方です。実際、先日の高知NPOフォーラムで行われた中でも、日高村菜の花エコプロジェクトというものがございます。そのときに、日高村の村民、また民間企業等が行っていたディーゼル燃料の再生事業ですが、その村民と企業とそして行政の間でつなぎ役をしたのが私、「よそ者」でございます。同じ地区内にいけばお互いの古くからの付き合いがありなかなか声もかけづらい、頼みにくいというのがありますが、その中によそ者が立つことによって話がスムーズにまとまるということが多くあり、まちづくりの分野、特に市民によるまちづくりの活動の分野では、よそ者、若者、ばか者が地域に活力を与える、通常地域の人間とは違った立場の人間が活力を新しく生み出すという話がありました。そういった点では高知工科大学学生、全国さまざまな場所から来て、そしてさまざまな思いのもとに自分の力を伸ばしたいという学生が多く来ています。そういった学生を香美市がサポートし、そして市のためにやってみてはどうだろう、そういった投げかけは行われていないのでしょうか。香美市内に居住する高知工科大学学生を地域貢献活動に促すような審議、そして活動、事業等は行われていないかをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 有元議員のご質問にお答えをしたいと思います。

正直なところ、私が何でここにいるのだろうかというのが正直な感想でございます、初めての議会答弁でございますので、答弁の仕方とか、その辺について精通をしておりません。ちょっとご容赦をいただきたいと思います。それと、今回のご質問につきましては、公職選挙法に絡む法解釈の問題が中心になっておりまして、私、酒屋でござい

して、法律の専門家ではございません。選挙管理委員会のメンバーもそういう意味では法律の専門家ではございません。法解釈について細かいお答えが確実にできるとはとても思っておりません。それと同時に裁判所等、法律の解釈につきましても、きのうも住基ネットの問題出ておりましたが、丸々逆の判断が出る例というのは多々ございます。そういった意味で十分なお答えになるかどうかはわかりませんが、今回の問題につきましての選挙管理委員会としての対応、それから見解を含みながらご質問の趣旨にお答えをしていきたいと思っております。ちょっと今、ご質問、通告の文書とご質問の中身とで少し微妙なあれはありますが、3点ほどとりあえずお聞きをいただいたのかなということをお思っております。

その前段で、今回の問題につきまして少し簡単にご説明をしますが、ご存じのとおり同票数になり、くじで当選が決まったということで、それに対する異議申し立てがあったということにつきまして、香美市として検討させていただいたと、選挙管理委員会で検討させていただいたということです。問題となる公職選挙法の条文は第67条、第68条が問題になっております。もちろん、いろんな資料を訴えが起こった後に取り寄せたり、選挙管理委員会事務局に用意をしていただいで十分な検討をさせていただいたわけですが、実は、(公職選挙法)第68条、無効票についてたくさん書いてあります。第67条については無効票と思われるもの以外は有効にせよと。有効にせよという中に、「意思が明白であれば」という条文が入っておりまして、これも大変重要なポイントになっております。これまで他の県、市町村の選挙管理委員会でこの他の例はたくさんございます。いつも議論になってるところでございまして、この自署式の投票によりますやり方というのは、字の間違いから始まりましてなかなかもちろん難しい問題がございまして。それをどこまで判断できるかということも議論の余地のあるところで、投票用紙で判断をするというのが基本でございまして、その他その地域の状況ですとか、投票の状況ですとか、いろんな要素も当然開票立会人、それから開票管理者においてはあるわけです。当然、今回の審判で選挙管理委員会の委員につきましても、いろんな情報、状況の中でその票を、1票を判断するということになります。私どもは議論をいろいろ意見は出ましたけれども、推測が果たしてどこまで投票者の意思としてできるのかということが非常に大問題でありまして、今回の2票、「山崎義一」という票でございまして、単純に考えますと4文字のうち3文字合っているのだからそうだという考え方もないことはないと思っております。これが「山崎」の「崎」が、例えば「山田」とか、「岡」に近いとかいうこととはまたちょっと微妙に状況が違うわけですが、いろんなそういう個別の判断の中で検討しましたけれど、実はそこに有元議員の質問の中にもあったかと思っておりますが、その2票以外19票の姓と名前の混記ではないかと。この中には丸々混記しか考えようのないものから、4分の2、3分の2合っているとかがいろいろあるわけですがけれども、昨今、この票が例えばふざけて書いたのではないと言い切れるかどうかの問題ですとか、それから今回25人の議員の中で32名立候補したわけですがけれども、大変激戦でもあり、

それから各地域におきましてはその地域の応援団というのがいて、例えばその地域の人でこの2人を応援したいという意味合いで書かれたとしか思えないという推定もできる、できないといういろいろあるわけで、その後いろんな話、選管の決定までの話の中にもそういう票は按分ではないかというような意見もあって、按分票として書かれたんではないかという推定もできると。いろんな意味で非常にその中身の確認が難しいということです。最高裁の判決では確かになるべく取るようにということでありまして、先ほど申しましたように明白な意思があればということが前提にありまして、ここの判断は、法律家の判断はどうであるのか、私どもこれまでの事例全部見てませんし、今後どういう判断がくだるか分かりません。ただ、實際上、票の流れの中で開票立会人、専門家でない、それから開票管理者が正確、公正にやりながら、かつ迅速な判断をくだすということと言えますと、その辺の割り切り方、その21票を含めた中の票の割り切り方というのをどこに置くかということで、今回香美市としてはそういう推定を取り得ないというのが私どもの結論でございます。ですから、これは別に（高知）県の選管がそうではないと言ったことについて、今後どうこうということはなかなか言う立場にはございませんが、もちろん今後の選管の中の学習会だとかいろんなところで、個別の問題として今後の票について、また再度基準の問題ですよね。有元議員からも質問ございましたが、また学習、検討したいとは思いますが、どちらにせよ實際上、法律というのはその時代とともに解釈が動いてくる部分もでございます。コアの部分はもちろん動かないわけですが、いろんな不備があった場合に法律そのものも改正を行って、その不備を正すという方向にあるのではないかというふうに考えておりますので、現状では今後の選挙につきましても各票の1票1票について、詳しく検討して判断せざるを得ないと。あれとこれとこう違う、同じようなのに一部違うところがあるとかいろんな状況がございますので、その辺については明確な基準がどこまで出せるかということとはなかなか言い切れないところです。第68条（第1項）第1号から第8号まで、もちろん明示がありますのでそれでこれまでも判断をしておりますし、実際にその取り扱いについて各いろんな事例でも意見があるわけです。そんな状況でございますので、基準はどうなるかということと言えますと、従来どおりのものを参考にしながら個別の票についてまた検討をくだすと。その参考にするためにいろんな学習会だとか勉強会だとか、高知県との意見交換会なんかも開いて十分な認識を深めていきたいと、このように思っております。

それと、その他事記載ということで少し話が出ておりましたが、「絶対頑張れ」とかいろいろあるわけです。個人的に言いますと本当に応援してるのかなということでは思いますがけれども、他事記載にはいろいろ状況がございます、一つには昔買収なんかがあって、票の一部に丸をつけておくと私が入れたんだよと確認ができるというふうなことですとか、そんなこともあって余計なことを書くことについてはいろいろ問題があるということで、決められた経緯もございますので、その辺も含み慎重に判断をしたいと思っております。

それから意見を聞いたかということでございます。意見を聞いたというのは、開票管理者と立会人ですよね。票の取り扱いの流れでございますけれども、完全有効票という、もうほぼ間違いないという票が当初回るわけですが、各立会人はもちろんそれを確認しまして、間違いないと。それで開票管理者の方へ行って、最後はんこを押してそれで確認できるわけです。ですから、それについて異議がない限りはそれで意見なしで通ったということになりますので。続きまして、疑問票ですよね。疑問票につきましても、その（公職選挙法）第68条（第1項）第1号から第8号に係る部分での表現を、こういう部類に入るのではないかということによって仕分けをして、それで立会人を通す際に可か否かという判断をくだすということになっております。今回の場合はすべての票について、そういうことについて無効は無効で確認を全部いただきましたので、意見を聞いてということにはなりません。異議はなかったということによって処理をされておりますので、そういう取り扱いになったと。最終確定したところ同数になったので、くじを引いたということでございます。

それから、県の選管との意見のやりとりということでございますが、これは審判の問題でございますので、訴えた両方の当事者、山岡義一さんがもちろん訴えを出して、それに対する弁明書という形で香美市選管は今言ったような議論の中身、それから現場の状況等を書いた弁明書を提出をして、それをもとに県選管が判断するということですから、やりとりをして判断をするというようなことには当然なりませんので、そういう弁明書を提出をしてやっております。

ご質問の趣旨に全部合ったかどうかわかりませんが、とりあえず大体の質問につきましてはこういう答弁とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 有元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、NPOとの協働に関して、香美市の考えを問うということではありますが、高知県でのNPO法人として受理、また認証されておる数としましては190ぐらいあるのではないかとこのように思われます。その中で、香美市関係のNPOとして（法人）の認証を受けているのは8団体ぐらいではないかなというふうに考えております。その中には、森林環境への取り組みや、また間伐材、竹材等によりましてのバイオマス資源の利用による地球温暖化対策事業への促進の取り組み、また同時に、いつもイベント等でも活躍をされておられますが、オフィスティーバンズの方や、また高知工科大学の草柳先生の社会基盤システム研究センター、また大谷先生のまちづくり支援ネットワークなど、地域に密着した活動を目指した組織があるわけでありまして。現在、そうしたNPOの方々と、香美市としての具体的な協働活動はできていないというふうなことが現実ではなかろうかというふうに思います。これまでNPOに対しての地域づくり助成事業等によりましてところの補助事業などは展開をしておりますけれども、それが決して協働であるのかと言われますと、そうではない部分もあろうかと思っておりますので。ただ、

行政としても協力する部分は一緒に協力させていただきまして、地域での活動に取り組んでいただいております。そうした、それぞれの主体的な活動、取り組みの中で、その活動が広く地域社会にも貢献できる組織として、NPOが大きく期待をされておられるわけでありますので、今後、行政とNPOとの協働活動というものも大きく広がりを見せていくというふうに思っておりますし、また同時に行政もその姿勢を示しながら、NPOとの協働活動の体制づくりを進めていくことが大事だというふうに思っております。

また、NPO自身も独自の活動によりまして、さらに広く社会貢献できるような組織になっていただけるということも、期待をいたしております。

次に、市長へのサポート体制につきましては、担当課の方にご質問のようでありましたがこれ私の方からお答えをさせていただきます。大変たくさんのご指摘をいただきました。甘んじて受けなければならない部分が多々あろうかというふうに思います。私自身が、人前で講演ができるような知識は持ち合わせておりませんでした。今回高知工科大学の方から防災に関する市長の考え方、また行政の取り組む姿勢等についての紹介をというふうな依頼であったというふうに思っております。しかし、主体的には、行政の防災への考え方、具体的な取り組みについて報告をすることであったことが多かったわけでありますので、データなどを含む活動報告につきましては、ご指摘のとおりパソコン等を利用した方法を取り入れることもあってもよかったのではなかったかというふうに思っております。ただ、私自身この講演を受ける前に思ったことでしたが、大変大事な防災の点でありますので、やはり私の要を得ない下手な話よりも、具体的、また専門的な話をするためには担当職員によつての講演がよかったのではなかったのかなというふうに思っております。そして、同時にこうした市長が講演等をするときには、やはりそれなりの話ができ、また市としての、市の顔としての、やはり役割を果たすべきであり、聞いていて恥ずかしかつたというふうな思いをされたということでございます。大変そうであったかと思っておりますし、また、私自身も先ほど言いましたように、上手な話し方もできませんし、またそうした専門家でなかったわけでありますので十分なことはできなかつたと思っております。また、同時にパソコンにつきましても期待をされるほどのことがようしませんので、プロジェクター等も使つての発表も不得手だというふうにも、あえて認識をいたしております。しかしながら、私自身は今日まで私自身の生き方につきましては、今までの門閥楨夫で生きてきておりましたので、これをカモフラージュまでして今後も生きていくつもりもございません。それが市の顔としてふさわしくないと言うならば、それはあえて市民の方に、また有権者の方にとっていただければいいわけでありまして、それほど私自身が器用でございませんので、今日生きてきたままで今後も生きていくつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

香美市のイメージ促進について、4、香美市におけるまちのイメージ（ブランド化）について問うてございますが、やなせたかし先生に作成していただきました香美市イメージキャラクターは、現在イベント用ののぼり旗や横断幕、JR土佐山田駅構内の看板を初め、名刺や送付文書、封筒などにも掲載してピーアールしております。また、せんだつての香美市合併記念事業のウォーキング大会での中継ポイント用のシール及び台紙、記録証などにも活躍しました。近々でき上がる観光パンフレットや市勢要覧にも登場いたします。全国的にも有名なアンパンマンのキャラクターは、やなせ先生の出身地である旧香北町のイメージであるわけですが、そこには著作権や先生のふるさとに対する思いも大事にする必要があると思います。ホームページ上にアンパンマンブランドが見られないのは著作権が関与していることもありますが、香美市をどのようなまちのイメージで売り出すかについて、観光面だけではなく政策的にも考えることも必要になるかと思えます。例えば、全国的に見てみますと住民票や印鑑証明書の偽造防止用にマンガの主人公や動物などを使用している市や町もあり、住基カードを持っている方は、その町でキャラクター入りの本人の住民票を取ることができますし、愛知博のキャラクターが特別住民票になった例もございます。また、鳥取県境港市の水木しげるロードは、総事業4億4,000万円をかけて道路わきにマンガに登場する妖怪たちのモニュメントを設置してにぎわっている例もございます。

また、旧香北町で支給されましたスタッフジャンパー等につきましては、大変親しみがわきやすいです。しかし、ジャンパーなどを制服がわりに支給するとすれば、財政状況からは厳しいと考えられます。ただ、今後イベント上必要があれば検討してまいります。そして、まだ十分ではありませんが旧香北町のよい面は教えていただきながら、受け継いでいきたいと存じております。

合併した香美市は、住民を交えた場で十分審議し、アンパンマン関連も含め龍河洞や奥物部、また自然を生かした旧3町村のそれぞれの特性を生かしたまちづくりを考えなければならないと思います。香美市のイメージキャラクターは、観光地や特産品をモチーフにしたものですので、アンパンマンキャラクターとともに連携をして、観光事業で生かし広く香美市を宣伝してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 有元議員の高知工科大学生を生かした香美市発展に向けてというご質問についてお答えをいたします。

まちづくりという観点では、まず基本的に高知工科大学の存在自体が香美市に大きく貢献をしております。また、ここ高知工科大学に関係する方々がさまざまな分野で地域活動にかかわっておられます。高知工科大学自身が地域社会との連携と貢献を基本に、地域密着型の教育との考え方を持たれておまして、まちづくり活動についても参加型ではなく、協働型で係っていただいております。開学以来10年の歳月を経まして、こ



の間（高知）工科大（学）との連携によるいろいろな事業が展開をされまして、一定の成果を上げてきております。地域としましても、工科大、あるいはそこに存する方々の貢献につきましては高く評価をされておりますけれども、一方で組織的には整備されないままの歩みであったことから、昨年大学との連携協議会を設置したところであります。合併しより一層の貢献を期待しなければならないことから、相互に連携を密にしなければならないと考えております。これまでの経過からいいますと、活動を促すような大げさな審議というものはなかったととらえておりますが、話としましては、日常的に行行政、市民と学生とが接触できるシステム、具体的には情報交流であるとか一情報発信であるとか、そういったための拠点的な場所を構えてという方向で、工科大とは事務レベルで話しをしてきた経過もありますけれども、実現には至っておりません。なお、（高知工科大）学生自身が積極的に行政支援を求める傾向も、ここ最近ございまして、企画課関係で言いますと、地域づくり振興助成事業の活用もいただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1 番、有元和哉君。

○1 番（有元和哉君） 1 番、有元、2 回目の質問をさせていただきます。

先ほどの選挙管理委員長の答弁の中で、大変申し上げにくい問題が発生いたしました。答弁の中で、「選挙管理委員会のメンバーは法に詳しくない」（答弁は「選挙管理委員会のメンバーは法律の専門家ではない。」である）というご答弁がございました。これは、選挙に携わる人間として、法に詳しくない、これは公職選挙法のことを示すと思いますが、それに詳しくないというような答弁は、非常に市民にとって不信を招くものでございます。選挙管理委員会のメンバーは、せめて公職選挙管理法を十分に熟知し、それに取り組んでいくのが選挙管理委員の仕事というふうに感じておりますが、法に詳しくないと言われてしまうと、今回の香美市の選挙管理委員会の決定というものに多くの不満が出ると思います。多分、実際には多くその公職選挙法については熟知されているの上でのこのようなご答弁で、ちょっとした発言の失敗かもしれませんが、そのような発言をされると市民側としては非常に疑わしい。そうすると、今度の高知県選挙管理委員会、弁護士さんも含まれてるといいます。法に熟知した高知県選挙管理委員会の決定が全く反対であったということは、香美市選挙管理委員会が何らかの責任をとらなければいけないという、簡単に見て取れる構図となってしまいます。

○議長（中澤愛水君） 有元議員、訂正を、公職選挙管理法は公職選挙法ですので。

○1 番（有元和哉君） 申しわけございません、公職選挙管理法ではなく公職選挙法です。失礼しました。そういった点で、先ほどの選挙管理委員会のメンバーは、法に詳しくないということについて、はっきりとご答弁をいただきたいと思います。

そして、厳しい話の後ですが、今後は市選挙管理委員会としては、勉強会、意見交換会等を行い、そして正確な票の開票に当たっていけるように努めるということなので、

ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。まず、やはりはっきりとここでご質問をしておきたいことがございます。今回の一件と同じような票が発生した場合、今後は有効とするのか、無効とするのかについてお答えください。

それから、開票立会人と開票管理者双方が全員同意の上で開票結果がなされたということに関し、ご答弁いただいたこと、それは私にとって大変力強い内容でございました。ありがとうございます。その後の（高知）県への申し立てがされたときに出された香美市選挙管理委員会の出した弁明書というのは、これは公開されているのかどうかというのについてお聞きしたいと思います。

次に、NPOとの協働について、今後は体制づくり等を考えているというようなご発言、ご答弁だったので、それについてももう少しお聞きしたいと思います。

具体的にどのようにお考えなのか、実際にNPOというものについて知ろうということで勉強会等を考えているのか、それともNPO関係者等を集めた意見交換会等を考えているのか。それよりまた、僕が考える以上の高度な内容についてお考えであれば、現在お考えの内容だけでも構いませんので、お答えいただきたいと思います。

それから、質問にはならないかもしれないんですが、防災に関してのフォーラムの件です。パソコンを使用しなかったのは、今まで門嚴楨夫であったように、私は今後も門嚴楨夫である、大変そのとおりでございます。しかしながら、やはりその門嚴楨夫という1人の男としての意思というのは貫き通していただきたいと思います。僕も思いますが、やっていいことというふうに、パソコンを使って説明すればいいことというふうに言っていた以上は、やはりその点は、いいことは変えていくべきだと思います。それで、今後は市民の前等で講演会等ございましたら、ぜひそういう意地を張らずに、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、聞く側にとってわかりやすい表現を使っただけのよう努力をしていただきたいと思います。

それから、キャラクターの件について商工観光課長からお答えをいただきましたが、「(アンパンマンのキャラクターを)ホームページ等に載せるに当たっては、著作権の関係があるので載せれない」という話をさせていただきました。しかしながら、香美市のキャラクターについての著作権というのは、これは香美市にないのでしょうか。僕自身が言ったのは、そのアンパンマンのブランドというふうには言いましたが、香美市のキャラクターがそのホームページ上で使われない。あれほど親しみのあるかわいらしいキャラクターがホームページ上に出ていないというのが非常に気になるところで、できれば、やはりそれも載せてもいいのではないかというふうに思います。

また、スタッフジャンパー等であります。考え方の問題です。「イベント上必要であれば作成する」というふうに答弁をされました。私自身もイベントのときというふうに言いましたが、実際に受け付け等、この市内にある銀行等でも土佐二十四万石博のキャラクターの服を着ての業務に当たっている方もおられます。そういった点で、香美市の受け付け等に関してもそのジャンパー等を使用すれば、やはり入ってくる人にとっても、

そのかわいらしいキャラクターである程度の圧力の回避、なかなかかた苦しいところというふうなイメージを与えないのではないかというふうに思います。そういった点で、イベントのみならず、ほかでもいろいろ考えれるということがありますので、そういった点はどういうふうに考えているのかお聞かせください。

あと、(高知)工科大学生の件についてご答弁いただきましたが、市民と学生の交流を図るようにさまざまな考えや活動をしてきたということで、僕自身もそういった場に参加させていただいたことがあります。実際に、やはり学生というのは4年たつと出て行ってしまう存在です。しかし、その学生が4年たつても出て行かない方向に、何とかしむけられないものかというふうに思いますが、僕自身が4年たつてこの香美市に残った理由というのは、大学院進学等ございますが、やはり地域の方々と一つのまちづくりという意思を持って取り組みを行ってきたからであります。しかし、それはなかなか過酷なもので、地域の取り組みと、そして大学での活動、その双方を両立するのは非常に苦しい状態です。しかし、香美市としてそういった取り組みを何らかの援助をするような考え等はされていないのかという点についてお聞きします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長(中澤愛水君) 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長(松尾禎之君) 有元議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

大変厳しいご指摘をいただきました。選管の委員長という職務でございます。当然、私の言った内容は、法律を全然見もせず、わからずにやっているということの意味ではございません。言いたかったのは法律の専門家、まあ裁判官とか弁護士とか、いわゆる裁判所的判断とは違う立場でやらざるを得ないという意味合いのことで、ちょっと申し上げたつもりでしたけれども、少し言い方としてはおかしかつたかもしれません。先ほど申し上げましたとおり、選挙管理委員会のやっぱり役割といたしましては、すべてが法律に精通した弁護士を入れるとか、そういう立場にはないと思います。ただ、こういう審判についての権限を任されておりますので、どうしても法律について検討を加えて判断を加える必要があるということも間違いのない事実であります。そのことについて、じゃあ裁判官がやるような形でできるかと、これは到底多分無理だろうと思いますが、やはり、私たちの任されているのは、その民間というか一般の立場でその票を見たときに、一体どう取れるかということをしちつと判断をしていくと。これはもちろん公職選挙法等の法律にのっとりということでもあります。ですから、そういったことでその都度都度の必要な法律については、きっちり精査をして検討をしているつもりです。ただ、最初の質問のときにも申し上げましたとおり、その中身の不備については、裁判所なり立法の責任でもって十分検討を加える必要は今後あるだろうと。そういうことについての意見具申というか、いうことは常に選管の連合会とかいろんな場面で、いろんな問題について提起をしております。立場上の違いで、そういうことだろうと思います。最初

申しました法律に詳しくないというのは、ちょっとそういった意味だということでご理解をいただきたいと思います。

それから、弁明書につきましては後ほど選挙管理委員会書記長の方からちょっと答えて、これ公文書ですので答えていただきます。

それと、有効、無効という判断ありましたよね。今後の判断でしたっけ。これも最初の答弁のとき申し上げましたが、それぞれの票について、その公職選挙法第68条を含めた法律の判断の中で一定の基準づくりはしております。ただ、今回の票と同じものが出るという可能性は非常に少ないわけですし、同じものが出れば同じ判断をせざるを得ないのかなという気持ちはございますが、これも状況がいろいろございます。だから、その都度の判断にどうしてもならざるを得ないということで、ここでその明確に、いや本当は立法上していただければ、8割合ってれば有効ですよということであれば、それそのとおりの判断になりますが、現実的にそうになってないものですから、ここでその有効、無効の判断を、こういうことだということがきっちり言えるかと言われますと、非常に難しいということで、先ほど来これも申し上げましたが、選管及び県、いろんなところの勉強会でそういった問題についても検討をして、新しい全国的な状況、それから現在の法律の状況等も学習をしながら、判断の精査に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 選挙管理委員会の書記長として、弁明書は公表されているのかどうかということでございますが、これ公文書でございますので、高知県の方に提出をした香美市選挙管理委員会としての理由書という、そういうものでございます。これにつきまして、情報開示があったとき、情報開示ができるかどうかということについてはこの場でちょっと回答できません。ちょっと選挙管理委員会でどういうふうなシステムになっちゃうかということは、ちょっとまた確認させていただいて、有元議員の方へお伝えいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 有元議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

NPOとの協働に関して、今後体制づくりをというふうな、私自身の答弁をもとにしてのお話でございましたが、ご指摘がございましたように、勉強会あるいはまたNPOとの代表の方とのそうした連携等が考えられるかというふうに思いますが、しかしながらまだいろいろと方法、また考え方もあろうと思っておりますので、そうしたことについても勉強をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、きのう、おとついででしたが、YOSAKOIソーランを立ち上げました長谷川君が来ておられましたので、お話しをさせていただきました。そうした中で、彼は彼なりのNPOに対する考え方もたくさん持っておられまして、そうした中でお話しをさ

せていただいた中で、だんだんとこのNPO自身が進化をしているということが話の中でもうかがえることができました。そして、NPO自身がやはり自立をして、そして地域の中でどういうふうな貢献ができていくのかということ、やっぱりNPOが考えていくことも大変大事だなということ、そのお話の中でもお聞きをしたわけです。そうしたことを含めて、行政と同じ課題等を共有できる部分につきましては、やはり行政も歩み寄りながら、また同時にNPO自身も自立をしていける、そういう本当に地域の中で貢献できるNPOとしての、そうしたいいわゆる組織の成熟といいたいでしょうか、そうしたものができていったならば、行政と一緒に協働できるスタンスというものはお互いがとれるのではないかというふうに思いますので、私自身も今後は勉強を深めていかなければならないというふうに、長谷川君の話聞きながら思ったことであります。

次に、市長へのサポート体制につきましてですが、この講演につきましてのサポートにつきましては、講演だけではないですが、常日ごろから各課全職員が市長に対するサポートは大変とっていただいております。先日の講演の内容等につきましても、担当課によりまして、本当に至れり尽くせりのサポートをしていただきました。その結果あつた形になったわけですが、ご指摘のとおり、パソコンなどを利用した、プロジェクター等を利用した中での発表を、あえて意地を張らずにそうしたものもやっただらという、その点は私自身も考えは同じですが、しかしながら、絵手紙ではございませんが、下手は下手なりの味があるということで、その辺も私はこだわっていきたくておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 有元議員の2回目のご質問にお答えいたします。

香美市の13体のイメージキャラクターについてですが、キャラクターはやなせたかし先生のご好意でつくっていただきました。著作権は有限会社やなせスタジオにあります。ただし、管理は厳重に商工観光課で行っております。ホームページにつきましては、企画課に事務局を置いておりますホームページ運営委員会に掲載の検討をお願いしたいと思います。

また、ジャンパーの作成につきましては、確かに受け付けで着ていただきますと職員とわかりやすいのですが、財政上大変厳しい面がございますので、庁議で検討させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 有元議員の2回目のご質問にお答えいたします。

4年たってもこの町(市)にとどまってもらえるような工夫をということですが、卒業後踏みとどまってもらうためには、やはり生活基盤というものが需要であろうかと思ひます。今、そうしたものが確保できるだけの状況にあるかということが、課題であ

ろうと思いますけれども、何らかの援助をとということについては、人口政策としても、私どももこれはのどから手が出るほど欲しい、その数なんですけれども、今、言いましたような状況にありますので、なかなかその条件をそういったところにもっていくのは難しいかなというふうな認識であります。ただ、行政としても可能な範囲、(高知)工科大(学)支援ということを含めて検討していかなければならないというふうに思いますが、一方で、その香美市をふるさととして認識をしていただくような努力はしなければなりませんけれども、広い世界に飛び立って行っていただいで活躍をすることが、工科大と香美市の名を高らしめるということにもつながるといふふうにも考えております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 1番、有元和哉君。

○1番(有元和哉君) 1番、有元、3回目の質問をさせていただきます。

先ほどの選挙管理委員長のご答弁、ありがとうございました。大変よくわかりました。

それで、もう一つご質問したいと思います。今回の選挙、記述式ということでそのような問題が発生しましたが、実際に議会議員選挙とかに関しましては、候補者が多くなるためマーク式等は考えられない、またコンピューターによるボタン操作等は停電のおそれがあるのでできない等のおそれがあり、マーク式はできませんが、逆に今度の市長選挙であったり、そのほかの選挙等は候補者が少ない場合は、マーク式を用いる用いない等の論議はされていないのかについてご質問をいたします。

そしてあと一つ、下手は下手なりの味がある、大変わかりやすい理由でのご答弁でしたが、実際にやはりラジオを聞くよりテレビを見た方がわかりやすいというものもありますので、何とか、周辺の関係各課のご協力を得て、市民にはなるべくわかりやすい形の講演、また報告等の機会を設けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で3回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(中澤愛水君) 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長(松尾禎之君) 有元議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと足りない部分は、また書記長の方にフォローしていただければいいと思いますが、選挙のやり方につきましてですが、国の方でも電子式とかいろんなことをやっております。實際上、何億円かかけて実験的にやられた市町村もあるやに思いますが、随分トラブルが起こったりして撤退した状況もございます。今すぐに、そういう方式がとれるかどうかということにはちょっと考えられませんので、現在やられているいろんな方式についての研究を進めていきたいと思いますが、一つやり方を変えるということは、その制度の周知徹底にまた物すごく時間と努力が要るかと思っております。特に有権者の方が混乱された投票結果に終わるといことは、どうしても避けないといけませんので、その辺も含めて、わかりやすく、やりやすく、簡単にできる方式というのがあるようであれば、前向きに考えていく必要はあろうかと思っておりますが、1市でなかなか考えれ

るかどうか、これも（高知）県の選挙管理委員会の連合会等で、またそういう状況についても調べてみたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 有元議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

決して、下手を自慢をしているものではございません。下手な話を聞かされるほどつらいものはございませんので、今後はそうしたことも考えながら、改めてまいる部分は改めてまいりたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 3回目のご質問の中で、マーク式、記号式の投票ということでございますが、地方公共団体の議会の議員または長の選挙の投票については、条例の定めるところによりできるという、できる規定がございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 昼食のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後12時59分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、私は菜の花プロジェクトについて。この問題については、香美市、旧土佐山田町を踏まえて全く新しい問題として提起をするわけですが、新しいことですのでいろいろな実験というか、経験をしなければならないと思いますけれども、前向きなご回答をお願いをします。

この菜の花プロジェクトの始まりですけれども、これは石けん運動と廃食油回収ということで、1976年ごろ、琵琶湖の水質悪化が深刻化する中で、家庭から出る生活雑排水の問題を重視した消費者が中心になり、合成洗剤にかえて石けんを使おうという運動が滋賀県で始まりました。この運動は、この動きは翌1977年に琵琶湖に大規模赤潮が発生したことをきっかけに、大勢の滋賀県民や各種団体を巻き込んだ石けん運動へと拡大し、「琵琶湖の富栄養化を防止する条例」、(通称)「琵琶湖条例」制定の原動力になりました。そして、石けん運動と並行するように1978年に家庭から出る廃食油を回収して、石けんへリサイクルする運動が始まり、石けん運動と連動して滋賀県下に広がっていました。やがて、住民、消費者団体、市町村などの協力を得て、家庭から出る廃食油を回収するための拠点はその数を増していき、廃食油回収の取り組みは滋賀県下各地に広がり始めました。しかし、琵琶湖条例に対抗して洗剤メーカーが無りん合成洗剤の販売を始める中で、一時は7割を超えた石けんの使用率が急速に低下してしまいま

した。そして、その一方で廃食油の回収量は増大していきます。石けんが使われないと、廃食油の石けんへのリサイクルは、循環サイクルを維持できません。廃食油を資源として有効活用するためには、石けんへのリサイクルとは別の廃食油の新しいリサイクルの仕組みをつくり出すことが大きな課題になってきました。

そして、そんな中で出会ったのがドイツでの菜種油プログラムでした。ドイツでは、1970年代に世界を襲った石油危機を教訓として、資源枯渇化が考えられる化石燃料に頼らない、しかも温室効果の高いCO<sub>2</sub>を抑える化石代替エネルギーとして、菜種油の燃料化計画を強力に進めていました。資源作物としての菜種に注目し、休閑地を利用して食料としての菜種ではなく、エネルギーを生み出すための菜種栽培を進めていたのです。ドイツにおける取り組みから、エネルギーの自立に農業がかかわっているということを教えられました。エネルギー供給者としての農業という言葉は、石けん運動が作り出してきた地域自立の資源環境循環型社会づくりを、さらに前に進めていく大きなかぎになりました。1998年にドイツを訪問したときには、菜種の作付面積は100万ヘクタールにも及び、菜種油から精選した燃料を置くガソリンスタンドが全国に800カ所も設置されました。その後も何度かドイツ視察を行っていますが、資源作物としての菜種の作付面積は、その後も増加しつつあります。転作田に菜の花を植え、菜種を収穫し搾油して菜種油に、その菜種油は、家庭での料理や学校給食に使い、搾油時に出た油かすは、肥料や飼料として使う、廃食油は回収し、石けんや軽油代替燃料BDFにリサイクルする。石けんや代替燃料は、地域で利活用する。地域自立の資源循環サイクルの形が見えてきました。この取り組みを滋賀県の旧愛東町が始めたのは、1998年でした。菜の花プロジェクトの誕生でございます。従来の廃食油の回収、リサイクル事業が、この菜の花プロジェクトによってさらなる広がりを見せるようになりました。この資源循環サイクルは、菜の花プロジェクトに意欲的に取り組んできた旧愛東町、現在は東近江市という名前になっております、での成果をもとに、さらに養蜂との連携、菜の花の観光利用、小・中学校などの環境教育としての利用など、地域内のより広く深い資源循環サイクルへの広がりとなっています。ドイツの取り組みに触発され、これまでの取り組みを踏まえて作り上げてきたのが菜の花プロジェクトです。

そして、愛東町のモデルに触発され、さまざまな自治体や市民団体によって同様の取り組みが生まれるようになりました。しかし、そうはいってもまだ資源循環型社会、地域自立のエネルギーの地域モデルの基礎ができたばかりです。全国に広がる転作田、休耕田の有効利用による農地の保全など、地域の経済を再生しながら、一方通行の使い捨て型社会を脱して、資源循環型社会をつくり出していくためには、国や地方自治体を巻き込んだ取り組みが必要です。石油に多くを依存する我が国でも、いつまでも化石燃料に頼ってはいられません。京都議定書で合意された温暖化効果ガスの削減のためにも、脱化石の仕組みを戦略化させ、実行に移す必要があります。事故や故障が相次ぐ原子力はその切り札になるのでしょうか。私たちは、菜の花から生まれるバイオマス燃料に化石



燃料依存社会に変わる脱原発、脱化石社会の形成への可能性を感じます。

平成13年、2001年4月28日、滋賀県新旭町で全国で菜の花プロジェクトを実践している人、関心のある人に呼びかけ菜の花サミットが開催されました。サミットに参加したのは、主催者の予想を大きく上回る27府県、500人を超す人々、どの地域から参加された人々も自分の住む地域の将来を菜の花プロジェクトの取り組みから切り開いていこうという熱意であふれていました。こうした経過を経て誕生した菜の花プロジェクトネットワークは、その後、毎年開催される菜の花サミットで、体験や成果の交流を行いながら、徐々に参加団体をふやしています。菜の花プロジェクトネットワークは、市民イニシアティブに基づいた、産・官・学・民のパートナーシップにより菜の花を中心とした資源循環型社会の具体的な地域モデルづくりを推進し、地域自立の循環型社会形成の推進を目指しています。菜の花プロジェクトネットワークは、資源循環型社会の実現に向けて、バイオマスエネルギーについての国内外の情報交換、資源循環型社会に向けての調査研究、中央・地方政府への政策提言活動、全国にある菜の花プロジェクト関連の個人、団体のネットワーク形成などを行っています。私たちは、菜の花が地域と地球を救うと考えています。ということで、昨年か、その前でしたかね、愛知県で行われた愛・地球博というところでも、開会式で大きくこの未来プロジェクトとしてこの菜の花プロジェクトが紹介されていたということもつけ加えておきます。

皆さんに資料をお配りしておりますので、資料の説明をちょっとさせてもらいます。高知県日高村の取り組みということで資料に、いろんなこの絵を書いている資源循環サイクルということですが、ちょっとこれを説明をします。「地域自立の資源循環サイクル。菜の花プロジェクトを実践する中で、循環型社会の具体的な地域モデルをわかりやすく図にしたのが、資源循環サイクルです。この資源循環サイクルづくりをそれぞれの地域で目指そうというのが菜の花プロジェクトです。この資源循環サイクルを見てください。休耕田や転作田を活用して、菜の花を栽培します。菜の花は観光利用や養蜂などに利用されながら、やがて実をつけ、刈り取られた菜種は搾油され、遺伝子組みかえのない安全、安心な菜種油として家庭や学校給食に利用されます。搾油のときに生まれる油かすは、飼料や肥料として有効活用され、家庭や学校からの廃食油は地域の協力により回収され、石けんや代替燃料にリサイクルされ、再び地域で利活用されます。このようにむだ、ごみになるものをできるだけ少なくし、私たちの知恵と力で資源として地域の中で連鎖させ、生かして使うことで循環型社会が現実のものに近づいてきます。地域の資源を適切に活用し、自然と人間活動のバランスを再生する、それが地域自立の資源循環サイクルです。私たちの社会のあり方を循環型へ転換していくためには、石けん運動が合成洗剤が当たり前である暮らし方が琵琶湖を汚しているということへの気づきから始まりましたように、私たち一人一人が今の暮らしはおかしいということを自覚することから始まります。暮らしを取り巻く身近な問題への気づき、私たちが住んでいる地域が抱えている課題への自覚は、資源循環型社会づくりに取り組むきっかけになります。過疎問題、農

業問題、水や空気の汚染の問題、コミュニティ崩壊の問題、それぞれの地域にはそれぞれの課題があります。資源循環サイクルを築き上げるためには、他の地域の取り組みを参考にしながらも、それぞれの地域の課題を踏まえて、それぞれの地域の持っている文化や特性を生かして取り組んでいくことが不可欠であります。菜の花プロジェクトは、自分の住んでいる地域を知ることから始まるのです。」ということで、説明をされております。

高知県内には、このプロジェクトは宿毛市と日高村にあります。日高村については、先ほど私の前に質問されました有元議員もNPOの関係で、このプロジェクトを立ち上げた1人と、責任者というようにちょっと人から聞いたんですけど、プロジェクトの、菜の花の関係を持っているようでございます。日高村の場合は、生コン会社の谷口工業有限会社が地元の飲食店などから廃食油を回収して、独自に設置したプラントで精製し、バイオディーゼル燃料としてミキサー車などの社用車で利用されています。現在の産油量は月3,000リットルほどで、社用車15台を走らせており、さらに地域のグループと共同して石けんを製造して販売もしているようであります。日高村では、1建設業者の取り組みが、今村全体の取り組みへと広がろうとしています。2006年からは、このプロジェクトを村全体で盛り上げようと、日高村の農業団体やPTA、市民団体などが集まり、日高ニコ<sup>2</sup>エコ応援団を立ち上げ活動を開始、給食センターなどの廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料で中学校のスクールバスを走らせます。また、今後は学校を廃食油の回収拠点として子どもたちに家庭から廃食油を持ってきてもらったり、あるいは子どもたちが高齢社宅へ資源ごみの回収に行き、交流を図ってはどうか。暮らしの中に循環のための仕組みを埋め込むことで、村の人たちとのつながりを活性化しようという仕掛けづくりを進めているところであります。これまだ産廃の村とさえ言われてた村全体が、今、エコ村への希望の一步を踏み出したと地元では大きな期待が持たれています。私も県民の1人として期待をしているものであります。菜の花プロジェクトの事業の成り行きと、日高村での取り組みについてお話をさせていただきましたが、この事業についての行政としての認識、見解をまず伺うものであります。

また、同事業を実施されている地方や現地での説明、こういうものを受けたのかどうか。谷口工業有限会社の説明によりますと、日高村のこのプラントについては、いろいろな地方自治体からの視察がありゆうということを知りましたが、香美市での対応はどうだったかお尋ねをします。

今、全国で一般家庭からは年間約20万トンの廃食油が排出されていると言われております。廃食油のリサイクルを行っている鹿児島県熊毛郡屋久町のデータによると、ここは人口が7,000名の町ですが、平成13年度から16年度までの4年間の廃食油の回収量は、平均して1年間に1万7,000リットルが回収されています。香美市はこの町から言えば人口が4倍強あります。これ、7,000名で1万7,000リットルを集めたということは、単純計算で言えば1人当たり2.4リットルということが大体、概

略それぐらいじゃないかと思います。香美市は4倍の人口を持っているが、行政としてはこの香美市での廃食油というか、食用油の使われ方、またその処理状況についてはどのように把握しているのかお尋ねをします。

この事業の取り組みの中で、菜種の植えつけ、草引き、収穫、油絞りなどは大人、また子どもの保護者等と一緒に小学生、中学生が作業をすることができる貴重な体験学習ということで、全国的にクローズアップされております。菜の花プロジェクトを行っている市町村では、そういうことがなされていると。また、絞った油は、給食センターで使用すれば、食育という学習にも大きくつながっているということも伺われておりますが、行政としての見解を伺うものであります。

今、説明してきたように、新しい事業を起こすということでのいろいろな問題点もあるかと思いますが、香美市でのこういう事業を立ち上げていくという必要性、この廃食油なんかの燃料化についての見解をお尋ねをします。

次の点については、私は10月議会でも質問しましたので内容は余り詳しくは言いませんけれども、10月議会のときには、この車は駐車場から一時いかなかったということで私はこの場でお話しをしたわけでございますけれども、出発としては今年の8月にこの車がここに駐車を始めて、直ちに助役さんに事の次第を報告し、その後、市長にもこのことの内容を話しました。きのうも地元の管理をされている人とお話しをしたわけですが、全部これですね、貝になってしもとるわけよ、その地元の人だね。このことについて口出しは、もう自分たちとしては一切えいせんということによね、そのままこの駐車が認められてると。そのまま続けてるとということによね、これ財政課長さんの方からの話も聞いてはありますけれども、一向に変化はないということで新年をこのまま迎えるかという地元の人としての、非常に不安だね、生活の不安がある、体の健康状態の不安がある。いろいろな不安のある高齢者のこういう地域の中によね、物言えない形がつくられてるということに対してね、どうしてもこの問題はここにおける幹部の皆さん方の力じゃなければ解決できないのよ、一対一では。だから、このことについてだれがこの責任持って、この8月以後のきょうまでの間にどういうことをしてるのかどうか。その努力、そのことを本当に住民の皆さん方に納得できるような努力をしゅうのかどうか。僕はこの点について非常に疑うものであります。特に、旧土佐山田町の場合は、市の公の駐車場に対しても、不法な車の廃棄問題、こういうことでもやっぱり不法ということ、不当とか不法ということがずっと言われてきている、きた経験のある町なんよ。それが今度あそこに新しい住宅が建って、やはり一定の環境整理がいきゆう中で、ほっとこの問題がまたわいて出てきたこと。このことに何ら行政として手をつけんじやったら、いろいろ今まで言うてきたことが、またもとへバックしていくということが僕は非常に心配なんよ。この駐車場の車もある程度今のけてるし、私自身も個人的に知っちゅう人については、やっぱり廃車にしてある車は、この市有地から撤去せよということで、僕も4台ほど業者を呼んで撤去したという経験から言っても、こういう努力は全部こう

いうことを認めることによって無に帰していくんじゃないかと思うんです。このことについてはもう簡潔によね、年内にどうなるか。年内に撤去できてよね、退去させていただいてよね、やっぱり語り合える、やっぱり地域をつくっていくとか、新年を迎えるような体制をしいてもらいたいがよ。ちょっとその答弁お願いします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 片岡議員の菜の花プロジェクト事業についてのご質問にお答えさせていただきます。私の方からは、4番以外のことについてお答えをさせていただきます。片岡議員のご質問内容と重複するところがございますが、ご容赦願いたいと思います。

まず1番でございますが、菜の花プロジェクトにつきましては、琵琶湖を汚す原因になっております廃食油を回収し、石けんをつくる廃食油リサイクル運動がきっかけで、滋賀県で始まり全国発信されておりますが、きっかけの理由はドイツでの資源枯渇が考えられる化石燃料に頼らない、また温室効果の高い二酸化炭素を抑える代替エネルギーとして、菜種油の燃料化計画が強力に進められていることを知りまして、取り組みが始められたものであるようです。現在、NPOや自治体、企業により、約150カ所で展開がされているようでございます。日本の持つバイオマス資源を活用する、平成14年にスタートしましたバイオマス日本総合戦略でうたっております、地域と農業の活性化を図り、地域に元気を取り戻すことや、食料、エネルギーの安全保障上も重要であると言われておりますが、単発的に地域で展開するのではなく、国を挙げて取り組む課題であるんじゃないかと考えております。

次に2番でございますが、先進地の視察研修を行ったことはございませんが、（滋賀県で運動が始まって）2年になりますけれども、機会がありまして、菜の花プロジェクトを全国に発信されました滋賀県生活協同組合の藤井絢子理事長の講演を聴講したことがございます。

3番でございますが、てんぷらやドレッシング等に消費する食用油は、国内で年間約200万トンあるようでございます。そして、家庭や飲食店等から排出される廃食油は約40万トン、また、そのうち飲食店や食品関連企業から排出される約20万トンの廃食油は、回収されまして、燃料、肥料、石けん、塗料、絵の具、タイヤ等に再生をされております。香美市全体での廃食油の年間排出量は把握はようになっておりませんが、香美市には3カ所学校給食センターがございまして、年間排出量と処理状況を確認しましたところ、年間約4トン廃食油が排出されております。その廃食油につきましては、同じ業者が回収をしまして、不純物を除去した後、再生原料として廃食油として再生事業者に取り上げられリサイクルがされております。なお、香美市では家庭から出される廃食油を含む油につきましては、凝固材で固形化するとか、紙、布に浸して燃えるごみとして処理するように住民の方には示しております。

次、5番でございます。菜の花を植え、菜種を収穫し、搾油した菜種とその菜種油は

料理や学校給食に使用し、また、搾油時に出る油かすは肥料や飼料として使用する。廃食油は回収し、石けんや軽油代替燃料に再生するという一連の地域で生産された資源循環リサイクルの展望が開かれると考えますが、休耕田や転作田への菜種の作付、収穫されたものの回収など、また廃食油の再生事業所、専用プラントの設置等検討課題も多岐にわたってきます。また、京都市におきましては、バイオディーゼルの燃料化事業に取り組んでおるようでございますが、そこでの取り組みの結果でございますが、廃食油のバイオディーゼル燃料化についての有用性は4つぐらいあるようです。まず、化石燃料の使用抑制に伴う地球温暖化の防止、それから2番目に、環境に優しい低公害燃料、3番目に環境意識の向上としての市民啓発の役割、4番目に循環型社会の形成を促進する誘発剤等があるようでございます。反面、バイオディーゼルの燃料の品質安定化と適合車両の開発促進などのための品質規格の制定とか、地域における廃食油の回収や燃料化施設の整備に対する支援や、燃料使用に伴う税制面での優遇措置など、バイオディーゼル燃料化事業への支援制度の確立など課題も指摘をしております。ドイツは、化石代替エネルギーとしまして菜種油の燃料計画が強力に進められておるようでございますが、石油資源の乏しい日本でもございます。国家、国の事業としまして取り組んでいくことを私個人としては望んでおります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 片岡守春議員さんの菜の花プロジェクト事業の4番、教育についての面をお答えをさせていただきます。

児童・生徒の心身の健やかな育成のためには、自然体験活動や社会体験活動は、現在の社会状況からかんがみましても、非常に大切なことでもあります。そこで、総合的な学習の時間等利用いたしまして、環境教育にはほとんどの学校が何らかの形で取り組んでいます。実際に植物の植えつけから販売までを実践している学校もあります。ある学校は、もう例年高知県庁や（高知市）帯屋町の風物詩になっているという学校もあるほどでございます。また、廃油や植物油で石けんをつくったりした経験のある学校のあります。また、エネルギーの研究をいたしまして、全国的に優秀校として今年表彰された学校もあります。この事業につきましましては、環境課等との連携もございますが、学校単位でできるようなものでしたら、量的に厳しい、難しいとは思いますが、研究をして、どこかの学校へ進めていったらどうかとも思います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 片岡議員の市有地からの街宣車の撤去というご質問についてお答えします。

当該車両は、不法に占拠をされておりましたり、また一時的に置かなくなったりという繰り返しをしておりますけれども、置いている場所がご指摘のとおり市有地であること、また、市有地であるから勝手に置いてはいけないことを喚起する文書等を掲示した

りしておりますけれども、現時点ではそれ以上の対応が仕切れていないというのが現状でございます。そのために、立て札をしちゅうその真ん前へ置かれちゅうと、こういうような状況になっております。担当課としましても、市有地の適切な管理を行わなければならないと自覚しておりますし、職員も努力しておりますけれども、なかなか十分に手が足ってなくて成果が出ていないと、こういう状況でございます。議員さんのご指摘のように年内ということですが、不法に置かれたりしてしますので、適正な管理をするために柵が必要であれば、柵をするようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をさせていただきます。

地球温暖化への影響ということでよね、植物や動物の油脂からつくった燃料で車を走らせることは間接的に太陽エネルギーを燃料として使っていることになる。バイオディーゼルやエタノールなどのバイオ燃料は、植物が緑の葉で太陽光線エネルギーを炭水化物などにつくりかえて蓄えたエネルギーを利用しているのだから、植物の緑の葉が葉緑素で光合成を行うとき、植物は大気中の二酸化炭素 $CO_2$ を吸収する。植物性や動物性の原料からつくられたバイオ燃料でエンジンを稼働すると、燃焼により二酸化炭素が大気中に排出される。その二酸化炭素をまた植物が光合成に使うため、大気中の二酸化炭素の量は、ふえもせず、減りもしない中立状態、つまり同じレベルにとまる。だから、バイオ燃料は、化石燃料のように一方的に温室効果ガスをふやさないということで説明をされております。日本はよね、2008年から2012年における温室効果ガスの排出量の平均を基準年1990年の排出量に比べて6%削減する義務があります。本町（市）でも、ごみの分別、庁舎から出る紙のリサイクル、エアコンの温度の調整、家庭から出るごみの野焼きの禁止等々、 $CO_2$ を出さないための努力をしているところでありますが、菜の花プロジェクトは $CO_2$ を出さない上に、 $CO_2$ を吸収する事業である点が重要であります。先ほど、鹿児島県熊毛郡屋久町のデータとして出しましたが、単純計算すれば先ほど言いましたように1人当たり2.4リットル、香美市の場合は3万人ですので7万リットルぐらいを見込まれるのではないかと思います。これは、各地域の取り組みのことも、この香美市や広域連合で当てはめてみますと、広域連合の人口はよね南国市、香南市、香美市を合わせて11万人、それに2.4リットルを掛ければ、26万4,000リットルという大量の油が年間使われてるといように想定されます。これは事業所かそういうものも含めたらもっと多くなるかとも思いますけど。日高村の場合はよね、2,500万円（廃食油の回収率や燃料化プラントを）建設、生コン業者が、1業者が設備投資をして、こういう事業を始めるということで、私たちから見れば、余り高い金額ではないのに、月産3,000リットルかを製油してるということではよね、僕は香美市の場合、単独でやれるということからいえば、やるとなればよね、（土佐山田町）黒土の竹串組合の工場の跡地、あそこの建物、そういうものも利用してやれるので

はないかというようにも私は思います。

また、広域連合でやる場合はよね、ごみの焼却場、南国市にある廿枝といいますか、あそこにある焼却場の敷地内にそういうプラント的なものを建てればよね、11万人の中からよね月に何回か（廃食油を）回収していくというような形をも考えられると。環境課長さんは、「ええことづくめではあるけど、それは国のやることやと、国の方が先にやっとかないかんが」（答弁は「国の事業として取り組んでいくことを望む。」というもの）というようなことの回答のようでしたけれども、やはり全国的にこういう新しい事業を起こしているということも踏まえてね、考えていく必要があるのではないかな。特に、この合併の1つの事業として孫子の代まで残ると。僕は行く行くは、これは今せいでも必ずこういうことで、バイオの燃料のこういうシステムというものは全国的、全世界的に発展していくであろうという希望は持っております。

しかし、今CO<sub>2</sub>の削減の問題でよね、非常に物を焼いたらいかんということにもかかわらずこういう油が燃やされてると。女性の方に聞いたときね、おいしい油の料理をしても最後の一番嫌なことは女性がせないかんと。このなかなか油の始末というものは、凝固材でやってもいろいろとややこしいし、それから牛乳パックへ新聞紙を入れて、それに使い古しの油を注いで袋に入れると、焼却してるというような意見を聞くにつけても、これはもうCO<sub>2</sub>を振りまいてるというようなことからして、ぜひともこの前向きな検討をお願いをしたいと。12月11日の高知新聞によね、バイオエタノールということでガソリンにこのバイオの、キビから取ったガソリンの代替品を入れて走らすということによね、国内の生産量をガソリンの年間消費量の1割に当たる年600万キロリットルまで引き上げる構想というものが、農林水産省の方から打ち出されてるんです。これに対して、日本は大企業優先の政治でございますので、石油業界から物すごい反発が出て、石油業界は、2010年度の年間使用料を約36万キロリットルとするということで、農林水産省の17分の1というような目安に置いてるんです。農林水産省は関係省庁で構成するバイオマス日本総合戦略推進会議で、来年3月にも具体的な生産計画を策定するよう環境省などとの連携を模索していると。環境省には地球温暖化防止の京都議定書で定めた目標達成のため、バイオエタノールの普及を加速させたい意向があると。同議定書では、植物からつくる燃料の場合、排ガスに含まれる二酸化炭素CO<sub>2</sub>の量と、原料の植物が吸収するCO<sub>2</sub>の量を同じとみなすためだということで、出てるんですけど、環境省は、2012年までにすべての新車がガソリンにエタノール10%まぜても走れるようにする目標を掲げているということによね、どんどんこういう化石燃料だけに頼らないというシステムがとられていくということであるわけでありませう。

きのうの夕刊の高知新聞を見てみますと、「ベトナムの南部のメコン川流域の都市カントウというところではよね、ベトナムのナマズ輸出量は1994年の425万トンから2005年には13万3,000トンと300倍以上にはね上がったということによね、ナマズは切り身で輸出されるため、水産加工場で皮や内臓などの廃棄物がたくさん

出る。飼料用に回されていたが、ナマズの脂肪分の高さに注目、精製して脂を抽出し、ディーゼルエンジン用の燃料をつくることに成功とある。今年3月から工場ラインで本格的な生産を初め、1日に5,000リットルを製造、価格は1リットル当たり60円であるということ。来年1月には10倍の生産力を持つ第2工場が稼働する予定」ということで、まあいろいろなものから代替の燃料がどんどん出ているんですけども。この私の今言った、この香美市単独とか、広域連合を使ってとかということに対する行政として、市長さん、助役さんを含めて、こういう考え方を持って前向きにということでは検討できないものか見解を伺います。

それから、財政課長さんの方では、私とこないだも個人的な話でよね、予算もあるから入れないように柵をしたらということ言うてくれたので、私としてはほどなくそういうことも実現するであろうという期待を持ってたんです。しかし、今の答弁を聞いてもよね、「必要ならしてもええで」というような言い方とかに私は聞こえるんやけど、まさに必要なんよ。僕は、そんな柵をせえでも、やろう思ったら簡単にできるんよ。ここへ車入れんようにしたらええんじゃから。そうでしょう。人間の力で動かされないもの持ってきて、ここへどんと据えたらよね、車入れんでしょう。バス1台分をそこへ入れんようにしたらええんじゃから。僕は、そら、とにかくどちらにしても、そういう地域住民のよねこれほど、まあ言うたら厳しい社会の中で生きて高齢になってる人に、まだ何ちゃ関係のないことでね、不安な毎日を送らすということは、ええかげんにしちゃったらどうかとか、早く解決してあげることが僕は必要やと思います。これはもう助役さんや市長さんにもこのことを訴えちゃうんじゃから、そこのあたり明確な答弁をお願いします。

2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

菜の花エコプロジェクトにつきましてですが、大変ご提言をいただいたわけでありませう。日高村の取り組み、また全国でのそうしたエコへ向けての取り組みということで、大変ご指摘をいただきました。ご承知のとおり、香美市は大変地域的に広い中で特に山林を有しておるわけでありまして、そうした中で特に今言われましたCO<sub>2</sub>の削減等につきましては、この山林の持つ役割というものは大変大きいわけでありまして。その殖林が今崩壊をしておるし、また同時にさまざまな生態の中で大変心配をされておる点もあるわけでありませう。菜の花によるところの、そうした取り組みも必要かと思ひますけれども、まず我が町（市）にある資源である山林をどう生かして行って、そして、いわゆる環境にいい地域をつくっていくかということも大変大事だと思いますので、新たな取り組みも大変大事だと思いますが、今あるものをどのようにしていくかということもまたかんがみていかなければならないと思ひます。また同時に、菜の花を蒔くとしても、農地へ蒔くわけでありまして、時期的には今ごろまでに蒔いちゃいかん



と思いますが、ご承知のとおり、香美市は露地野菜が大変多くて、今の時期、青ねぎ、ブロッコリー、また春先にはオクラ、大変そうしたものの園芸が大変盛んな地でありますので、この菜の花を蒔いて、どういうふうな、どれくらいの面積ができるのかという不安もございます。そうしたものを含めまして、前向きに取り組めと言われますが、現在のところ取り組むつもりはございません。

それから、財政課がお答えしました件につきましては、重々何回かご指摘をいただいておりますので、これにつきましては、先ほど財政課長が言いましたような方向でまた話し合いはしていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 3回目の質問をします。

僕はその森林の持つエネルギー吸収ということについては、何ら疑うものではありません。しかし、こういう大量に排出されてる廃食油をよね、やはりこの地域でエネルギーに変えていくということが日高村と宿毛市で実験的というか、先進を切ってやっているとということについてはね、僕はやっぱり地方自治体をあずかる者としてやはり検討していく必要があると思っております。特に、この農業の再生、暮らしの再生、地域の再生ということから言っても、菜の花プロジェクトは、地域における農の多面的機能を復活再生し、環境に負荷をかけない暮らし方の再生、地域経済の再生を目指しています。そして、その取り組みを通じて、地域を持続可能な姿勢で確保し、孫子が安心できる地域社会の維持と再生を目指しますと。田んぼや山が荒れ、連鎖が崩れた状態を再生させ、持続可能な地域や暮らしの再生を進めるためにも、農の再生に力を入れていかなければならないということは、今までの議会の中できょうも私よりか先に質問しました、中山間地の疲弊した農業の未来についてということについても、いろんな補助対策とか、いろんな質問もありましたけれども、やはり、決め手としては、やはり高度成長の中で日本の農業の置かれているこういう実情、外国からどんどん輸入品が入ってくると。農産物の輸入品が入ってきて、日本のお米もつくってもまちゃこに合わんと、採算が取れなくなったというような現状の中でよね、市長はどれほど田んぼに菜の花が植わるかわからんということも言いました。しかし、菜の花を植えるのは空き地に植えたらいいのであって、まずこの適正な形で、今排出されているものに対してどういう形で対応して行くのか。CO<sub>2</sub>を減すためにはよね、むだに焼却されゆうものをエネルギーとしてよね再利用していくのが妥当ではないかということで、僕はこれに市長が踏み切って、前向きに検討していくということではね、僕も先ほども言いましたように、油の家庭内の最終処分はほとんど奥さんがしゆうんよ。そういうことから言うて婦人会や農業団体、まして農協とかPTAとか、そういう実際手を汚して処分しゆう人たちにね、こういう問題のも提示をしていただきたい。あわせて、地域審議会というものも、今度旧3町村で立ち上げてるとということからいって、この組織に対してもね、こういう運動が全国で広がると、香美市どうするかと、検討したらどうかというようなこと。それからやはり、

この油の処分についてのやっぱりアンケート、そういうものも1回やっぱり実験的にやってみて、どういう方向性を市民が持っているかということも勘案してみる必要があるのではないかと。その点での見解をもう一度お伺いします。

もう1つ、2つ目の問題ですけれども、どこまで、けんどの車の運転手さんのことについて調べてますか。行政の方は。どこのだれが運転しゅうかはわかってちゅうね。何ら、ほな調査はしてないわけやね。ただ、車があそこに時々とまりゅうと。時々はおらんけど、ほとんどおるといことは見ちゅうけど、だれが運転してどういことになっちゅうかいうことは調べてないわけやね。そしたら市長さんにお伺いします。

香美市営住宅条例の中で第12条「市営住宅の入居者は、入居者、同居者もしくは連帯保証人の氏名等に変更があったとき、または同居者が死亡し、もしくは退去したときは、その旨を市長に届け出なければならない。」ということ。変更があったら届けにゃいかんということではないかと私は思います。香美市営住宅条例第43条(第1項第5号)「第12条から第14条まで及び第24条から第29条までの規定に違反したとき。」ということで、この同居のよね禁止というようなことがうたわれてるんです。そういうことから考えたとき、市営住宅にもしこういう人がよね、この運転手が同居しちよった場合、どうい対応ができますか、市としては。これは条例に従ったらよね届け出なければ入れないと。地域の方は、現在新築ですけど、古いときには市営住宅の中でこの人は寝泊まりしちよったと。新しいところにはどうかということに疑問が出てるんです、今。そうなった場合、許可を与えてるかどういことというのは、条例違反じゃから、これ。そのときには、このもと入っちゅうよね、借り主に対する退去の姿勢といひますか、そうい姿はとれるかどういこと、そのことについてお尋ねをして、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(中澤愛水君) 市長、門脇槇夫君。

○市長(門脇槇夫君) 片岡議員の菜の花エコプロジェクトの件につきましての、再度のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど述べましたとおり、本市につきましては農業という、農地、空き地言ひますけんど、全部ほとんど農地でございますので、農地をやはり利用していくということにつきましては、やはりそれぞれの持ち主の方々の思い、考え方もあろうかと思ひます。また、この市としましてはやはりこの農地を有効的に、有機的に使っていくために、少しでも財政的にも経済的にも農家の人たちが潤うためには、より、いわゆる販売ができるような、そういう野菜を推進をし、またつくっていただくといひのは、農協もそのような方向でいっております。私としましては、やはりそうした有利なといひましようか、そういう販売ができる、そういう農業の推進を図っていくということがまず前提にありますので、この菜の花をつくって、これは確かにええ企画かと思ひますけんど、この香美市でこれがすぐ推進できるかといひことについては、若干私自身は疑問を持っております。ただ、廃油についてのその取り組みにつきましては、行政として取り組んでいく

のか、それともNPOなり、また同時に婦人会なりの中で取り組んでいただけるのか、それはその選択肢はあろうかと思えますけど、菜の花エコプロジェクトを取り組みということにつきましては、市としてすぐ取り組めれる状況にないということはお話しをさせていただきます。あとの答えは課長から。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 市有地からの街宣車の方の答弁をさせていただきます。

財政課としましては、基本的には市有地、あそこは黒土住宅の団地内にはないですけども、隣接した市有地なんですけれども、その市有地の管理につきましては、その街宣車のみを除外するという考え方ではなくて、市有地を不法に使われようということに対しまして適正な管理を行うという視点で、街宣車だけをのけたらいいということではなくて、そこへとめようほかの車もありますので、それも一緒にとめていただかないように問題の解決を図りたいと、そういう方向で、柵をすとかいう方向を考えてもおります。そしてまた、ちょうど柵を実際にしてないのは、ちょうど黒土の南棟を建てるようになって、入札をして工事も始まっております。工事の業者の方が駐車場等、それから現場での管理棟を建てるのかということがあれば、その土地を使っていたきたいということもあって、その辺のこともあって、すぐに、くいも立てずにきたわけですけども。業者の方も、そこじゃない別のところを貸してほしいということで、別のところをお貸ししたという状況で現在に至っていると、こういうことをございます。ただ、全然手を加えずにしよったということではなくて、いろんなことは考えて、可能性も探りながらきたんですけれども、結果としてはこうなっているということです。ただ、このままではいきませんので、ほかの市有地なんかの場合は鉄線を張ったり、議員さんもご承知だと思いますけれども、もうちょっと南側では鉄線張って管理しゅうところもございますので、鉄線ではあそこ危ないですから、鉄線ではなくて違う方法で管理したいというふうに考えております。

それから、もう1点のことにしまして、住宅の条例に関することをございますけれども、ある情報に基づきまして、1人の方の入居者の方に面接調査をしております。議員さんのおっしゃられるような方が一緒に生活してないかどうか。一緒に生活するのであれば異動届を出してもらわないかんし、それから、それも許可できるかどうかはわかりませんから、そういう適切な事務手続を踏んでもらわなければですよね、一緒に公営住宅に勝手に入ってもらって、勝手に生活するということはできませんよということは伝えてありますし、そのときに調査に行った結果では今は来てないという返事でした。その返事を受けて、今のところそこには寄ってないんであろうというふうに、うちの方では理解しております。

それから、もし不正にこの条例違反するような事例がうちの方で確認できましたら、当然条例に基づきまして退去いただくというような対応をしていくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 17番。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私は、常日ごろ、香美市内を回っておりまして、肌で感じたこと、また目で見たことを今回の質問にしてみました。3点ほどについて質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、1点目には、中山間地域を通っている香美市道ですが、今まで何の手の施しもされないまま、改良されないままの市道を今後どうするかということで質問をさせていただきます。

市内には、昭和20年代、また30年代に開設をされました道路があります。当時は、村道として、また町道として管理をしておりましたが、今は市道として管理をされているところであります。道路の幅は狭く、急カーブはあり、路肩は昔からの空積みか土羽、山側は切り取りだけで、側溝は石でたたんで境をつくっただけの道でありました。当時は車も小さく台数も少なかった関係で、通行にはそれほど支障もなかったと思われるところでありますが、昭和40年代から50年代になって、町道でも村道でもほとんど舗装がされました。そのときに、道の幅が狭いということからして側溝も取り壊されて舗装がされました。それでも今も急カーブや道路の幅は昔のまま、ガードレールもないまま、今市道となっております。最近では、県外から、また高知市の方からも香美市の中山間部に1軒また1軒と家を建てて生活をしておる人もおり始めております。また、後継者として地区に残っている人もいます。今は、ほとんどの人が車で仕事に出ている人、また市内の中心部に、また高知市などに買い物などに出かけている人、また保育園、小学校の子どもを持つ家庭では、朝送り、夕方の迎えにはどうしても車を使っての毎日であります。そこで、市内の中山間部の市道は災害の復旧工事はされておると思いますが、全体から見て少しも変わってはおりません。今は車の台数も多くなり、大型化にもなっただけであります。そのような市道、今後、中山間地域を通っている市道を、今後全面改良するような考えはないかをお伺いをいたします。

2点目といたしまして、市営住宅の管理についてをお伺いをいたします。

香美市内には、若者定住、人口増加につなげるため、一戸建ての住宅を建てたり、集合住宅を建てたりして対応しておるところでございます。今日、今ほとんど空き室はない状態で利用されておると思います。また、その中で入居している人、また家族にもあります。また、住宅の新しさ、古さにもよりますが、家の周り、また駐車場には、壊れた車やタイヤの古、廃材などがいつまでも置きっ放しにされておる家があります。また、集合住宅では、階段に通ずる2階の踊り場、また、階段等には夏は虫の死骸やら、虫のふんやら、いろいろなものが飛び散らかり、また、秋には木の葉などが一面に散らばっている状態であります。住宅の周りの清掃を、今後市としてどのような管理をしてい

くのかお伺いをいたします。

3点目に、香美市内の遊園地等にある遊具は安全か、またその見回り、対応はどのようにしているかということをお伺いをいたします。

香美市内には、公園やらちびっ子広場とかいう名のもと、子どもや若者が集まり、遊ぶ場所があります。子どもは少なくなったとはいえ、夏休みや春休み、休日、夕方には広場の遊具で楽しく遊んでいる子どもたちが見受けられます。遊具も新しく設置をしたものから、かなり古いものもあります。子どもたちが楽しく遊んでいるときに、もし折れたり、切れたり、事故でも起きたら取り返しのつかなくなると思います。市としての遊園地等に設置をされている遊具の点検などは行われているか、ご質問をいたします。

1回目の質問です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 竹内議員のご質問にお答えを申し上げます。

中山間地の狭い市道、市として今後の改良等の考えはないかということでございます。当市には、中山間地に限りませず、市内には市道が網の目のように張りめぐらされております。現在、市道の改良につきましては規定がございまして、建設都計課が補助金、あるいは交付金を受けて施工する場合には、最低幅員が4メートルというふうになってございます。幹線道路につきましては、事前の計画をもって改良する場合、あるいは継続して改良しておりますけれども、その他の道路につきましては、起点から終点まで計画的に改良を進めるということは、現在の財政状況からも困難と考えております。今後の対応といたしましては、地域からの要望によりまして、部分的な改良、あるいは維持管理的な改良ということになろうかと考えております。

次に、香美市内の遊園地の遊具の安全性でございます。定期点検等もしておりまして、建設都計課が管理しております公園は、都市公園に位置づけられておりまして、現在4カ所を管理してございます。昨年開園いたしました泰山公園を初めとしまして、旭町公園、宝町公園、黒土公園がございます。泰山公園以外の公園につきましては、ジャングルジム、鉄棒、滑り台、ブランコの4点セットが設置をされてございます。泰山公園の遊具につきましては、毎月第3水曜日の休園日に職員、管理人で点検整備、ボルトのまし締め等を行っております。その他の公園につきましては、毎月1ないし2回程度職員が巡回をし、目視、触診、あるいは打診によりまして点検をいたしてございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 竹内議員お尋ねの遊園地等々の遊具の安全についてお答えいたします。

福祉事務所におきましても、市内児童遊園地4カ所を管理をしておりまして、そこに設置をされております遊具につきましては、先ほど建設都計課長の方からお答えありま

したように同様の管理を行っておるところでございます。管理のもととしましては、都市公園遊具安全点検要領に基づきまして、1カ月に1回、目視、触診等の検査をしておるところでございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 竹内議員の市営住宅の管理についてお答えを申し上げます。

市営住宅の管理につきましては、原則としまして、土佐山田町分は財政課が、そして香北町、物部町分はそれぞれの支所の事務管理課が通常の管理は行っております。住宅へ見回りに行く等日ごろから管理に留意しなければならないと自覚はしておりますけれども、現実には日々の事務に忙殺されておまして、なかなか十分な管理ができていないというのが実情でございます。

また、議員さんがおっしゃられました団地の枯葉とか、通常の管理ですけれども、こういう部分につきましては、団地内の共有スペースの管理につきましては、団地の中に自治会を立ち上げていただいて、自治会で管理していただくということを原則としております。団地内のそういうごみ等も財政課、市の方で管理するとなったら、やはりなかなか経費もたくさん要りますので。まだ、実際に自治会が立ち上がっちゃうところは、ほんの数える、1つか2つかしかないんですけれども、そういう形で自治会を立ち上げて、そして、団地の方々が自分たちの団地をきれいに清掃もしていただくと、そういう方向で管理はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 全面改良するには、なかなか金が要るということで、早急にできないというようなことが言われましたが、けども市道を毎日のように利用し、生活をしている住民にとりましては、大変不便を感じておると思います。そこで、全面改良とまではいなくても、急カーブを穏やかにするとか、また特に待避所が遠いところは、待避所を多く取るとかいうことでもしていたら、住民の方がやっぱり香美市になっても、この地域のためによくしてくれておるというように思われるところであると思いますが、そのような考えはないか再度お伺いをいたします。

住宅ですが、市が管理するにはなかなか大変であるということでもありますけれども、その市が、その地区その地区の住宅の団地に向けて一定その自治会を立ち上げるなり、こういうことにしてもらいたいというような、いわゆる香美市からのそっちの入居しておる方に話していくというようなことをしていただいたら、その自治体を立ち上げるにしてもスムーズにいくんじゃないかと思います。今のままでいきますと、なかなか、今の市営住宅の周囲は、大きい住宅団地にも小さい団地にもそれぞれあると思いますが、タイヤやら、いわゆる先ほど言いましたタイヤやら廃材やらいろいろなもんが散らばっておるし、駐車場にもそのようなものが多くあります。駐車場にしても、その家の人

だけの駐車場じゃなくして、よそからその家に訪ねてきた人たちの駐車場にもなるかと思しますので、大変こういろんな面で雑なというふうに見受けられますので、その点ひとつよい住宅団地になるように、ひとつやってみたらどうかと思いますけれども、そのおつもりはあるかないかお尋ねをいたします。

それから、遊園地のそれぞれの遊具は担当課があり、4カ所はそれぞれの課でもち、小さいところまではその課ではなくて、担当が月に1回見回りに行っておると聞きましたけれども、私の見ておる限りで、知った限りでは、それほど月に1回も来ておるような感じはしません。もし、見てきたんだと、もし、どんなようにということになりますと、私も目で見ております、実際に。それは折れかかりのブランコもあります。全然鉄棒ですか、手を握ろうが、服へ触ったりしたら、もうさびておってよう触らんというようなものもあります。大変こういろいろ毎日の仕事は忙しいですらうけれども、小さく目を配っていただきまして、修繕とかいうことをしていただいたらええかと思いますが、それが修繕がわかっておらなかったら、私がおの箇所を教えてあげますので、ぜひ見に来てください。どうぞ。2回目です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

急カーブの是正とか、待避所の設置ということでございます。全体的なことは非常に厳しいというふうには考えております。それから、路線も多岐にわたりますので、箇所数も非常に多いかというふうに考えます。地域からもご要望をいただき、制度を利用できるものがあれば、その制度を利用して対応していきたいというふうに考えます。

それから、遊具の安全性でございます。傷んだものを見たことがあると、知っておると言われると非常にこう痛いのですが、係としても月に1～2回目視等で点検をしているということでございますので、もしそのようなものがございましたら、お知らせをいただけたらというふうに思います。私どもで見つけた場合には、すぐ、例えば使用禁止とか、手直しをすとかということで対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 遊具の件について、2回目の質問にお答えをいたします。

見る目では月に1回の検査はやっておるのかと、こういうことなんですけれども、正確にお答えしなきゃいけないと思うんですけれども、この都市公園遊具安全点検要綱というものがあまして、遊具を月に1回点検をしなきゃいけないというのを私が知りましたのは、実は夏以降の秋になってからでございまして、それで、遊具の点検はされておるかということで聞きましたら、それまでの遊具の点検が十分でなかったということは明らかでありますので、ここでおわびをしておきます。それ以後につきましては、しっかりと点検をしておりますし、すべての施設の点検も、私も一緒に行ってやりました

し、トイレも全部掃除をさせていただいて、草刈りもさせていただいておりますので、それ以降につきましては、適正に管理されておりますけれども、ただ、ご指摘のように施設の中にあります遊具は大変古くなっておるものもございます。そういう点で、今買いかえるほどの財政的な余力もございませんけれども、修繕しなきゃいけないものにつきましては今後一層注意をして、修繕をするなり、危険なものにつきましては撤去するなりしていきますので、ぜひ情報を寄せていただきたいと思います。どうも。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹内議員の道路の整備について、竹内議員に私この場からお願いをさせていただきたいと思います。といいますのも、道路状況につきましては、ご承知のとおり国会で道路財源の一般化が大変論議をされております。これにつきましては、市長会を初めさまざまな関係団体が断固反対ということで要望書も上げているわけです。先般、私機会がありまして、ある会合で代議士2人に直訴いたしました。その1週間後でしたか、ちょうどテレビの中継で2人が出てましたが、道路財源についても地方審議会の中でもお話しもし、そして、これは地方にとっても大きな問題であるので、断固反対であるというふうな表明をしておったように思っております。そういう意味で、やはり県道、市道もそうでありまして、また高速道路の問題もあろうと思っておりますが、地方の現状は大変厳しい、財政的にも厳しいわけでありまして、また同時に道路事情もご承知のとおり状況であります。そうした中で、やはり議員さん方にもぜひ国会議員なり、また関係者の方々に道路財源一般化については断固反対であると。そして、地方の現実をもっと見きわめて対応せよという強い要請を、ぜひ議員さんからもしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議員さんの市営住宅の管理につきまして、2回目のご質問についてお答えします。

担当課としましても、自治会組織を立て上げることに對しましてはもっと、時間はかかると思いますが、もっと働きかけを強めていきたいというふうに考えております。そしてまた、この管理につきましては、安いんですけれども、一応1世帯幾らかという報酬も出るようになっておりますので、そのことによって共益費なんかも出るような仕組みもつくっておりますので、その辺のことも入居者の方にアピールしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 竹内俊夫君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時23分 休憩）



(午後 2 時 3 5 分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4 番、大岸眞弓君。

○4 番（大岸眞弓君） 4 番、大岸眞弓です。私は、住民こそが主人公の立場で今回選挙、教育、その他市政運営に関連して一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず、選挙です。

今朝ほど同様の質問がありまして、重複する部分もあろうかと思いますが、予定どおりに質問を行います。

9 月に行われました市議会議員選挙の最終議席をめぐる、(高知)県選挙管理委員会は、問題の 2 票について有効票と判断することは難しいとする市選管の決定を覆しました。新聞報道によると、県選管は「記載が候補者の氏名と一致しなくても、誤記と認められる限りその候補者への投票と認めるべきだ。また、無効と解するのは、いずれの候補者氏名を記載したのか全く判断しがたい場合に限られる」と、最高裁の判例に沿う判決をくだしました。また、市選管が投票されました 1 万 7,864 票、すべて再点検したのに対し、県選管管理委員会は下位当選 3 人と、次点とされた候補計 4 人の票と無効票の開示を求め調査したとあります。今回の事態に対し、少なくない有権者の方から、「まさか全く逆の判断が出るとは」、「なぜこれほど違うのか。判断基準をもっと明確にしてほしい」という声が出るのも当然のことと思われます。今朝のご答弁では、多々あり得る話なのかと私はそういう感想も持ちましたけれども、通常の例に倣えば、例えば事件とか政治的な判断を争う裁判であれば、地裁、高裁と進むうちに違う判決が出ることは市民間で通例となっていますが、選挙のようなデリケートな扱いを要する問題において、統一基準が定められていないということには、不思議に思う方が多いのではないかと思います。

そこでまず 1 点目のお尋ねです。今回の事態について、有権者に対しましてはどのように説明をされるでしょうか。全票再点検に踏み切った思いも踏まえ、ご答弁をお聞かせください。

次に、無効票が 151 票あり、複数の氏名を混記した票が 21 票あったとのことですが、それらの票がどんな内容であったのか。争点となった疑問票のような票がほかにあったのか。このままの形で落ちつくとすれば、それらの票の扱いがどうなるのか。今朝ほども質疑がありましたけれども、県選管の観点を採用すると、ほかにも票の変動が出てくる恐れがあるのではないかと、お尋ねをするものです。

次に、9 月 30 日に全票再点検した結果、私の 1 票が他候補の票の中に混入していたことが明らかになりました。市の選管は、「当落にかかわりないので、公選法の規定に基づき、得票数の訂正はしない」とのことです。しかし、それでは有権者の意思が

どうなるのでしょうか。今回の選挙結果の一連の経過には、市民の関心も高く、私に対しましても、さまざまなご意見が寄せられております。今朝は、有元議員からも1票の重みについて切々とお話がありました。完全有効票であることが判明しているのですから、開票した以上これは訂正して公表し直すべきではないかと思えます。お尋ねをするものです。

また、今回の事例で何を教訓として今後はどうつなげていくかお尋ねします。これは、こういうことが今後ないよということではありませんでして、これをどう生かしていくかということです。例えば、市の選管にどの辺まで裁量権が、選挙のもろもろについて許されているものか、今回のことで不思議に思ったんですけれども、掲示板のことで選挙中に選管の方に電話をしたら、「今回は少なくしているけれども、そういうご意見が多々あるようであれば、掲示板の枚数は変えることができる」とかいうふうな返事があったのです。それで、こういった事柄について、市民の皆さんからいろいろな意見が上がったときに、例えば私の票に関しましては、当落にかかわりないから訂正も公表もしないというふうなことに異議があって、これを訂正するというふうに公選法が直っていくものなのかどうか。市の選管が、そのあたりにどこまで裁量権を持っているのかというふうな点もお聞きをしたいわけです。選挙のことでは以上です。

次に、教育関係です。

学校でのいじめが大きな社会問題となっています。随分以前に、秋田県であったと思いますが中学生の男の子が同級生らからのいじめで、マットに巻かれて死亡するという痛ましい事件がありました。マスコミもセンセーショナルに取り上げ大騒ぎとなりましたが、いじめは解消に至らないばかりか、ますます陰湿化、潜在化し、病巣を深くしているように感じ取られます。何となく、いじめられる側にも問題があるのではないかとする、けんか両成敗的な見方が根強くあり、それも解決をおくらせる原因だと以前から感じておりましたが、最近になってやっとその見方が明確に否定されるようになりました。それにしても、そこに到達するのでさえこれほど時間がかかるのかという思いがします。いじめの規定を訂正する必要が出てきています。文科省には、子どもから直訴の手紙が送られてき、歯どめのかからない子どもの自殺、それをめぐる校長先生の引責自殺や辞任、また先日は校長によるいじめで教員が自殺をするということまで起こりました。この深刻な事態を受けて、安倍首相の諮問機関である教育再生会議が8項目の緊急提言を行いました。提言は、いじめの背景にはまるで触れず、学校に対しては、「いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導する」や、「いじめをした児童・生徒への対応について懲戒の基準を明確にし、毅然とした対応をとる」と明記。そして、その具体例として社会奉仕や、別教室での教育などを挙げています。また、教育委員会に対しては、「いじめを放置した教員に懲戒処分適用を求める」など、全体として懲罰的な対応をせよという記述が目立っています。いじめに直接かかわってない子も、見ている子も、報復を恐れて言えない子も、また潜在化していて十分に気づかず対応で

きなかった教員も、そうじゃない教員もおられますが、校長もみんな懲戒の対象では、逆にさらなるいじめの潜在化が進むのは目に見えています。今、一番必要なのは学校現場で何が起きているか。子どもも先生も自殺するほど、何にそれほど追い詰められているのかを探ることではないでしょうか。事態の收拾にだけ腐心するのは間違っています。まず、教育委員会が苦悩している現場を理解し、共感を示してこそ事実から目をそらさずに学校全体がつながり合って、チームプレーで立ち向かっていけるのではないのでしょうか。

現場の先生の苦悩でもう一つ聞こえてくるのは、教師の多忙化の問題です。そこに資料を1枚つけておりますのでごらんになってください。これは今年、文科省が40年ぶりに実施しました大規模な教職員勤務実態調査の暫定集計を表にあらわしたものです。教員の1日当たりの平均残業時間の分布と表にしたものが載っております。グラフ1の方の上の説明ですけれども、夏休み前の7月の残業時間は、自宅に持ち帰るふろしき残業も含めて、小・中学校平均で平日2時間43分、休日3時間13分でした。夏休みも入れた7月の残業時間は66時間37分となっております。そして、グラフ2の方ですが、これは教職員のメンタル面を含めた健康状態ということです。それによりますと、下の端の棒グラフですが、このグラフ2の方は厚生労働省の通達2002年のものです。通達が残業が月に45時間を超すと脳・心臓疾患の危険が高まるとして、残業をそれ以下に抑えるように企業に求めています。企業にこういう通達が厚労省から出されました。その教職員の残業は、この基準をはるかに超えるものです。過労死ラインの月80時間を超すという別の調査も存在しまして、在職死する教職員が後を絶ちません。文科省所管の公益法人である労働科学研究所の調査では、健康状態の不調を訴える教職員は45.6%、日本人の標準値15.7%の約3倍となっております。厳しい現場の状況がうかがえます。また、これほどの多忙化がいじめの問題でも障害となっているその実態例が、その上の端のグラフの横に、対応がおくれて3年生が自殺してしまったという中学校の例がタイムラグで掲載をされております。こういうところにも、影響が出るほど忙しいということですね。さきの議会での同僚議員へのいじめに関するご答弁では、今、生活調査などを行って、解消に向けて努力をなさっているとのことでした。今、述べましたことからしましたら、生活調査の実施は子どもの生活の背景を探る上でとても必要なことであろうかと思えます。その結果、いじめを生む背景ですとか、有効な解決策の糸口が見い出されているのでしょうか。現状と対策についてお伺いをします。具体的なことでお答えください。

次に、全国一斉学力テストの件でお尋ねいたします。平成19年4月24日に小学校6年生と中学校3年生を対象に、全国一斉学力テストが行われることになっております。文科省は、テスト結果の公表の方法を国全体及び国・公・私立学校別の状況、都道府県単位の公立学校全体の状況、地域の規模等に応じたまとまり、つまり大都市、中核市、その他の市、そして町村、またはへき地における公立学校全体の状況について公表する

ことを明らかにしております。そして、(高知) 県の教育委員会は、県内の市町村及び学校の状況について、個々の市町村名及び学校名を明らかにした公表は行わないとしております。高知市教育委員会では、高知市全体の状況については公表するけれども、高知市の学校の状況についての個々の学校名や児童・生徒名を明らかにした公表は行わないという方針であります。香美市の対応をどのようにされるものかお伺いをいたします。

次に移ります。(高知) 県は、職業能力育成型人事評価制度に新しく査定昇給制度を持ち込もうとしております。勤務内容に事細かに評定項目を設けまして、その成績によって5段階に分けて昇給のリンクさせるというものであります。これについては、県議会でも従来の人事評価制度の問題点が明らかになっており、「弊害を大きくする査定昇給制度の連動は撤回すべき」との質疑がっております。また、県教職員組合がまとめました校長先生の意見を集約したものによると、71名の回答のうち、2名の校長先生が賛成の意見を述べ、2名がコメントせず、あと67名の方はすべて反対の厳しい意見を述べています。特徴的なものを挙げますと、「その人事評価制度が始まったばかりで、課題も今出てきたところだ。これを昇給に係る評定に結びつけるのは拙速である」。こういう意見が多いです。また、「評価制度を導入するときに、昇給にリンクさせないということであったし、リンクさせるのは、当初の土佐の教育改革の趣旨から外れるのではないか」などの意見も多く目立ちました。また、多くの校長先生が公平な評定が不可能であるのに、教員の給与額に影響し続ける評定をしなければいけないことへの疑問と悩みを打ち明けています。「評価制度により、教職員との間の信頼関係を損ね、本来の子どもを見据えたチームプレーに支障をきたしている。また、教育現場にさまざまな課題がふえている今、このような事務にエネルギーを使わなくてはいけないのは苦しい」と、多忙化への意見も多数見られました。現場の様子がとても顕著にわかる代表的なその意見を、校長先生の寄せておる意見の中からちょっと紹介をしますと、「その人事評価制度に査定昇給をリンクさせることについて、私なりの不安を書かせていただきます。1つは、育成型人事評価制度の昇給制度への運用について。元来教職員が課題としていることを育成していくことをねらいとしている制度を、昇給制度に転用していくことへの問題。2つ目は、S、A、B、Cの4段階での評定のあり方と、まだその評定基準が各校長によっても異なり、絶対的評価とはなり得ないことへの不安。そして、そこから引き起こされる校長への不信感と、教職員間の疑念が生じてくることへの不安。3つ目は、教育で子どもの能力を引き出し、育て、伸ばしていくことは、必ずしも1人の有能なスーパーな人がいてできることではなく、チームで、組織でできることであり、特定の個人に限定して評価していくことは危険であること。4つ目は、教育とは、教職員が協力し合い、助け合いながら、組織として、チームとしてやっていくもの」、こういうご意見であります。

以上の点からお尋ねします。このような学校を企業に見立てた市場原理、成果主義は、必ず職員同士の不信感につながり、子どもたちに矛盾がはね返ります。教育という営み

に値段で差をつける昇給査定は導入すべきでないと考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

次に、公共土木災害工事に関連してお尋ねします。

市は、平成17年発生公共土木施設災害復旧事業の17災に絡んで市内のY建設業者に対して、平成18年10月6日から平成18年11月5日までの1カ月間の指名停止措置を行いました。新聞にも報道されておりましたが、なぜ起きたのか、まず指名停止に至った経緯をお伺いします。

次に、指名停止の理由として、主任技術者の氏名を詐称したため、香美市建設工事指名停止（措置）要綱に基づく措置であることを明らかにしています。が、具体的にどの条項に抵触するとされたものでしょうか、お伺いします。また、今後こうしたことの再発防止に向けてどのように取り組んでいかれるのかも、あわせてお伺いするものです。

1回目の質問の最後ですが、土佐山田観光開発KKの再生計画についてお伺いします。

市長の諸般の報告で、土佐山田観光開発KKの再生計画案が示されました。債権の取り扱いについては、残額1億4,535万4,554円の1.5%を弁済するとの説明があったとのことですが、これでいくと218万円余りの弁済額ということになります。もし、債権者集会において再生計画案が議決されると、市の保有する株式は消滅し、債権額もほとんどの1億4,300万円が残り、かわって市が農林漁業金融公庫に支払い続けることとなります。これまでも、土佐山田ゴルフ倶楽部への甘い対応については指摘してきたところですが、今回のことも到底容認できるものではありません。何より市民に説明のつくことではないと思いますが、今後市としてこの問題にどのようなスタンスで対応されるのかお尋ねをしまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 大岸議員の1回目のご質問にお答えをしたいと思います。

今朝の同僚議員さんの説明の中の部分と重複することもあるかと思いますが、今いただきました質問に対しまして、考えを述べさせていただきたいと思います。大岸議員、ご指摘のとおり選挙の開票に当たりましての判断基準というのは、非常に明確であることが重要だと私も大変思っております。当日の開票の現場で、そこが混乱をいたしますと、開票作業に非常に不備を来すということで、かなり昔からある程度の基準づくりというふうなことは進めておりますが、今朝方も申しましたとおり、自署式のこの投票に関しましては、どういうものが出てくるのか検討が付きません。すべてを網羅をして、そのことについて判断基準をつくっておくということが不可能でございますので、トータルの判断の中で結果、判断せざるを得ないということがあります。そういった状況の中で起こった今回の問題でございますが、まず、票数が同数になったということで、くじで選ばれたわけですが、訴えによりますと、有元議員の票、それから山岡さんの票

について有効、無効の違いがないかという、もちろんご指摘の上でことでした。選挙管理委員会としての判断といたしましては、その票のみの点検ということも検討の中にもちろん入ってまいりましたけれど、こと当落に影響することですので、万が一のことがあっては、1票を大切にできなかったとまた言われる可能性もあり、また県選管においても、全票点検をする可能性があるというようなこともちょっと感じておりましたので、香美市の選管でも一応全票を点検させていただいた。これは前議会で選挙管理委員長職務代理者も少し答弁をさせていただいたと思いますので、そういう状況があったということをご理解をいただきたいと思います。その上で、今回の票につきましては、今朝方お答えしましたとおり、県選管の判断は昭和32年の最高裁判決に主に基づいております、その当時の時代背景、それから判例の中に出てない票の状況等、判断できない材料もたくさんございまして、直ちにその考え方から今回の結論が導き出されるという判断を香美市の選管はとらなかったということは、今朝申し上げたとおりです。状況が非常に刻々と選挙に関しましても変わってありますが、世間の情勢も変わっております。非常に愉快的に選挙の投票をする人なんかも、ある意味ふえてるという部分もございませぬ。そういった中での判断だということになります。ですから、今回の票をあえて思い切り推定することなく、明確でないということで（高知選挙管理委員会と同じ判断を）とらなかったというのが、今朝申し上げたとおりの香美市の判断でございます。この場をおかりしまして申し上げれば、選挙をされる投票者の方には、もう正確な記載を極力お願いすると同時に、掲示とかいろんな方法で間違いのないやり方を今後もいろいろ進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。その上で21票、結果19票ですが、19票の取り扱いということで判断すればというようなお話でございますが、これは香美市の選管としましては、混記ということで判断をして、無効ということになった結果を踏まえて行っておりますので、県の選管の判断から、それを類推してどう判断するかということは、ちょっと、多分できない。1票1票について再度点検をして、状況について見て、議論をしてということになりますので、そういう立場に今ございませぬ。ある意味、この19票があったということが我々の一つの判断材料、按分ですとか混記ですとか、いうことの根拠にもなった部分がありまして、そういう意味でいいますと、県選管の判断がある意味であればそれはそれで参考になったかなという気持ちはございませぬけれど、現在のところそういう状況ではございませぬ。当落に影響しないということで、県選管も判断しておりませぬので、私どもでお答えをすることは少しできないと思います。

それからもう1点、混票の問題でございます。これは、全票点検を行ったという中で大岸議員さんの票1票が、完全有効票が（他の候補者の中に）入っていたということで、全くあってはいけないことでございます。その後の選管の会議の中でも、開票作業についての再点検、なぜこういう状況になったのかというようなことについて少し点検作業を行いまして、混票があったのが開票の同グループ内での位置関係であったというよう

な状況とかの、いろいろ説明もいただいております。この点について関係の議員さんにご迷惑をおかけして、その支持者の方々にもご心配をおかけしたということにつきましては、この場をかりておわびをしておきたいと思っております。教訓としてということとの絡みでございますが、開票作業のその正確さについて、再度配置の問題、それから作業の手順の問題、再点検をして、次回の選挙におきましてはそういったことがないように行いたいと思っております。それから、この混票の更正についてということですが、公職選挙法に更正のための選挙会というのは、第96条ですね、当選の更正決定というのがありますが、これは訴訟とかなんかで当選人が決まった場合という規定でございまして、実はその混票があつて票が変わるといふことの更正をするような規定がございません。できないことになっておりますので、それだけのために選挙会を開くということができません。ただし、ただしですが、今回の県選管の採決が決定をした場合、最終決定をした場合については、速やかに選挙会を開く必要がございます。当選人の変更ということになりますので、その際は、そうしますと、更正のための選挙会が開かれますので、その際にこの1票についての変更も同時に行えると、行いたいというふうに思っております。

それと、教訓としてということですが、先ほど混票についてはそういうことでやりたいと思っておりますし、それから、票のその見方については今後いろんなところで勉強会等を開きながら、基準も精査なものをもっともつとつくり上げていきたいと思っております。

それから、香美市選管がどういう権限を持ってるかということですが、多々いろいろあります。掲示板の数ですとか、それから現在問題になっております投票時間の問題、これ前議会で問題になりました、それから投票所の設置の問題、決定する権限は当然あるわけですが、現在すべての問題について検討、あるいはアンケート調査、あるいは申し入れ等を行っております。その掲示板の減数につきましては、もう随分前に面積と、多分人口か何かで決まってると思っておりますが、物すごい数を立てるといふふうになっておまして、現状のその情報の伝達の早さ、それから車社会という状況の中でかんがみますと、昔の決め方ではないかと思っておりますが、余りにも多過ぎて手間、費用、その他いろんな問題が多々ございますので、現在のような減数ということを経験して行っております。場所等、ここにはないのはおかしいとか、いろいろありましたらまた連絡をいただければ、そういうときの際の参考にはさせていただきたいと思っておりますが、財政上の問題、それから設営の作業場の問題、それから風が吹いたり、台風があつたりするとすぐ飛んでしまうとか、いろんなこともあつて、なるべく安全な場所で、わかりやすいところで安全な場所に立てたいということもございまして、そういう運営を行っておりますので、よろしく願いをいたします。

1 回目のお答えにいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸眞弓議員さんからご質問いただきました教育問題についてお答えさせていただきます。

まず、いじめ問題についてでございます。大変憂慮すべき事件も起き、厳しい状況になっております。11月の校長会で各校の実情と取り組みについて報告し合い、研究をいたしました。そのときに、生活調査を行っている学校と行っていない学校がありまして、そういったことを行っていない学校は、すぐに行っている学校のことを参考にしながら調査をしようというようなことも話し合いました。生活リズムは改善しつつあるけれども、いじめを受けたこともあるし、また、いじめを見抜けなかったこともあるというような、学校により違う報告が出されておりました。その中で、みんなで確認し合ったことは、各学校へ持ち帰ってやろうと確認し合ったことは、何よりも教職員にいじめを見抜くという力がなければならないということで、そのチェックリストをしよう。そして、子どもの心のアンケートや、自尊感情の調査、先ほど申したことと関係あるんですが、そういうことをしよう。そして、早期発見、早期対応、指導体制の整備をしなければならないということでありました。そして、各校で再度の取り組みや点検を実施し、それらの中から県教委から求められました6項目についてまとめたものを、11月24日に県教委の方へ提出もいたしました。また、あってはならないですけれども、最悪の事態に遭遇したときにどのように学校は対応すればいいかという、市として統一されたマニュアルを作成し、各学校に配付し、確認もし合いました。11月の末には、文部科学大臣より保護者と子どもたちに緊急アピール、お願いという文書が届きました。その文書に市教委としての体制と、(緊急連絡用の)携帯電話を2機備えつけたということ等ですが、まとめたものを、学校によって差があってはならないということで、11月29日に市内全部の小・中学校の保護者に配付し、命の大切さについて家庭で話し合っていたいただきたいという教育委員会のお願い文と一緒にお送りし、各家庭で話し合っていたくようにいたしました。

それから、家庭が本当に厳しい状況にあるような例が多いですので、虐待防止のリーフレット、こういうものですが、今印刷中です。を作成しまして、全部の家庭にこれは保護者だけでなく、市内全部のご家庭に配布させていただき、みんなで気をつけ合ってくださいとしております。これは、教育委員会だけでなく、香美市青少年育成市民会のご協力を得てつくりました。また、年が明けまして、1月5日に教職員の研修会を予定しております。物部町で開く予定ですが、そのときには8月に実施しました生徒指導のあり方についての研究に続きまして、人権問題の観点から(高知)県教育委員会の人権教育課から講師を招いて研修する予定になっております。1月11日の教頭会では、東部教育事務所から講師を招いて、いじめについての研修もする予定になっております。今後とも校長会や各主任会等で適時情報交換を行い、共通認識のもとで、子どもに少しでも早く正確に近づける学校の体制、教育委員会の体制づくりに努力したいと考えております。

また、各校のホームページの整備も進みましたので、従来の学校だより等の紙面による家庭への情報公開に加えまして、ホームページも利用しまして各学校が積極的に情報



公開に、家庭や地域の方々へ取り組んでいくようにしたいと考えております。また、皆様方のご協力もよろしくお願いいたします。

次、全国一斉学力テストについてであります。全国一斉学力テストにつきましては、前議会でもお答えをいたしましたように、平成19年4月24日に小学校6年生と中学校3年生が国語、算数、中学校は数学ですが、それを実施する予定であります。どのように公表するかにつきましてはまだ考慮中で決定はいたしておりません。しかし学力到達度検査CRTというものですが、それにつきましては今月号の広報でも市の平均点をお示しし、皆さんに知っていただき、ご協力いただくような方向をとりましたので、その全国一斉学力テストにつきましても、香美市の平均につきましては市民の皆さんに知っていただき、ご協力をいただくと。そして、各学校のデータは、校長会に公表すると。校長に公表するんです。校長もとって帰って職員に話すわけではありません。ある部分は大事にして話すと思いますが、そこは大事にするように話し合っています。そして、子ども個人につきましては、一人一人に返して、これからの自分の勉強の仕方、生き方に役立ててもらおうというようになるのではないかと考えています。以下、言いました公表の仕方は、CRTで現在そうしていますので、全国一斉学力テストについてもそのようになるのではないかとというのが、これが私の今の思いです。また、皆で検討をしまして、どうするかは最終的に決定をすることになります。決定はいたしておりません。

3番目の職業能力育成型人事評価制度を昇給制度に導入するという件についてのご質問にお答えさせていただきます。平成19年度から管理職について昇給制度にこれ（職業能力育成型人事評価制度）が使われる予定になっています。確かに、数年前にこの職業能力育成型人事評価制度が導入されたときは様子が異なっていました。教職員の意欲を高め、職場の活性化につながるということでこの制度が導入されたのでございます。被評価者に対しまして公平性、公正性、客観性、透明性、納得性が得られなければなりません。すなわち、被評価者に対する信頼性が求められているのであります。これを昇給制度に運用するというので、昇給制度の運用に関する検討委員会という会が結成されまして、もう12月4日で7回目でしょうか、委員さん方が検討されています。昇給の内申、評定項目、開示方法、苦情処理等について、その時々話し合われたことが私のもとにも届いております。検討された資料が送られてはきますけれども、多忙なこともありまして、余り私も勉強はようしていません。ご質問もいただきまして一生懸命勉強しましたが、なかなか納得のいくこともなく、大変困っております。といいますのは、管理職、教頭と校長に対しましての最後の評価者は教育長である私であります。その責任の重大さを痛感しています。適正な評価は非常に厳しいと考えます。教職員は、確かに多忙であります。多忙感は否めません。そのご指摘いただきました調査には、本市では香北中学校と山田小学校の調査をいたしましたものが入っておりますということを申し添えておきます。県からの依頼がありまして調査をし、報告をして資料の一部になっております。

しかし、この厳しい世の中を教育者として子どもを中心とした教育をどう進めていくかということは、大変みんなが苦慮しておる、考えておることでございます。教職員にも特徴があります。その集団である学校にも特徴があります。今、課長や教育指導主事と学校訪問をしております。教職員の声を聞こうということで、1月の中ごろまでには全部に行きたいということで、向こうから要望があった時間にうかがっております。昨日も5校目である楠目小学校へ3人で出向いておりました。やはり、「学校により違うねえ」と言うて、3人でくしくも車の中で一緒に話し合ったことではあります。そういった特色のある集団、先生方、何よりもやる気のある先生、そして学校としてまとまっておる教職員集団をまとめる校長、教頭、子どもが主人公となる教育を進めるために、この早急に職業能力育成型人事評価制度を導入することに賛成か反対かと言われましても、もう肅々とその進める検討会もいっていますので、私も申し上げようがございませんが、やはりこうした状況の中では、教育長である私も含めまして、教育行政にかかわる者も、学校の現場におる者もどうしたら自分の資質を高められるかということは、非常に大事でせっぱ詰まった問題だと考えています。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大岸議員の公共土木災害工事に関連しまして回答をさせていただきます。

香美市の請負契約書では、「現場代理人及び主任技術者等につきまして、請負者は現場代理人及び主任技術者等の氏名や、その他必要な事項を通知しなければならないし、これらのものを変更したときも同様である」と契約書には規定されております。今回の事案につきましては、A事業者のB職員が市との現場打ち合わせや電話での打ち合わせ等で、同事業に関し市に届け出ている主任技術者C職員の氏名を詐称するという内容でありました。これは明らかに契約の違反行為に該当すると、こういうことでございます。このことから、香美市建設工事指名停止措置要綱第1条の中にこういう場合にはどうのこうのというのが書いてるんですけども、その第1条の第1表第1の措置要件、こういう場合にはこういう指名停止をするよということを書いてあるわけなんですけれども、その措置要件の第4号、そこに「契約違反」というのがございます。この措置要件の第4号「契約違反」に該当したために、同表の指名停止期間でありますところの「2週間以上4カ月以内」の範囲内で1カ月の指名停止をしたと、こういうことでございます。これがあらましであります。今回の事件につきましては、請負者の主任技術者の顔を市の職員が知っていたら起こり得なかったというふうに考えます。今回の事件を受けまして、請負者の現場代理人とか主任技術者を知らない場合につきましては、写真つきの資格者証等の提出を求める等をしまして、確認をこれからはしていくと、こういうように対応を考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 私の方から大岸議員の1回目の質問で土佐山田観光開発株式会社の再生計画についてでございます。

質問につきましては、再生計画案に示された取り扱いについては到底認められない。今後の対応は、スタンスはということでございますが、諸般の報告で、経過報告の中でも申しあげましたとおり、土佐山田観光開発株式会社の今日の状況を勘案したとき、運営は既に東京地方裁判所の管轄後であって、ゴルフ場の運営の継続を中心に再生計画に努力されております。その再生案を、このたび債権者に対して示されたところでございます。説明からうかがい知るところによりますと、債権者に対しては、ご質問のとおり大変厳しい再生計画案であります。が、債権者の一員であります香美市として、このたび提案のありました再生計画案に対し、賛成、または反対の意思表示を行使することとなります。再生案の中で、香美市にかかわる1億4,535万4,554円の債権が限りなく償却されるという内容となっております。なお、同社の資産及び負債の状況は、資産合計で約4億9,000万円、一方、負債合計は約149億8,000万円と大きく負債超過を来しており、このようなことから、このたびの再生計画案が成立をし、同社が土佐山田ゴルフ倶楽部として運営の継続ができるか、また反対に同社が破産の道をたどるか、このたび債権者に問われたものと認識をしております。近々、この案に対し賛否を判断することになりますが、諸般の報告でおつなぎいたしましたとおり、議会の皆様方のご意見を仰ぎ、共通認識のもとで香美市としての判断としたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

失礼します。訂正をさせていただきます。土佐山田観光開発の負債の状況の中で資産合計が4億9,000万円と言ったようでございますが、約8億9,000万円でございます。訂正させていただきます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。2回目の質問を行います。

まず、選挙に関しましては、非常に責任ある立場でなかなか大変なお仕事であるなどののを、改めてご答弁を聞きまして感じた次第です。聞きましての感想といいますか、当落の影響が最大の判断基準になるというか、完全な有効票であってももうこれはこのままというふうにおわびをしますということで、それになるということで承りました。選挙の方はそれでよくわかりました。

いじめの問題ですが、校長会を開いて検討をしている等々いろいろな取り組みをお聞きをしたわけですが、後でも申しますけれども、非常にそのいじめをまた見抜くチェックリスト6項目とかいって、それにまた記入をすることになるわけですね。今も教育もあんまり書類のあれが多過ぎて、業務にろくにつけないと。まさにその教育長がそうであるように、学校の校長先生、それから教職員の方々も、それから子どもも最近、もうぎっちりチェックをしていると。何かその授業の研究とか、そういう本来の教育業務というものがだんだんこういう多忙化の中で教育現場から失われつつあるのではないかとい

うふうな、そういうふうな今感じを持ちました。それで、早期発見、早期対応、もちろん必要であります、その中で愛知教育大学の先生が、いじめに関してこういうことを述べられています。いじめの問題を報告していなかったとかいうことで、それをマスコミにも取り上げられて、校長先生が自殺をしたとかいうふうなことがございましたが、それもそれまでの県の教育委員会とか、その上の上級機関からの指導では、いじめを今年のうちに半減しなさいと。まず半減が先にくるわけですね。それで、地教委などではいじめがありますよという報告をしたら、その報告書は受け付けない、ゼロにして回答してきなさいと、こういう指導が行われてきたはずみが出てきたのが、この前の北九州市の校長先生の自殺につながっているものでございます。やはり、発生件数とか事態の収拾とか、そういうことにのみ周りの目を気にしてやりますと、この問題は埋没していったいじめの解消にはつながらないと思います。それから早期発見といいまじけれども、この前も高知新聞のすっぴんボイスの中で子どもたちが、「第一それは先生がおらんところでやるわけやから、見つかるわけがない」と。そういうだからいじめをした子、それからたまたま発覚していじめをした子、それからいじめを見ていても報復が恐くて言えない子、そういう子どもたちを文科省は懲戒の対象、黙っていた子も加害者やと言うわけですね。こういうことでは、私はいじめは解決していかないと思います。それで、その量の問題でいじめをゼロ件か10件かやったら、正確には3件か10件やったら3件の方がましとかいうふうなとらえ方をするとそれは誤りだと思います。「ゼロ件に近づけるように、質的な対応をしていかななくてはならないというふうに、教職員のチームワークによる問題への接近が不可欠」というふうに、今言いました愛知教育大学の先生が言われておりますが、まさにそのとおりであると思います。そこで、虐待のリーフレットを配ったということですが、虐待をしている側、あるいはDV、ドメスティックバイオレンスなんかの問題でも、やっている方は虐待とかDV、ドメスティックバイオレンスと思ってない例が多いですね。どういうリーフレットか見てみないとわかりませんが、そのリーフレットが果たしてどれぐらいの効果があるものか、ないとは言われませんが、なかなか深刻な問題であると思います。公立中学校の教諭であります、そして学校心理士もなさっております松本五郎さんという方が、勤務先の中学校でいじめの加害者である1人の女の子、生徒が保健室に来たときに境遇をじっくりと聞き取った結果、その女の子は義理の父親からしつけと称する虐待を受け続けていることが判明しました。母親に訴えますと、母親も同じような過去に自分が虐待された過去があるために、母親に相談すれば、自分を母親が責めてパニックを起こして家の中をむちゃくちゃにしてしまうとかいうふうな状況があるので、女生徒はじっと我慢して自分は布団の中に入って泣いているしかないというふうな状態がわかったと。そういうもうストレスの極限状態の中から、自分の心が壊れるのを防ぐためにいじめに走って、それだけではなくて、リストカットといいまして、手首に切り傷が、自傷行為もあることがわかりました。教育長もおっしゃったように、こういう環境の子どもは年々ふえてきてい

るというか、年々判明してきたというか、増加の傾向にあることは間違いありません。この松本先生がこの子どもの話をじっくり聞き取った後で、いじめの最大の抑止力は大人たちが子どもに真剣にかかわって、子どもの話をじっくり聞くことだというふうに言っておりますが、まさにそのとおりだと思います。また、高知新聞に載っておりますが、進学塾の塾生対象のアンケート調査で中学生の7割がストレスがあると答えています。その原因に友達との関係や学校の勉強、塾の勉強を挙げています。こうした家庭と学校でのストレスのはけ口がいじめに向かっていることは、多くの調査でも今明らかにされています。こうしたことから言えるのは、いじめ解決のためには、大人が子どもたちに丁寧にかかわること、またその学校現場においては、教師が子どもにかかわれる環境、つまり時間をつくること、多忙化の解消が急がれると思います。そして、子どもの権利委員会からも再三指摘を受けており、改善が求められています日本の本当に異常なまでの過度な競争教育を早急に見直して、子どもたちのストレスを緩和することが今必要であると思いますが、なかなか教育長お1人のお考えでは難しいと思いますが、見解をお聞かせください。

そして、全国一斉学力テストです。来年香美市でも行うことを前回にもお聞きしました。それで、学校のデータ、校長会に公表、そして香美市の平均の点数を公表する、細かいことはまだ、細かい公表方法については考えられてないということですが、ここに教育長あての（高知）県教育長の全国一斉学力テストの依頼文がありまして、それによると、調査の結果は文科省へ直接電子メールで送るようになっておるようですね。今、こういった関係の情報は非常に漏れるが、やろうと思えば漏れないことはないわけです。そういった場合のケアといいますかね、情報の危機管理をどうするのか。香川県の例ですけれども、これは1960年代に行われた全国一斉学力テストで、このときは学校別、学級別の平均点は公表はされていないはずなのに、関係者がなぜかみんな知っていて、やっぱり関心が物すごく高まるわけですね。うちの学校は何番だろうか、うちの子のクラスは何番だろうかということ。それで、校長同士の競争につながり、PTAの役員会でもその話ばかりになって、多くの教師がテストの点を上げることに必死になって、子どもの実際の姿が見えなくなった。子どもを点数で切り刻んだ状態ですよ。安倍首相は教育基本法を変えて、イギリスのサッチャー改革をお手本にしていますが、それを手本に学校選択制、学校評価制、教育バウチャー制、この3つを公立の小・中学校、全国に導入しようとしております。イギリスではこういう考え方です。教育の消費者である親と子が教育市場の中で競争する学校のうち、その順位表を見て、最もよい学校を選択するという市場原理の導入がイギリスでもやはり熾烈な競争教育をもたらしました。今、東京都でも全く同様のことが起こっております。順位を引き下げようような生徒を学校がその日は休めとか、忘れ物を取りに帰らすとか、それから退学にまで追い込むような弊害が起りまして、イギリスではもう教育改革の方向はだめだということで大きな方向転換が今行われているところであります。全国一斉学力テストの導入、

子どもの学力をどの辺か見て、それを指導の判断基準に有効に使うというのはわかりま  
すけれども、何かその全国一斉学力テスト、安倍内閣の目指す教育改革の中の一環の全  
国一斉学力テストというのは、こういったもろもろの起こった事柄を見まして、テスト  
の実施、公表は私は見直すべきではないかと思うところです。見解をお尋ねをいたしま  
す。

続きまして、その人事評価、査定昇給のリンクの件でございますが、さっきご紹介を  
しましたように、この制度はもう本当にもうやめることはできないんだ、粛々と進んで  
いるんだというふうにおっしゃいましたが、この制度に対する校長先生のご意見はやっ  
ぱり現場制度に大変疑問を持っていてやりたくないわけですね。こういう状況の中で実  
施をしますと、どういうことが起こってくるのでしょうか。教育長もおっしゃったように、  
教育長は校長を評価しなくてはならないので困っている。同様に校長も教員の評価、き  
ちんとした絶対的な評価基準がないために非常に困っていると。このまた評定項目とい  
うのを見てちょっとびっくりしたんですけど、こういうことを毎日毎日、自分も申告し  
て校長が見るのかと、学校の先生用の評定項目の中に、着眼点、常に児童・生徒に寄り  
添う姿勢を持ち、児童・生徒理解に努めている。児童・生徒の生活の実態や内面に着目  
した指導を適切に行っている。児童・生徒への支援や指導を地の教員と連携しながら取  
り組んでいる。これは、個々の自主性や創造性を生かしながら、能力や意欲を高めてい  
るなどの着眼点は何項目あるのでしょうか。定められています。これはやはり文科省か  
らこういう基準がくるのでしょうか。教育、人を相手のその教育というのは、これだけ  
に集約されるものではないですし、みんなこんなことは心がけてやっていると思うん  
です。これをやっているかやれていないか、どういう基準でSと判断するのか、Aと判  
断するのかわかりませんが、非常にこの評価制度には矛盾が出てきていることは間違い  
がありません。それからまた、1年間のそれを振り返って評定するということですが、  
教育の成果というのは1年で出ないものが多いと思います。まずもうやめることは難し  
いと言いますけれども、全体的にやはり教育長として意見具申ぐらいはしておくのがよ  
いではなからうかと思うわけですが、教育長のご意見をお伺いをいたします。

以上、教育問題の2回目です。

そして、次にその指名停止の件でございますが、ちょっと私の知っておりますてんま  
つを言ってみますと、この契約の工期は平成18年6月20日から平成18年11月1  
日まででした。ところがその工事に取りかかるのに、別の建設業者がやっておる仮設道  
が使用できない状態であったため、その受注した問題のY建設業者は工事の中止期間が  
ありました。その期間が6月28日から8月1日となっておりますが、これは間違いな  
いでしょうか。Y建設業者はこの間待機していたわけですね。問題があるとされたのは、  
さっき前田課長が触れられました6月20日に打ち合わせのために、Y社長と社員の方  
が現場に出向いたときに、発注者である市の職員が（社員の）N氏に対して「Iさん  
ですか。」と、登録をしておる主任技術者の名前呼びかけた。Nさんは何げなく「はい。」

と答えて、その後もNさんが対応していたと。しかし、主任技術者が対応しなければならないわけですが、Nさんも主任技術者の有資格者であります。Y建設としては、ここで詐称する必要は全くなかったわけです。詐称という認識が全くなかったと思われま。しかも、工事待機中のこととございます。どの要綱かということで契約違反、これ第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の執行に当たり、契約の違反し工事の請負契約の相手方として不相当であると認められたので、2週間以上4カ月以内となっておりますが、一つは工事にまだ着工する前のこととあり待機期間であるということ。それから、課長がおっしゃったように、旧土佐山田町時代でありましたら確認が、お互いに顔の確認ができないなどということは起こり得なかったわけですね。でも合併のごたごたで別の香美市の職員が（対応に）当たったためにこういうことが発生したと。もろもろ考えました。工事自体は8月17日に着工で誠実に、工事が始まってからはちゃんと登録者のI氏が常駐をしまして対応をしてくれておるわけですし、それからY建設工事会社の方もそれほどの大事と、指名停止になるほどの大事と認識していなかったという節があります。総じて感じますことは、少しきつい措置ではなかったかというふうに思われますが、この件についてはいかがでしょうか。

それから、工事待機中のことであっても指名停止要綱に触れているのかということと、6月に発生しておりますその指名停止に係る事態が指名停止措置要綱に触れたということなんですが、指名停止措置要綱は平成18年の8月31日に定められております。その6月に起こった事態に8月31日にできた要綱が適用されるのかどうか、そういうものなのかどうかということにもお答えください。公共工事に係る要綱というのは、香美市スタートの平成18年3月1日にはあるべきものでいはいないでしょうか。

以上をお伺いをしまして、今後は十分に確認をしていくということですが、防止策として、やはりこういう相手方に落ち度があったときは、十分に認識できる形で注意を促すということと、名札の携行などで防いでいくというふうな取り組みが求められていると思います。その点もお伺いをいたします。

ゴルフ場の、土佐山田観光開発株式会社の件です。

今日の土佐山田観光開発株式会社の状況を見てみたら、債権者に大変厳しい内容、再生案であるけれども、計画案に賛否かいずれ決めなければならないので、議会の意見も仰ぐということとございました。ちょっと、今お聞きしておりましたふと思ったんですが、諸般の報告の中にあります市の保有する株式が、これですべて無償で売却になるということは、株価、額面がゼロということですね。その損失額というのは幾らでしょうか。そして、これまで立てかえをしております負担金ですね。平成12年からの支払い額の合計と債権残高の、その今言いました1億4,000万円余り、それから全部などを合わせまして、全部の損失額がどれぐらいになるものでしょうか。私の記憶違いでなければ、平成15年度分は支払われておりますね。一たん何か入っていたと思います。その後、一度請願がきまして、その内容に基づいて400万円が市の方に支払われている

と認識をしておりますが、それらを差し引きの上でトータルが幾らか明らかにしていただきたいと思えます。

また、債権額の1.5%の弁済は同じ、その他の債権者がおりますね、四国銀行とか高知銀行とか、こういったところも同じその債権額の1.5%の弁済になっておるのかどうか、おわかりでしょうか。

今後のことですけれども、私たちの認識では有担保債権の取り扱いが有利であると伺っておりますが、さっきも言いました他の債権者の動向を知り得ているか。それと、覚書の効力というのはこの場合どうなるのでしょうか。弁護士等にも相談して対応策を進めているのかどうか。大変市民の税金が費やされるかどうかという瀬戸際でございますので、お答えをいただきたいと思えます。そして、これまでは株式総会などに株主でしたので呼ばれておりましたが、新たなそのPGP社（パシフィックゴルフプロパティーズ（株））と市との関係はどういうふうになっていきますか。

それと、この件に関しては高知県の財界のトップが、名だたる企業が名前を連ねております。経営陣の責任とか、それとのかかわりはどういうふうなとらえ方をされているものかお尋ねをいたしまして、私の2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 大岸議員の2回目の発言、ご質問をいただいたというふうにはちょっと受け取っておりませんので出なくてもいいかなと思いましたが、ちょっと1回目の質問に対してちょっと答弁漏れというか、ご説明漏れがありましたりでそのことを含めてお話をちょっとさせていただきたいと思えます。

有権者にどう説明するかという話をやるここではさせていただいたわけですが、個々の議員の方々にまた有権者に説明していただくというのも一つのあれでございますけれども、一応11月の広報で今回の経過、それから混票の問題について1回目のご報告を広報に載せさせております。続きまして、これも条件つきでございますけれども、先ほど申しましたとおり、（高知）県の採決が決定をいたしましたなら更正のための選挙会が直ちに開かれますので、先ほど申しましたとおり、混票の分についても修正をされて、当選人の変更とともに告示されるということになります。その際というか、その経過につきましてまた広報でご説明を続けて行いたいというふうに考えておりますし、もしそうでない場合、途中経過について広報で説明するようなことも検討しておりますので、改めてご説明させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、いじめ問題についてであります。確かに、アンケートが多くて、私のもとへもたくさんアンケートもきまして、もういろいろ多忙感はそういった面でも否めませんが、学校もそうだと思います。ただ、いじめを見抜く力のチェックリストとかいうのは非常



に簡単なものでして、研修も兼ねてやっておるといような、そんなアンケートもあるということをご理解いただきたいと思います。3人おればいじめがあるとされています。いじめの回数で、確かに回数が少ないからということではありません。いじめをしないことはもちろんですが、それを見抜く力が、また訴える力が子どもにも欲しいですし、教師にはもちろんそれが求められます。訴えるということになりますと、(いじめを)知った教員が学校内で問題にする、管理職や生徒指導の者に話して全体で対応する。また、校長が私のところへ相談に来る。また一緒に、そして考えるという、そういう訴えるというか、話し合うという意味であります。このいじめも学校によれば大変語弊がありますが、そのあったときの対応の仕方について、まだまだ研究等を深めなければいけないというか、指導をしているという学校もあります。昨日もそういったことのある学校へ私も行っておりました。みんなで研究し合って高まっていきたい。子どもたちを大事にしたいと考えております。虐待のリーフレットにつきましては、早ければ今月中、遅くても来年の1月初めにはお配りしたいと思っています。いろいろ資料を配るというのは、そら教育委員会に限りません。それで安心できるというものではありませんが、関心を持っていただいて、情報を寄せていただくというように意味でお配りをしたいと考えております。

それから、研修がおろそかになっているのではないかというご指摘がありました。私は、香美市の教職員集団、特に旧土佐山田町の教職員集団といいますか、学校には感謝をし誇りを持っています。今年も研修面で繁藤小・中学校、楠目小学校、舟入小学校、片地小学校が町(市)指定も含めまして研究発表会を開いて、みんなの教職員が研修をし合いました。山田小学校もまた形は違って行いました。それによりまして坂本教育賞を、それだけではありませんが、数年の研修の成果で山田小学校は坂本教育賞を受けるし、繁藤小学校と楠目小学校は(高知)県の教育実践優秀校十数校のうちに選ばれて、こっちが申し出てはいません、これは。向こうからそういう賞をくださいました。片地小学校は同じ賞を去年受けております。舟入小学校はエネルギー財団の方から優秀校として表彰も受けました。なお、来年度は山田小学校と鏡野中学校が文科省の研修指定の、全部授業改善につながるものですが、研究発表もするように研修を深めております。そういった意味で香美市の先生方には、感謝をしておるところでございます。けれども、それで、そしたら子どもに授業がようわかりゆうのか、子どもの指導がよくできゆうのかというわけではありません。まだまだみんなで高まり合う体制を整えていかなければならない。また、香美市教育研究会というのもつくっておりますので、これも充実させて、皆さんにお返しを、子どもたちに返していかなければならないと思っています。

それから学力検査の件でございます。学力検査の返し方ですが、これは確かに文科省に行きまして、後から返ってくると思います。後から返ってきたものについて、公表の仕方はどうするかというように、現在行っておる(学力到達度検査)CRTの結果の公表と同じようになるのではないかという意見を申したのでありまして、どうい

ようになるかはまだ決定はいたしておりません。けれども、何らかの形で、ただ封じ込めずに、返すということは大事ではなかろうかと私は考えております。けれども、その点数がよかったからどうかとは思っていません。実は、その（学力到達度検査）CRTという、今ずっとやっている、市からも補助金をある部分もらってやっているものも、高知県の方では来年度予算が短縮されるようになっていきます。そういった面で、また全学年でせずに、学年を決めてやったらどうかというようなことも、この12月の校長会で申し上げ検討していくところであります。点数で競争し合う学校や子どもたちをつくることは、本来の教育の目的でないということは、十分肝に銘じて取り組んでいきたいと思っています。

3番目のその昇給制度にかかわる人事評価制度についてであります。確かに、その日常の記録、私も教育次長と行きまして何回かその評価をする側の研修を受けました。記録をもう毎日のように気がついたらせにやいかんいうても、なかなかようしません。大変だと思います。ただ、1年で評価は決定しないとおっしゃいましたが、確かに教育は長いもので、子どもの姿が、学校の姿が、1年でそんなに変わるものではないかもわかりませんが、また変わることもあります。受け持ちの先生によって学級が変わったとか、あの先生の一言で数学が好きになったとかいうような事例はあろうかと思えます。そういった意味で、何らかの形でこの昇給というか、基本給の方に組み込まれるということに私も賛成しているわけではありませんが、反対と言って県教委へ申し出ていくつもりとか、そういう気持ちは今のところ持っておりません。ただ、評定項目についてご質問がありましたが、例えば校長に対しても学校経営とか、学校管理とか、教職員の指導育成とか、家庭や地域との連携とか、良好でない勤務状況とかいうような項目が、また小さく分かれて評定されるわけですが、こういったことは学校長によって違いがあるの否めません。みんな同じであるとは私は思ってはいません。また、平成10年か平成11年度、ちょっと私の就任前ですので、どちらか記憶がありますが。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長をいたします。

○教育長（原 初恵君） 現在も続いております、ボーナスが人によって率が違うという制度が導入されているという件です。勤勉手当の評定期間の改正もされまして、現在違っております。校長が査定をしてくまして、それを私が評定し直して、特優、優、良、不良というように分かれるような制度になっております。が、そのパーセントが本年からですか、大変高くなりまして、普通以上が25.数%だったと思います。今までは10何%でしたが、それで190人ぐらいの教員がおるんですが、市内では。ですから、今度の冬のボーナスでも、50名は率がよい者に入ると。不良というようなことはありません。指導を要する教員以外はありません。でありませんが、そういうようなことにまあなっております。校長がそのことを教員に知らせ、そして教員を励まし、まあそれも校長によります。何か輪番制じゃないかと疑わせるようなものを私のところへ持ってくる校長もないではありません。ないではありませんが、そういうような制度ももう既

に導入されてやっておる現状ですので、ただ、この昇給に評価が導入されるようになりましても、今も申しあげました勤勉手当も不良というような人はいないわけですので、公平にやる気が起こるような、まだその率が決まってないようですので、昇給の基本給の差をつけるいい方向でご検討いただいて、取り入れるものならそういう方向でやっていただきたいと、私は思っています。何よりも評価をする者の質が求められるわけですので、そこはどうしたもんかなと、私ではお答えもできません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えをします。

まず1点目としまして、要綱の施行期日のことをおっしゃってございましたけれども、きっとこの要綱は財政課の方にもとじて置いてあります。業者の方にも閲覧できるようにしておりますけれども、この要綱を見ておっしゃってくださってるんだらうと思いますが、ここで指名停止の措置要綱につきましては、附則のところ確かに「この告示は平成18年8月31日から施行する」と載せてありますけれども、その下に廃止、それまでの要綱の廃止を載せてあります。それ以前の要綱につきましては、告示第125号ですけれども、これは3月1日の香美市発足以来この要綱を使ってございましたけれども、8月31日にこの今の要綱で言いますと、「暴力団排除」ということを明確にうたった項目を載せました。この関係で8月31日に変更になっちゅうと。概要、中身は3月1日から変わってない。こういうことですので、このことはご理解いただきたいと思います。この暴力団排除に関しましては、9月の広報にも市長と香美警察署長が契約を結んだという、広報にも載ってましたので、そういう関連のことが盛り込まれてきちゅうと、こういうこととございます。

それから2点目の、その措置が厳しいんではないかということとございますけれども、厳しいか厳しくないかにつきましては、思い思いの中に個人差があると思うんですけれども、まず、香美市としましては、契約書でうたっておりますので、その契約書どおりに施工いただくというのは原則にしてあります。そしてまた、契約書というのはあくまでも発注側と受注側という関係ではなくて、あくまでも対等な立場で契約というのは行っております。ですから、今どうしてこれだけ契約書が厳しく公共事業はなっているかといいましたら、前はといいますか、かつては契約書が比較的細かく書いてなかったもんですから、例えば現場サイドで個々はこうやってやってやとか言うて、その設計書どおりに施工しようとしても、その口頭での変更とかいうことが、大昔ですけれどもあったようです。そういうことによりましていろいろ支障もきたしてきたと、こういうことがありまして、やはりその業者の方を守るという意味からも契約書を大事にしていくと、こういうこととございます。そして、契約書に基づいて発注側も監督をしておりますので、設計が変われば設計書がここで変わりますという形で、相手に同意を求めて設計の変更もしゅうと。勝手にこっち（市）がこうするきいうて、というような形にはしてませ

ん。つまり、契約というのはもともと幾らで、この設計に対して幾らで受注すると。そのやり方としては、こうこうこうですというようなことを細かく決めているのが契約であります。ですから、その時点で契約で主任技術者はだれそれということを知りたくようになっております。そしてまた、現場監督とか主任技術者の方というのは、工事を遂行していく上で非常に大事な役割を持った方ですので、幾つも受注をして1人が幾つもの工事を兼務するじゃいうことは、とても基本的にできないということもあって、かつり届け出をしていただきゆうと。そうすることによって、その発注側の工事の正確な施工も担保できると。そしてまた、業者の方もその方を責任者として、工事をすることを約束してくださりゆうと、こういう関係になっておりますので、非常に大事なことであるということでございます。ですから、技術者の方が何人もおられて、だれを技術者として出しても構わないのであれば、やはりそのときに何人もおられるのであれば、変更ということは可能なわけですから、一番最初に届け出た人から、何月何日からこの方に変更しますという、単にそういう届け出さえしていただければ今回の事件は起こらなかったと、このように考えております。ですから、やはり我々発注側も注意しておりますけれども、受注側の方もやはり契約書に基づいて工事をしているわけですので、大事にしていきたいということが1点ございます。

それから、今議員さんがおっしゃられましたように6月に契約をしまして、6月の下旬には一時中止にはなっております。けれども、その間にいろんな打ち合わせ等もしております。それで、8月になりまして工事の再開もしております、その過程の中でその疑念はうちの方も持っておりますけれども、確かなものが、確たる確証がなかったということでございますが、8月30日に工事をしている現場に担当の職員と建設都計課の職員とが行きまして、その場で本人に確認をしたところ、その時点で氏名を詐称しているということが確認できたと、こういうことでございますので、1回、2回のことではなくて、やはり6月の受注から8月末までにかなり長い期間がございます。その間に所定の変更手続等していただければ、何の問題もなかったんですけども、その作業が抜かっていたというのが現状でございます。また、その公共事業につきましては、契約に基づいてしていただくようになっておりますので、やはり契約違反ということについては、厳しい措置をせざるを得ないというふうに考えておりますし、その厳しさというのは、2週間以上4月以内ということでございますので、その範囲内で香美市は1月という指名停止を行いました。ちなみに、そのころに四国地方整備局ですか、国の機関ですけれども、そこは須崎港の港湾の防波堤築造工事で、配置予定技術者の実績について提出資料に虚偽の記載をした鹿島建設株式会社を同日から2カ月の指名停止にしたと。つまり、届け出ちゅう配置予定技術者にはうそはなかったんですけども、その履歴か何か詐称があったということで2カ月の指名停止をしちゅう。これが9月の中旬ごろの16日か17日かしらの高知新聞の社会面に載っていた記事でございます。非常にどことも契約違反に関しては、非常に厳しい対応をしているというのが現状でございます。

すので、そのところをご理解いただきたいということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 私の方から2回目の質問にお答えをいたします。

幾つか質問がございましたが、まず実害についての質問でございます。当市が持っております（土佐山田観光開発株式会社の）600株の株式については償却ということですべてゼロになるところでございます。それから、それと合わせて株式会員権がございしますが、会員権の方につきましては、今後も継続されるのであれば継続して、今までの権利が存在するというところでございます。あくまでも、いわゆる今の再生案が通った暁でございします。

続きまして、債権についてでございます。1億4,535万4,554円につきましては、いわゆる弁済額が218万円とご質問のとおりでございます。これに若干手が出るぐらいの何十何円はありますが、そればあに、ほかはすべて償却されるという案になってございます。率でございますけれども、これは金額によって変わってまいります。5万円以下の債権につきましては、100%お返しして弁済を行うということでございます。5万円以上、333万333円以下（の債権）については、一律これは5万円ということになります。次に、いわゆる当市が対応となります333万3,333円から、これを超え2億円以下（の債権）につきましては、1.5%の弁済率になります。2億円を超すもの（債権）については、元本に対して1%の弁済ということの案になっております。

続きまして、覚書に伴う件でございますが、これも一回弁護士とも相談をさせていただきました。いわゆる相手方が実質権利がなくなるということでございますので、覚書についてはもうなくなるということになります。幸いにも覚書に伴うすべての額を決算で債務に、土佐山田観光開発株式会社の決算の方で、過去2回の株主総会の中で強く要望してまいりまして、現在の残高がいわゆる1億4,535万4,554円という金額を提示しておりましたので、これが基本になって弁済ということになってまいります。実質、今までの支払いの残額が4,000万円ぐらい、ちょっと今手元に持っておりませんがぐらいで、残りがまだ請求してない分が1億500万円ぐらいあったかというように記憶しておりますけれども、平成33年までのすべての額を、いわゆる負債総額の中に提示しておりましたので、それが再確認されたということで。再確認されたものの、大変厳しい状況の中でその対象1.5%の200万円しか返ってこんという状況になった次第でございます。

今後、市と会社との関係でございますが、あくまで土佐山田観光開発株式会社というものは今後土佐山田ゴルフ倶楽部を運営していくわけですが、100%子会社、100%の親会社にPGP社（パシフィックゴルフプロパティーズ（株））がなっておりますので、いわゆるその中で、PGP（パシフィックゴルフプロパティーズ（株））社との株は

取得をしておりませんので、実質的には地元自治体というかわりになってこようかというように考えております。そういうことで、ご質問にありました株主の位置づけとしましてはなくなるということになります。なお、この再生計画案が成立した時点で、株主総会はあるというように認識しておりますが、その中で、すべてをもう株は償却して、2万株はその場で、いわゆる償却するということになるか、商法について私は十分承知をしてないんですが、えらい申しわけないんですが、その中で、それがP G P社（パシフィックゴルフプロパティーズ（株））に移るかということになりますと、この書類を見てみると移るという形にはなっておりません。いわゆる新たなスポンサー会社は、75株を1株1,000万円で募集している。それがほとんどすべてがいわゆる新たなスポンサー会社の株ということになるかと思えます。あとが7億5,000万円の、いわゆる75株でスタートというような計画になっているようでございます。

担保権者が有利じゃないかということでございますが、担保権者につきましては、今回のいわゆる再生計画案が通った暁に確定するんじゃないかろうかというように考えておりますが、いわゆるこの再建が通らなかつたときには、破産のときにその担保権がどう動いていくかというようなこともあるかというようには考えますけれども、その取り扱いについては、別除件被担保債権という形で、今回は整えおるように見受けられます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。3回目の質問を行います。

教育問題ですけれども、教育長は全国一斉学力テストを行ったとしても、点数にはこだわらないと。どうやってそれを生かして子どもたちの教育の向上に生かしていくというふうなことをおっしゃったと思います。教育長はそういうふうにおっしゃるわけですが、それが全国一斉学力テスト、それから、あるいはその人事評価、学力評価による公表、学校選択制というふうにつながって行って、また、人事評価制度の強要、査定に響くというふうなことになっていくことによって、やはり今までの実例から見てわかるように、子どもと学校を異常な競争教育に追い立てていくということの結果がもうはっきりしております。それから、同時に人事評価等で職員間、チームプレーの大事な学校の職員間に亀裂を生むと。それがまた子どもにはね返るとかいうふうなことに繋がっていくということで私はるる指摘をしたわけですので、よろしくお願ひします。

過日、DV、ドメスティックバイオレンスの関係の講演会で、南国市役所にうかがったときに、高知新聞のDV専門の女性記者がいらっしゃってました。ずっとDV関係を追っておられる方が、先進国の中で日本の子どもほど暗い目をした国はないだろうと、こういうふうに現場からおっしゃったんですね。もろもろの条件がそういうふうにジャーナリストの方に言わせるのには、やはりこの日本の国にやっぱり病理としてあると思ひます。教育現場におきましては、教育長には教育現場の教員の悩みというものへの理解と共感をお願ひしたいと思ひます。そして、トータル的には管理、評価づけの教育行

政はやめるべきであると思っております。

次に、指名停止の件です。財政課長のおっしゃることがわかりましたが、もうあくまでもすべて契約書でやりとりをしているからこうなんだというふうにおっしゃったと思います。それはまあ透明性とか公平性とか、そういう厳しい契約に対する態度というものは、発注者として当然のことかと思えますけれども、途中で、前田課長もおっしゃったように疑念を持っていて、確かめてみたところということだったんですが、1点だけお伺いをしたいんですが、詐称というふうにおっしゃってますが、その詐称というものが判明した時点で、受注者に対して、まだ工事を始める前、待機中であるけれども、登録者がきちんと対応するか、書きかえるのでなかったら指名停止になるので早く書きかえるようにとかいうふうな指導を行った上での措置なのか、そんなことはしないのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

それから、ゴルフ場の問題ですが、株式の件で消滅するという600株かというふうに承知しておりましたが、今助役2万株とおっしゃいました？600株？600株でトータル3,000万円ですね。その額がゼロになって、土佐山田ゴルフ倶楽部の問題に、ここに載っております1億4,000万円余りと、その3,000万円と。それからこの1億4,000万円余りの額は、これまで負担金として土佐山田ゴルフ倶楽部から旧土佐山田町に入ってきてた額ですね、これがね。この旧土佐山田町が払う土地改良区の分の負担金1割は、別にそれはそれで存在するわけですね。土佐山田ゴルフ倶楽部の負担金ということではないですけれども、それは支払いがまだありますよね、平成33年度まで、ここですね。

もう1点確認をしたいと思いますけれども、333万3,333円から2億円以下まで(の債権)が1.5%(の弁済率)で、これが香美市の場合に相当する。で、2億円以上(の債権)が1%(の弁済率)とおっしゃいましたか。全部の企業がそうですか。全部の債権者が2億円以上、とにかく額で決めるということですね、どういう企業であっても。わかりました。よろしいですか、構いませんか。今、ゴルフ場に関してですけど、市は財政難の打開のために自主財源の確保と、市民の納得いく公正な市政運営のため収納管理課をつくりまして、市営住宅の家賃とか住宅新築資金等貸付金の回収などに庁舎上げて涙ぐましい努力をしているところです。その一方で、こうした形の債務に多額の市民の税金を費やさなければいけないということでは、やはり市民は納得できないと思います。全国でゴルフ場開発がブームだったころ、ゴルフ場開発は高価な会員権を売却して、その売上金で開発するというのが定石でした。ところが、土佐山田観光開発株式会社は、会員権を完売していない状況で見切り発車をし、四国銀行や高知銀行から90億円を借り入れ、その支払いと、また用地買収進まないうちのこと土地の借地料の支払いも発生しました。不況ということもありますが、それらが経営圧迫の要因となり、今日の事態を招いたということが言えると思います。こうした経営のあり方に行政が深くかかわってきたことにも、市として大きな責任があると思います。市長にお伺いしますが、こ

ういったてんまつは市民に負担をかけるわけですので、きちんと情報公開を行い、市民に説明責任を果たさないと行政不信を招くと思います。市長は一連の経過の事実経過と今後道対応していくかの、また、決着がついたときの市民に対するおわび等含めまして、見解を述べる必要があるのではないのでしょうか。

以上、お伺いをいたしまして、私のすべての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

私はよく職場でも言っているんですが、学校は教職員みんなで一つの仕事をする。市役所は仕事の分担が決まっておるということを、私は常に感じております。昨日も楠目小学校でも申しました。ちょっとつけ加えておきますが、いじめといいますか、学校のことで行っておったのは楠目小学校ではありませんので、その前に別の学校へ1人で行っておったことですのでちょっとつけ加えておきます。楠目小学校でも申しました。160数人の児童は、ここにおける用務員さんも含めてみんなの受け持ちである。みんなが受け持ちと思って仕事をしてほしい。ただ、分担としてといいますか、役として学級担任もおるし、校長も教頭もおるんだというように申してきました。みんなで子どもにかかわらなければいけない、学校教育とはそんなものであると思います。いろいろご心配な点、ご指摘、ご指導をいただきましてありがとうございました。ただ、学校の校区というものも、何年か先になりますと緩んでくるのではなかろうかということも思われます。そういった中で、今一番求められていることは教職員の指導力の向上、また家庭教育力の再生、学校、家庭、地域ぐるみの教育の推進であろうと思います。そういったことが十分にできているのかということ非常に反省を、自分はしております。教育長として適当であるかということは、本当に自分も反省する毎日であります。私が10年先にもし生存しておりましたら、今のこの時代を考えまして、自分のとってきた仕事に対して深く反省をするかもわかりません。反省を深くしなくてもいいような、平和な日本でありたいと、そのための教育を進めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大岸議員さんの3回目のご質問にお答えします。

指名停止の事実の確認は、先ほども申しましたように、平成18年8月30日でした。契約して約2カ月間、この間時間的な経過がございます。こういう状況でございますので、やはり香美市は地方公共団体として公正な工事の施工を担保すると、こういう使命を持っておりますので、やはり厳正な対応をせざるを得ないと。おっしゃられることはわかりますけれども、やはりそのA社に対して両立をするということになりますとそのことがほかにも影響してきますので、香美市としては厳正にやっているということを業者の方にもこれでご理解いただけたんではないかと。この件によりまして、また業者の



方もこの事件については周知しておりますので、やはりいい意味では教訓となったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 3回目の質問にお答えをいたします。

まず、土地改良区の負担金を払い続けなくてはいかん、またゴルフ場の負担について云々ということ、また、香美市、旧土佐山田町時代にゴルフ場の運営に大きくかかわってきたということのご質問でございますが、まず、ゴルフ場の運営については今日までかかわってきていないことをお伝えしておきたいと思っております。もういわゆる運営につきましては、ゴルフ場（土佐山田町ゴルフ倶楽部）にゆだねてきたのが今日まででございます。

それと、一つご説明を申し上げますが、これはもう旧土佐山田町時代からゴルフ場の厳しい状況については当時の土佐山田町のほうへも要望がなされ、また議会でもたびたび議論をしてきてまいったところでございます。そこで、今日までのかかわりについてご説明をさせていただきましたが、北部土地改良区が事業開始をしたのが、昭和62年に決定をして、その方向が決定されまして、高知県の事業認可が昭和63年におりました。その後、いわゆるそれまでも北部土地改良区とは十分協議をしてきた過程の中で、平成元年に当時の旧土佐山田町と北部土地改良区の間で、いわゆる当時の土佐山田町の負担額の確定を覚書によって、まじわせております。それが、繰り返しますが平成元年にいわゆる覚書ができております。それが、いわゆる工事費の20%を市が負担するという覚書で、北部土地改良区は事業展開をしております。その後、ご存じのように、いわゆる当地域に隣接してゴルフ場が同時に並行（で工事）されました。その中でゴルフ場が、土佐山田観光開発が、「旧土佐山田町に対して北部ほ場整備で事業に要する経費の旧土佐山田町の負担する費用の2分の1を負担しましょう」という覚書が平成3年にできてます。いわゆるもう既に北部土地改良区と市が約束をした2年後にできておりますので、3年後になりますか、いうことで既に平成元年から北部土地改良区の旧土佐山田町の負担は、いわゆる2割払い続けにやいけないということの債務負担を起こしてスタートしております。繰り返しますが、その後、土佐山田観光開発株式会社と旧土佐山田町、いわゆるその後平成3年に、当時の旧土佐山田町に対して旧土佐山田町の支払う（経費の）2分の1を負担しましょうという覚書に至っているのでございます。これが、今日まで土佐山田観光開発株式会社と論議をしてきておった根拠の、覚書の履行についての対応でございました。そういうことで、そのいわゆる覚書の相手方が今回消滅したという形になりましたので、そのいわゆる負債ということで、債権処理に今回努めているところでございます。それも、こちらの方で一方的にできるものではございませんので、示された再生計画案を議員の皆様方にもおつなぎをしてまいりたいというふうに考えておりますし、今後市民に対しても、このことについてはつないでいく必要が

あろうかというように考えております。

以上でございます。今後のスタンス等について、また市長の方から答弁がございましたらおつなぎしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） ゴルフ場の再生問題につきましては、先ほど助役の方から述べていただきました。当然、説明責任等も発生しておるわけでありますので、先ほど助役の方から述べさせていただきますとおり、今後の対応につきましては十分議員の皆さん方にもご協議をともにいただき、また同時に、住民の皆様方に説明すべきことにつきましては何ら隠す必要もございませんし、また結果、これは当然この結果を受けとめていかなければならない部分でございますので、そうした状況につきましては説明、また同時に皆さん方との協議をさせていただくことになるというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は、12月13日午前9時から開会をいたします。

（午後4時36分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日 水曜日

平成18年第7回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成18年12月7日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日水曜日（会期第7日） 午前9時02分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	下水道課長	久保 和昭
助役	石川 晴雄	環境課長	阿部 政敏
収入役	明石 猛	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
総務課長	鍵山 仁志	健康づくり推進課長	岡本 篤志
企画課長	濱田 賢二	地籍調査課長	田島 基宏
財政課長	前田 哲雄	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	事務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	業務管理課長	横谷 勝正
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院 晶一	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長	宮地 和彦	事務管理課長	几内 一秀
商工観光課長	高橋 千恵	業務管理課長	岡本 博臣

建設都計課長 中井 潤

【教育委員会部局】

教育長 原 初 恵 幼保支援課長 吉村 泰典

教育次長 福島 勇 二 生涯学習課長 山崎 泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田 隆

【消防部局】

消防長 竹村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡 紀夫 水道課長 佐々木 寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦 良衛 議会事務局書記 尾立 陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成18年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第3号)

平成18年12月13日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 9番 門脇 二三夫 君
- ② 20番 大石 綏子 君
- ③ 6番 比与森 光俊 君
- ④ 19番 前田 泰祐 君
- ⑤ 12番 久保 信彦 君
- ⑥ 5番 織田 秀幸 君
- ⑦ 8番 小松 紀夫 君
- ⑧ 3番 山崎 龍太郎 君
- ⑨ 10番 山崎 晃子 君
- ⑩ 23番 坂本 節 君
- ⑪ 14番 島岡 信彦 君
- ⑫ 18番 石川 彰宏 君

会議録署名議員

5番、織田秀幸君、6番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時02分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） おはようございます。9番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、公共施設の震災対策についてお伺いをいたします。

30年以内に50%以上の確率で発生するとされている南海地震を含めた公共施設の震災対策についてお伺いをいたします。本庁舎につきましては、おおむね5年以内を目途に建設するということになっておりますので、他の公共施設、特に小・中学校、消防署についてであります。新潟県を中心に発生した中越地震では、緊急避難場所に指定された小・中学校の体育館は、余震のたびに外壁、内壁が崩れ、窓ガラスは割れて、床一面に飛散をし、無残な姿を見せていて、これで住民の命が守れるのかと目を疑ったところでもあります。また、北海道では、住民の命と財産を守るために緊急出動しなければならない消防署の職員の方は、消防署の建物が崩壊したために、その職を全うすることができなかつたのであります。緊急避難場所に指定された建物に避難し、かえって身の危険を感じた住民の方の気持ちや、緊急時に出動できなかった職員の方の心情を思うとき、行政の果たす役割の重要性を再認識をさせる事件でもありました。本市の消防署の本署は昭和47年、香北分署は昭和49年に建設されたもので、建物の一部にはクラックが発生をしています。そして、土佐山田町内の小・中学校内の校舎、体育館も明らかに地震に耐えられないと思われる施設も見受けられますし、これらの施設は緊急時の避難場所に指定されているのでありますが、現在の耐震基準による適合状況をお知らせください。

また、厳しい財政状況であることは承知をしておるところですけれども、あすの香美市を担う子どもたちが安心をして学べ、遊べる校舎、体育館、そして緊急時に市民の命と財産を守る施設とするための補強工事、改修工事を早急に実施すべきと考えますが、どのような計画を持っておられるのかお伺いをいたします。

2点目でございます。有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

市内中山間地域では、猪、ニホンジカ、猿、カラス、ゴイサギ、ドバトなどの有害鳥獣による農産物や林産物への被害が発生をしていることはご承知のとおりであります。特に、最近では、ニホンジカによる植林への被害や、国有林での笹、モミ、ツガ、カエデ類の食害が多発をしています。県によりますと、本市を中心とした県東部にかけてのニホンジカ生息頭数は3万5,000～3万6,000頭と推定をされています。10月

定例議会でも物部川濁流の原因となっている山腹崩壊の原因の一つとして、笹や樹木の食害について触れたところでもあります。一昨年別府石立山北部に位置する中東山に登りましたが、林床は下草がほとんど見られず、すべてのモミ、ツガの樹皮は食べられ、枯死を待つだけとなっていて、1～2年のうちに全滅するものと思われます。この中東山から尾根筋を北進をしますと、剣分岐となつて、右に（道路を）とれば剣山、左に（進路を）とれば白髪山、三嶺方面への登山道となっています。本年になつて、三嶺へ親子登山があつて、これに参加をしました市職員の方より、白髪山からカヤハゲにかけての食害についてお聞きをしたところでもあります。これを受けて、去る11月22日、市の林政課、高知県地域づくり支援課、鳥獣対策室、自然共生課の方たち8名で調査を実施をいたしました。調査ルートは西熊から峠を越して別府側に2キロ程度くだった白髪山東側を巻き（回つて）、白髪分岐からカヤハゲまでとしましたが、このルートは平成13年、当時議会活動の一環として交流をしていた東山村の村議会の方と三嶺に上つたときの逆ルートでもありました。当時、白髪山山頂ルートは全体が笹で覆われていて、倒れた笹を踏みしめながら歩くため、滑りやすかつたのが印象に残っていますが、今回、調査では笹はすべて枯れ、一昨年の台風14号で（山腹が）崩壊し、谷川に流れて、林道の通行どめの原因となつていたのであります。また、白髪分岐からカヤハゲにかけての尾根筋では、笹の葉はほとんど見られず、食べ尽されていましたが、このことはニホンジカが中東山方面から白髪山、カヤハゲに移動していることを示すものであり、近いうちに三嶺にまで被害が及ぶのではないかと心配をされているのであります。この地域は、剣山国定公園内で、緑の回廊にも指定されていて、鳥獣の保護区となつており、環境省、文部科学省、林野庁などがかかわっているために、短期間にこれを解除することは困難と思われるし、国有林は国が、民有林や農地は県、市町村が駆除することが基本だとも考えているところでもあります。そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、さきに申しましたようにニホンジカによる被害は、農作物や植林だけでなく、剣山国定公園内のモミ、ツガ、カエデなどの樹皮、笹の葉を食べるために（植物が）枯れているのであります。このことは、物部川の濁水の原因となっている山の崩壊につながりかねないことと、また、この地域は本市山岳観光の拠点であるとともに、四国で最も自然が残された地域であり、四国森林管理局にこの対策について申し入れすべきと考えています。理由としましては、先ほども申しましたけれども、国有林は国が管理をしていること。林野庁、四国森林管理局は、緑の回廊の中で森林の取り扱いについて、（木材の）使用については原則として自粛要請します。なお、野生鳥獣被害に対しては、「保護と被害防止の両立が図られるように対策を進めます」としているのであります。

2点目は、現在高知県では平成19年度に向け、有害鳥獣駆除頭数の見直し、これは特にニホンジカの駆除頭数増、ふやすことを進めています。これに伴い本市でも報償費の増額が必要と考えているところではありますが、駆除頭数増の予算についてどのよう

にされるのかお伺いをいたします。

3点目についてであります。駆除の効果を高めるためには、隣接する市町村一斉駆除が必要と考えますが、高知県に対して期間等の調整を依頼する考えはないかお伺いをいたします。

3番目に地籍調査についてお伺いをいたします。

現在の地籍調査の進捗状況では、旧物部村が230年、旧香北町30年、旧土佐山田町100年と非現実的な数字となっています。高齢化、過疎化の進む中で、中山間地域では農地、山林を含め境界のわかる人が少なくなっているのが現状であります。この調査については、平成22年に新たな計画で実施することとなっていますが、物部、香美両森林組合と具体的な計画を立案し協議することが大切だと考えるところであります。そして、その終了までの年数は、少なくとも物部町で30年から50年、土佐山田町は30年程度にすべきだと思っているところですが、どのような計画を考えておられるのかお伺いをいたします。

次、4点目であります。携帯電話通話エリアの拡大についてであります。

本市の中山間地域には、携帯電話が通じない地域が多く、全市を網羅するためには多くの時間が必要だと思っています。中継アンテナの設置については、携帯電話会社が直接自社負担で行う場合と、国や地方公共団体の補助を受けて行う場合がありますが、11月に各地域の有害鳥獣による被害調査を行ったときのことであります。(物部町)別府地区の自治会長から「一昨年の台風14号によって、国道195号線は通行どめ、電気は停電、固定電話は不通、携帯電話は通話エリア外と、外部からの情報が入らない。そして、(物部町)中尾の山腹は大崩落をし、谷川を埋め、その流れをとめるなど土石流の危険があるにもかかわらず、役場への連絡が取れず、地区住民の不安は想像を絶するものがあつた。(物部町)別府へ通ずる道路は国道195号線だけしかなく、一昨年のような災害が発生したらどうなるか不安でならない。林道を含め迂回路も欲しいところであるが、金額や経費の問題から時間もかかるので、せめて携帯電話が通じるようにならないか。」との強い願いが示されました。同地区の別府峡は石立山の登山口でもあり、三嶺同様観光拠点で、春の新緑、夏のキャンプ、登山、秋の紅葉と多くの観光客でにぎわいを見せていますが、訪れる方の不満として、携帯電話が通じないことが挙げられていますし、べふ峡温泉が利用されない原因ともなっています。また、石立山にはイシダテクサチバナやギンロバイなど石灰岩地帯でないと見られない希少植物も多く見られるなど登山者に人気が高く、植物群落保護林に指定されているところでもあります。しかし、標高の割に厳しい登山を強いられることや、中高年、特に高年者の方の登山者が増加をしていることもあってか、2～3年前から遭難者も出るなど人命にかかわる問題も発生をしていて、消防署によりますと、平成13年からの累計では出動2件、救助4件とのことであります。私の承知している範囲でも物部町内で5件となつていまして、1件目は勘定山、これは白髪山から口西、井地、勘定というふうにつながった尾根ですけれども、



その勘定山、高板山で2件、石立山で2件の計5件でございますが、皆様もマスコミを通じてご承知のとおり石立山では救助の際県警のヘリのローターまでが傷ついたのであります。今後、宿泊を含めた観光客の増加を図り、べふ峡温泉及び別府保勝会を地域の安定的な職場とすることや、遭難者の人命救助の面から携帯電話の利用ができる手だてが必要であるが、どのように考えておるのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） おはようございます。門脇議員のご質問にお答えいたします。

まず公共施設の震災対策について、学校の校舎、体育館のついての件であります。現在、繁藤小・中学校、大宮小学校、香北中学校を除いて、その他すべての小・中学校の校舎、体育館が緊急の避難場所に指定されております。香美市内の小・中学校の校舎と体育館についての耐震基準による適合状況ということですが、校舎、体育館ともに耐震性があると判断される学校は3校、楠目小学校、大栃小学校、大栃中学校であります。校舎は耐震性がないけれども、体育館については耐震性があると判断される学校は4校、香長小学校、舟入小学校、佐岡小学校、片地小学校となっております。校舎、体育館ともに耐震性がないと判断される学校は6校、繁藤小・中学校、山田小学校、大宮小学校、鏡野中学校、香北中学校ということです。以上のような状況でありまして、校舎、体育館の耐震補強工事はおくれているというのが現状です。大宮小学校については、今年度中に校舎は完成します。体育館については来年度中に完成する予定ですが、今後は、まず生徒数が最も多く、土佐山田町内で緊急の場合多くの方が避難するであろうと見込まれる山田小学校の耐震診断、耐震補強をまず実施していかなければならないと考えています。また、財政状況を加味しながら、順次耐震性のない校舎、体育館の耐震補強工事を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 9番、門脇議員さんの公共施設の震災対策についての、消防署につきましてご答弁申し上げます。

現在の（土佐山田町）百石町でございます消防庁舎につきましては、昭和47年5月、また香北分署につきましては昭和49年2月にそれぞれ建築されております。耐震基準ということにつきましては、建築基準法が新耐震設計法が導入されまして、施行令が改正されましたのが昭和56年でございますので、それ以前に建築された消防庁舎、香北分署の庁舎につきましては、新耐震基準には適合していない建築物ではないかというふうに思われます。消防本部といたしましては、市民の生命と財産を守るということを使命とする消防組織の拠点でございます消防庁舎は、耐震性に不安があるということでは、市民にも大きな不安を抱かせるということになるかと思っております。このため、一日も早

く耐震構造の消防庁舎の建設は最大の課題であるというふうに認識をしております。そういう意味からも、建築から34年が経過しております消防庁舎の耐震診断を速やかに実施するため、来年度の当初予算にその経費を計上させていただき予定でございます。その結果を踏まえまして、実施計画の検討に入りたいというふうに考えております。万一、消防庁舎が地震等により被災し倒壊いたしますと、消防、救助、また救急の資機材が損壊し、またそれ以上の消防職員までも活動できないというおそれがございます。このことは現実に他県で起こっておりまして、先ほどご質問にもございましたように北海道、また阪神淡路大震災の際にも幾つかの消防庁舎、分署等、支所が倒壊し、大きな被害も出ております。第一、このことにより被災者の救助や救出ができないという状況となりますと、出さなくてもよい大きな犠牲を出すということで、消防組織といたしましても危機管理を問われることとなります。安心、安全の香美市を構築するため香美市まちづくり計画にも、「耐震構造の消防庁舎を建設し」としてありますが、厳しい財政状況、また本庁の新庁舎の建設など、そして消防の方も消防の広域化という問題が持ち上がっておりますので、あらゆる状況を見きわめながら、今後検討していかねばならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。門脇二三夫議員の有害鳥獣対策についてのお答えをさせていただきます。

まず、1点目の三嶺地域の鹿の食害等について大変な、甚大な被害が起きておるということをご紹介いただいたわけでありまして。先日、門脇議員のこの調査と一緒にご同行いただいたということで、先般担当課の方から報告書も上がってまいりました。本当にこの地域のニホンジカによる食害等の被害というものが大変大きいということ、この写真もつけておりまして、これを見るにつけ、思っている以上にひどいなという思いをいたしております。そうした中でこの報告を受けまして、尾根筋や山腹に食害が広がり、将来山腹崩壊の要因といえましょうか、そうしたものにつながりはしないかというふうにも考えられます。また、物部川にも影響が及ぼすようになるわけでありまして、西日本でも有数の自然が残る三嶺、その周辺に被害があるということは、市の観光面でも大きな痛手でございます。そのような観点から、今後、四国森林管理局に対しまして、その対策をするような要望を方向で現在取り組んでおります。

また、このニホンジカ、あるいは猪等の、いわゆる駆除に対しましての報償金等につきましてでありまして、県の鳥獣対策室におきまして、駆除班または個人当たりの捕獲頭数の見直しがあったわけでありまして。年間捕獲頭羽数の増大が予想されまして、それにつきましての予算も、報償費も増してくるというふうに思われます。きょうの高知新聞にも、大きくこの食害につきましての報道がなされておりました。そうした中でも、こうした面も踏まえ、山村地域の生活が脅かされないためにも、やはりこの駆除につい

でも取り組んでいかなければならないというふうに思っております。ただ、財政事情も大変厳しい中でございまして、このいわゆる報償費の増額というものをどのように行っていくのかということにつきましては、また財政面も考慮しながら考えてまいらなければならないというふうに考えております。

そして3点目の県に期間等の調整をというお話でございしますが、特に物部町地区だけでなしに、やはり周辺の山から（ニホンジカが）伝って来ているわけでありますので、近隣市町村との連携をしまして、こうしたことについても調整を図る必要があるかと思っております。また、同時に高知県にもその期間等の調整役を依頼をするということも、一つの方法だというふうに考えておりますので、そのようにまたやっていきたいというふうに思います。なお、詳細にわたりましては、担当課の方からこの件につきましてもご説明をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門脇二三夫議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えします。

まず鳥獣被害の状況についてでございますが、来年3月の予殺駆除期間を残した現時点で、市全体でございますが、昨年度1年間と比較した場合、代表的な猪と鹿について述べます。有害獣捕獲状況は、猪が145頭から4割減の94頭であります。このうち8割が物部町分、残りを香北町、土佐山田町地区が半々くらいであります。一方ニホンジカについては、364頭から1割増の400頭、うち95%が物部町分であり、ゆず等への被害も深刻です。また、11月22日に特別鳥獣保護区である三嶺登山道周辺の調査した結果、ニホンジカ、ニホンカモシカによる樹木の皮はぎ被害、笹の食害が見られ、森林環境の劣化による景観の悪化、林地保全機能の大幅低下等が見られ、このまま進行すると将来山腹崩壊、土砂流出等の危険も懸念されます。高知県の特定鳥獣保護管理計画によりますと、「ニホンジカは森林及び草原を生息地とする草食獣であり、積雪によって分布が制限されるものの、日本国内では広範な地域で可能な種である。また、単独性で縄張りを持つカモシカとは異なり、集団性で条件のよい場所では群れサイズが大きくなり、極めて高いリストに達する種である。」とあります。大体オス1頭に対しメスが5～10頭の群れ、繁殖期にはこれらのメスが出産をするようでございます。そのため、ニホンジカが適正密度以上に増加した場合、本市のように農林業に対する被害が深刻な問題となるだけでなく、時として「自然植生に対しても破壊的な圧力が加わることがある」とあります。

ご質問の四国森林管理局への申し入れをについてでございますが、これは先ほど市長が答弁いたしましたように、国有林内の規制のある区域であり、国・県と連絡調整の上、対応策をともに検討する必要がありますので、四国森林管理局に対し本年中に申し入れ書を提出する予定であります。

次に報償費予算増額についてですが、第9次鳥獣保護事業計画、これ平成14年4月

1日から19年3月31日までの5年間の計画でございますが、この中に一人当たり、もしくは駆除班当たりの捕獲頭数の規定がございます。この見直しの情報が入っておりますが、これが高知県において見直された場合、捕獲頭羽数等の増による報償費の増、現在は猪、鹿は8,000円でございますが、この予算対応につきましては市の財政状況を踏まえ、報償費の見直しも検討課題とします。これは旧3町村時代、また合併時にも検討、調整が加えられております。

次に駆除効果を高めるため、隣接市町村に一斉駆除の依頼でございますが、近隣町村で現在予殺駆除を実施している町村はございません。したがって効果的な被害削減と個体数管理のため、高知県特定鳥獣保護管理計画のもと、高知県とも連携しながら近隣市町村との合同駆除を目標に、それぞれの町村の事情もあろうかとは思いますが、県とも連携し、呼びかけはしていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 地籍調査課長、田島基宏君。

○地籍調査課長（田島基宏君） 9番、門脇二三夫議員さんの地籍調査についてのご質問につきまして、お答え申し上げます。

このことにつきましては、住民の方からも私の集落はいつになるだろうといったお尋ねがあつてきております。地籍調査課といたしましても、早期に事業を完了しなければならないということを、非常に痛感している次第でございます。さて、香美市におきまず地籍調査事業でございますが、旧物部村が平成10年度、旧香北町が昭和63年度、そして旧土佐山田町が平成13年度から一筆地調査に入っております。地籍調査の完了までの推定調査年数は、高知県が現在算出しておりますところによりますと、門脇議員さんが言われておりますように物部町約230年、香北町約30年、そして土佐山田町約100年となっております。そして今までの一筆地調査でございますが、平成11年度までは直営で職員が現場へ出て調査を行ってございましたが、平成12年度からは外部委託が可能となったために香美森林組合に、そして本年度からは物部森林組合にも業務委託いたしまして、事業量の拡大と早期の事業完了に努力しております。

今後の事業につきましては、両森林組合に問い合わせをいたしましたところ、事業量の拡大につきまして、両森林組合とも多少余力があるとお聞きしております。

また地籍調査事業は、現在、平成12年度を初年度といたします第5次10カ年計画の中の7年目に入っております。このため第5次計画終了までは、現在のところ旧町村での計画に基づいた事業を実施いたしたいと考えております。このような状況でございますので、ご質問の計画の見直しの時期につきましては、第6次計画時におきまして、国、また高知県の補助金、そして市の財源等を考慮しながら、森林組合への業務委託の事業量を見直しまして、再検討の上、事業計画の拡大に努めながら、早期完了を目指したいという考えでございます。なお第6次計画につきましては、現在のところ国の動向が示されておられません。このような状況です。

以上、お答えいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 門脇二三夫議員の携帯電話の通話エリア拡大についてというご質問についてお答えをいたします。

香美市内におけます携帯電話が利用できない、いわゆる不感地域は、携帯電話事業者におきまして格差はございますけれども、（物部町）別府地区を含めまして山間部において多数存在をしております。携帯電話の通話エリアの拡大のためには、移動通信用鉄塔施設を整備する必要があります。移動通信用鉄塔施設の整備につきましては、本来携帯電話事業者による自主整備が原則となっておりますけれども、地域によりましては採算性などの理由によりまして、移動通信用鉄塔施設の整備が行われず、携帯電話のサービスが受けられないこととなっております。現在もなお不感地域として残されておりますケースでは、事業者にとりましては移動通信用鉄塔施設整備に伴う携帯電話事業者のランニングコスト、具体的に申し上げますと、移動通信用鉄塔自体の維持管理費、それから鉄塔から携帯電話事業者の中継施設までの間の有線伝送路の調達コストの面で採算割れになることが整備が進まない要因となっております。（物部町）別府地区はべふ峡温泉を初め、山岳観光など多くの観光客でにぎわう観光拠点でもありますし、また災害時における通信手段の確保としまして、防災対策上の観点からも同地区におけます携帯電話を含めた何らかの通信手段は必要であると考えます。

今後につきましては、携帯電話事業者への移動通信用鉄塔施設の自主整備の要望も含めまして、通信手段の確保に向けた調査研究を進めていかなければならないと考えております。なお、以前の議会で坂本議員さんだっただと思っておりますけれども、お答えをしましたが非常通信用、あるいは防災対策用といたしまして、その後協議を行いまして、防災対策課から衛星携帯電話の設置については、平成19年度予算への計上を要望しておりますので申し添えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず公共施設の耐震化についてであります。

すべての答えで私の質問、そのほかの議員さんが質問される中でも、財政状況ということがよく言われます。しかし一番大事なものは、小学生、子どもたちが安心をして学べる校舎、体育館にすべきなんです。そして、住民の命を守るのは市の役割、行政の役割じゃないんですか。ここを、例えば本庁舎も大切なんです。本庁舎も大切ですが、そういった住民の命を守り、少子化の中で今の子どもたちをどうやって見守っていくかということが大切なことです。そのことをもっともっと真剣に考えていただけないかというふうに思っています。これは、公共施設の耐震化です。

それからもう1点は、地籍調査はよくわかりましたし、鳥獣対策についての予算面ですけれども、これも、例えば大きな崩落が起こる、通行どめになる、そういった工事経

費から見ると、8,000円で、例えば100頭でも、私はそんなに多い金額じゃないと思います。これは何とかいろんな面で捻出をして、やっぱり予算計上すべきやというふうに思ってます。事故が起きて、道路が不通になって、その土砂をのける、水路をつくり直す、側溝をつくり直す、そういった経費から見れば安いもんだと思うんですよ。それはやっぱり市長を含めて執行部の方で何とか捻出をしていただきたいなというふうに思います。

それから携帯電話のことですが、これはご承知だろうと思いますけれども、過疎地域自立促進特別措置法、これは時限立法、平成22年3月末までが期限ですけれども、その中の「第4章 過疎地域自立促進のためのその他の措置」第21条で、「国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について、適切な配慮をするものとする。」こういうふうに出されてますので、これは過疎債で対応できると思うがですよ。これは高知県情報基盤課の方でいろんな携帯電話会社と連絡をとり合って、仲介をしてくれますので、やっぱりそういうところも問い合わせをして、できるだけお金の要らない、そして住民サービスができる、この法律の中でも決められてますように、やっぱり情報の提供、情報が交換ができるということが。災害時に一番不安になるのは、事故にあうというよりも、外部との情報がとれないということが住民の一番の不安なわけですから、そういったことについては、衛星電話、もちろん大切です。携帯電話は緊急時には入らないということがありますので。ですがそれよりも観光基地としてのいろんな役割もあります。それから私は(物部町)別府というふうに書きましたが、(物部町)岡ノ内以東すべてそれ(通話エリアの拡大)ができれば入るようになるんですよ。やっぱりそういう配慮をしていただきたいなと。平成19年度は既にある町で決まっています。この過疎債を(通話エリアの拡大に)使うのが。平成20年、平成21年、平成22年しかないんですよ。有利な起債ができるといいますか、その後が継続できるかどうかというのはわかりませんが、ぜひそういうことも検討いただいて、住民サービスとか、その不安を取り除く方法として、例えば遭難者が出ました。緊急の高知県警のヘリ「りょうま」が行って、ホバリングをしてやるときにローターを傷めました。その間、その「りょうま」は出動で謹賀ですよ。高知県の方も割とそういう意味では、救助という問題については配慮ができると思うがです。それから、何で香美警察署に山岳救助隊ができたのか。そういった背景も含めて、やっぱり市としてどういうふうにそこを守っていくのかということを考えていただきたいなというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長(中澤愛水君) 市長、門脇槇夫君。

○市長(門脇槇夫君) 門脇議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

耐震面を含めて財政面を全面に出してという話でございます。確かに今までのほかの議員さんのお話、また今後続くであろう議員さんの質問の中にも、特に財政を伴う質問、

また要望等があるわけでありまして。議員さんだけでなく、ほかからもたくさんの要望が各地区からも上がってきております。それはほとんど財政に通ずることばかりでございます。ご承知のとおり、今中期財政計画を立てております。そして、今回財政方針につきましても述べさせていただきました。財政が厳しいことは皆さん方もご承知のとおりだと思いますが、しかしながら、それらをこうした多々ある問題を一つ一つクリアしていくことは大事でありますけれども、やは財政が先にどうしても出ていくことが、我々この執行部におりましても否めない事実であります。中期財政計画を立てたときに、当初20億円の一般財源が足りないということが出てきておりました。これは今までの行政をそのまま遂行していたら、20億円、5年間で足りない。そして、それを何とかこの計画を立てる中で調整をした中で、現在では18億円ぐらいになっておりますが、大変血のにじむような努力をしなければ大変厳しい情勢が続くということであると思っております。北海道夕張市の問題が、大変厳しい状況がテレビや新聞等で報道をされております。そうしたことを見るにつけて、やはり、どうしても多少慎重になるということも否めない事実であろうかと思っておりますけれども、しかしながら、持続的な行政を進めていく上には、どうしても財政面を十分考慮しながら、そして事業を推進をしていかなければならないというのは、我々の使命であるというふうに思っております。今日までは、あれもこれもということがあったと思っておりますが、私はあれかこれかを選択してやっていく時代だというふうに思っております。そういう意味では、確かに命を守るための事業等は優先しなければならないことは当然のことでもありますので、そうしたことにも配慮しながら、やはり、いわゆる優先的事業、そうしたものを考慮しながら今後も進めていかなければ、やはり持続可能な自治というものはなかなか難しいではないかというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 門脇議員さんのご質問で、学校関係の耐震についてありましたので私の方からお答えさせていただきます。

学校の耐震状況がこういう厳しい状況にあるということは、承知しておりました。そして旧土佐山田町で合併をするかどうかという話し合いを各地区でもったときにも、私も何回かお伺いを一緒にさせていただきましたが、合併をすれば学校の耐震も進むというような説明も地域でしてまいりました。しかし、本年度はどこも耐震の予算を計上して通すことができませんでした。過去6年間も旧土佐山田町の教育長をさせていただきながら先の見通しも悪く、こういう状態になっておるということは、私の責任だと痛感をいたしております。また本年度からは、保育園も教育委員会の管轄となりました。保育園はご質問にはなかったのですが、耐震の工事ができておりません。そういった中で保育園の児童も、小学生も中学生も勉強をしておるということは、本当に子どもたちや市民の皆さんに大変濟まないことだと、申しわけないことだと思っております。しかし

本年度も厳しい予算の中で、教育予算が大幅に膨らむというようなことは許される状況ではなかったもので、こういうことになっておるものだと思います。今後はまた皆さんの、第一に市長さんのご理解もいただきながら、子どもたちの安全を少しでも守れる方向でやっていきたいと思っています。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 門協議員の2回目のご質問についてお答えをいたします。

移動通信用鉄塔施設ですけれども、この整備の順序につきましては、今、議員からもご指摘ございましたような流れであろうかと思えます。少し具体的にご説明をさせていただきますと、まず一つ目としましては、民間事業者に対して原則どおり自主整備の申し入れを行うということになるかと思えます。ただ、このことについては先ほども1回目の答弁をいたしましたように、コストの面でなかなかその民間事業者として、自主的に整備を行うという要件が整うかどうかということがございます。これが事業者として進められないという場合は、さすれば次の段階として、国、県の補助事業を導入して整備を行うことが手法としてであろうかと思えます。なお、補助事業を導入いたしましても、なお、その採算性との兼ね合いで民間事業者の移動通信用鉄塔整備の同意が得られない場合は、携帯電話の不感地域の解消は困難であろうかと思えますけれども、言いましたその2点目の補助事業による移動通信用鉄塔施設の整備について、ご説明を若干させていただきます。

2つのルールがございまして、1つは大規模施設向けで国庫補助事業で整備する場合、これ議員がおっしゃられましたように過疎債で対応できる事業でございますけれども、平成19年度からは5,000万円以下の事業については対象外ということになっておりまして、補助率は国が50%、それから市が50%ということで、過疎債のことで言いますと原則95%が過疎債で充当可能ということになります。ですけれども、総事業費の約16%は制度上民間事業者による負担が原則となっております。したがって民間事業者のところでの負担が得られない場合は、補助事業の導入はできないということで、若干数字的にご説明いたしますと、例えば整備費用が1億円の場合ですと、国の補助が5,000万円いただけるということになります。あと、95%ですから4,750万円が過疎債で充当されると。一般財源としては残り750万円ですね、750万円ほど一般財源が必要かと思えますけれども、あとこの過疎債につきましては交付税措置が70%でございまして、3,325万円ほど充当されて、交付税措置されようかと思えます。この1億円という数字から見ました場合、約1,600万円の民間事業者の負担を求めるということに制度上はなります。

次に小規模施設向けの整備事業ですけれども、これは上限交付額が5,000万円の「高知県元気の出る市町村総合補助金」というのがございます。これも過疎債の充当は可能ということでございます。こちらの方も先ほど言いましたように、民間事業者の負担が得られない場合は補助事業の導入はできないということになりますと、あともう考



えられるのは市単独でやり切るということになりましてけれども、このあたりにつきましては相当、やはり1,000万円単位、億単位の数字ということになってこようと思いますので、市長も先ほど言いましたような状況の中では、なかなか厳しいものがあるかと思えます。補助事業の導入ということについては、これから十分検討してまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 3回目の質問をさせていただきます。

市長の方から前向きな、優先順位があつてというふうなお答えをいただきました。そこで一つ聞きたいのは、学校教育課長の方から耐震想定内というのが出てきましたが、できるだけ早い機会に、やっぱり予算計上して子どもたちの命を守ることが大切と、さっきも言いましたけれども少子化対策、いろいろ皆さん議論されてますが、このことも、少子化対策も大切ですが、今の子どもたちをどうやって私たちが育てていくかということが私は基本やと思えますので、そのことを十分配慮いただきたいというふうに思っています。それと、緊急避難場所という、住民の命を守るという基本的な考え方を持っていただきたい。おっしゃられましたけれども、再度確認をさせていただきたいということと。もう一つはその携帯電話ですけれども、その地域、（物部町）別府地区自治会長さんのお話では2～3年前に携帯電話会社が調査に来たと。しかしその事業が得られないために中止になったというお話を聞いておりますので、そういった意味も含めて検討いただけたらと思えますが、そのあたりよろしくお願いいたします。

3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 門脇議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

大変失礼な話をしたかもしれませんが、財政状況というのはこういう状況でございます。そうした中で、やはり優先順位といたしまししょうか、優先をできる事業というものはあるかと思えます。そうしたものをやはり真剣に取り組んでいかなければならないと思えます。私の尊敬をいたしておりました前町長の町田守正さんがいつもここで言うておりました。「乳の出ないお母さんが子どもたちを抱えて、本当に乳の出ない乳房に何人もの子どもがぶら下がっているような状況が、今日の財政状況であります。」ということ、何回もこの席で言われたことを思い出しました。たくさんの要望があるわけでありましてけれども、しかしながら限られた財源の中で、やはり住民の皆さん方の満足度を高めていくかというのは、至難の技ではございますけれども、しかし、それが課せられたのが我々の使命だと、宿命だと思っておりますので、そうしたことを十分に考えながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 3回目の門脇議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、このごろではその携帯電話につきましても、例えばNTTドコモで言いますと、ムーバからフォーマ、いわゆる第三代携帯電話の時代に移っておるわけですが、このエリア整備のために、対策に移行していくためには、従来に比べて有線伝送路の超高速大容量化がもとめられるため、光ファイバー回線を調達する必要があるんだということが言われておりますし、そのために携帯電話事業者にとりましては、こういった光ファイバー回線の調達コストは、従来にも増してその設備投資について可否を判断するとき、大きな要素になっているということもございます。としますれば、その整備費用が、やはりその部分ではかさんでいくということもありますので、なおその民間事業者への要望は、積極的にしていかなければならないと思っておりますけれども、背景にはそういった時代の状況もございますので、厳しいものがあるかと思いません。担当課としては、どんどん進めたいという思いがありますけれども、一方、その行政全体で見た場合には、市長も申しておりましたように、その財政状況もございますので、このあたりについては、どう私たちが向き合うかという姿勢の問題もありましようけれども、何か安心を、少なくとも担保できるような状況というものは、見い出していかないかんというふうには考えておりますので、とりあえずその平成19年度につきましては、衛星携帯ということで対応してまいりたいというふうに思っておりますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） きょう2番手の大石綏子です。議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は一点のみで、文化財保護についてでございますが、3つ項目がございます。

まず1つ目は、香美市には多くの文化財があります。それは市の歴史を知る上で貴重な市の財産であることは言うまでもありません。歴史は、古今東西、国の歴史をおろそかにすれば、その国は滅ぶとまで言われておりますが、今の時代を考えますとき、歴史教育や歴史に対する認識が薄れているように感じます。まずは郷土の歴史を大切にすることによって、郷土愛も生まれるものだと思います。また、地域の、香美市の活性化につながる多くの要素を持っているのが文化財だと思います。この文化財につきましては、その保護につきましては、国、県の保護法に基づきまして、香美市文化財保護条例及びその施行規則があります。条例第1条には、「保存及び活用のため必要な措置を図り、もって市民の文化向上に資することを目的とする」とありますが、文化行政につきましては、生活に差し迫っていないように思われ、理解が得られにくい面があると思えます。まず、そこで文化財に対する香美市の姿勢をお伺いいたします。

2点目でございます。文化財の中には、有形、無形、民族文化、史跡、名勝、天然記念物、文化保存、技術等々ありますが、今回は遺跡と埋蔵文化財についてお伺いいたし

ます。

香美市には、旧石器時代から、縄文、弥生、近世に至るまで、その埋蔵出土品は数千点以上に及ぶと思います。中でも、伏原大塚古墳は四国最大級で、県内唯一の前方後方墳であることが判明しています。そこから出土した円筒埴輪や須恵器などは、貴重な埋蔵文化財だけでなく、芸術性すら感じられるものだと思います。私は土佐山田町にこれほどの県内最大の遺跡密集地があること、あるいは古墳群、また古窯群、古い窯ですね、古窯群があることを知りませんでした。井の中の蛙とはこのことだと思いました。そして、香北町内の刈谷我野遺跡ですが、調査報告書の作成により一段落だと思っています。この遺跡につきましても、縄文早期で中四国最大級の定住遺跡として注目されております。たびたび新聞の報道でもありましたが、残念ながら現地は埋め戻しをされております。

また、県内最大級といえ、もう一つ、大川上美良布神社の2つの銅鐸があります。こま銅鐸は、通常目に触れることなく収納されたままとなっております。ほかにもたくさんのお出土品はあると思いますが、これらは地域の貴重な文化財であり、史跡資料や出土品を活用することによって、香美市の活性化や教育の向上につなげていくことは、重要な施策の一つと考えられます。このことから、現状と今後の保護、保管、これらの文化財の生かし方についてご所見をお伺いいたします。

3つ目でございます。某テレビ局の土佐二十四万石の物語も、過日の日曜日に完結を迎えました。山田氏の城も戦国時代に築かれた城であり、今、このお話をさせていただきますと少しでも関心を持っていただければと思います、質問をさせていただきます。山田城址は、鏡野中学校の東の山、茶ヶ森に城跡があります。私は、先日登る機会がありましたので勉強させていただきました。登ってみますと、掘切りを挟んで茶ヶ森の曲輪があり、そこから東へは二の段、掘切りを挟んで、詰の段へと連なる複郭式山城となっております。二の段、詰の段とも高さ2メートル足らずの土塁がはっきりと残っており、感慨を覚えました。しかし、雑木や竹の繁殖が非常に勢いがありまして、このままではこれらの遺跡は崩壊するのではないかと危惧しております。また、山頂は標高132.4メートルで、眺めもよいところだと思います。このような場所ですので、何とか史跡を残し、市民の森のような公園化ができないかどうかお考えをいただきたいと思います。ただ、この山林は数人の方の持ち物であると聞いておりますので、所有者の方のご意向を尊重し、ご理解をいただかなければなりません、何らかの方法があるのではないかと思います。皆様方に興味を持っていただきたいと思うばかりでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは大石議員の文化財保護についてのご質問にお答えします。

まず、市の姿勢についてでございます。本市の文化財は、私たちの市を形成してきた先人たちの足跡であり、本市及び私たちにとって貴重な財産であると認識しております。

今日、人々の伝統文化の再発見、再評価、歴史文化遺産の保存、公開に対するニーズの高まりは、今や一つの時代の大きな流れとなりつつあります。本市においてもこのような流れにも対応できるような、保存、公開、活用ができるようにし、市民の方々が文化財に触れ、親しみ、次世代へ継承していかなければならないと考えております。

次に文化財の現状と今後の保護、文化財の生かし方についてにお答えいたします。香美市内には5つの国指定文化財、14の県指定文化財及び46の市指定文化財があります。その内訳は、龍河洞などの天然記念物、八王子宮などの建造物、いざなぎ流舞神楽などの無形民族文化財など多岐にわたっております。また、埋蔵文化財については、縄文時代では刈谷我野遺跡、弥生時代は林田遺跡、古墳時代は伏原大塚古墳、中世はひびのきサウジ遺跡があり、いずれも高知県の歴史を知る上で欠くことのできない資料です。出土した遺物については、市内2カ所で管理しております。これらの公開及び活用については、市内小学校の社会科の授業で教材として活用したり、東部文化財保護審議会において公開するなど、実際に間近で見たり、場合によっては手にとることができるよう文化財になれ、親しむ場を設けております。また、市立中央公民館で展示したり、広報に写真などを掲載したりして、広く一般に周知するよう努めております。文化財は我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。これは我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものだと考えております。

続きまして山田城址についてのご質問ですが、文化財保護法に基づきまして、文化財の所有者及び権限に基づく占有者は、文化財を管理していかなければならないとなっております。私たちは文化財の重要性を深く認識し、その管理が適切に行われるよう努めなければならないところであります。近年文化財に対する国民の関心の高まりとともに、より身近な地域の文化財保護への自治体の役割は、その重要さを増してきております。今回ご指摘の山田城址につきましても、山田城址を史跡公園にというご意見でございますが、現在のところ計画はしておりません。今後につきましては、財政上の問題はありますが、管理施設の整備や管理に対する補助金などを研究、検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 2回目の質問をさせていただきます。

生涯学習課長さんのお答えで、思いは同じだということがわかりましたが、まずお伺いしたいのは、この管理をしている、市内2カ所で管理でございますが、その管理は、審議会を通して見ることができるというふうにおっしゃったと思いますが、一般の市民の方が知っているようなところでいつでも見られるような、そういう保管・管理のされ方なんでしょうか。あるいはこの刈谷我野遺跡の出土品につきましても、数が多いものですから、これをしまっておく場所が大変だろうと思います。今後におきましては、先

ほども財政のことが出ましたので、こういう文化行政につきましては合併特例債が使えるはずなんですけども、夢のまた夢でございますが、新しい庁舎でも建設しました折には、市長さんの頭のどこか、財政課長の（頭の）隅に置いていただきまして、一室宝物を保存、保管する場所でもつくっていただきたいと思いますが、市長さんの頭の隅に置いていただきたいと思います。皆さんのです。

それでその保管場所はそれほど多い埋蔵文化財ですので、例えば旧香北町役場、その2階すべて空いてますので、そういったところに保管をして、一般市民の方、おいでられた方、また教育の場に生かせる、いつでも生かせる、そういった方法がとれないものかどうか、そういった方法があると思いますので2回目お伺いします。

それからこの山田城址ですが、計画はしていない、もちろん今の話ですのでそうでしょうが、しかし、財政面を言いますと、いろんな方法があると思います。ボランティアを使う方法があると思います。（土佐山田町）大平にあります高知県森林総合センターの方でボランティアさんとかそういう方も動いてくださると思いますので、ぜひ所有者の方のご理解をいただくように努力をお願いしたいと思います。

それから広報に掲載とお答えがありました。実は、旧香北町では刈谷我野遺跡だよりとしまして約1年間ぐらいの間、これ1ページ使いまして広報（に掲載）されました。これぐらいにはようびませんけども、合併しましたので物部町から土佐山田町まで貴重な文化財がありますので、それを再度何らかの形で広報していただくお考えはないでしょうか。またこの旧香北町の教育委員会、現在もそうですが、文化財の調査員松本さんは熱心な方でして、「文化財を調査し過去の歴史を記録保存していくということは、自分たちとその子孫、国、地域において長い時間をかけて祖先が試行錯誤を繰り返し、自分たちの代までつなげてくれたことを伝えるということなのです。そのために文化財保護法という国の法律で、国民共有の財産として守られているのです。そして日本人であるということ、先人が築いてきた国の礎、文化、歴史を自分たちが受け継いでいくということ、そして地球に住むすべての人類は、そのように発展していくということを自覚することができるのです。そして初めて自己を確認し、他者を受け入れることができるのではないのでしょうか」とまで書いてくださっておりますが、そういう文化に対する、文化財、たくさんありますけども、シリーズ物として市民の方に触れるように、また、教育委員会の教育面の立場からもそういった教育も織りまぜて広報していったらいいでしょうか。そういうことも合わせまして、教育長さんにお伺いいたします。先ほどからのお話させていただきましたが、ふるさとを思う心をどう育てるか、現代人の心のよりどころにつきましては、教育長さんとして、お考えもおありだと思います。大人もあわせて歴史への認識をどう培っていけばいいのか、あわせてまちづくりへ文化財を、文化をどのように生かしていられるおつもりか、お伺いいたしたいと思います。

以上、2回目です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大石綏子議員さんの2回目のご質問に、私の方から先お答えさせていただきます。また細かい点につきましては、課長の方からつけ足しをさせていただきます。

この文化財、歴史について、どういうふうに年齢のいかんを問わず市民とともに学んでいくかという点でございます。あす、あさってにでも成立するとか言われております教育基本法につきましても、その目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」という項目が挙げられております。それから、この合併のときの町の基本理念に基づく分野別基本方針の中でも、「豊かな文化と交流をはぐくむまちづくり」ということが教育の分野では取り上げられておりました、その中に、「地域文化の継承、育成」ということが取り上げられております。こういった中で、確かにたくさん、議員さんもおっしゃいましたように、あります。この我が市の歴史に基づくこの遺産を大切にし、みんなでそれを学び合い、確かめていくということは、優しい心、思いやりのある心を持つことで大変大事な面だと思えます。温故知新という言葉がございます。また、教育は不易流行と言われております。正しい歴史認識のもとに、我がふるさとに誇りを持ち、そしてふるさとを愛する心を育成していくことが、教育の基本理念であろうかと思っております。

管理、展示の点についてですが、これ先ほどお話しいただきました香北支所の利用ということですが、それも今お聞きしておって一つのいいアイデアと思えました。なお私と課長の間では、2年くらい前から夢としてこんなにしたいというものがございます。けれども、まだそれを人に言える立場というか、時期がきておりませんが、1カ所に集めて、皆さんにそこへ来て展示しておるものも見ていただきたいし、あわせてほかの勉強もしていただきたいというようなことをひそかには言っていますが、早くそういうことを皆さんにお願いできる時がくればよいなと思っております。現在のことにつきましては、課長の方から保管の方法等は申させていただきます。

広報に載せる件ですが、広報も香美市となりまして大変制約が多くなりました。我が町の教育として教育が2ページをいただいておりますけれど、そのほかはなかなか出すのが難しく、図書館の方もいろいろ機械化とか分館との連携とかもありますので、出させていただきたいという言いましてけど、1カ月おくらせてもらいたいということでよう出さなかったようなことがございます。昨年度、旧土佐山田町ときにはこの我が町の教育に2回にわたりまして文化財を紹介をいたしました。いろんな面で、また広報の方にもご理解いただいて、皆さんに知っていただく方法はとりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、大石議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、遺物の管理の仕方についてのご質問でございます。将来的なことにつきましては教育長の方からお答えさせていただきましたので、私の方からは現時点ということの答弁とさせていただきたいと思っております。現状では旧土佐山田町内の倉庫と、旧香北町の公民館の方の2カ所で実際管理をしております。管理の方法につきましてはコンテナにそれぞれ入れまして、保管をしております。一部小さいものにつきましては、ジッパーつきのビニール袋に入れたもので保管をしておるわけでございます。ただ、一般に公開できるような場所の保管方法ではございません。だから、見たいという希望がありましたらその都度取り出しての閲覧というような形になってます。ただ、一部につきましては中央公民館の方で土器を展示をしております。これはほんの一部でございますので、大きく議員の指摘のされるような、公開ということに当たらないかもしれませんが、多少の啓発になっているのではないかというふうに思っております。ただ、そうは言っても公開ということが言われております。例えば、文化展で文化財コーナーを設けるとかいう形で公開できたらというふうに思っております。取り組めるところから取り組みたいというふうに思っております。

次に山田城の件でございます。費用のことですが、実は以前は公園整備につきましては、この史跡公園というのは補助金がありました。ところが、現状ではその補助金は廃止になっております。そういったこと、今後につきましては、そういったものも研究も含めて、地権者の意向も聞きまして、そういったことに検討していきたいというふうに思っております。

広報につきましては、教育長の答弁のとおりです。機会あるごとに周知をしていくということが必要だと思っておりますので、それも担当と話し合いながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大石綾子君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時31分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目に、10月議会でも質問しましたいじめに関してであります。

10月議会で質問してから今日まで、約2カ月足らずの間、連日のようにいじめに関する報道が繰り返されたことは実に残念でなりません。これだけの社会問題になったことを考えますと、香美市におきましてもその対応は急を要する重要課題ではないかと思

います。この問題で私が取り上げたい1点目は、生徒たちの会話の中で、平然と「いじめられる方にもその原因があるので、いじめる方だけを悪く言うのはおかしい」といった子どもたちの声を直接耳にすることです。どのような状況であっても、いじめは絶対に許すことのできない行為だとの認識を教育する必要性を痛感するものです。政府の教育再生会議がまとめたいじめ問題への提言が10月末に発表されましたが、提言の中で「学校はいじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを、徹底して指導する」との文言が盛り込まれています。以前、高知工科大でも講演されたことのあるヤンキー先生こと義家弘介氏は「被害者は加害者が謝ってくれただけでは教室に居場所はないんです。自分がからかわれていることを一緒に笑っていた人間、見て見ぬふりをした人間がいるわけですから、だからクラスの全員をいじめと向き合わせる必要があるのです。多くの見て見ぬふりをしてきた人間が、反省と意見を求めれば、確かに悪かったとも思うと意見を言い始めます。そこで初めていじめ問題の解決に向けて被害者の心を守るスタートが切れるわけです。残念ながら、今の教育現場では、このスタートまで至っていないのが実情です。」と述べています。いじめは、社会的に絶対許されない行為であり、いじめる側が100%悪いわけであります。学校と教育委員会にいじめ解消のためしっかり踏み込んで対応すべきとの提言は意義深いものだと思います。

そして、2点目として取り上げたいことは、その実態をどのように把握するかの重要性です。いじめられている本人が、直接先生方や保護者に相談することは、これまでの調査結果でも半数以下と少ないわけであります。他の生徒や、その保護者からの訴えにより、その実態を知ることが多いというのが現実問題ではないのでしょうか。この現実問題に対し、どのように適切な対応をしていくのか、このことこそ大切ではないかと考えるところであります。事実、私自身いじめにあっている同じクラブの生徒が、自分の親に話をし、その保護者からいじめの実態を知らされたことがあります。体に痣のできるような先輩から体罰的ないじめでした。学校関係者は全くその事実を把握していないようでしたが、私がこのことを知ったときには、父親の都合で間もなく転校するところでした。そう言えば、教育長はひょっと言ううす感じる場所があるかもしれません。

以上のことからお尋ねしますが、現在、いじめの被害者は学校という現場でほうっておかれています。まず、この現状を計画に意識づける必要があるのではないのでしょうか。子どもが先生方や保護者にいじめられていることを打ち明けるのは、既に不登校になってからなど、ぼろぼろになってからだと思います。先生方は、なぜもっと早く言ってこなかったと言いますが、いじめが深刻になる前に、子どもが打ち明けるわけがありません。先生方に言って、下手な対応をされれば、余計にいじめられると思っています。いじめを解決するには、第一に救済から発見への意識転換が必要ではないかと思います。いじめをスタートの時点で見つけ、芽を摘むことこそ大切です。いじめは、そのほとんどが学校で起こっています。救済から発見への取り組みこそ、まず重要ではないかと考えます。



以上のことからお尋ねしますが、いじめ対策については、答弁で教育長より昨日大岸議員に丁寧なお答えをいただきました。その点については結構ですが、聞き漏らした点もあるかもしれませんので、次のことについてお尋ねいたします。

1点目に、いじめ解消のためにすべての児童・生徒に対し、いじめは許されない行為であることの教育の徹底であります。児童・生徒への指導についてお尋ねいたします。

そして、2点目に、義家弘介氏も進めています休み時間アクションプランの推進です。これは、先生方が休み時間に職員室を出て、教室を見回るものです。授業の準備もあると思いますので、できる休み時間にできる先生がローテーションを組んで見回ります。昨日も教育長の答弁にありましたが、早期発見の具体策ではないでしょうか。そうしたことで子どもたちの人間関係を観察、把握することで、児童・生徒たちの変化をいち早く見つけ出す具体策ではないかと思います。今後、この休み時間アクションプランに取り組んではいかがでしょうかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

そして、10月議会でも触れましたが、学校関係者や補導センター、警察関係者など非行問題にかかわる方々以外の第三者を窓口とした、いじめ110番の設置を求めるものですが、お考えをお尋ねいたします。

次に、教育関係の2点目として、香美郡中学陸上大会の廃止に関して質問いたします。

10月13日付高知新聞に「才能を育てた歴史に幕」との見出しの記事により、香美郡中学陸上大会が60年の歴史に幕を引くことを知らされました。その記事を読んだ時点では残念だなどの思いだけでしたが、その後、友人や知人の教職員の方々から存続を強く望む声を耳にした次第でございます。記事の一部を紹介しますと、「同大会は戦後間もない昭和22年にスタート、陸上部員以外の出場も自由なことから、陸上部主体の学校もあれば、全校でメンバーを選抜して臨む学校もあり、さながら学校対抗運動会。その中で隠れた才能の発掘や、他校との交流促進につながってきた。しかし町村合併により今年3月に香美、香南の両市が誕生し、香美郡はなくなった。このため両市の中学校体育連盟の会長を兼ねる野市中の島本校長は、「各市ごとでは学校数が少なく開催が難しいが、生徒の活躍の場を確保したい」と存続を目指してきた。しかしどうしても予算の目途が立たず、両市も交えた話し合いで廃止が決まった。引率教諭からは、参加することで生徒が成長できる大会だったと惜しんでいる」との記事がございました。以上記事によりますと、予算の目途が立たないため廃止が決まったようですが、大会運営上幾らの予算が必要なのか。そして、本年度の大会では、香美市として幾ら負担をしたのか、まずお尋ねいたします。記事にもありましたが、県内各地でも過疎地や財政難から大会が統廃合されてきたようですが、香美郡の場合それらとは全く逆で、合併したからといって、分散するのは財政難はあるにせよ、何か違和感を覚えるところでもあります。香美市内4つの中学校で、市の陸上大会を開催するにしても、今後の少子化を考えると、開催は可能なのでしょうか。疑問に思うところです。生徒たちの才能を発掘する意味からも、限りない成長を願う意味からもぜひとも継続してほしいものです。そのためにも、

継続を前提に、香南市教育委員会と話し合うことはできないのでしょうか。お伺いいたします。予算面におきましても、工夫とアイデアで経費削減は可能ではないか検討を望むところです。最初から大会運営には幾らかかると決めてしまえば、前進はありません。予算面での見直しを考えるつもりはないのでしょうか。お尋ねいたします。

また、小学校の陸上と水泳の記録会も中止されるように聞きました。少子化の進む中、小学校そのものが統廃合を余儀なくされている時代に、中学校同様、香美郡として育ててきた子どもたちのためのすばらしい大会を分散することは、まさに時代に逆らうものではないでしょうか。小学校の先生方にも意見を聞きましたが、中学校同様、児童・生徒たちの成長のために何とか続けてほしいと訴えていました。小学校の陸上と水泳の記録会の存続は考えていないのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、介護予防に役立つ高齢者向けの健康遊具の設置推進について質問いたします。

公園の遊具といえば、ブランコや滑り台など子ども向け中心でしたが、近年、高齢者向けの健康遊具を設置する公園が増加しています。東京都千代田区の西神田公園は東京都の介護予防推進モデルに指定され、8種類、8基の健康遊具を設置し、通称介護予防公園第1号としてスタートさせています。利用者アンケートでは、90%の方が「また利用したい」95%以上の方が「自分1人でも利用できる」との調査結果が出ています。千代田区健康推進課でも「健康遊具が公園にあることで、高齢者が公園や屋外に出かけようという気持ちを持ってもらえるだけでも、非常によいことだ」と強調しています。香美市におきましても、泰山公園子ども広場に両手を挙げて円形の背もたれに寄りかかると、自然と背筋が伸びて、全身の筋肉をリラックスさせ、体がかたくなることで起こる腰痛や肩こりを軽減させる運動効果の「背のぼしベンチ」や、手すりにつかまって、高さの違う踏み台を順番に渡り歩くことで、足の筋力とバランス感覚を向上させる運動効果がある、転倒予防につながる効果の「ふみ台わたり」など、7種類7基が設置されていますが、設置されていることや、運動効果など、利用者増加のためのピーアールが不足しているのではないかと思います。泰山公園子ども広場は、オープンして以来、介護予防健康遊具の広報活動はどのような方法で、どの程度行われてきたのでしょうか。お尋ねいたします。

そして、各遊具には、使用方法は掲示されていますが、運動の効果については表示されていません。利用される方に対し、その効果を表示することは大切ではないかと思いますが、今後の対応についてお尋ねいたします。

また、今後香北町の健康センターセレネや市内公園など、高齢者が足を運びやすい施設への介護予防健康遊具の設置推進を希望しますが、今後の取り組みについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 比与森議員のいじめ対策についてお答えいたします。

いじめは、決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校にも大小の違いはあるにしろ、起こり得るものだと思っております。現に、今いじめに苦しんでいる子どもたちために、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めてこの問題の重大性を認識しているところでございます。このことにつきましては、子どものささやかな訴えにも耳を傾け、児童・生徒の生活実態について聞き取り調査、質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているところでございます。校内での児童・生徒の悩みや要望を、積極的に受けとめることができるよう、教育相談の体制の整備をすることに努めております。また、道徳やホームルーム活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げまして、人を思いやる心、思いやる心を感じる心をはぐくみまして、お互いを尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めております。

続きまして、香美郡中学校陸上大会、小学校記録会についてお答えをいたします。これまで、香美郡中学校陸上大会は香美郡中学校体育連盟が、香美郡小学校陸上記録大会は、香美郡小学校体育連盟が運営に当たっていましたが、本年度は香美香南市中学校体育連盟と、香美香南小学校体育連盟として香美香南市中学校陸上大会、香美香南市小学校陸上大会を開催をしてきました。今後、香美香南中学校体育連盟は、香美、香南に分かれて活動する方向で検討されております。来年度の香美香南市中学校陸上大会につきましては、中止の方向でございます。香美香南市中学校陸上大会の平成18年度に要した経費は3万5,608円でありまして、香美市としましては、1万5,075円の負担をしております。また、香美香南市小学校陸上記録会につきましては、今後も引き続き、香美市小学校体育連盟と香南市小学校体育連盟の同時開催を検討しております。平成18年度に要した費用につきましては、8,190円であり、香美市分としましては、3,686円でございます。水泳競技会につきましては、平成18年度からは香美市、香南市として単独で開催をする予定でございます。

それと、各体育連盟の平成19年度予算につきましては、各市で要求をするということで、廃止の決定にはなっておりません。

今後の取り組みにつきましては、教育長の方からお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんのご質問の中で、抜かった面とか、今後の小体連、中体連につきましてお答えをさせていただきます。

まず、いじめの件について答弁漏れが2つあったと思います。1つは、いじめは許されないという指導をどうしておるかということですが、ある程度のことには次長の方から答弁させていただきました。いじめをしない、いじめをさせない、いじめを見逃さない。そして、それを訴える、親に言う、友達に言う、先生に言う、あるいはふれんどる一む等の窓口に言う、いろんな方法があろうかと思っております。この10月ごろから3校で4件のいじめといいますか、かかわりが私の方に相談とか報告の形でありました。1件は、

親が子どもの状態を見て学校に言っていたと。1件は、子どもが親に訴えて、親が学校へ言っていた。1件は、どうもいじめがあるのではなかろうかということを持った子どもが、先生に言った。1件は、けんかといいますか、いじめにもなるんでしょうが、過去の例をとれば、そういう現場があって、その現場を見た者が先生に言ったという事例であります。そのうちの1つが議員さんがおっしゃったものではなかろうかと思います。それについて調べておりましたら、もう過去ずっと何年も同じようなことが繰り返されておったと。その都度、解決したこともあったでしょうけれど、繰り返されておって、結局、今回問題になった加害者は、かつては被害者であったというような事例がありました。こういうことは、私も言いました。こういうことは、先生も知らないところであっているだろうと。それはそのこの学校だけに限らないだろうと。けれども、そういうことを本人が親に言って、親が私のところへ言ってくるんじゃないかと、校長に訴えていたということは、学校を信頼されておるからありがたいと思って、今後も十分に気をつけて取り組まないかと、私は申しました。そういうようなこともあるわけです。まだほかにもあるかもわかりません。知らないことがあるかもわかりません。1,500名近い子どもがおるわけですから、わかりませんが、いじめは許されないという指導は、人権教育の命を大切にす、人の人権を大切にすという面、それから子どもたちのかわりを見抜く先生の集団でなければいけないということ。あるいは、子どもが達成感、充実感を味わう学校生活であれば、いじめも少ないと思いますので、そういう教育をしなければならぬというようなことを話しております。

休み時間アクションプランについてでございますが、これは、小学校はほとんどの学校が休み時間も教室に担任がおりまして、丸を入れたり、子どもと話しをしたり、あるいは外へ出て一緒に遊ぶ教員もあるというような状態ですが、中学校につきましては教科担任制ですので、そういう休み時間に先生がいないところで子どもたちのトラブルが起こる、いじめが起こるということは考えられます。そういった面である中学校は、休み時間アクションプランがあるかどうかはわかりませんが、順番に学年ごとに先生がおるというような体制をとっております。今後ともこういうことは気をつけていかなければいけないと思っております。

次に、小体連、中体連についてでございますが、香美市となりました。香美市となった以上は香美市小学校体育連盟、香美市中学校体育連盟ができたわけです。けれども、今までの引き続きとしまして、2つが合同になって会を立ち上げたわけでもありませんが、一つになって先ほど次長が言ったような記録会は本年度は実施いたしました。来年度につきましては、これは予算云々が大幅にそこへは出てきておりますが、実は、小学校といたしましては、引き続き陸上記録会については、合同という形でやっていこうということになっております。水泳大会は、もう本年からといいますか、従来、南部、北部の別でやっておりましたので、香美市、香南市として別々にやりました。中学校の体育連盟につきましては、その一緒になったものの会長は、野市中学校の校長であります。

そして、香美市の方は鏡野中学校の中澤校長が会長であります。再三会議をいたしまして、予算だけでなく、ここにありますが、どうして香美郡としての水泳大会を中止したかと、これから香美郡として陸上大会を中止するかといういきさつが示されております。これは、いろんな行事で日程がつきにくいとか、それから、生徒数の減少によってなかなか子どもに負担がかかってできにくいとかいうようなことがあります。後でまた議員さんに見ていただければよろしいかと思えます。来年からは香美市として中学校も小学校もできることはしていこうという方向でございます。現に、香美市の小体連としましては、香長小学校で相撲大会も行いました。香美市相撲大会も続けていきたいというような方向にはなっております。先日も香南市の島崎教育長とちょっと話す場がありましたら、何か香南市の方でもこのことがご心配されているようです。今後はよい方法で、2つが一緒になってよいことがあれば、やっしていこうというような話をまだしておるところでございます。ちなみに、その小体連、中体連は県体連からきた組織でございます。別に香美市教育研究会、香南市教育研究会というのを別に両方とも立ち上げております。その中に、強化部会の中に小学校の体育の先生が集まったり、中学校の体育の先生が集まったりした部会があります。その者たちが小体連、中体連の運営の中心になってやっておるわけですから、そういうもの、そういう会との連携も図りながら、いい方向にやっしていこうというように、まだ話の途中でございます、ある面は。ご理解いただきたいと思えます。香南市とも十分話し合いをしてやっしていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 6番、比与森光俊議員の健康遊具についてのご質問についてお答えを申し上げます。

健康増進や介護予防などに運動が大変効果があることは医学的にも証明されているところです。住民の皆さんにおかれましては、ぜひ運動を効果的に日常生活の中へ取り込み、ご自身やご家族の健康づくりに大いに役立てていただきたいと考えております。

さて、ご質問の香美市健康センターセレネへの健康遊具設置推進についてでございますが、この香美市健康センターセレネは、平成4年4月にオープンしており、15年近くが経過する施設でございます。したがって、施設本体が老朽化して相当傷みが出てきており、早急な修繕が望まれているところでございますが、それにあわせて相当な経費が必要と考えておりますことから、現時点ではご提案いただいた健康遊具設置まではなかなか取り組むことができない状況でございます。一定、施設本体の改修整備に目途が立った時点で、香美市の健康づくりの核施設として充実を図れるよう構想を立てることができればと考えております。また、市内公園への設置についてもお尋ねでしたが、現在のところ予定はしてございません。運動自体は遊具や大がかりな器具を用いなくてもできるメニューが数多くあることから、運動の必要性や楽しく運動のできる方法等の啓発を行いながら、まずは身近で手軽にできることから運動に取り組まれる

よう、今後も取り組みを行っていきたいと思います。

次に、現在設置されている健康遊具のピーアールと運動効果の表示についてのご質問にお答えをいたします。

香美市内の健康遊具の配置や、これまでの状況について、健康づくり推進課としても十分に把握できておりませんでした。秦山公園子ども広場にある健康遊具に関しまして調べましたところ、管理担当課ではこの遊具だけを取りたててピーアールしたことはなかったようでございます。また、この健康遊具には使用方法についての表示はございますが、具体的な運動の効果や、その効果を得るための運動回数等の表示はございませんでした。今後、運動効果等の表示については、管理担当課とも協議いたしまして、利用実態を勘案し、必要性を考えていきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 先ほどいじめ110番についての答弁が抜かかっておりましたのでさせていただきます。

いじめ110番につきましては、教育支援センターふれんどる一むを窓口としまして、学校や保護者及び児童・生徒からの相談や緊急連絡に24時間体制で対応に当たっております。必要に応じまして、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携、協力を行っているところでございます。よろしく願いします。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。

中体連ですが、ぜひ香南市の教育長とも話し合われまして、せっかく長い間続けられた大会ですので、ぜひ継続するように、新聞で見るとはかなりの予算を必要として、そのために中止かなということも思ってたんですけど、今お聞きしましたら、市の財政を大きく揺るがすような予算でもないようでしたので、ぜひとも教職員の方々は、自分が聞く範囲、また事務職の先生方は、香南市の先生もそれから香美市の方の先生もぜひ続けてほしいという複数の声を耳にしています。ぜひ、日程的な都合もあるということでしたけど継続、せっかくいいものですので、子どもたちのために教育面からも継続をお願いしたいと思います。

郡体の、俗に言う郡体、高知県中学総合体育大会ですか、これの県予選、出場の予選を兼ねた大会については、自分の聞く範囲ではそれぞれなかなか難しい点があると思いますが、体育大会につきましては、継続可能だと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、いじめ110番の件ですが、ふれんどる一むに24時間体制で設置をされたというふうにお聞きしましたが、これはどういう、今、保護者、子どもたちにもというふうな答弁でしたが、もうちょっと具体的にわかればどういう方法で、携帯電話番号も告示されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、健康遊具ですが、健康センターセレネが老朽化しているということですが、実はこの遊具を自分が最初に新聞とか等で知ったときに、秦山公園にあるのはちらっと見たことはあって、どういう状況か、ほかの施設が。思わず知ろう思うて調べ始めました。最初に香川県さぬき空港公園にあるということで行きましたら、そこは小・中学校用の体力づくり健康遊具でして、その後メーカーを調べると、タカオ株式会社さんという岡山県のメーカーさん、そこに行きつきました、電話しました。四国で普及しているのは、設置状況ですよ。稼働率でなくて設置状況を知りたいのということで電話をして、メーカーさんに聞きますと、愛媛県は営業所があって普及しているが、あと香川県、徳島県、高知県では土佐山田町の秦山公園が今最も設置されてるという回答をいただきました、これは本当に自分も勉強不足だったなど、恥ずかしい思いでそのメーカーさんの話を聞き、ほいでまた後日四国の営業所の方ともお話しをして、中で、その健康センターセレネの建物そのものをどうこうするような器具やないわけですね。秦山公園のを見ていただいたらわかります。本当に背を伸ばしたり、ちょっとう前屈とか、高齢者の方が少しのスペースで何台かが置ける、そういう健康遊具です。秦山公園も執行部のこれぐらいのスペースと思いますけど、5～6台が。もともとは、その秦山公園の子どもの広場の分も、今度オープンされましたふれあい広場ですか、あっちの方へ移動すればより高齢者に利用していただけるんじゃないかということもあって、設置の移動にかかる費用なんかもメーカーさんにお聞きもしました。そういう簡単な遊具ですので、健康センターセレネの建物そのものの老朽化と全く関係なく、パンフレットをまたお返しできると思いますので、いま一度、そのもの自体を、これは恐らく、この器具を今後徳島県とか香川県、高知県内でも設置の状況を視察に来るとすれば、秦山公園が紹介されると思います、県内の場合。そういう7基あって、7種類の遊具があるところは、今のところないわけです。県下では、この後四万十市の古津賀4号公園に、ここが6基か7基、7種類のがもう決まってるようです。来年度予算で高知市のみどり課言うたと思いますが、も予算で公園に設置するということが決定してるということはお聞きしました。ピーアールも、ほんで高齢者に対してもその使用方法についても、いま一度今後の取り扱いについて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

まず、いじめに関する110番に当たるものを、先ほど次長から答弁させていただいた件についてでございますが、昨日もお答えさせていただきました、11月29日に保護者の皆様へということで、こういうものを配りました。この2枚、1枚目に香美市教育委員会としての考えを書きまして、それから後でお渡ししますが、2枚目に地域の子どもは地域で見守り育てようということで、香美市の現在の取り組みを紹介させていただき、その下に携帯電話の番号を2つ書きました。これは、補導教員と、それからふれ

んどる一むの所長が持つておるものでございます。そして、3枚目、4枚目は文部科学大臣が子どもにあてて配ってほしいというか、配れといいますか、配るように要請されたもの、3枚目と4枚目であります。一つになったものをお知らせいたしました。そして、虐待のリーフレットにもそういったいろんなことを書いて、電話番号ももちろん書いてお渡ししようと思っております。十分でないかも知れませんが、そういう状況です。

次に、中体連についてでございますが、その香美香南市中学校春季選手権大会というのは、香美市として来年は行い、香南市として行い、そしてそれを香美香南市中学校総合体育大会として実施する。初めは5月に行い、次に一緒になって6月に実施するという予定だそうでございます。その次の年、平成20年度は南国市、香長、嶺北といいますが、南国市と嶺北を加えまして、香美市でやったその選手権体会のまとめを4つの地域が一緒になってするような方向だそうでございます。そのほか、10月ですか行われていました野球とか個人的、あるいは全体的でこの新人戦というようなものは、行う予定だそうでございます。この中に書いてありますが、何か平成19年度から香美香南、今まで香美郡と言っておりました組織が、何かもっと広がりまして、先ほど言いましたように4つの地域が一つになってやると。すいません、平成20年度から、平成19年度、ごめんなさい、いろいろ言って、ここに書いたもんが、校長のありますが、とにかく香美郡と言っておったもんが香美市、香南市に分かれただけでなく、4つの地域が一つになって大きな中体連というもんができて活動をするというような方向だと、も含めて話し合った結果、そういうことになっておるようでございます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

ちょっと説明不足の点があったかもしれません。健康センターセレネの老朽化とこの遊具設置とは関係ないじゃないかということでございますけれど、健康センターセレネの本体の修繕とかりニューアルの方に大変費用がかかると思います。むしろそちらの方が早く急がれる部分だと思いますので、限られた予算の中でそのあたりをやりくりしながら、先に先行して実施する必要があるんじゃないかということを申したかったところでございます。

それと、高齢者等の使用方法の掲示というんですかね、ご質問があったようでございますけど、現在あるのは秦山公園の遊具になろうかと思うんですけれど、ちょっと効果の表示ですけれど、高齢者の皆様方が運動に対して、余り効果のみを追い求め過ぎて、逆に過度な運動をすることによって、体を傷めるという結果になるという例もあります。効果を求めたい場合は、できましたら専門的な知識のある方に指導を仰ぐことが大切かと思っておりますけれど、一番必要なのは、日常の中でやはり上手に運動を取り入れた生活をしていただくということ。そして、運動していて、本当に気持ちいいんだと、運動することが気持ちいい。それとやはり1人だけじゃなくて、人とともに運動することが楽し



いと、そういった気持ちを持って日々の生活の中で習慣的に運動していただくことが必要と考えております。健康づくり推進課としては、どちらかというところ、そういった面をやはり啓発してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 3回目の質問をさせていただきます。

中体連の方ですけど、答弁は構いません。今後、少子化を考えますと、本当に香美市だけではそれぞれ大栃中学校、香北中学校、鏡野中学校、繁藤中学校4中学校を見たときに、今後の小学生の増加がないとして、今の小学生が中学生になった場合、本当に香美市として大会が大変やと思います。ほんだそういうふうに拡大されて、子どもたちが自分の力を発揮できる大会が、今、香長、どっちも言いました、一緒になるということでしたけど、そういう方向でぜひ香美郡の大会もお願いしたいと思います。答弁構いませんので。

それから、健康遊具ですけど、課長の言われたとおり日常生活で楽しく体を動かす、そのとおりやと思います。そのために、今私が言いよったのは、高齢者の方が簡単に近くに行ける公園に設置をしてはどうですかということ、今まで言うたわけ。経費的に解説板、ステンレスでしたら10万円近くするわけですわ。1基の解説板が。手づくりでもええと思うんです。そんなに難しい項目でなくて、例えば足腰の筋肉の柔軟性が向上します。体が固くなることで起こる腰痛を軽減しますとか、そういう効果があるわけ。そういうものをちょっと加えるだけで全然違うと思います。先日、日曜日もちょうとあそこで見えていましたら、子どもさんを連れた若いお父さん方は健康づくりというより体力づくりで腹筋に利用したりとか、自分で工夫して。それから平行棒のようなやつは、もう体力づくりでしてはいますが、そうでなくて、高齢者のために、高齢者が気軽に足を伸ばせて、先ほど言われたように日常生活で運動が楽しい、そういうふうな取り組みのできる遊具ですので、そういう推進をお願いしたいというわけ。それを1つ泰山公園にもありますベンチですけど、これなんかは地元の間伐材なんかを利用して、これ1基が50万円近くするわけ、45万円やったかな、45万円するわけですけど、その普通のベンチがこう背もたれが角度つけてるだけですので、ゲートボール場とか、そういうところにある普通の休憩するベンチを、高齢者の行くところへは背もたれベンチにするとか、そういう工夫で幾らでも安い経費で、言われたように日常生活の中で楽しく運動をする、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 比与森議員の3回目のご質問にお答えいたします。

経費的な面を、おっしゃっておった健康遊具は1基当たり10万円ということで、なかなか経費的な面ではすぐにどうこうというわけにはいかんでしょうけれど、手づくり

でどういったものが可能なのか。また、比与森議員のお持ちのパンフレット等もお貸しいただき、すぐにはちょっと難しいかもしれませんが、いろいろ勉強させていただきたいと思いますので、どうかご指導の方、よろしく願いをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

私、市の活性化関連の課題について何点かお伺いをするものであります。

まず1点目は、私はこの豊かな市となるためには、市内にどうしても就労枠を広げまして定住人口の増加をすることが不可欠であるといった観点から質問をするわけですが、行政におかれましては高知テクノパークの企業誘致等雇用枠の拡大にさまざまな努力をされておるわけですが、なお、私はこれまでに建設業界に依存をして生活をしてこられた方の今の現状を考えたとき、何とか救済する対策はないものかとお聞きをするつもりでありましたけれども、公共事業の削減に起因する問題でもありますし、当市といたしましては基準ランクの設定等、大変公平、公正な業務が施行されている中でありますので、私はもう詳細なこの理由づけの質問はやめることといたします。従いまして、先ほど乳の出ない乳房に多くの子どもがぶら下がっているような財政状況であるというようなことでもございましたけれども、ここに通告してありますような要旨に沿って、構わない範囲のお答えをいただきたいと思いますと同時に、今、香美市小規模工事等契約希望者登録制度というものも導入をされておると私は記憶しておりますが、その申し込みの状況等についてお聞かせをいただきまして、1点目を終わりたいと思います。

さて、次の質問であります。山間地に点在する集落の多い香美市であります。それぞれの地に愛着を持ち、生活をされてきたその地域が、若者が出て行き、高齢化が急速に進む状況が各地に起きているのであります。地域が消滅するのは時間の問題だと言われるような集落もあるわけですが、このような事態、集落に対しまして、行政として何かこの手を差し伸べることは考えておられないのかということをお聞きします。このような事態を1日も早く食い止めようと、各地で生き残り策を模索していることを聞きますが、住民サイドくらいの情報ではなかなか行革は見つからないのが実情であります。しかし、中には平山地区のように、行政ばかりに頼ることもなく地域住民が一丸となって研修を重ねた結果、実現に向かっている事例もあるわけですが、この事業もぜひ成功させ、住民の生活安定と同時に、地域のにぎわいに寄与できることのできるように期待をしているところであります。さて、私どもの地域（土佐山田町繁藤地区）におきましては平成5年に繁藤地区地域振興協議会を立ち上げまして、何か山間地で自分たちにできる活性化につながるようなことはないかということで、情報を頼り

に視察研修を重ねてまいりましたけれども、いまだ適当な事業を見つけることができないところであります。

そこで、質問をいたしますが、こういった衰退していく集落は、行政としては十分に把握をしておられるのではなかろうかと思うわけですが、そういった地域に対しまして、担当課の方から情報を進んで提供する等、住民と協働して同じレベルで地域の存続する手だてを企画立案することも、私は必要なサービスではないかと考えますが、そういったことは考えられないのでありましょうか。また、そういったことがあるとすれば、仲裁（集落の救済）方法等についてお聞きをできれば幸いです。

次に、わかふじ団地にかかわることにつきましてお聞きをいたしますが、担当課の方はこれまで大変この団地については心配をされ、気苦労もされているところでありまして、担当者の方に私の方から行って聞けばすぐ済むような問題かとも思いましたけれども、まあいまだになかなかこの販売ができないということもございまして、元手の要る、ちょっとお金のかかる質問となることでありますので、市長の思いも伺いながら、職員、また知らない議員さんにも団地について把握をしてもらうことができるであろうという思いから、あえてここで質問をすることにいたしました。もともと、この団地は高速道路の建設に伴う掘削残土を利用し造成されたものであります。若者定住促進住宅として造成されましたこの地に、多くの方が住まわれること。そして、子どもたちの大きな夢が聞こえる、そんな地域の核となるように、夢見て平成13年9月に着工されまして、平成14年の1月には完成をしております。そして、いよいよ売り出しが平成15年8月に、すぐに完売するのではなかろうかということで勇んで開始をされましたけれども、現在のところ、残念ながら1件しか売れておりません。しかし、ここに住んでおられます方は子どもさん2人おられますが、その2人とも繁藤（地区）の学校に通っておられまして、また、ご両親も大変繁藤地区のお世話もできますし、すぐに地区に溶け込まれておられるというような方でありまして、大変よい方が来てくれたということで、地域も大変喜んでおるところでございます。こういった多くの方が早く住んでくれることを願っております、情報を入手したときは早速連絡をして説明をしたり、また、現地においでの方には親しく話しをする等、近隣の方は精いっぱい努力をいただいておりますが、なかなか契約まではいかない状況であります。担当課の方も頑張っておることは十分にわかりますが、このままでは初期の目的にはなかなか到着できません。少しはお金もかかるとは思いますけれども、少しは（お金を）かけなくては、これはどうも目的が達成できないのではなかろうかと思うのでございます。そこで私は、今のその販売の方法をこのあたりで見直してみてもどうかと思います。すぐ近くの団地はすぐに売れました。もちろん地理的な条件もあることはわかっておりますけれども、かといってこのままにしておくことはできません。そこで、私の案でありますけれども、月に2回ぐらいでも県内全域に新聞広告、チラシを入れまして、大勢の方に繁藤地区を知っていただくこと、また何かイベントを開催して地域も見ていただくことが最も効果

があるのではないかというふうに思っておりますが、どんなものでありましょか。

また、最後に担当者の方にお聞きしますが、今、不動産業者さんに委託をされておるわけでありましたが、そちらからの反応、どんなものでありましょ。また、担当課の方に何件か問い合わせがあつておりますでしょうか。また、完売に向けた今後の具体的な取り組みについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

あと1点、これはわかふじ団地のことではありませぬけれども、活性化という関連ということで構わないと思ひますが、繁藤地区には（面積が）1町2反という工業団地も造成されております。これも長くなりました。ここの状況はいかかなものでございませうか。秋ノ谷の工業団地について真剣に、もうそろそろ本格的な動きもしなければいかんではないかというふうに思つておるところでございませぬが、あわせてお伺ひをいたしまして1回目といたします。ありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 前田泰祐議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最初の市発注工事等の市内業者優先ということにつきましては、取り消すということだす。十分なお答えをと思つて、十分準備をいたしておりましたが、大変残念でございませぬが答弁はできません。しかしながら、小規模工事等契約希望者登録制度のことにつきましては山崎龍太郎議員のご質問にございませぬので、先取りになるかもしれませぬが、構ひませぬか。お許しをいたしまして、この小規模工事等契約希望者登録制度に對しましての現在申請をしておる業種につきまして、お答えをさせていただきます。大工工事関係で5名、草刈り工事関係で4名、内装仕上げ工事で2名、ガラス工で1名ということになっております。

それから、山間地集落の衰退、疲弊は急速に進んでいるが、救済対策を立案するつもりはないのかということでありませぬ。大変日ごろ前田議員におかれましては、山間、山村地域の実態、実情をつぶさに一般質問等でご紹介いただき、また同時に、その対策についてのご質問もあるわけでありませぬ。ご承知のとおり状況の中で、山間地域の集落というものは、活力低下というものは、いや応なしに進んでいるのが現実であらうというふうに考えられます。それに対しましての、良好な対策といひませうか、そうしたことへなかなか打つ手というものが見出せないのも現実でございませぬ。しかしながら、ますます疲弊をしております、衰退、疲弊しております地域を見るにつけ、やはり行政としては、限られた財政の中でその現実を直視しながら、対応をしていかなければならぬ、そのような思ひを持っております。また、同時にそれに同じく関連をしますが、これまたわかふじ団地の件につきましても、当時繁藤地区の活性、活力を図るために、高速道路の残土処理場としての団地造成をしてきたわけでありませぬ。前田議員も先頭に立っていただきまして、地域の団地造成に力をいただいたわけでありませぬが、残念ながら現在1区画だけが売れたという状況でございませぬ、大変残念ではございませぬけれども、それを合めて若藤保育園、また同時に老人憩の家等もあそこには建設をしてまいつた経

緯もあるわけでありますが、現実的には大変厳しい状況になっております。そうした中で、現在の進行状況等につきましては、担当課の方からも話をさせていただきますが、大変前向きな答弁ができませんけれども、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 前田議員さんのわかふじ団地の売買に関する対応と今後の対策についてにつきまして答弁させていただきます。

議員さんのお話しの中にもありましたように、わかふじ団地は1区画が売ただけで、その後の販売がうまくいっておりません。その中で打開策としまして、平成17年2月に高知県宅地建物取引業協会と分譲の媒介に関する協定書というのを取り交しまして、いわゆる宅建業界の方々に売っていただくと、こういう方針で売っていただくようにしたんですけれども、ここの部分でも結果が出てないというのが現状でございます。特に香美市内の宅建業者さんがわかふじ団地を売り込んでくださってまして、新聞広告等も自腹を切ってその業者さんが折り込みチラシを入れるとかいうこともしてくださったこともございますけれども、一定の反応があってもなかなかその契約までには至っていないというのが現状でございます。ただ、今までは景気がちょっと冷え込んでいるという状況の中で販売をしておりますので、高知県にはまだ景気回復の傾向が見られませんが、全国的には景気回復基調にあるということでございますので、今後に期待をしたいというふうに考えております。また、販売方法につきましては、現在の宅建業界のご協力をいただくと、こういう方向でやっていきたいというふうに考えております。

それからまた、議員さんがもっと新聞広告とかイベントを打って広く周知するように、販売努力するよというご提案もいただいたんですけれども、初年度にパンフレットをつくったり、それから新聞広告を出したり、チラシを配ったりしまして、300何十万円か、結構入れたんですけれども、結果として1区画しか売れてないということでございまして、なかなか新聞広告入れましても、50万円前後は要ると。チラシもそのときにチラシを配ったのが高知市の東半分から香美郡内まで、南国市、それから香美郡と。これでも70何万円要ってるとチラシに。(チラシを) つくるのは別で。そういうような状況ですので、なかなかお金を、投資をすることがなかなかできない状況にもございます。そういうことでございますので、ただ、今は宅建業界と契約も協定書も取り交しておりますので、いましばらくその宅建業界さんの努力にすがりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 前田議員の山間地集落の活性化について、私の方から若干お答えをさせていただきます。

まず、おつなぎをしておきたいと思っておりますけれども、秋ノ谷の工業団地ですけれども

なかなか売れません。こちらは大変な状況でございますけれども、ただ、あそこについては借りたいという人がおったりしますもんですから、具体的には今回木材の置き場にしたいということで話ございまして、話が整いましたら平成19年1月からお貸しをするというようなことで話を進めておるような状況でございます。この点についてはおつなぎをしておきたいと思っております。

それと、原課として市長、あるいはその住民に対して何か妙案はないかというようなお話もあったわけですが、私どもがいろんな情報誌に接する中で、大体その行政主導での企画立案をした場合には、結果として余りろくなことがないというのが一般的に、これまでの状況じゃないかというふうを受けております。こうした他地域での先例、実例経験から私たちが学ばないかんといいふうにも思いますが、成功例の多くは地域、あるいは地域住民が主体性を持って、あるいは主導でやってきたケースが成功につながっていると、功を奏したというような事例が多いんじゃないかというふうに思います。そうした観点から見ました場合に、行政としてどう対応するかということが求められておる部分につきましては、この地域の活性化については、3つぐらいの考え方があると思っております。1つは、これまでやってきたように行政がやっぱりしっかり向き合っ  
てやるという方法と、それから今日、いわゆる住民と行政との協働という形で進めるやり方。もう1つはみずからが責任をしっかりとって、前に進むことが自立にもつながるし、それから元気あるいは地域の活性につながると。この3つのパターンがあると思  
いますが、いずれにしても、地域が元気にならないかんといいことはこれは間違  
いない話なんで、積極的に今回の質問にもありましたようなことも時々いただきなが  
ら、お互いにこのことについては十分考えていかなければならないというふうに思  
っております。また、ご提案も地域からいただけたらというふうにも思っております  
ので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 大変わかりやすいご答弁ありがとうございました。

いろいろお金が要ることはなかなかやりにくいというような、財政課長のお話でもござい  
ました。ぶらさがちゅう人がようけおるといことやき、これ以上余り言われん  
かもわかりませんが、このままにしておくといことやき、何とか早くこれを  
処分して、行政も楽になった方がええんじゃないかなというふうにするわけであり  
ます。地域の者としても、一生懸命今後ともこの件については、続けて頑張って販  
売に向けて努力、協力させていただくつもりでございます。

小規模工事等契約希望者登録制度、市内の業者を優先せよといことはかなり答弁も  
考えてくれておったことで、まことに申しわけございませんけれども、よく考えてみ  
ますと、ランクづけをして小規模の業者にも当たるようにといこと、そしてまた、  
今言われた工事の登録についてもやっておられるといこと、努力をされておられるとい

こととございますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 答弁は要りませんか。

○19番（前田泰祐君） 答弁、要りません。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君の質問が終わりました。

暫時、昼食休憩を1時まで行います。

（午前11時45分 休憩）

（午後12時59分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保です。

まず、第1点に地域審議会について質問をいたします。

合併が行われた今、地域の振興にとって地域審議会が民主的に運営されることが重要です。地域審議会の役割は、市長の諮問に応じ、地域づくりについていろいろな立場で協議して、決まったことを市長に答申をします。香美市になって間がなく、市民はまだまだいろいろな不便を感じています。合併前にとったアンケートに寄せられていたさまざまな不安も払拭し、不公平感をなくしていくこと、また、地域住民と行政の間で住民の立場に立って市長に提言していくことが求められています。旧来の町村区域ごとの意見が行政に幅広く反映をされるように期待をするものであります。

そこで、お尋ねをいたします。地域審議会の委員は、公選制ではなく市長の委嘱と公募により（選ばれ）ますので、審議会のメンバーもいろんな分野から選ばれます。諮問する市長は委員の委嘱についてどのような基準で行ったのでしょうか。今回、図らずも香北町、物部町地域とも旧町村時代のトップであった方々が会長職につかれました。今、1市民であります、長く行政を担ってきた方と全くの1市民とでは、地域の自治に関する感覚が違うのではなかろうかと思いますが、逆にノウハウを持っているだけに、手取り早いかもしれません。素朴な底辺の意見が反映することではどうでありましょうか。お聞きをいたします。

次に、②であります。香北町、物部町の公募で5名（の定員）のところ4名ずつしか応募がなく、2回行ったが、結局4名でありました。役場から遠い2町村は、特に審議会への思いを強く持っていたのでなかろうかと思いますが。地域性から見て意外な感じもしますが、公募する側としてはこれをどんなにとらえておられるのでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、議会広報であります。

①の旧香北町では議会前に各家庭にお知らせをしていた、無線放送で知らすことは、（家に）いながらにして知ることが、これはできるわけでございます。合併を機になくなったわけではありますが、合併後（無線放送の）復活を望む声が住民から上がっており

ます。再び開始を、この（無線放送を）開始できないかを問うものであります。また、土佐山田町、物部町でもこの広報車を巡回をするなどして、議会を開くことを住民に知らせることは情報の公開の一つであると思います。これもいかがでしょうか。

そして、この2番目であります。出前市長室の件であります。市長が出かけてきて私たちの話をよく聞いてくれる。市民の皆さんの顔や名前と、具体的に住民の要求の中身が頭の中で結びつくことも必要ではないでしょうか。それから、住民要求を政策化していくという面で、職員、そしてみんなで知恵を出し合って研究することも必要ではないでしょうか。住民が安心して幸せな暮らしをすること、これが最高の行政の最高の目標であろうかと思えます。

以上の点から、出前市長室などの取り組みで住民のニーズに基づいて政策を決定する、このことが求められるのが自治の姿だと思えますが、いかがでしょうか。お伺いをします。

1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 久保信彦議員の地域審議会についてお答えをいたします。

合併が行われた今、地域の振興にとって地域審議会が民主的に運営され、活用されることが重要だということで、地域審議会の委員の委嘱についての基準でございますが、これにつきましては、地域審議会の設置に関する協議書の第4条の中に、「公共的団体に属する者、学識経験を有する者、公募により選任された者、それぞれ5名以内において組織する」というふうに定められております。以上のことから、委員の選出に当たっては、まず、公共的団体に属する者につきましては、農業、林業、商工業、観光、福祉分野と定め、香美市内の公共的な団体に勤務する職員もしくは組合員、会員等を委員として選出していただくよう依頼をいたしました。それから次に、農業分野につきましては、JA土佐香美農業協同組合、これは山田支所、香北支所、物部支所に、それから林業分野につきましては、香美森林組合及び物部森林組合、それから商工業分野につきましては、香美市商工会、それから観光分野につきましては、香美市観光協会、それから福祉分野につきましては、香美市社会福祉協議会の方に依頼をいたしました。それから、学識経験を有する者につきましては、行政教育分野と、それからこうほく3町村合併協議会委員であった者から選出をしております。行政教育分野につきましては、経験と知識の豊富な方を委員とすることによりまして、問題点の発見や課題の解消のために生かすことができ、こうほく3町村合併協議会委員であった者を委員とすることにより、合併協定書の遵守や、市町村建設計画の内容の変更、進捗状況等を合併協議に準じた視線でとらまえることにより、より均衡のある香美市の発展を図ることができるというふうに考えております。

それから、公募につきましては、選考委員会を開催をいたしまして、応募の動機とか香美市のまちづくりに対する熱意などを総合的に判断をして選考をいたしております。



それから2点目の、香北町、物部町の公募で5名の定員のところ4名ずつしか応募がなかったということですが、これにつきましては、平成18年4月17日より平成18年5月22日までの間、各世帯に応募案内及び応募用紙を配付いたしまして公募しております。この間、土佐山田町の土佐山田地域審議会につきましては8名の応募がございました。香北町地区の香北地域審議会につきましては、3名の応募がございました。(物部町の)物部地域審議会につきましては、応募がございませんでした。公募による委員定数は5名というふうに定められておりますが、香北町地区、あるいは物部町地区につきましては、定員に達してないと、第1回目の応募で定員に達していないことから、再度平成18年6月1日から平成18年6月12日までの間の追加の募集をいたしております。この間、公募による委員を確保するために、両支所に多数の応募をしていただけるよう、香北町、物部町におきましては、各種委員の経験者や行政経験者等に働きかけをしていただいております。2度の公募の結果でございますが、香北地域審議会では1名の応募がありました。物部地域審議会では4名の応募がっております。香北地域審議会につきましては、第1回目の応募が3名でありましたので、第2回目で1名ですので4名と、物部地域審議会については、第2回目の応募で4名ということで、定員には達してはいませんが、4名でスタートしたということでございます。ここで、地域性からして意外な感じがするが、どうとらまえているかということでございます。これは、土佐山田町、香北町、物部町につきましても同じことが言えるかと思えます。やはり、この地域のリーダー的な方につきましては、やはりいろいろな委員を兼務しておるといふような状況も考えられますので、やっぱり今後は新たにこの地域の担い手である方を、リーダーになる方を育成、確保していくということが今後の課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 久保議員の議会開催の広報に関するご質問についてお答えをいたします。

議会開催の周知方につきましては、ご指摘のように旧香北町では防災行政無線を活用していたとのご指摘をいただきましたので、香北支所と協議を行いました。その結果、今後についても、議会事務局から情報をいただき、香北町エリアについては従前のよう  
に広報を行うということになりました。多分、きょうも流れておったんじゃないかと思  
いますけれども。なお、物部町、土佐山田町エリアにつきましては、広報車でという  
ようなご提案ですけれども、正式には議会日程が議会運営委員会を経て調整される  
ことから、極めて直前になることが想定をされますので、どのような方法でやるか、あ  
るいはどう方法が可能かということについて、具体的に検討してまいりたいという  
ふうに考えております。

ちなみに香美市のホームページには、議会事務局によりまして、開催日程については

掲載をされておりますので申し添えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 久保信彦議員の質問の2番目の出前市長室などの取り組みについてのお答えをさせていただきます。

合併以来10カ月になろうといたしておりますが、合併後のさまざまな変化の中で、特に住民の皆さん方には大変戸惑いもあったことと感じられます。そうした中で、地域住民の皆さん方との交流は大変大事だというふうに思っております。特に、本庁と離れている地域におきましては、本当にそうした機会が今日まで少なく、大変申しわけなく思っております。出前市長室のような形の中で、要望や意見を聞く時間が持てたらよいとは思われますが、広範囲のために実施には至っておりません。なお、いましばらくは今後とも各地で行われるようなイベント、あるいはさまざまな催し物には積極的に参加をして、住民の皆さん方との交流を図り、意見や要望等につきましても、お聞きをできる機会ができたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保、2回目の質問をします。

（地域審議会委員の）委嘱の基準で、（地域審議会の設置に関する協議書）第4条に基づいてというのはわかりました。が、委嘱する市長の審議会への思いは反映をされていきますか。市長も山間部に住んでおられると思いますが、その点はいかがでしょう。お聞きをいたします。

それから、2点目の公募についてであります。これは私も1人の方に用紙をもらってきて、そして勧めたわけ。その人がちょうど、たまたま応募をしたということで、公募に載っております。そういう点で私も努力をさせていただいた覚えがあるわけですが、応募数が1名少なかったことについて、住民の間に合併の手法に対する行政の不信があるのではなかろうかとも思います。しかし、もう香美市として出発しましたので、これからは隅々まで行き届く市政をつくることを考えなくてはならないと思います。市長としてどこに力点を置いて諮問をしますか、お聞きをいたします。

それと、この（議会日程の）広報、無線放送であります。これは今朝は実はしてなかったわけです。きのうはたまたま聞いて、しておりました。だから、土佐山田町も当然（放送が）ないわけであり、無線がないわけであり。物部町もないわけであり。公正という点から言えば、これは何と申しましょうか、同じように知らせることが大事であります。一つは広報なりで予定と、開かれる、一般質問なら一般質問の予定ということも考えられるのではないかと。そして、広報車でどこまで、職員も忙しいとは思いますが、ぜひそうしたこともしていただきたいと思えます。以上の点であります。

それから、市長が言われました、そのイベントなどと言われましたけれども、イベントではなしに、その出前市長室といたら、やはり行政のやることを住民から聞くと。そして反映をするということが特に大事だと思います。その点をお聞きをして、2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 久保議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

地域審議会につきましては1名の、物部町、香北町につきましては、応募数が足りなかったわけです、公募の分が。それが、合併に関してさまざまな意見のある中で、そうしたことがありはしなかつたというふうなことがあるわけでありまして、私はそうしたことはないというふうに思っております。残念ながら、1名足らざったわけでありまして、しかし、そうした中においても、地域審議会は機能していただき、そして十分に地域の諸問題、あるいはまた活性化等についてのご審議をいただきますし、また同時に市長としましてもありとあらゆる課題が出てこようかと思っております。さまざまな課題が出てこようと思っておりますので、そうしたものをそうしたときに触れ、諮問等にも出すようになろうかというふうに思っております。

それから、出前市長室につきましては、十分理解をしております。しかしながら、今のところそうした状況にはございません。現状をようやく、いわゆる把握をしております中で、地域にまだ出向いていけるような態勢、情勢に私自身がなっておらないことはお断りをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の議会開催の広報についてお答えをいたします。

まさに、その言われるように市民に向けて情報を出す部分では、公平性が担保されなければならないということは、ごもっともだと思います。ただ、おっしゃられますように、香北町にありますけれども、物部町、土佐山田町には（防災無線が）ありません。ないものは使えませんのでそこで知恵を使わにゃいかんということになろうと思っております。そういったことで、ご提案の中でその広報車も1つの例というように挙げられたかと思っておりますけれども、今の1回目にお答えをしましたように、議会日程につきましては予定でもいいからというご提案であったかと思っておりますが、時として短縮あるいは延長があるということを考えますと、前日終わって、例えば録音をしてやってその日流せるかというのはちょっと、職員の勤務体系からどうなのかというちょっと疑問は残ります。一方、午前9時開会ということもありますので、タイミング的にその流し方に非常に工夫が要ると思っておりますので、もしやるとするのであれば、どういう方法でやるか具体にもう少し決めて検討せないかんというふうに考えております。いずれにしましても、ご提案やいろいろいただきながら、できる工夫はしていかなければならないというふうに思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、最後になります。市長にまずお伺いを最後にします。

市長はふだん市長室におられると思いますが、香北町、物部町の方々は市長の存在が遠くになりました。ほとんどの方々は市長を知らない者が多いかと思いますが、香北町、物部町についても。選挙のときには皆来られて顔を合わせた方もおられますが、そうでない方はほとんど知らないと思います。そこで、現場主義を標榜しておる市長でありますので、ぜひともなるだけ地域に出かけて声を直接聞いてもらいたいと、このように思います。香北町へ来るならば、防災無線でそこで皆に知らせて来てもらうということにすれば、多く来ようかと思えます。ぜひ、私もそのときには出かけて行って、皆さんにも意見を聞きたいとこのように思っております。その点をお願いをします。

質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大変ご期待いただきながら、そうしたことに踏み切っていけないのが大変申しわけなく思っております。多くの時間をかけて、やはり支所あるいは地域の方々にお会いをすることは当然であります。私も市長室に毎日おるわけじゃございません。存外会がよけありまして、ほとんど日に3つ、4つぐらい会があるときがあります。そうした中で、なかなか地域の方に行く機会がない、支所にも行く機会が本当に少なくて、支所の皆さんにも、職員の皆さんにも申しわけなく思っておりますが、なお、ご提言、ご意見を踏まえまして、頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田でございます。通告に従いまして何点かお伺いをいたします。

まず初めにお断りをしておきます。それというのも、教育問題について、昨日の大岸議員の（質問と）ダブるところがありますので、答弁についてはダブるところは控えていただいて構いませんので、その点どうかよろしくお伺いをいたします。

最近、テレビニュースや新聞各紙によりいじめによる自殺問題が連日報道をされています。こうした中、全国の高校で学習指導要領に定められた必須科目の未履修問題が次々と明るみに出て、教育委員会や学校に対して非難の矛先が集中しています。こうした問題に対して改善策や防止に対する意見や主張がさまざまな角度から述べられています。ある人は、教師の指導力の低下を指摘したり、教育現場からの現況報告の隠ぺいを正して、さらに責任追及による是非が問われていますが、最悪の事態を招いた子どもはもう帰ってはきません。未履修問題も本来あるべき教育の本質を見失ったことで、現場の責任者である校長が自殺という選択肢を選んだことは、まことに残念でなりません。いじ

めに対するこれといった処方せんや特効薬を特定するには少なからず無理があるのではないかとと思いますが、最悪の事態だけは何としても防止しなければなりません。前回の一般質問において、本市の小・中学校においてもいじめに対する把握、確認がされているとの答弁がありましたが、こうした状況を踏まえ本市において常々教職員に対しどのような指導を行っているのか、教育委員会の考えをお伺いいたします。

次に、財団法人労働科学研究所が教職員の職場状況や健康調査をまとめたデータによると、平成17年11月、岩手県、神奈川県、大阪府、鳥取県の5府県の小・中・高教職員を対象に、学校教育に関する12項目についての質問で、2,485名からの回答を得た中、1位の97.1%、ほとんどの人が教職員の負担軽減措置のおくれを指摘しています。また、2位で95.4%の人が教育のための研究、準備期間確保の困難化を挙げています。本市において、すべて同じとは言えないまでもこうした回答結果に見られるように、教師という職業が多忙感が強く、精神面でのゆとりが乏しいため、児童・生徒にかかわる仕事、つまり教育本務への取り組みに集中できないということがうかがえるのではないのでしょうか。こうした現況を改善するためにも、教職員1人当たりの業務量削減や増員、業務の精査などの検討が必要であるこのように思います。保護者や地域住民との協働の取り組みはできているのかどうか。この現状をお伺いいたします。

そして、教育基本法の改正案にも「教員は自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」このようにあります。まことに財政の厳しい中ではありますが、教育の再生のかぎ、それは財政支援の伴った教員の応援体制が急務となるのではないか。見解をお伺いします。

次に、小学校の英語教育についてお伺いをいたします。小学校の英語教育については賛否両論あると思いますが、時代のすう勢をかんがみ、ぜひとも語学力を養うための第1歩として積極的に導入してはどうか。国際化時代にあって、情報の先取りはあらゆる分野において大変重要なポイントとなります。現在、光通信網による技術の革新で、日本はもとより世界じゅうの人々とのやりとりが安価で動画を交え可能となってまいります。ただし、実施に当たっては専門家の意見などを取り入れ、中学英語の前倒しではなく、会話を通し、歌を通し、楽しみながら聞く耳を養うことが大事ではないか。幼いときから外国語に触れ、外国語を聞く耳を鍛えはぐくむ教育が必要だと思いますが、積極的な導入、必修化に向けて取り組む考えはないかお伺いをいたします。

ともあれ、人を育てるという意味での教育は、本来学校現場だけでなく、社会全体で担うべきであろう。私たちはいま一度子どもたちの幸福という原点に立ち返り、社会のあり方を問い直す必要があるのではないだろうか。子どもは時代の縮図であり、社会の未来を映す鏡であります。その鏡が暗いやみに覆われ曇ったままでは、明るい希望の未来など到底期待できないであります。山本周五郎の長い坂にこのような一節があります。「人の一生は長いもの。一足飛びに山の頂点へ上がるのも、一步一步しっかり登っていくのも、結局は同じことになるんだ」と。「一足飛びに上がるより一步一步登る方が

途中の草木や泉やいろいろな風物を見ることができるし、それよりも一步一步を確かめてきた、そういう自信をつかむことの方が強い力になるものだ」と、教育の本質を端的にあらわし、味わい深い言葉であるように思います。ともあれ、大事なことは教師と生徒の間に溝があってはならない。子どもは先生との心の触れ合い、一体感を求めているのではないだろうか。同じ目線で対話をし、同じ土俵で4つに組み合い、どこまでも生徒を思いやる心が深ければ深いほど相手は変わる。すなわち、人間の心を動かすのは人間の心以外にはないのである。どうか、いじめがたとえなくならないとしても、いじめに負けない、いじめは絶対に許さない、そういう強い立派な子どもたちを香美市から1人でも多く輩出すべく頑張っていただきたい。子どもにとって最大の教育環境は、教員自身であることを再度訴え、教育に関する質問を終わります。

次に、地域振興支援事業についてお伺いをいたします。

前回の一般質問で、物部町の活性化推進のために必要な森林に関する質問をさせていただきました。しかし、森林問題は中・長期的なスパンで対策を立てながらの対応が求められますので、推進状況を見守っていきたいと思います。こうした中、少子高齢化が急速に進み、人口減少傾向に歯どめがかかりません。平成22年には大栃高校の廃校が決まり、卒業生を初め多くの人が寂しい思いをされているのではないかと。そこで、このたび、老人介護福祉施設が奥物部ふれあいプラザの一角に建設されるようになっています。この施設に併設して、クライミングウォールを設置し、多くの競技者や若者に来ていただき物部町の活性化につなげたい、このように思います。クライミングウォールとは、自然の岩場をまねた壁面にホールドというプラスチック製の突起をつけ、手足で登っていく競技であります。自身の体重が負荷となるため余り太った方には不向きと思いますが、ダイエットしたい方はぜひ挑戦をしてみてください。クライミングのスポーツ的な効果としては、引きつける力、押し出す力、バランス感覚の発達や、ふだん使わない全身の筋肉を使い、次のホールドに意識を集中する判断力を養います。体力向上だけでなく、精神も鍛えられるのが魅力だそうで、長崎県では高校生クライミング選手権も行われ、利用者は年々ふえているとのことでもあります。現在、全国で競技人口は2万人程度と少ないようではありますが、初級、中級、上級とあわせてつくることにより、子どもや女性も気軽に楽しめます。上級用は公式行事の施設として、国体競技用につくれば、高知山岳連盟のメンバーを初め、四国4県はもとより、全国から若者を集め、多くの人が集いますし、また消防士の訓練や機動隊の訓練用として、さらには高知工科大学生にも人気が出るのではないかと、このように思っています。ちなみに、高知県本山町の早明浦ダム手前の吉野運動公園内に四国最大級の施設が5年前にできていて、国体競技が既に行われたと聞いています。本山町教育委員会が管理運営をし、平成17年度の利用者は1,400人程度ほどと聞いております。早速私も現地を視察し感じたことは、確かに立派な施設であるが、地の利が全くなく、これ本山町の方が聞いたら怒られるかもわかりませんが、地の利がなく、競技が終わればあとどこに寄るにも行く

ところがない。その点、物部町にあっては三嶺への登山者や別府峡に行く人たちが必ず立ち寄る場所であり、ライダーズイン奥物部があり、龍河洞やアンパンマンミュージアムを初め、轟の滝に来た親子連れにも少し足を運んでいただければ楽しんでいただけます。上級用は10メートルを超える建物で、夜間はライトアップしてピーアールに努め、また将来的にはダム湖をカヌーやボートで散策できるようにすれば、また一味違った美しい物部町の景観が楽しめるのではないかと。

以上のことを踏まえ、間もなく市政合併1周年を迎えますので、節目として物部町の低迷化に歯どめをかけ活性化を図るためにも、民間の協力と行政の力を結集しながら、この施設の建設に向け取り組んではどうかお伺いをいたします。また、こうしたもの以外に活性化に向け何か計画等があれば、執行部の方のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 織田秀幸議員さんの教育問題についてお答えさせていただきます。

まず、1点目のいじめ問題についてでございますが、議員さんもおっしゃったように大岸議員さん、比与森議員さんにもお答えさせていただきました。情報交換、情報提供、指導力の向上、指導体制の整備、地域や保護者への協力要請、本人や保護者、周りの者からの心の訴えを受けとめる体制づくりなどに取り組んでおります。

また、学習指導要領の受けとめ方につきましては、先日の校長会でも卒業式のあり方も含めまして指導をしたところでございます。ご質問の中で、教職員の指導はどうしておるかというご質問がありましたので、その点を少しお答えさせていただきます。

先ほど、いじめのことで（香美市内）3校で4件のいじめの事件があったということをご報告いたしました。そのときにもその3校の取り組みに差があるわけでございます。どこからその差がきておるかといいますと校長の資質の問題、教職員間の何と言いますか、教職員集団のあり方の問題、これが大きく影響していると思っております。校長会等で校長同士がお互いにテーマ等決めまして情報交換をしたり、研修をしたりすることも大事ですし、また、るる先般も述べさせていただいたような教職員の集会の研修をすることもその1つであろうかとも思いますが、なかなかこれが難しい問題でございます。やっぱり行き着くところは教職員も人でありますから、人の問題であろうと思っております。しかし1,930人、先ほど比与森議員さんにあいまいに言いましたが、今子どもたちは小・中あわせて1,930人が学校に通っているということになっています。その子どもたちがやはり楽しくいじめのない学校生活をおくれるように、教職員への指導といえますか、私も交えまして勉強を深めてまいりたいとこのように思っております。

2点目のご質問にお答えいたします。確かに、教師は多忙であります。しかし、これも学校で格差があります。また、同じ学校でも教師によって違います。こういった多忙

な中にも、学校としてその子どもたちのために、誠心誠意、全身全霊で教育に取り組まなければならないわけですが、ご指摘のように保護者や地域住民の方には、総合的な学習の時間や生活科、あるいは本の読み聞かせ、部活動の指導などの教育活動にご協力をいただいております。しかし、これも学校や地域によって差があります。また、小学校と中学校でも違いがあります。今後は教科への入り込み等を含めまして、さらにご協力をお願いしたい。地域ぐるみ教育を進めていくことであるをお願いしたいと考えております。

また、やまびこ会、スクールフレンドなど子どもを見守る体制も整備されつつあります。こういった面でも皆さんにご指導、ご協力いただきたいですが、こうした方々は基本的にはボランティアでお願いをしております。

私たち地教委としましてどういう（教職員への）応援体制ができるかということですが、香美市教育研究所も立ち上げまして、そこにおります研究所の所長、あるいは研究生の2名等も学校へも行って応援もしております。また、教育支援センターふれんどる一むで雇っております者たちも、あそこへ来た子どもの学習や生活面の指導をしたり、また学校へ出かけて行って教員の補助的な役割をしておる者もごございます。

また、一方では文科省や高知県教育委員会からの指定を受けて研修をしたらどうかということを、私たちが進めることも大きな教職員の資質の向上に、指導力の向上につながるものだと思っています。そういう指定を受けると、高知県教育委員会や東部教育事務所、あるいは大学の先生などもお呼びしまして指導を受けることができます。また、当然財政的な援助も高知県や文科省から受けれるわけですが、こういったことに取り組む学校がさらにふえることを私は願っていますが、これも学校によって差がごございます。

次、3点目です。現在の小学校の英語活動につきましては、年間指導計画をもとにALTと連携して、大変進んだといえますか、取り組みをしておる学校も数校ごございます。しかし、ALTの派遣は中学校を中心に行っていますので、またその中学校にも十分に行っているとは言えない状況です。今後一層の英語科の充実が中学校でも求められていますので、小学校の派遣についてはニーズにこたえ切れない面があります。しかし、国際理解教育はこれからの重要な教育課題の一つであると押さえています。文科省の動向を見守りながら取り組んでいく予定です。ある学校でこの指定を受けて、市内の先鞭をつける意味で来年度はやってみないかといってある学校もあります。けれども、そこは大変研究熱心な学校で別の研究をしたいと言っていますが、どこかでこういうことができるとも思っています。それにつけましても、平成12年度であります、繁藤小学校がいきいき地球っ子とかいう指定を受けまして、英語活動の研究発表をいたしました。そのときの子どもや教師の活躍は、今も目に焼きついて離れません。繁藤小学校には今もその名残りが残っております。英語教育も国際理解教育として、ますます香美市が発展していくように、文科省によって英語活動が英語科になるかどうかはわかりませんが



取り組んでいきたい。国際理解教育の進んだ香美市でありたいなと思っております。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 織田議員のご質問にお答えします。

ご質問の中にもありましたが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設整備は、土佐山田町の事業者が建設整備することになっています。この福祉施設に併設したクライミングウォールの計画もあわせて事業者から提案がありました。保険課、物部支所が提案を事業者からお聞きしたわけですがけれども、福祉施設は奥物部ふれあいプラザの駐車場をつぶして建てるものでありますし、提案のあったクライミングウォールを併設してつくとするとますます駐車スペースがなくなるということで、併設での建設はお断りしたという経緯があります。クライミングウォールを設置することに反対するものではありません。福祉施設に併設してというご質問でしたので、保険課からお答えをさせていただきました。駐車場の確保については、平地の少ない物部町でありますので、重要なスペースとして先日の議会でもご質問、ご心配を受けていますので、福祉施設に併設してということにはなかなか困難だと考えております。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） ただいまは教育長より再三にわたって同等の答弁いう形で、本当に詳しくまた説明していただきましてありがとうございます。私もその英語教育、小学校の。これは本当に小さいころから耳を養うといえますか、そういうことで日本人は中学校、高校、そしてまた一部の方は大学と英語の勉強をしていきますが、なかなかこの会話、コミュニケーション、そういった面では世界じゅうの先進国いうんか、そういうところから比べてもかなりおくれて、読んだり書いたりということはできても、なかなか対等にコミュニケーションがとれないという、そういうやっぱりその、これは教育本来のやり方いうんですか、そういうものにも影響が多分にあるのではないかと思いますし、そして、きのうかおととの伊吹文部科学大臣の話の中でも、小学校の英語教育については否定的いうんですかね、そういうことを言われておりました。なぜならばということで、今の子どもにはやはり日本のすばらしい文化、また歴史等をまずはしっかりと教えなければならぬと、そういったような話をされておりましたが、私は外国語を修学することによって、さらにまた日本語のすばらしさもまた習得できるのではないかと、そんな思いから（英語教育を）ぜひとも推進していただきたいと、そのように思っております。この教育問題については、もうご答弁要りませんので、ありがとうございます。また、昨日は教育長も10年先云々という話がありましたけど、今後ずっと教育行政の監視役として、いつまでもまた見守っていただきたいと思っておりますし、また、我々もいろんな角度から勉強を教えてくださいようにする、そういうことで教育長は今後も一生懸命頑張ってくださいたいと思っておりますので、その点よろしく願いをいたします。

問題のクライミングウォールの件です。これは答弁者が保険課長になっておるとい

ことで、何でだろうという、そういう私は思いがありました。介護施設とは全く離れた問題で答弁をお願いしたかったわけです。それというのも、これはあのクライミングウォールだけを独自に建設するとなったら、ハコ物をつくらないといけないとか、かなり莫大な、まあ言うたら予算が要るようになってきます。そして、先ほど来言うたように、本当に今の物部町の少子高齢化の減少人口の推移する中で、活性化の大きな1つの目玉ではないかと、そういう観点からぜひとも推進をとということで、また執行部の方からの今後のそういった施設についての考え方等も何か返事がなかったわけなんですけど、どうか、これは財政がない、財源がないということで、もう朝からずっと耳にたこが出るばあずっと聞いていってございまして、しかし、観光行政、すなわちいかにして人に足を運んでいただいでいくか、そこによって活性化も大きく生まれてくる、そういう基盤ができるんではないかと思えます。高知県本山町のそうした施設、立派な施設ですけど本当に三嶺への登山者、かなりのお客さんもおるようにもうかがっております。みんながあそこを通るわけなんです。どうかそういうことで、高知県からの支援もいただきながら、また民間も一生懸命努力をしながら、また、香美市の行政としても本当に真摯にこのことについては考えていただきたいと、そんなに思いますが行政、執行部の考えをお聞きいたします。

○議長（中澤愛水君） 休憩とろうか？かまん？

市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員の地域振興支援事業のクライミングウォールについての、執行部としての考えということでございます。

先ほどは老人福祉施設に併設をしてというふうなとらまえ方の中で、保険課としての立場の中での答弁であったわけでありましたが、クライミングウォールにつきましては私も何かお話を聞いたこともございます。たしか嶺北の高校にもありはしなかったかと思えますが、今本山町の方にあるということでして、今は閑古鳥が鳴きゆうというふうなお話でございました。確かにクライミングウォールが特殊なものでありますので、これに対してどれぐらいの、いわゆるファンがいるかなということもあろうかと思えます。これが本当に好きな方は、多少遠うても行くろうというふうに思えます。本山町が閑古鳥が鳴くゆうということは余り人気がないのかなというふうな思いもいたしますし、なおそうしたことも十分把握をして、経費を要することには取りかからないかんと思えますので、そういう面はまた調査もするべきことはせないかんとというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田です。

3回目最後の質問ですが、今市長から話をいただきました。本山町かどこか閑古鳥の、そういう言葉も出ましたけど、現時点で執行部サイド、こうしたものをつくりたいとかそういうあれは答えていただいでおりませんが、その点は最後にお伺いしますがどうでしょうか。

- 議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。
- 市長（門脇槇夫君） これに見合うようなほかの事業といたしましょうか、そうしたものににつきましては、計画は今のところございません。
- 議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。
- 次に、8番、小松紀夫君。
- 8番（小松紀夫君） 8番、小松でございます。通告に沿いまして一般質問をいたします。

まずは、高齢者介護保険の制度改正等に伴う一般高齢者への対策についてお伺いをいたします。

一般高齢者への福祉対策につきましては、旧3町村におきまして通所サービスや運動教室などさまざまなサービスが実施をされていきました。しかし、平成18年3月、突然の国の方針転換によりましてこれらのサービスが廃止をされたところでございます。廃止をされた時期がちょうど本市の合併の時期と重なったため、合併によってサービスが廃止をされたと勘違いをされている住民の方もいまだにおられるようでございますが、これらのサービスは、一般高齢者の皆さんにとって適度な運動や介護予防の知識を取得することだけではなく、利用者同士、高齢者の方同士の交流や生きがいくりの場として重要な位置を占めていたところでございます。それだけに、サービスを利用しておりました多くの一般の高齢者からは、寂しさや怒りにも似た声を耳にしたものでございました。また、そのよう声とともに、それにかわる何らかの交流の場を求める声もあちこちで耳にするところでございます。このことに対応するため、現在、介護予防事業として地域支援事業が行われているところでございますが、その中の特定高齢者運動教室、また一般高齢者に対するポピュレーション事業として実施をされております介護予防知識の普及啓発、そして住民活動支援、これにつきまして各種事業への住民の参加状況をお伺いをいたします。

また、地域活動支援は社会福祉協議会に委託をし、この平成18年度につきましては土佐山田町の繁藤地区、香長地区、明治地区、また香北町の永野地区、物部町の大柘地区におきまして実施をされているということでございますけれども、この地域活動支援という事業の重点目標であります、これは交流の場づくりとボランティア育成ということが重点目標でございますけれども、その現状をお伺いをいたします。

また、質問の前段でも申し上げましたように、この制度改正以前に各種サービスを利用しておられました一般の高齢者の方から、やはり早急に新たな交流の場を求めると、そういう声が上がっております。制度改正以前に、この実施をされていたサービスがもう廃止をされてからもう既に8カ月余りが経過をしておるところでございますが、この一般高齢者への福祉対策につきましては、さらなる推進が早急に必要とそういうふうにかえまして、今後の見通しをお伺いをいたします。

続きまして、民間各種団体への補助金交付についてお伺いをいたします。

補助金交付対象の民間団体は、多種多様であることと思います。中には本市のこの行政の一端を担うような活動をされている団体も多数あると思います。これらの各種団体は、市からの補助金、また自己資金などをもとにしまして、予算の計画を立て、そして1年間の事業実施計画を立てて活動をしていることはご承知のとおりでございます。その民間の各種団体の一部の関係者の方から、「補助金の交付が遅いと、どうしてか」と、そのような声を耳にしたところでございます。例えば例を挙げますと、スポーツ少年団連絡協議会補助金、これにつきましては現在旧3町村ごとにごございますスポーツ少年団連絡協議会、ここにそれぞれ交付をされ、その協議会に所属をしているスポーツ少年団の各部にそこから配分をされると、そういうものでございますけれども、現時点でこれは香北町の方のスポーツ少年団連絡協議会ですけれども、まだ交付はされておられません。今既に12月でございますので、平成18年度も残り3カ月余りと、そういう現時点で団体の活動の原資といえますか、もとになりますこの補助金が交付をされていないというわけでございます。もちろん当初予算には計上をされております。また、老人クラブ活動補助金、この補助金につきましては社会福祉協議会を通じて交付をされている補助金でございますが、4月から5月にかけて交付金交付の申請書を提出をし、再三にわたる請求にもかかわらず9月になってようやく交付をされたということになっておりますが、なぜ申請の後に交付をされるまでにこのように何カ月もかかるのか、そのような疑問があるわけでございます。さらに、福祉ボランティア協議会補助金、この補助金につきましても社会福祉協議会を通じて交付をされている補助金でございますが、補助金交付の申請書類がこの団体に送付をされたのが、年度も半分が過ぎた9月になってからということでございます。その後速やかに申請書類を提出をしたにもかかわらず、自分が確認をいたしました11月下旬の時点ではまだ交付をされておりました。この補助金についても再三にわたる請求を行ったということでございます。以上、自分が知り得た、また確認をした範囲の3件の例を挙げましたけれども、いずれの団体も、この団体の長や会計責任者の方が大なり小なり活動資金の立てかえをして事業を実施をしていると、そういう状況がございます。また、総じて行政に対する不満も口にしておるところでございます。

そこで、当初予算に計上されております民間各種団体への補助金の合計額と、現在までに執行された補助金の合計額、これをお伺いをいたします。また、この補助金は民間各種団体のこの円滑な活動のために、年度のなるだけ早い時期に交付をすることが必要であり、本来の姿だと、そういうふうに考えますけれども、このように交付時期が遅い補助金とか、まだいまだに交付をされていない補助金について、なぜそのように遅くなったのかという、そういう理由をお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 小松議員のご質問にお答えいたします。介護保険の制度

改正に伴う事業についてお答えをします。

まず1点目の、各種事業への住民の参加事業ですが、保険課がもとになって行っております事業が3つありまして、高齢者の運動教室が1つ、それから一般高齢者に対してが2つ、社会福祉協議会と健康づくり推進課とが行っております、それが2つ、合計3つありますが、まず、特定高齢者への運動教室の事業ですが、これは現在まで4教室実施しております、特定高齢者の該当者11名中参加者は8名です（後に「国基準の特定高齢者の候補者は52名で、そのうちに特定高齢者と決定をしたのが11名で参加者が8名である。」と訂正あり）。この国基準以外に高知県の示した基準に沿った参加者11名と、市が独自に設定した基準での18名を加えて4教室合計37名です。それから、社会福祉協議会を中心とした高齢者の交流の場づくり事業については、今年度は5地区、6カ所で現在実施中で、それぞれ1回の平均参加者数は、（物部町）大柵地区15人、（香北町）永野地区20人、（土佐山田町）明治地区15人、香長地区20人、繁藤地区は2つに分かれておりますが、繁藤上地区が7人、繁藤下地区が15人です。健康づくり推進課が市内3カ所でモデル事業として実施をしている運動の集い事業は、それぞれ1回の平均参加者数は、（土佐山田町）片地地区が16人、（香北町）葦生野地区が15人、（物部町）神池地区が10人です。

次に、住民活動支援における交流の場づくりとボランティア育成の現状についてですが、交流の場づくり事業は、住民同士の支え合い、ボランティア活動に支えられて実施中ですが、ボランティア組織の育成や支援についての検討は進んでいません。今年度当初考えていたボランティア講座など、まだ実施できていません。現在は、昨年まで行われていたアクティビティ事業や井戸端会議、認定サービス事業など旧町村の保健福祉事業で培われてきた住民の皆さんのつながりや、活動意欲に支えていただきながら事業を進めています。ボランティアの育成については、現在あるボランティア団体や組織の皆さんのご協力をいただきながら今後進めていきたいと考えていますので、どうかご協力をよろしくお願いします。

次に、一般高齢者対策の今後の見通しはというご質問ですが、住民の方から交流の場を求める声が上がっているということはいずれのことでありまして、大変ありがたいことでもあります。現在は、さきにお答えしたとおり交流の場づくり事業は市内5地区、6カ所で社会福祉協議会に委託して実施しています。また、市内3カ所で運動普及と住民活動支援のモデル事業を健康づくり推進課で実施しています。これらの事業は、来年度も地区を変えて拡大して実施予定です。ほかに住民の皆さんが近くの集会所や隣近所同士、知り合い同士などで個人の自宅などに集まって運動や交流を行いたいなどの希望があれば、一定期間運動指導に保健師などが出ていくことや、運動を行うためのCDなどの貸し出しについて行っていきたいと考えています。また、地区の集会所や公民館へ出て行っの、出前での啓発活動も随時行っていきたいと考えています。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 小松議員さんの民間各種団体への補助金の交付につきまして、財政課から個々の事例ではなくて、全般的な概要につきましてまずお答えをさせていただきます。

まず、予算に計上しております補助金の合計額及び執行額でございますけれども、現在の電算のシステムでは集計できませんので、手作業で個々に集計すると、こういうことをしないと集計ができないという状況でありますので、きょうの時点では集計をようしませんでしたのでご容赦いただきたいと思います。また、補助金の交付に関しましては、「香美市補助金の交付に関する規則」という規則がございます、これは個々の補助金、それぞれの補助金ごとに規則をつくっている部分についてはその補助金要綱に従って補助金が交付されます。それで、特別に補助金交付要綱をつくっていない部分については、この「香美市補助金の交付に関する規則」、これを使って補助金は交付しておりますけれども、その中の第12条で条件を整えば、補助金の前払いをすることができるようになっております。そういう取り扱いができるような規定をつくっておりますので、小松議員さんのご指摘のあったように、例えば新年度になって、4月になって即条件を整えて実績とか事業計画とかを添えて申請をいただきましたら、原則的には速やかに補助金は前払いとしてお支払いできる、こういう体制は規則上はできております。あとは、それぞれ補助金を管轄している担当課がございますので、担当課の中でのチェックとか、執行体制等によってスムーズな運用ができてないところが、ご指摘の中ではあったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 小松議員の質問にお答えをいたします。

具体的にご指摘がありました団体を所管しております福祉事務所としまして、大変深刻に受けとめております。今も説明がありましたように、団体補助金につきましては、書類が整い次第速やかに事務を執行するのが、これは当然だというふうに思っております。団体補助金につきましては、活動を保証する資金でありますから、適切に支払いが行われるべきでありますし、とりわけ福祉団体の補助金に、団体につきましては、その活動は行政と密着した重要な役割を果たしていただいておりますことから、その活動を妨げるような行政事務があってはならないというふうに考えております。そのおくれた理由について具体的に明らかにせよと、こういうお話ございました。老人クラブにつきましては、言われるように新年度から請求がございまして、支払いをするようにということで私の方にも問い合わせがございまして、支払いを直ちにするようにということでありましたけれども、大変複雑だということがありました。補助金の内容が複雑だと、健康づくりですとか、一般補助とかいうふうなものにあわさって出す必要があるということで、そうした申請書も必要だということでありました。したがって、老人クラブにつきましては補助金の交付要綱を作成して、申請がしやすいようにして出すようにと、

こういうふうに指示をしたわけでありまして、6月に至ってもそれが、事務ができていないということで、私の方で7月に要綱をつくりましてこれを交付させまして、申請を受けてその後9月8日に支払い、2回目の支払いを9月22日にやったというふうな経過がございます。ボランティア協議会につきましては、これ2団体が含まれた補助金で、社会福祉協議会を通じてやるわけでありまして、そうした補助金の内容でありましたけれども、2団体からのそれぞれの請求をというか、統一してやるのかというふうなことを十分係が理解ができていなかったということでありましたが、この係につきましては合併前から担当しておりまして、合併経過ですとか予算編成に携わってきておりましたので、当然このことは理解ができておるというふうに考えておったわけでありまして、実際は十分に理解ができてなかったとこういうふうなことであります。その後、11月2日に請求書をいただいたわけでありまして、11月13日には支払いができるということで関係の決裁をおろしていたわけでありまして、収入役に一部指示がされたということでこの書類をそのまま机に入れたという状態が続いておまして、今月の8日になって支払いがなされたというふうな事態になっております。本件につきましては、新市となって補助金の交付が手間取ったとか、あるいは団体への周知がいくるとか、あるいはその予算構成の内容が複雑だったとかということがございますけれども、これは基本的には事務執行に重大な欠陥があったためでありまして、関係者に結果大変ご迷惑をおかけすることになりました。ここで改めておわびを申し上げ、今後におきましては責任ある行政事務執行に努めてまいるようにいたします。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。2回目の質問をさせていただきます。

まず、介護保険制度の改正に伴う対策の関係でございますけれども、その中で介護予防事業の中の、まず特定高齢者運動教室への参加状況ですけれども、合計で37名ということでございますが、この香美市全域の高齢化率等を考えまして、この特定高齢者のハイリスクと言われる方、参加が37名というのはちょっと意外に少ないというふうな印象を持ったわけでございますが、この特定高齢者運動教室に参加するためには、この介護予防検診を受診をしましてその対象候補者になった後に、特定高齢者の選定会議を経て選定をされるということになっているんですけれども、最終的に運動教室の参加者37名ということでございますが、そしたらその介護予防検診の受診の対象者、それから受診者数、そして、その中でその介護予防事業対象候補者となった方は何名ほどおられるのでしょうか。そして、この介護予防検診と特定高齢者の選定会議の内容をお伺いをいたします。

ポピュレーション事業としまして、今モデル地区をつくって行っている介護予防知識の普及啓発、これは健康づくり推進課が行っているということでございますが、そして住民活動支援、これは社協に委託ということをお聞きしました。このポピュレーション事業、2つ事業に分かれているわけでございますけれども、この2つの事業は密接な関

連があると思います。2つの事業をあわせて一体になると、新たな交流の場、そして介護予防の場をつくっていく、そういうふうな取り組みであると思いますので、できれば一つの事業として一体になって取り組んだ方が合理的でより成果が上がるのではないかと、そういうふうに自分は考えますけれどもご見解をお伺いいたします。

そして、住民活動支援におけるこの交流の場づくりと、ボランティアの育成の現状は進んでないというご答弁でございますけれども、ここができればその制度改正前に行われていた一般高齢者等の生きがいの場、そういうものはこれがないとつukれない、そういうふうに思いますが、この住民活動支援、中身はボランティアの育成とそして交流の場づくりと、この2つを目標として行われていると聞いておりますけれども、進んでないということなので余り聞きようがないんですが、この2つの目標、現在はこの2つを同時進行でこの事業を進めていると、ボランティア育成と交流の場づくり、同時進行で進めていると思いますけれども、私が思うのにはこの2つの目標のうちやはりボランティア育成の方を優先をいたしまして、今も既存のボランティア組織が幾つかあるということをおっしゃっていただきましたけれども、各地域にこのボランティア育成の方を優先してどんどん進めていただきまして、そして一定のこのボランティアさんが集まって成果が上がった後に、そのボランティアさんの力をお借りをして交流の場づくりを進めると、そういうふうな手順の方が近道ではないかというふうに考えますけれども、ご答弁をお願いいたします。

そして、この新たな交流の場づくりの今後の見通しというところでございますけれども、来年度もモデル地区を変えて実施をしていこうと、していくと、それからその他の地域での活動でも支援をしたり、出前で行ったりしていくと、そういうふうなご答弁でしたが、この新たな交流の場づくりの推進に対しましては、非常に待ち望んでいると、一般高齢者がですね。これ市内全域におられるわけでございますので、これは地域包括支援センターの強化も必要だと思います。強化とともに今以上にこのアクセルを踏み込んで、スピード感を持った取り組みを重ねて要望するところでございます。ただ、その中でですが、この地域によってですけども特にこの過疎化、高齢化が進んだ山間地域、こういうところの集落ではなかなかその地域の住民力と申しますか、住民力が低下をしております。そういう地域ではなかなか集落単位でボランティア育成、また交流の場づくりというのはなかなか困難ではないかと言わざるを得ないと、こういうふうに考えるところでございます。そういうような意味で、このポピュレーション事業、非常に重要な事業でございますけれども、そのような過疎化、高齢化の進んだ山間地域には若干なじまない部分があるんじゃないかというふうにも考えます。ご見解をお伺いいたします。

また、民間の各種団体への補助金交付につきましては、そうですね、財政課長さんから規則によって交付をしていると、「第12条に前払いの制度もありますので、書式が整わなくてもその前払いの制度を使った」というふうなお話がありましたけれども、



この第12条の前払いの制度は多分だれも知らないんじゃないかと思いますが、各種団体の方は。行政の方から交付の申請をしてくださいときて初めて申請して、あとはくるのを待っていると、そういうふうな状況だと思います。もし、こういう規則があつて、適用ができるのであれば、やはりそういう各種団体の長なり会計責任者の方にお知らせをしておけば、まだお話はわかるというふうに思いますがどうでしょうか。

後ですね、3つの例を挙げまして、そのうちの1つの例につきまして福祉事務所長からのご答弁がございましたですけれども、そういうことで、いろんな理由があつたわけですけれども、来年度以降やはりこういう補助金等交付をする、そういう事務作業につきましてはやはり年度当初、精いっぱい早い時期に迅速に行っていただきたい、そういうふうに申し上げておきまして2回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 小松議員の2回目のご質問の中で、介護予防検診の実施対象者数、受診者数のお尋ねがございましたので、私の方からお答えさせていただきますと思います。

平成18年度介護予防検診の受診対象者数としては、5,137人ととらえております。それに対して受診者数、65歳以上の受診者数が1,932人、受診率にいたしますと37.61%ということでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 小松議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、特定高齢者の選定方法の関係ですけれども、先ほど健康づくり推進課から答弁がありましたように、基本健診を実施していることがまず必要でして、その人の中から、検診結果から該当になるという方が結果からあらわれてきます。その方が、先ほどお答えをさせていただきましたが、該当者は11名です。4教室中の合計で11名です。そして、この11名の、これは候補者になるわけですけれども、この候補者の方へ直接訪問をしまして、本人の状況を確認をして、それで健康づくり推進課と保険課の地域包括支援センターの職員とで運動教室に参加をして、改善が得られるものだろうかという状況の検討を行いまして、それと本人からの参加の承諾ということがあつて、最終的に参加者は8名ということでした。今回、平成18年度が初年度の事業でして、手探り状態、試行錯誤の状態を進めてきましたので、こんなに保険課としても少ない参加者になるということは予想してなかったわけです、平成19年度に向けて現在検討をしている、どんなにしたらいいのかということで検討をしているところです。

交流の場づくりの事業についてと、ボランティアの育成の関係ですけれども、お答えをさせていただきましたようにボランティアの育成というのができないんですが、まず、育成をするよりも多くの人に活動にかかわっていただいて、それから養成をしていくという、そういったことで進めていきたいと考えております。育成、養成については参加をしていただければ進んでいきますので、まず多くの人に参加をしていただいて、

そこからボランティアの育成、養成というようにさせていただきたいと思います。小松議員さんがボランティア協議会の、旧香北町の会長さんということですのでけれども、私もボランティアの組織というものをよく知りませんので、また教えていただきながら、育成、養成に平成19年度以降努めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それと、(人口の)少ない集落での事業が適切なものかどうかというご質問だったと思うんですけども、小さな集落であってもそういった人たちを切り捨てるのではなくて、隣近所同士で集まっていたら、公民館でなくてもいいですし、自宅でもできるような運動、軽スポーツとか、軽い運動とかいうものがありますので、何人かで集まれるようなスペースがあって定期的に事業が行えるのであれば、そういったことも重要ではないかと思うので、できるところからやっていただきたいと、住民の方にはできるところからやっていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 小松議員さんのご質問にお答えします。

団体育成（補助金交付）につきましては、各担当課が要綱とか規則にのっとって個別に対応しております。活動内容だけではなくて、これからは補助金の交付事務、手続き等、事務的な手続きなんかについても今後さらに詳しく団体の方と協議しながら周知していくように、担当課に周知するようにしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 小松議員の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。お聞き苦しいかもしれませんがご容赦のほどよろしくお願いいたします。通告に従い順次質問いたします。

まず最初に、新市での生活保護行政について伺います。

全国的には生活保護による生活の確保と公的サポートが不足していたことで、悲惨な事件等が続出していることは、マスコミ等でも取り上げられ皆さんもご承知のことと思います。ここで一つ一つの事件等を取り上げるわけにはいきませんが、国が進める方向は暴力団員の（生活保護費）不正受給事件をきっかけとした生活保護の適正実施の推進について、いわゆる123号通知以来、まともな申請に対する抑制、利用者への締めつけを強化する方向を示したわけであります。しかし、窓口対応の問題や、受給後の人権侵害や、生活保護法から逸脱した行為は、各自治体の質の問題でもあり、だれのための

行政が行われているかを如実に物語っているのであり、もちろん香美市においては、制度本来の機能を発揮させるため、また、有効な自立支援を進めるために奮闘されていることと思うところであります。福祉事務所設置から10カ月余り、ケースワーカー等も研修や経験等も積み一定の落ちつきも見えてきたとも思えますが、一方、風土や地域性等からくる問題点多岐にわたり出てきたのではと感じるところです。さまざまな角度からお尋ねいたします。

1点目に、国民生活の水準が下落すれば、それに伴って生活保護費も下落するというナショナルミニマムが2003年、2004年と実施されました。このこと自体もセーフティネットである生活保護費が一般世帯の動向による相対的なものであると考えられたわけで、疑問の残るものであります。その後、改革と称して母子加算、高齢加算が段階的に廃止されることが決まり、制度の根幹を改編した点、特に香美市では高齢層も多く、生活保護受給者の生活に与える影響は大きいと考えますが、見解を伺います。私は、加算というものは定額ではなくても、少なくとも生活保護受給者のニーズに応じた金額の設定があつてしかるべきと考えるところです。

2点目に、2006年度予算で国は改革の第2弾として、(生活保護費の)国庫負担割合4分の3の引き下げを打ち出しました。さすがに一方的な財政負担の転嫁に地方からはナショナルミニマムについての国の責任を放棄するものだとして強い批判を呼び、抗議の動きとして厚生労働省への生活保護統計の報告を幾つかの政令市が差しとめる事態にまで発展し、国庫負担を引き下げるのであれば、生活保護行政を国に返上するという声まで上がりました。こうした地方の反対の声もあり国庫負担割合引き下げは見送られましたが、国と地方代表の間で生活保護の縮小へ向けて検討、努力することが確認されました。厚生労働省からすれば、即効的な手段は見送ったかわりに長期的な削減の担保を手に入れたこととなります。自治体側への生活保護縮小に対しての間接的圧力となり得ているのではないのでしょうか。この点に関しての見解を伺うものです。

3点目に、厚生労働省は平成18年3月30日に生活保護行政を適正に運営するための手引きを出しました。これは改革の焦点が生活保護の実施機関である福祉事務所に移ったからであり、福祉事務所レベルでの改革の徹底を図ろうというものです。申請時の調査の徹底、関係機関との連携強化、暴力団や年金担保貸付者への厳しい対応などですが、これまでのさまざまな事件や問題が生じてきた生活保護引き締め適正化を踏襲した内容であります。この手引きは法的拘束力のない事務処理基準、自立的援助ですが、あたかも業務マニュアルのように押しつけてくることには、地方分権という視点からしても問題であると考えます。本市において手引きの取り扱いはどのような視点でなされているのかお尋ねいたします。

4点目に、3月2日に開かれた生活保護関係全国係長会議では、もとホームレスと居宅生活支援プログラムは、多重債務者等対策プログラムが提案され、でき上がったと聞いております。多重債務者等対策プログラムでは、多重債務者であつて債務整理が終わ

っていない者や、金銭管理能力に問題があり借金を繰り返す者に対して、1、法律補助協会、無料法律相談等の活用による早期債務整理の相談、助言。2、金銭管理能力の習得のための家計簿記帳の指導。3、ギャンブル依存症等精神的な問題が借金の原因である場合には、保健所等を通じて精神科、デイケア、当事者グループが実施するグループカウンセリング等の紹介を受け、参加させる等の支援例が出されておりますが、本市での取り組み、活用状況、また実態を伺います。

5点目に、高知県の中央東福祉事務所のときからもよく言われてきたことですが、香美市福祉事務所にも引き継がれている65歳前後による年齢によるさび分け、結構厳しい部分があります。実態はどうなのか。また、年代別に被保護世帯数をお尋ねします。あわせて、被保護母子世帯数を伺います。

6点目に、本来福祉事務所は申請があれば無条件に受け付ける義務があります。しかし、窓口対応において追い返すようなやり方をしているところが少なくありません。本市はどうでしょう。厚生労働省も福祉事務所に対して2003年3月の厚生労働省社会援護局関係主幹係長会議において、「申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎まれない」と強調しています。この立場に立っているか伺います。生活保護は、働いているかどうかにかかわらず、生活に困窮したとき要件に合っていれば受けられます。厳しい雇用情勢のもとで働きたくても働けない人、働いても極めて低賃金の方たくさんおられます。「稼働能力があると認められる場合でも、その人が稼働能力を活用する意思があり努力したにもかかわらず、実際に就労できない場合、稼働能力の不活用に当てはまらない」との裁決も出ております。就労指導の名のもと就労の強要がなされていないか、本市において被保護者の実態に即したものとなっているのかお尋ねいたします。

7点目に、資産に係る部分で、居住用の持ち家の場合、その価値が500万円以上であればそれを担保に保護費を貸し出すという発想、いわゆるリバースモーゲージ制度が国において検討されており、また、過日の高知新聞にその記事が載っておりました。その制度が来年度から実施ということで載っておるわけですが、福祉事務所として実際問題短期間で対応できるのか。また、香美市の現状に当てはめた場合、対象の被保護世帯数はどの程度と予測されているのかお尋ねします。

8点目に、同じく資産に係る部分で、自動車の保有について伺います。「障害者の通勤、通院、通所及び通学等とあわせて、山間へき地など地理的条件、気象条件が悪い地域に居住する者には、車の処分価値が小さい場合は保有を認めて構わない」と厚生労働省も指摘しております。本市の実態はどうなのか。また、先ほど述べた観点で対応されているかお尋ねいたします。

9点目に、法の趣旨にのっとった自立支援を進めていくとなれば、広域にわたる被保護者を指導、援助していけるのか。ケースワーカーが不足していると感じるところです。国の動きが厳しくも、住民の困窮度が増している以上、被保護人数はふえていかざるを

得ません。ケースワーカー1人当たりの被保護人数の推移と、基準から言えばどうなのか。また、ケースワーカーの増員の予定を伺います。あわせて、高知県からの派遣指導は今後どうなっていくのか。1年では足りないとも感じますが、ご所見を伺います。

生活保護行政の最後ですが、現在のケースワーカーの方々、研修等を含めて1年まるまったというところでしょうか。個人情報絡みの点や、守秘義務を守る点等は徹底されているとは思いますが、被保護者に対しての人権を尊重していく点や、法の運用面の解釈等、知識と経験が伴って被保護者との信頼関係も成熟し、逆に言えば不正をも許さない結果が得られていくと信じるところです。その知識習得の研修等はいかになされているかお尋ねいたします。

続きまして、小規模工事等契約希望者登録制度についてお尋ねいたします。

本制度の要綱が整備されまして広報でお知らせがありました。中小零細な業者の中では、一步前進と評価をする声も幾つかありました。しかし、制度自体を知らない業者の方々もたくさんおられた現状があります。この間の対話の中で、申請まで至らなかった理由を挙げてみます。申請したいけどという方々では、「税金が払えてないので」と本音で語ってくれた方。「該当する業種がない」。「以前にちょっとした仕事をさせてもらったけど、もうちょっと簡素な手続きでいかんろうか」。また、「担当にいろいろ言われた」。「1人でやりゆうき、仕事が入っても対応をようせざったら悪いので」等々です。申請しないという方では、圧倒的に高齢と面倒なという声がありました。まだまだこれから次第で発展すると私は確信するところですが、現在の登録業者数と業種別については結構です。

2点目に、発注した業務の内容、件数及び金額について具体的に伺います。

平成18年11月21日付高知新聞で、「香美市、滞納金徴収に本腰」の記事中、ある課長談で「払ってもらえる環境づくりが大事」と、「行政による積極的な支援策の必要性を強調する」と述べられており、具体的に本制度の活用にて滞納問題に活路を見出す点、業者の要求とも少なからず一致すると考えるところです。ここで確認させていただきたいのは、市長の見解と理解してよいのか、その点伺います。記事になるということは、一定中身も検討されていると思います。例えば支払い金額の1割を滞納分に充ててもらおうとか、その点答弁よろしくお願ひします。

私は、常々市発注公共工事は市内業者完結型がベストであると申してまいりました。もちろん地域経済への波及効果が最大限働くという点からであります。しかし、技術面やその他要因からなかなかそうはならないのも一定は理解しております。本制度を充実させる一方で、入札参加資格を持つさまざまなランクの業者が、現在大手に依存している大規模工事にも金額的に数%であっても（入札に）参加させていくという方向性を探れないか見解を伺います。

続きまして、不当要求行為への対応、対策についてお伺ひします。

不当要求行為については、この間事件という形で記事にもなったりしたわけですが、

現市長の毅然とした姿勢もあり、現在のところ落ちついているようにも見えるところで。私は、このことを考えるときに、特に旧土佐山田町時代の過去に一般に言う「特定市民」を生み出す背景があったのではないかと考えるわけであります。この点を深く掘り下げての質問ではありませんが、昨今の世情等から見ると、行政の一環した対応が基本になれば新たな特定市民を生む可能性がある点、まず申し上げておきたいと思えます。

そこで伺います。香美市となって不当要求行為対策要綱及びマニュアルは引き継がれているのか。また、引き継がれているのであれば、職員に徹底されているのか。あわせて研修等を実施されているのか、その点についてお尋ねいたします。不当要求行為対策要綱の第2条(3)に「威圧的、粗野または乱暴な言動により、恐怖または著しい嫌悪の情を抱かせるなどして、正常な職務の執行または執務環境の秩序、維持を妨げる行為が不当要求行為」として挙げられております。私は、この時点で要綱やマニュアルに沿った対応がなされておれば、不当な権利要求や暴力、脅迫行為にエスカレートはしていないと考えます。また、第4条に「不当要求行為が発生、もしくはおそれがあると認められたとき、速やかに所属長に報告、そして所属長が処理経過報告をする」ようにうたわれております。香美市となって不当要求行為に当たるケースの件数、また対応事例があれば答弁よろしくお願ひいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員の生活保護行政に関してのお尋ねについてお答えをいたします。

初めに、加算に関する段階削減、廃止についてでございますけれども、国の方ではこの加算につきましては、国民調査をした結果からと、こういうふうな説明がっております。例えば、母子加算につきましては、生活保護でない一般の母子世帯と比較して、生活保護の母子世帯が消費支出において5万円ほど高いと、こういうふうなことが言われております。それが今回削減の理由と思えます。また、高齢加算につきましては今年から廃止ということになったわけですが、これまで段階的に下げてまいりまして。その理由は60代に比べて70代の消費が低いと。70代の方が高いわけではない。60代の方に比べて低いと、こういうふうなことから見直しが必要ということになっております。したがって、この見直し自体は否定されるものでもございませぬし、当然新しく加えなきゃいけない加算があれば当然加算をしなければならぬということも反面言えるわけですので。ただ、この削減が続きますと廃止となるという中で、実際にはその高齢の被保護者からはため息が聞こえてきているのは、現場の率直なところでございます。

2番目の国と地方の代表の生保の縮小を検討することについての、確認についての見解というお尋ねでございましたけれども、そもそも生活保護制度は全国単一の制度でございますし、全国一律の基準により行う給付金の支給に関する事務であることから、第

1号法定受託事務として国が責任を持って制度設計を行うべきあるというふうに考えます。ただし、地方分権の視点からは制度設計の過程に地方の意見を受け入れる仕組みは、これは入れなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えています。

3番目の、手引きの取り扱いに関して見解を求められたわけでありましてけれども、手引きは極めて基本的な事項、議員の方からは非常に厳しい取り扱いを求めた内容になってるんじゃないかというお話でしたけれども、基本的な事項を確認するものだというふうに理解をしております、生活保護行政を適正に執行するための手引きであるということで、一部ご紹介がありましたように暴力団対策でありますとか、不正受給に対する対応、稼働能力者への指導、そして困難ケースは、例えば組織的に対応しなきゃいけないんじゃないかというふうなことが具体的に示されておりますので、福祉事務所としては非常に参考になっておるところでございます。

4番目の多重債務者対策プログラム等、本市の状況はどうなっておるかということでございますけれども、これがもとになっております、いわゆる3月の生活保護関係全国係長会議の資料でございますけれども、ここの主題となった内容は現在問題になっております年金を担保する生活保護者というところについての議論であります。その生活保護者の担保に関しては、生活を著しく困窮させているという事実から対応が求められておるわけで、生活保護受給中の者にあつては担保による借入れを制限をします。過去に担保したものであつて再度担保をしようとして申請した場合には、これを適用しないと、もうそういうふうなことであります。この多重債務者につきましては、こうした担保をされる方のもとになっておるものに多重債務者があるんだということで、その部分についてはどうするんだということがありまして、その参考例としてそうしたプログラムが一部議員が説明をされたような内容で紹介をされておるということでございます。議員の方はさきの議会でも質問の中でありましたように、提案もございましたように、そうした多重債務者対策の行政的対応を求められておるわけですがけれども、国としてはそういうプログラムがあるよと、こういうふうな紹介であります。

次に、5番目の本市の年代別、あるいは母子家庭の生活保護世帯の数をということでございますけれども、20代が1、30代が8、40代が17、50代が56、問題になります60代が90、70代が73、80代が55、90代が7、母子が6と、こういうことになっております。65歳のあたりでの線引きとかいうことではないかということでございますけれども、数字で見ますと60代が90、70代が73、80代が55ということになっておるところでございます、特に大きなそういったところでのさび分けということではないというふうに考えております。

6番目の申請権の尊重、就労指導はどう進めておるかということでございますけれども、申請を妨げたり、あるいは受け付けをしないという事実はなかったというふうに理解しております。稼働年齢にあつて就労を望む者ということで、具体的には現在2名の方を支援して取り組んでいこうということ、具体的には職業安定所と連携をしまし

て、職探しだけでなく講習会などを通じてスキルアップを図って就労につなげていこうという取り組みをやっておるところでございます。

7番目に、リバースモーゲージの制度について本市での影響のお話でしたけれども、このことにつきましては9月に対象者調査を行いまして、結果、4世帯を今対象としております。この対象になりましたものについては、3年後に制度適用となる見込みでございます。議員が言われるように平成19年度からは新規の申請のものにつきましては、平成19年度から適用されることとなります。結果、生活保護から貸付制度へ移行するということでもあります。この中で課題になってくるのは、そういう価値評価をだれがするのかということ、そしてだれが貸し付けをするのかということになろうかと思っております。

それから、自動車の保有についてでございますけれども、自動車の保有は基本的には本市においては認めてきておりません。本市におきまして、最近ですけれども認めていなくても人身事故が起こるといふふうな、飲酒でなかったかといふふうな問題も実は起こっております。そうしたこともありまして、いろいろと国の見解は承知しておりますけれども、現在のところ基本的には認めておりません。

9のケースワーカーの担当の状況と増員、それから今後の見通しはどうかということでございますけれども、ケースワーカーは現在4名でございまして、75～80ケースを担当しております。80ケースというのが基準になるわけでありまして、その基準になります80ケースというのは、これは市部と、こういうふうになっております。郡部にあつては65ということでありまして、本市を見ましたときに、市だから市部だと見て80という考え方もあろうかと思っておりますけれども、中山間地を抱えておる本市としては、郡部とみなして65と見た方がケースワーカーの実態に即しているんじゃないかということで、来年度におきましては1名以上の増員をお願いをしたいということで、今話し合いをもたせていただいております。現在、高知県から3名の派遣がございまして、このことにつきましては、来年度はいろいろ事情もございまして派遣は望めない状況ということになっております。しかし、非常に未熟な状況であるということをお考えまして、経験豊かな嘱託職員の配置を検討しております。できればそういう方をお願いしたいということで、現在特定の方と今交渉を進めております。

最後の、10番目のケースワーカーの学習等についてのお尋ねでございましたけれども、現在までこのケースワーカーの数、あるいは状況からしてなかなか中央の研修へ出せるというような状況でございまして、相当忙しい状況でやっておりますので。したがって毎月担当者会議を開きましたり、あるいは個別のケース、すべてこれを全員参加の学習会にしております。それを重ねてございまして、その中心に今まで高知県派遣の職員が座ってくれまして、相当詳しい論議をしております。したがって、非常に技術的な面では力がついておるといふことが言えると思っております。また、そうした力があるといふふうには高知県の方も認めていただいております。ただ、困難なケース



などが出てきましたときに今後問題だということで、先ほど申しましたような経験豊かな嘱託職員の配置が必要だというふうに思っていますが、特にそれを主体的にやほりこなしていくと、会議を主体的にこなしていくと、あるいは学習を主体的に進めていくということから、今月からは市職員の主導でそうした会議を主催しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 山崎議員さんの小規模工事等契約希望者登録制度につきましてお答えしたいと思います。

この小規模工事等契約希望者登録制度につきましては、時間をかけまして協議をしてきた経過がございます。その協議の中で、理想を言えば難しいことが非常に多くなるということで、この制度の特徴でありますところの設計書等を必要としない、その複数の業者の見積もりによって工事を発注すると。完全な形で工事を発注して受けていただいて工事を多くやっていただくと、こういうことに主眼を置いた制度でございますので、その特徴はいろいろ理想を言ってますと壊れてくると、手続きが複雑になるということもございまして、今の簡便な制度に至ったということでございます。その過程の中で、対象となる事業もやはり設計書がないとまずいとかいうような工事等もございまして、今の大工仕事とか草刈りとかいうような形で、ぐっと狭まった形でこの制度が発足したということでございます。そしてまた、とりあえずこの制度を発足して状況を見ながら、その制度というものはそれぞれの時代時代に合わせて修正とかいうこともしていくこともできますので、とりあえずつくってそこから育てていこうと、そういうことで現在の制度ができておるわけでございます。この夏に（制度が）できまして、周知も広報でお知らせしたわけでありまして、1回しかしてないということもございまして、議員さんのご指摘のとおりなかなか十分に周知されているという現実が見い出せないということはそのとおりということでございます。ただ、今こういう制度ができましたので、芽が出たということで、これから徐々に条件等も育成しながら育てていく制度であるというふうに考えておりますのでもうしばらくその時間を見て、育成していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、発注の業務の件数とか請負金額に関しましては、発注する担当課はそれぞれの事業課等になっておりますので、財政課サイドでは把握できておりません。財政課がかんで見積もりを取ることではなくって、業者の登録は財政課でしておりますけれども、登録した業者さんをお願いをしたりするのはそれぞれの課等になっておりますので、どのような形でどれだけの実績があるということにつきましては財政課サイドではつかんでおりませんが、議員さんのおっしゃるとおりそんなにたくさん事例があるというふうには聞き及んではおりません。

それからまた、3点目の登録申請には納税証明が必要でございまして、高知新聞の記

事のような対応は想定しておりません。

それから、4点目のご質問につきましては、議員さんのお気持ちとしてはご理解できるわけですが、公共工事におきまして発注者側の市が、仮に市内の業者に仕事を配分することを条件に加えるとかいうようなことを入札条件としますと、やはり公正な入札を行わなければいけないという使命が市にはあるわけですが、その入札の自由競争を阻害する要因になっていくと、そういう細かい条件をいっばいつけることによって自由競争を阻害するということになると考えますので、そういうことはできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 山崎龍太郎議員の不当要求行為対策についてお答えをいたします。

まず、香美市となって要綱等は引き継がれたかということでございますが、香美市不当要求行為対策要綱として引き継がれております。

それから、2点目に職員に要綱及びマニュアルは徹底されているか、また研修はというご質問でございますが、旧土佐山田町時代には全職員を対象に職員研修を実施をいたしました。これは平成17年9月に実施をしております。対象者182人に対して出席者が124人ということで、香美市となってからは研修は実施をしていない状況でございます。今後、この年間のこの職員研修計画に基づきまして、この対策についての研修を計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから市となってから、平成18年3月1日以降なんですが、不当要求行為に当たるケースの研修とその対応はということでございます。これにつきましては、なかなかこの要綱を見た中で、第2条、第4条の部分でございますが、やはり不当要求行為の見きわめというのが非常に難しい問題である。それから、第4条で言うと（不当要求行為の）おそれがあると認めるとき、どこで線を引くかという問題が非常に難しいと思います。これに関して、市となってから建造物損壊というのが1件ありまして、これは調停中に市役所の玄関の自動ドアを損壊したということで、器物損壊ではなくて建造物損壊ということで、その後、調停は取り下げられている状況でございます。それからもう1件、器物損壊というのが1件ありました。これにつきましては、証明書発行における事務手続きの不備について市長室で話をしておったときに、テーブルのガラスを損壊したということの2件でございますが、これにつきましては調停中ということと、それから突発的なことでございますので不当要求行為の取り扱いはしておりません。そのほかに、両支所に確認をいたしました。この発生状況なんですが、そういう事例はないということでもあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）

3番、山崎龍太郎、2回目の質問をいたします。

生活保護行政、大変多岐にわたって聞きましてご足労をかけましたことを、また答弁も誠実にいただきましてありがとうございます。

生活保護の経費というものは義務的経費であって、扶助費であり、しかもポストコントロールがきかないもので、特に生活保護費の半分を占める医療補助については行政がコントロールできないと。私は現実を見るとときに、生活保護受給者にはますます専門的な対応が求められる困難なケースが多くなってきて感じております。自治体は末端行政として住民と対し、命と生活を守らねばなりません。この改革の第3弾が続けば、福祉事務所の現場が荒廃し、実践の質の低下を招くのではないかと考えますが、この点について再度見解を伺うものです。

4番の多重債務等対策プログラムということは、ちょっと私の認識違いであったかもしれません。ただ、ちょっとこれに関連して聞きたいんですけど、生活保護の関係者の会議でこういうことで年金担保貸付、多重債務に陥る方の年金担保貸付なんか結構高齢の方、やっている方もおられますけれども、そういうようになってくるとなればこれも11月16日付の高知新聞ですけど、全市町村に債務相談窓口を設置というふうな、金融庁などの大臣の答弁が載ってましたけれども、これに生活保護行政もリンクしていくのか、また主導権を持つのか、あわせてこの設置の動きですわね、多重債務相談窓口の。こういうことについてどうなっているか、もしおわかりであればお答えいただきたいと思います。

かなり福祉事務所長の答弁で流れ的には厳しい部分が、厳しいことも現実問題やってくるというのは私も実感もしたところですよ。これは先ほど来申した中央東福祉事務所のときからも、やっぱり引き継ぎもあるかとも思いますけど、福祉事務所長の考えている部分と、それと現場の部分でちょっと違う部分もあるんじゃないだろうかと。それは指針として出てるんでそうかもしれないけど、1つ聞きますけれども、申請前であっても急迫した状況の場合には、申請がなくても福祉事務所の判断で保護ができる職権保護の制度がありますね。これは高知市等では運用されて、一時金として大体3万円ぐらい出てると思いますけれども、こういう制度、香美市の場合は運用してないのか。結構何も食べてないという状況で来られる方なんかもおられるんじゃないだろうかと。ホームレス状態の人もおったりもしたことも、見たこともありますので、そこら辺の制度運用についてちょっと伺います。

それと、5番の件ですけども、構成比が被保護母子世帯が6ということで、全部の中での構成比が2%。これ、あの事件があった北九州市の率とほぼ類似してるわけですね。私はすごく若い方でも、先ほどワーキングプアとも言いましたけど、結構厳しい審査、要件について就労指導という部分で、かなり厳し過ぎるんじゃないだろうかとこの部分も、現実問題思いとしてはあるがです。ただ、就労指導、稼働状況についてですけども、やっぱりそれはやるべきことはもちろんやらんといきませんけれども、実際問題

食べれない、そういう状況を回避するということについて、現実のこの数字を見たときどうなのかということについて、福祉事務所長の見解を伺います。生活保護の開始理由と廃止理由については聞き漏らしたかもしれませんが、再度お答えをお願いいたします。

リバースモーゲージ制度ですけれども、香美市では4世帯が対象であるという認識でいいわけですね。ほんで、なかなか悩ましい問題があるということをおっしゃっていただけたわけですが、これをさまざまな事務の部分を、貸し付けの部分とか評価の部分とか、相続放棄、扶養、現実身内の方がおられて扶養できないということで、生活保護を受けているけど、その方が今度相続するのかしないのかということも含めて決定する事務なんかもしなければなりませんわね。大変、被保護者の立場から言ったらまたこんなことを言うてきてということになって、大変、また逆に悩ましい選択もせんといかんと思いますが、結局新しい人が、新規の方が平成19年度からということですが、これに対してもかなり私は福祉事務所の体制自体も大変になると思いますし、生活保護の申請に至るに当たって、結構、普通の貸し付けと違って有利な制度であることは事実ですけれども、選択肢が広がったといたら広がったかもしれませんが、大変だなというふうな思いをしております。その事務についてどういうふうな予測をされているのか、お構いなかったら答弁をお願いします。

車の所有ですけれども、これも全然弾力的に運用ができてないわけですね。物部町の奥の方も、生活保護を受けてる方も知っておりますけれども、その方々が自転車、バイク等でやられてるかわかりませんが、現実問題、もし自立の方向を目指すけど現在は困ってるという若い層の方で、やっぱり処分しても価値のないような車の場合は、そこら辺はやはり地域性についてのやっぱり配慮というかね、それがあってもしかるべきじゃないかと思いますが、すぐ言っても今までそういうふうな方向でやってきてますけれども、障害のある方なんかについても全然車の保有はないのか。ゼロと言ったのではないのでしょうか、そこら辺の見解を伺います。

9番の部分ですが、もちろん市といえども、私は基準の65ということで、1人増員すると、1名以上の増員をやっているが高知県からの派遣の方が全然だめというのはどうしてです。もう少し、そういう一連の話だったかもしれませんが、新たな市のケースワーカーが育つためには1人でも（高知県から派遣の方を）残していただけるということが、私は大事な視点だと思いますけれども。

（ケースワーカーの）学習ですが、ごめんなさい、市職員主体でということですが、やはり外に出て聞くということがね、それからそれと経験ということで一人前のケースワーカーになっていくというふうに私は考えますが、もちろん職員間でやるということも大事ですが、やはりそういう制度の運用面でさまざま違っている部分が各自治体ありますので、そういう部分の研修の場に参加するということは大事な視点だと思いますが、これについてお願いします。

小規模工事等契約希望者登録制度に移らせてもらいますが、財政課長の答弁では今が

簡便化ということでももちろん設計書も要らないということですが、業者の視点は、ちょっと中小零細業者の視点はちょっと違う部分もありますのでその件も踏まえて伺っていきたくと思います。まだまだこれからの制度と認識を新たにしたところですがけれども、登録数が1業者の場合ですわね。先ほどガラスが1件ということを行いました、その要綱か運用の中では見積もりをとりますわね。2社の見積もりとって安い方というふうになってたと思いますけど。そういう場合、今随契で前どおりやってるといふことの認識でいいのか。

それと、意外と財政課はあくまでも件数や金額は把握してないということですが、お構いなかったら後日資料等でも構いませんので、お返しただけならというふうに思います。

制度の目的として、小規模な工事及び修繕において、市内の事業者積極的に受注機会の拡大を図ることを目的とするということですが課長も言われたわけですがけれども、対象業種も今後の課題ということですが、1つお伺いしたいのは、これは毎年申請しなければなりませんね、制度上1年ということですので。簡素化が図れないか、登録申請書は継続可能と考えますし、現時点では滞納要件を満たす様式を整えていけばいいのではないかと。今の状況で仕事があればまだしも、仕事が入ってこないのにまた一から申請かと思うのが通常の人間の感覚ではないでしょうか。見解を伺います。

高知新聞の記事のことですが、市長の見解ではないということですが、これが出るといふことは、どこかの場で論議がなされたのかなということ考えます。思いますけれども、ぜひ私としては、こういう部分について滞納解消にもなっていくのでね、論議を加速されたいというふうに思いますが再度見解を伺います。

それと、ある業者の話ですが、この小規模のときに、入札参加資格を持つ業者の方ですが、「この制度ができた私の仕事がないなる」といふふうに話を聞いたことがあります。そのときに私が説明したのは、「やはり市内の業者は今まで入札参加資格を持つ人は、もっと上のレベルの仕事をするような方向性を、私は市にも考えてもらいたいということも言ってる」と。ほんで、もっと上のランクの業者は、市外へ出ている仕事が市内の業者に還元されるような、そういう発想でということ、一定納得もしていただいたわけですがけれども、現実問題、大きなJVの場合、10対5対1でもね、1の部分にもその市内業者が絡める、そういう仕事があると思うんですわ。そういうことはなかなか考えられないのか。お構いなかったら再度伺います。

最後にですが、不当要求行為ですが、現場の担当職員は市民との日常的対応で結構ストレスを抱える部分もあるのではないのでしょうか。電話で窓口でミスがあったかどうかわかりませんが、やりとりしている例も見聞きしております。マニュアルに沿った対応がなされているというふうなことについて再度伺いたいんですが、そこまでの情報もなかなか所属長の部分でとまっているのか、それともその職場の現場の職員で終わっているのか、そこら辺の情報は担当課長としては、総務課長としては入っているのか。全然、

事件等があったけれどもそれは突発的なことであるということですが、私、それに至るまでの背景がやっぱり1回目、2回目、そのまま市長室へ入っていくことはないと思うんですけど、そこら辺はどうだったのかと、時間的な余裕はなかったのかということですね。それと市民は、思いとして自分たちの税金で職員の方々の給料が払われているという意識をどこかで持っています。ゆえにミスを許さないし、そのことが時たま感情として吹き出ることがあります。前段として不当要求行為に発展させない対応の徹底と、所属長の即座の対策がこれからも大切と考えますが、今後を展望して課長の答弁をいただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目のお尋ねにお答えいたします。

少しこちらの方で整理をしてお話しをさせていただきますが、まず初めに多重債務の関係での相談窓口について生保の方で主導的に考えるつもりはないのかというお尋ねであったと思うんですけども、もう既に議員もご承知だと思っておりますけれども、多重債務者を対象として生活保護ということが前提になっておりません。借金返済のための生活保護というのはいり得ないわけです。その稼働能力でありますとか、資産とか、扶養義務者の問題とかいろいろと調査をして、そこで要否を決定するということになっておりますので、この返済のためだと、こういうことは生活保護とは直接的には取り扱う窓口ではない（「多重債務者を対象として生活保護することになっていません。」「返済とか、多重債務対策は生活保護とは直接的に結びついておらず、取り扱い窓口でもありません。」という意味）ということで、多重債務者対策問題につきましてはさきの質問にもあったような形で、もしやるとしたら市の別のセクションと、こういうことになろうかと、消費者問題等になるんじゃないかというふうに思います。

それから、生活保護の開始、廃止の主な理由をお尋ねということでありましたけれども、ご質問の中にございませんでしたのでお答えをしませんでしたが、開始は、傷病が29、年金が減少・喪失ということで3、仕送り減少・喪失が3、預金減少・喪失が3、その他10というふうなことに大まかにはなっております。廃止の方を見ますと、死亡が17、転出が8、他法、他政策といいますか、そういうものを活用したものが8、収入増が2、辞退というのが5と、こういうふうになっております。

それから、リバースモーゲージに関してのお尋ねでありましたけれども、まだまだこれを実施するとしたらいろいろと相続問題なんかでの事務的な問題が起こってくるんじゃないかということでもありますけれども、現段階でまだそこまで実際的な手続きを想定をしていないというようなこともございまして、具体的に相続問題でどのようなその矛盾が出てくるのかということとはここで述べるような状況にはないわけですが、ただ、このリバースモーゲージ、ある財産を活用していただくということは避けて通れないんじゃないかなと。生活保護予算を削減するためとかいうことではなくて、また違う観点か

ら見ましたら、それだけの資産を持ちながら生活保護で暮らして行って亡くなられたと。扶養義務者に照会をして、扶養義務者に頑張ってもらいたいと言っても扶養義務を拒否されるというふうな方がその資産を死後に相続されると、こういうことになりますと、やはり一般社会的にはそこに当然批判が起こってくるのではないかと。生活保護行政に対する不信というものもあるんじゃないかという観点からも、やはりリバースモーゲージの問題は避けて通れないのではないかとというふうに理解をしています。

次に、自動車の保有に関してということで、障害者の問題も含めてということでございますけれども、先ほどは事故の問題なんかを中心にお話しをいたしましたけれども、整理をしますと自動車を保有するということは、当然維持費がかかります。その維持費が最低生活費を圧迫するという問題が、もう矛盾はなから出てくるわけですね。それから、その事故に対する補償能力がないという状況でそういう事故が起こったときに、自分だけの問題ではないという社会的な問題がございます。しかし、その必要な保有というものを必ずしも認めていないというわけではないわけです。その点は議員もご承知だと思いますけれども、それを3点ほど整理すると、地理的な条件も言われるようにあると思います。自動車でしか通勤ができないというふうな場合もあると思います。ただ、その通勤をしてそれで使ってやるわけですが、その働いたその収入が自動車の維持費を大きく上回るかどうかということが問題、自動車の効果ということの問題ですね、それが出てくると。それと、もう1つは当該地域のその自動車の普及率というふうな周りのそのことを勘案をすると、こういう3つの条件からだ。本市の置かれた状況からしてみますと、山間へき地に住んでいる被保護者という場合には高齢である方が大変多いわけですね。それから就労の場がなかなかないというような、そういうようないろいろな条件が重なって、生活保護の原則にのっとって基本的には自動車の保有を現在のところ認めていないという事情にあります。

それから、職員の研修についてのお話でしたが、内部の自己努力の研修、大切でありますけれども、やはり客観的な問題とか視野を広げて考えていくということでは、そのままにしておくことはできないというふうに思います。期待する職員体制が整備されまして、職員のそれぞれの事務処理能力がアップされて、少し中央研修にも出ていけるようなことがあれば、そういうところに対しては積極的に派遣をさせたいと思いますし、特に査察指導員の要請を早急に図っていきたいというふうに思っております。

次に、幾つかそのお話がありました、改革が進んでいくとその生活保護実施の質が低下するのではないかと。厳しいその改革ってなったら、そういうことになったら職員の質も落ちていくのではないかと、その対応が。いうふうな問題、母子家庭の問題も出まして、その稼働能力の関係の指導が余りにも厳しくなっているんじゃないかとかいうお話。それから厳しい対応を進めているのではないかとというお話がありました。その厳しい対応というのは、取り方によっていろいろあると思うんですけれども、福祉事務所、市として考えた場合にも、この改革というのは非常に厳しいものがあるというふうに思

っております。議員がさきの予算の審議の中でご質問いただきましたように、児童扶養手当、いわゆる母子手当とこう言ったらわかりやすいと思うんですけども、それが随分国のお金が減ったんじゃないかというお話がございまして、それが4分の3（国の補助が）あったものが、現在3分の1まで落ちましたと。これは高知県からいただいた事業ですので、あとは市が負担をします。（児童扶養手当の予算額は）大ざっぱに言いますと1億円ですね、児童扶養手当。ですから、7億5,000万円あったものが、3,300万円しか入ってこない。残りは、市がすべて負担をしなければいけないと、こういうふうな財政の変化が今年起こっております。今、児童扶養手当は1億円でありますけれども、生活保護で見ますとこれは8億円です。同じくその4分の3の国の負担ですから、簡単に言いますと、これが6億円負担をしていると。それがさきに紹介しましたような児童扶養手当のような形になっていきますと、半分以下になっていくわけで、2億5,000万円とか、その逆に言いますと、残りはすべて市（の負担）ということになっていきます。合併が進みまして、町村が非常に少なくなりました。福祉事務所で所管をして生活保護は所管しているわけですけども、都道府県がその生活保護を支えている部分は20%になっています。あと80%は市です。市でも都市の市と、こうした市とでは相当財政状況も違うわけで、私たちがその生活保護の厳しさ、今後の改革の厳しさというのはそういうところにありまして、ただただ受け入れていくというだけではなくて、そういう財政の厳しさも、将来の厳しさも勘案して向かっていかなきゃいけない状況にあると。ただ、今言われました市が申請権を剥奪するとかいうことは、なかなかできないと思います。ご承知のように、生活保護は憲法第13条の基本的な人権の上に立った第25条の文化的な生活を営む生存権、あるわけですし、そうしたものを基礎にしてできている生活保護法でありますので、それをやはり厳格に適応していかなきゃならないという矛盾が、ところがあります。それと、財政の問題とが非常にこれからは矛盾してくる、そういう厳しさの中にあるということをお我々は痛切に感じております。その生活保護適用前にも開始ができるんじゃないかというお話がありますけれども、実際に病院に行かなきゃいけないというような状況が、急迫した状態が起こってまいるときもあります。言われるように、その場合には後から認めるというふうな方法もあります。

以上でございます。

- 議長（中澤愛水君） 暫時4時から、  
（傍聴席から拍手あり）
- 議長（中澤愛水君） 傍聴からは手をたたかないでください。暫時4時から時間の延長をいたします。
- 福祉事務所長（法光院晶一君） 1点、高知県職員はその派遣がだめになった理由を教えてくださいと、こういうことですが、県職員の派遣を望んでおったわけですが、市の都合もございまして、高知県の都合もございまして、お話申し上げますと、市から職員を派遣して、県の職員の派遣を受けるということでございますので、双方に



理由がございまして成り立たなかったということでございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 山崎議員さんの2回目のご質問にお答えします。

まず1点目、業者の登録が1社の場合今までどおり随契でやっているのかということに関しまして、業者の複数の見積もりをとるとというのが原則になっておりますので、もうお一方につきましては、今まで頼んでいた人を指名しているのかもしれませんが、それはケース・バイ・ケースで担当課が判断してやっているというふうに考えております。

それから、集計結果を知らせてほしいということでございますけれども、年度末には集計をしまして制度の実績なんかの検証もするよう予定しておりますので、その時点で集計をしましてお知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、申請は毎年出さなければならないかということでございますけれども、これは制度上毎年やっていただくという形になります。

それから、滞納問題について論議したのかということでございますけれども、この問題につきましては多くの時間を費やしてしております。担当課サイドだけではなくて、課長会等でもこの問題についてはいろんな意見もお聞きして今の制度になっていると。つまり、滞納のある方については仕事をお願いすることはできないという判断になっております。その中で、例えば「分納誓約をしていけば構うではないか」とかいう意見も出てきましたけれども、それは少数意見でございまして、体制は滞納のある方については市の仕事はお任せできないという判断で、今の制度になっております。

それから、JVの関係でございますけれども、そもそも香美市の入札は一般競争入札でも何でもなくて、指名競争入札をしております。指名ですから、いわゆる地元業者の方をもうほとんどの場合指名していると、こういう状況でございます。通常の工事はそういうことでして、ただ、特殊な工事、それから金額の大きく張る工事とか、特殊な工事につきましては特定の業者の技術力が要ということで、地元の業者と、それからそれを専門とする大手の業者の方とJVを組んで仕事をしていただくと、こういうことはございますけれども、基本的にはそのJVを組んでも県外の手と県内の手とかいうことではなくて、一応、基本的には地元の業者も入れるような制度にはしておりますけれども、ただ、仕事のできるできるのランクがあります。A・B・C・Dとランクをつけてますので、ただ、ランクのすごく高い工事に関しては地元に見合うだけの業者がない場合については、県外の手と市内の手とかいう場合が出てくる場合もございます。これは、しかし、そのランクに応じて発注をするという香美市の指名基準がございまして、それに沿ってやっておることでございますので、ルール上、そういう形になるざるを得ないと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 建設都計課の方から小規模事業の登録の関係で、今年1件発注をしましたのでその内容と金額とをお知らせしたいと思います。

除草作業1件、金額が9万円程度だったと記憶をいたしております。11月に発注をして作業を完了しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

不当要求行為の関係でございますが、現場対応でストレスが職員についてはあるのではないかと。あるいはそういう不当要求行為が現場でとまっているのではないかと。ということでございますが、マニュアルを作成後は情報がかなり寄せられます。そういうことで、ある一定浸透しているのではないかと。というふうに考えます。

それと、突発的なことと言いましたが、やはりその前段はございました。報告もあっております。

それから、今後の展望ということでございますが、公務員につきましてはやっぱり住民からの苦情のリスクというのを負うわけですね。やはり住民サービスをする以上、公務員としてのリスクはもう一定覚悟しなければならないと思います。そういうことでございますので、研修によりましてマニュアルに沿った対応が必要だというふうに考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。3回目の質問をさせていただきます。

福祉事務所長から丁寧な答弁をいただいたわけですが、市長、やはりこの国がやっぱりかなり福祉行政に対して、生活保護のことも、児童扶養手当のことも言われましたけども、やってきてるわけですが、その中で、やっぱりかなりの財政負担も、今後こういうことをやられると市としても大変になってくるかなと。最初に合併したときのシミュレーションと大分違うてくるような方向になってくると思うんですけど、やはりこういう声は地方の新市の市長として、事あるごとに届けていっていただきたいということをまずお願いしたいと思いますが、それについてお構いなかったら答弁をお願いします。

それと、小規模ですけれども毎年申請せんといかんということになれば、必ず、やっぱり新たな広報等が必要と思いますが、そうでなければそのまま継続されていると、間違った認識のままできてるというふうに感じる人もおるとは思いますけど、そこら辺はどう考えているのか、お考えを伺います。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員の3回目の生活保護についてのご質問にお答えをさせていただきます。

合併しまして市となったわけでありまして、市の行政の中で今回生活保護のこの行政事務といいたいまいしょうか、そうしたものが発生をしてくるわけでありまして。そうした中で、先ほど事務所所長の方から詳しく今日までの内容等につきましてお話しをさせていただきました。ご承知のとおり、大変厳しい時代の中でこの生活保護を、いわゆる受ける受給者というものが大変増大をしておるといことが新聞等でも出ております。また、先ほど福祉事務所長の話の中にもございましたように、40代、50代、60代という層、いわゆるこの中には、病気あるいはけが等でどうしても就労ができない、生活保護を受けざるを得ないという方もおいでだろうと思っておりますが、しかしながら、言われる、いわゆる地方と都市との格差の中で、就労の場がない、また同時にそうした格差が大きく広がってきておるとい状況の中で、こうしたことへのつながりもあるのではないかというふうに思います。そうした、大変生活が困窮に至っている方々の大変ご苦労もあるわけでありまして、一定の仕組みの中で、また同時に生活保護行政を適正に進めるためには、一つの制度の中で運用していかざるを得ない状況があるわけでありまして。しかしながら、先ほど言いましたように、こうした現実をやはり地方は地方なりに受けとめて、そして、言われるように国等へのやはり行政のあり方、この生活保護行政のあり方、そうしたものにつきましては、そうしたものについてきちっと私どもの使命として、働きかけをしていかなければならない、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 山崎議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

新たな広報が必要ということでございますけれども、年度の切りかわる前にこの小規模工事等契約希望者登録の制度を再度お知らせするよう、広報等で周知していきたいというふうに考えておりますので、またよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思ひます。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。

本日の会議はこれで延会をいたします。

次の会議は、12月14日午前9時から開会をいたします。

お疲れさまでございました。

（午後4時07分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日 木曜日

平成18年第7回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成18年12月7日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月14日木曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	建設都計課長	中 井 潤
助 役	石 川 晴 雄	下水道課長	久 保 和 昭
収 入 役	明 石 猛	環境課長	阿 部 政 敏
総 務 課 長	鍵 山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
財 政 課 長	前 田 哲 雄	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	小 松 清 貴
収 納 管 理 課 長	後 藤 博 明	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	田 中 育 夫	支 所 長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	法光院 晶 一	支 所 長 兼 参 事	萩 野 泰 三
農 政 課 長	宮 地 和 彦	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成18年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第4号)

平成18年12月14日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 10番 山崎晃子君

② 23番 坂本節君

③ 14番 島岡信彦君

④ 18番 石川彰宏君

会議録署名議員

5番、織田秀幸君、6番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は、25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） おはようございます。10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切に、丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から、率直で明快な答弁を求め、通告に従いまして質問いたします。

初めに、地域支援事業の1つである介護予防事業についてお伺いいたします。

介護保険制度の改正に伴い、平成18年4月から介護予防事業、包括的支援事業、その他の任意事業の3事業を内容とする地域支援事業が始まりました。地域支援事業の目的は、早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援することにより、要支援や要介護状態の予防や、その重度化の予防と改善を図ることで、介護保険の基本理念を徹底する事業として位置づけられており、要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が主体となって実施するものです。このうち、介護予防事業は一般高齢者施策と特定高齢者施策の2種類に分けられます。一般高齢者施策の対象者は、65歳以上の全高齢者であり、高齢者が生き生きと暮らせるように、地域全体で支援していくことを目的としています。介護予防に関する情報の提供や、地域におけるボランティア活動などを利用した介護予防のための活動、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供などの支援があり、高齢者の社会参加やボランティアの要請、高齢者を中心としたグループ形成や、介護予防への取り組みに関して、これらが自主的に推進されるような地域づくりの視点が求められます。

一方、特定高齢者施策の対象者は、いわゆる虚弱高齢者とされています。要支援や要介護状態よりも軽い状態でありながら、全くの元気高齢者でもない、いわゆるハイリスクグループと位置づけられています。この施策による特定高齢者を選定する特定高齢者把握事業では、日常生活の状況に関する25項目からなる基本チェックリストを使って、2段階のスクリーニングを行い、特定高齢者を把握することになっています。介護予防事業として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防などがあり、これらは介護予防ケアプランに基づいて行われます。以上のことをもとに、幾つかの点をお伺いいたします。

まず1点目に、一般高齢者施策として健康づくり推進課において健康教育、健康相談として、住民の運動習慣づくり、運動の普及・啓発を行っていく方向と聞いておりましたが、昨日の小松議員の質問に対する答弁の中で、健康づくり推進課が行っている運動



教室の説明がありました。運動教室以外に65歳以上のすべての高齢者を対象にした介護予防の普及・啓発活動として、どのようなことを行っているかお聞かせをお願いします。

通告していました質問1の中の地域住民グループ支援事業の経過報告についてと、質問2については昨日の小松議員の質問及び答弁で理解できましたので、取り下げさせていただきます。

次に、対象者の把握についてお伺いたします。介護予防事業、特に特定高齢者施策で重要なのは対象者を適切に把握することです。今までの老人保健事業の反省は、本当に必要な人にサービスが届いていなかったことです。健診に来る人は元気な人だということがよく言われますが、地域に隠れている生活機能の低下した人たちをどう把握するかは難しいところです。介護予防事業が本当に効果のあるものであるか、介護保険に流れてしまうのを水際でうまくとめることができるかどうかなどは、高齢者の生活機能低下の早期把握、適切な把握をいかにうまく行うかにかかっています。この点についてお伺いたします。

まず、特定高齢者の選定方法についてですが、昨日の小松議員に対する答弁の中で基本健診による選定方法はお伺いたしましたでしたが、そのほかに県と市の独自の選定方法があると説明があったと思いますけれども、その内容をお聞かせください。

また、介護予防事業の内容、参加者数、今後の予定についても昨日答弁がありました。その中で、今後の予定については地域を変えて実施予定との答弁だったと思いますが、事業内容や実施地域など具体的な計画をお聞かせ願いたいと思います。

次に、介護予防事業と高齢者の関係についてですが、高齢者の生活機能の低下の早期発見ができて、そこから介護予防関連の事業に結びつけるのにかなりの労力を要します。これまでの老人保健事業では、来れる人、手を挙げた人を中心に事業を展開してきたのですが、今度は手を挙げない人、挙げられない人が対象です。このような高齢者を無理やりに引っ張ってくるというわけにはいきません。また、それがどんなに有効で必要なことであっても、本人がその気になっていなければ、勧めること自体が単なる押しつけになってしまいます。では、どのようにして必要性を理解していただき、やる気を起こしていただくのか、そのためにどのような方法で啓発していくのか、この点についての見解と今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、介護予防サービス利用終了後の支援についてお尋ねいたします。特定高齢者施策で介護予防事業のサービスを卒業しても、地域ですっと自分の機能を維持・向上していける体制が必要であり、地域にある介護保険以外、地域支援事業以外のサービスをきちんと組み立てていかなければなりません。そのためには、地域の資源を活用し、閉じこもりにならないような生涯学習や、町内会などの地域活動を含めて、参加の場所を見つける必要があります。市町村の創意工夫による行き場、参加の場所づくり、生きがいづくり、あるいはコミュニティーづくりの支援が必要だと考えますが、この点についてどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

次に、基本健康診査についてお伺いをいたします。

私は、さきの議会におきまして生活習慣病の予防についてお伺いいたしましたが、その中で厚生労働省の予防対策として、市町村や健康保険組合などに対して2008年4月から、40歳以上の加入者や扶養家族全員の健康診断や、その他の保健指導を義務づけることになったことをお伝えし、この取り組みを推進することは非常に重要であると申し上げました。そして、香美市としてこの取り組みをかけ声だおれにせず、効果的なものにするためには、旧香北町で実施されていた長寿健診の取り組みの教訓を生かし、さらに充実させていく必要があるのではないかともし上げた経過があります。今回の質問は、これにも関連することなのですが、今、この厚生労働省の予防対策を目前にして、現在の本市の取り組み方は健診の受診率向上につながっているのか、予防対策になっているのかと私は少し疑問を持っています。物部町の場合、これまでの健診などの案内は、旧物部村役場から区長を通じて回覧などで知らせがあり、申し込みも区長を通じて行うことができていました。しかし、香美市となってからはお知らせ広報や広報車での案内に変わり、申し込み方法も住民が直接担当課に連絡する方法になりました。5月議会において同僚議員がこれに関連し質問されましたが、担当課長からは自分の健康に関心を持ってもらうことと、経費削減のためとの趣旨の答弁がありました。あの議会以降、私のもとには多くの高齢者の方から、(広報の)「字も読みにくい」、「私たち年寄りにはとても苦痛で不便になった。今までのように区長に頼めるようにしてほしい」などの声が寄せられています。

そこでお伺いいたします。先ほども述べましたように、受診の申し込みについて以前の方法のように区長を通じて申し込みができるように、現在の方法と併用して受け付ける考えはないのかお尋ねいたします。

また、合併前の各町村のときの受診率と、香美市になってからの受診率の差をお聞きしますとともに、今後の健診受診率向上のための方法として、また、予防対策として広報で周知する方法以外にどのような周知対策を考えておられるのかをお伺いいたします。

最後に、自殺問題についてお伺いいたします。

世界全体の自殺者数は、毎年推定100万人以上とされています。警察庁のまとめによりますと、「日本国内の昨年1年間の自殺者は3万2,552人で前年比で0.7%増となり、1998年からは8年連続して3万人を超えた」としています。詳細を見ますと、自殺者の7割以上が男性であり、年代別では60歳以上が最も多く、次いで50歳と50代以上が過半数を占めています。しかし、その一方で40代以下の若い世代の自殺がふえています。学生・生徒など未成年者の自殺も年々増加傾向にあり、改善する兆しのない深刻な自殺の実態が改めて浮き彫りになっています。原因・動機別では、「健康問題が半数近くを占め、次いで経済、生活問題、家庭問題などとなっているほか、無職者が半数近くに上がっていることなどから、近年の自殺傾向は経済的な問題や生活苦による自殺が高くなっており、雇用環境の悪化や格差拡大の影響がうかがわれる」と

しています。このような現状を踏まえ、今年6月自殺対策基本法が成立しました。同法では、「自殺は個人の問題だけではなく背景にさまざまな要因があり、社会的な問題としてとらえ、社会全体で総合的な対策に取り組む必要がある」と強調しています。対策の柱としては、自殺防止の調査、研究、分析、自殺問題の普及、啓発や人材の育成、医療体制の整備、自殺未遂者や自殺者の遺族、民間団体への支援などが挙げられています。国は、自治体や事業主に対し、国と連携し地域や職場で対策を進めるよう求めています。その中で、自治体での総合的な自殺防止対策を進めるため、行政や医療機関、民間団体との連携が地域での対策推進の要と指摘しています。厚生労働省は、2年以内に自殺対策連絡協議会を設置するよう求めましたが、地域によって取り組みに大きな差があったほか、独自の実態調査や遺族支援にまで踏み込んでいるところはほとんどなく、今後の大きな課題となっています。また、自殺者の約3分の1は、働き盛りの40代、50代の男性が占めていますが、ここ3年間で見ると、30代の増加が目立っており、その背後に何があるのか、年齢や職業、地域ごとの傾向を詳細に分析し、実効性のある対策に生かさなければならないとしています。自殺への兆候となるうつなどの心の病についても、症例の紹介から相談、治療までさまざまなニーズに対応できる体制の整備の必要性や、おかしな兆しに気づけなかったと自殺者の遺族が後悔するケースが多いことから、企業を中心に進められているメンタルヘルスの取り組みを地域や家庭にまで広げる必要があることも指摘しています。高知県の場合を見てみますと、平成16年の自殺者数が過去最高の256人となり、全国ワースト4位になりました。昨年も236人で全国7位と高水準が続いています。高知県の調査によりますと、地域別では山間部や県西部での自殺者が高い傾向にあり、年代別ではほぼ半数を働き盛りの年代が占め、原因は経済的問題や生活問題、病気問題など全国と同様の傾向でふえているとしています。以上のことをもとに、次の点をお伺いいたします。

まず1点目に、自殺の要因は経済的な問題や健康上の不安などに加え、ストレス要因が多い現代社会において、近年、特にふえてきた心の病や高齢者の孤立問題など多岐にわたりますが、どの原因を見ても精神的に追い詰められた事態であるだけに、早急な救いの手だてを各分野で連携して構築することが求められています。この点についての認識と見解をお伺いいたします。

あわせて本市の現状について、件数、原因、年齢構成などの実態を含めた把握状況を具体的にお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、高知県では来年早々に自殺対策連絡協議会を設置予定であると聞きました。高知県は「協議会の設立に先立って、各市町村や県警、県消費者生活センター、県司法書士会や県弁護士会、命の電話などの関係者を交えて連絡会を開く」と新聞報道にもありました。また、県内の福祉保健所を中心に、関係機関の情報共有や、実際に自殺が懸念される人にアプローチするモデル事業を本年度から3年計画で実施するとのことですが、香美市としてのこのような自殺予防に関しての対策や、今後の取り組みはどのよう

な計画になっているのかをお伺いたします。

3点目に、メンタルヘルス対策では、過労自殺の多発を受けて公的機関の相談窓口や企業の対策が整備されつつあるようですが、特に50代男性の自殺率が高いだけに、窓口の質、量、両面の拡充や職場での理解の浸透など、官・民ともに努力する必要があると思われまます。また、家族や職場の上司など、身近にいる者がうつなどの特徴を理解していれば早期の対処も可能になるため、その啓発を家庭や職場、地域に行きわたらせる対応も重要と思われまます。メンタルヘルスについての取り組みは、地域の福祉活動などの関係者らを通じて理解のすそ野を広げることが重要と考えまますが、この点についての見解と本市としての今後の取り組みをお聞かせ願いたいと思いまます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の質問にお答えしまます。

介護保険制度改正に伴う事業などについてのご質問で、①と②は昨日小松議員からの質問にお答えをしたとおりということでご質問がなかったので、③以降についてお答えをしまます。

特定高齢者の選定方法と、現在把握している人数、介護予防事業の内容と参加数、今後の予定ということですが、まず、特定高齢者の選定方法ですが、小松議員のご質問にもお答えしたとおりですけれども、まず、国基準の特定高齢者については基本健診を受診していることが条件です。この健診結果から特定高齢者候補者本人への訪問によって状況を確認し、健康づくり推進課及び地域包括支援センターの担当で検討会を行い決定をしまます。それで、国基準以外の県と市の基準についてですが、国基準は健診を受診していることが条件ですけれども、健診を受診をしていない方、あるいは国基準をちょっと緩めた県が基準を示しているんですが、そういった方を候補者としたもの。それから、市基準としては特定高齢者の方相当少ない人数でしたので、医療機関にお願いをして紹介をしていただきました。それから、介護保険の非該当となった方、それから（介護）認定を受けているけれどもサービスを利用していない方、これらの候補者を選定をしまます。それらのアプローチした人数の合計が128名でして、そのうちの参加者が4教室で37名ということですが、それで、すいません、申しわけないですが、昨日小松議員にお答えをした国基準の特定高齢者の候補者の数ですけれども、「候補者が11名で参加者が8名」と回答しましたけれども、「候補者は52名で、そのうちに特定高齢者と決定をしたのが11名で、参加者が8名」ということで、訂正をさせていただきます。ちなみに、県基準の方は43名の方にアプローチをして、参加者が11名、市の基準では33名の方にアプローチをして、参加者が18名、合計が37名ということになっております。これは、1回目から4回目の教室の対象者についてです。あと、予定としてはあと6回予定してございましたので、あと2回の教室があります。内容については通所型事業でして、運動機能向上のプログラムで実施をしまます。今後の予定です

が、来年度も特定高齢者のための通所事業ということで継続して実施をしたいと思っておりますが、これまでの対象者や参加者の状況から実施方法について見直しをしなければならないと考えております。

それで、まだ案の段階ですけれども、これから社会福祉協議会とか健康づくり推進課と協議をしていかないかとは思っておりますけれども、特定高齢者の事業については6回の教室で期間を3カ月というふうに区切って今年度はやっておりますが、来年度からは地区を分けて、旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村というように3地区で分けて通年の事業にしたいという思いをしております。それで、参加者が少ないということがありまして、これにもちょっと考えないかところですが、今後の予定ですけれども、来年度は特定高齢者把握事業という事業を行って35歳以上の高齢者を対象にアンケート調査を行うよう、すいません、35歳以上言いましたかね、75歳以上です。75歳以上の高齢者を対象にアンケート調査などを行う予算要望をしております。

次に、手の挙がらない人のやる気をどのように起こしていくか、その必要性をどのように啓発していくか、その見解と今後の取り組みをということですが、介護予防の必要性についてはすべての高齢者への働きかけが大切で、今後もさまざまな機会をとらえて啓発していかなければならないと考えています。保険課で行っている介護予防事業は、高齢者本人に向けてのもので、介護予防と言うには余裕と期間の短い事業であると思います。高齢者になるまでの、それまでの介護予防は、乳幼児期から青年期にかけての食生活などをどのように行ってきたか。壮年期の食生活や健康づくりをどのように行ってきたかであると思います。高齢者になってから介護になる前に介護予防を考えるのではなく、高齢者になるまでに介護予防の取り組みを個人個人がどのように行ってきたかが重要となると考えていますので、各世代を通してその世代に合った取り組みができるよう関係課と協力して取り組む必要があると考えています。

次に、高齢者に対する介護予防ですが、ご質問のように本人のやる気をいかに引き起こすのが重要でありますし、難しい問題でもあります。山崎議員が言われましたように嫌々参加していただいても効果はありませんし、けがなどされてそれが引き金になったり、寝たきりになったりしてしまっただけでは逆の結果になります。保健師や民生委員さんなどによる家族や本人への勧誘、また、対象者同士の誘い合いとか、知り合い同士の声かけに期待をしたいと思います。最終的には本人の意思や考え方ですが、頭を使うこと、体を動かすことの必要性、介護予防の必要性は今後も広報や機会あるごとに継続して繰り返し啓発していかなければならないと思っております。

次に、介護予防事業後の行き場所、生きがいづくりなどの取り組みをということですが、現在行っている高齢者の交流の場づくり事業によって組み立てられた場は一般高齢者が対象ですが、一般高齢者もいずれは特定高齢者となります。この事業に参加することによって、一般高齢者が特定高齢者とならないために、また、特定高齢者となっても参加できるような場として引き続き参加していただき、介護に陥らないようにしていく

ことが必要だと考えています。

また、公民館や生涯学習課などが行っている事業、あるいは地域での地域活動に参加してもらうことが介護予防にもつながるし、それぞれ住民の生きがいともなってくると考えています。いずれも個人個人の社会観や健康感にかかわってくる問題だと思います。機会をとらえて啓発をしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 10番、山崎晃子議員の、まず介護予防事業についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のご質問前段の健康づくり推進課が実施しております、一般高齢者を対象といたしました介護予防事業の現在の進捗状況についてお答え申し上げます。

健康づくり推進課では、本年8月から市内3カ所でモデル事業として運動の集いを実施しております。が、今回ご質問がそれ以外の活動としてのご質問でございましたが、健康づくり推進課としましてはこのモデル事業をベースとして、運動の普及・啓発と運動習慣づくりを目指し、住民の方にみんなで集まることが楽しい、運動することが気持ちいい、自分のために大切ということを感じてもらえるように、また、主体的に継続していただけるような支援を目指して行っております。11月には、広報でもこのモデル事業の取り組みを紹介し、全市に広げていけるよう自主的に取り組みをしてみたいと希望のありました地区に対しましては、運動の指導に保健師等が出向き、また、説明が録音されたCDやカセットテープの貸し出し等の支援を進めているところでございます。実績といたしましては、団体への啓発が5回、地区での指導、これはモデル地区以外ですけれど、12地区で延べ20回、それから今後取り組みたいと希望のある地区については、現在私どもの方で把握しているのが7地区となっております。現在の実施場所でのモデル事業の取り組みは平成19年3月末に終了いたしますが、新たに平成19年度もこの取り組みをできるだけ多くの地区に広げていけるようモデル地区を定めて、継続して取り組んでいく予定でございます。

次に、4点目、5点目のご質問について健康づくり推進課としての考えを述べさせていただきます。一般高齢者施策として健康づくり推進課が取り組んでいる運動の集いについては、今後も機会あるごとに広報活動を行い、できるだけ多くの地区で住民の身近な集会所等で行える集いにしていくことを目指してまいります。また、同時に運動だけでなく、折に触れ介護予防知識全般の普及・啓発にも努めていきたいと考えております。また、先ほど保険課長も述べましたが、介護予防は高齢者の問題ととらえがちですが、実際は乳幼児期や若年期からの生活習慣、食生活習慣などの影響が大きいことがわかってきておりますことから、日々の保健事業におきましても住民の皆さんへの啓発が必要と考えております。住民の方、一人一人ができるだけ要介護状態にならない、みずから健康の増進に努めるという意識を持っていただけるような啓発に努めていければと考

えております。

一方では、なかなか自主的に手の挙がらない方もいらっしゃると思いますが、地域の住民の方が声をかけ合い、介護予防の輪が広がっていくように住民の皆さんの協力を大切に育てていければと考えております。

次に、2番目の基本健康診査についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の健診の申し込み方法についてのご質問にお答えをいたします。本年度は広報への掲載と、住民の皆さんが直接電話で健康づくり推進課へお申し込みいただく方法を取らせていただきました。合併前、旧香北町と旧物部村においては、区長さんや健康推進員さんに受診申込書の配布や回収をしていただいております。しかしながら、個人情報保護という問題も出てきておりました。また、広報に目を通していただくことを推進しながら、香美市行政に関心を持っていただき、行政を身近に感じていただきたいこと等も考えまして、本年度のような方法をとらせていただきました。未受診者へのはがきや電話等での勧奨も組み合わせて実施いたしましたが、受診者数の減少など反省する点もございました。そこで、平成19年度におきましては希望調査票を各世帯に郵送して、郵送にて返信をしていただく、従来旧土佐山田町がやっておりました方法を中心として現在検討させていただいております。

次に、2点目の受診率と今後の受診率向上のための対策についてのご質問にお答えを申し上げます。まず、本年度の基本健康診査の受診状況でございますけれど、全年齢合計で男性は受診者数が990人、受診率が24.77%、女性は1,898人、34.75%、男女合計で受診者数が2,888人で、受診率30.58%でございました。前年度、合併前の旧3町村合計の受診状況は男性の受診者数が1,382人、受診率が29.45%、女性は2,353人、37.61%、男女合計で3,735人の34.11%でございました。受診者数で見れば、本年度は男性で392人、女性で455人、全体で847人の減少となっております。

そこで、今後の受診率向上のための対策といたしましては、先ほどお答えを申し上げました受診の申し込み方法の見直しに加えまして、できるだけ住民の皆さんが受けやすい健診にするように、来年度は休日にも健診を実施する日を設ける予定をしております。また、みずからの健康はみずからが守るという健康についての意識を高めていくように、啓発を広報だけでなく、関係団体の協力をいただき、さらに住民の皆さんが集まる機会をとらえて行っていきたいと考えております。

次に、3番目の自殺問題についてご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の自殺問題に対する認識と見解、そして香美市の状況についてお答え申し上げます。自殺につきましては近年増加傾向にありまして、社会的な問題となっております。現代社会がストレス社会と言われ、自殺の要因も議員がおっしゃられるとおりさまざまであろうと存じます。自殺は、家族にとっても社会にとっても大変精神的、経済的な影響が大きく、大きな悲しみを負うもので、行政のみならず地域や事業所など

と力を合わせて自殺防止に取り組んでいく必要があると考えております。平成16年度高知県の自殺死亡率は人口10万人当たり32.0(%)で、全国4番目の高さでした。平成15年度の11位から大幅に順位を上げております。年間自殺者数においても、平成15年が150人であったものが、平成16年には256人と大幅に増加しております。このように自殺死亡率の高い高知県にあって、香美市の状況はと申しますと、旧町村の資料になりますが、平成6年、1994年ですが、から平成15年、2003年までの10年間の標準化死亡比、全国平均を100といたしましたときに、旧香北町の男性が149.0で県下4位、旧土佐山田町の男性が136.1で15位、旧物部村の男性が122.2で35位となっております。女性の場合、高知県は全国平均より低いのですが、旧物部村の女性が107.1で県下の14位、旧香北町の女性が106.9で16位、旧土佐山田町の女性は102.7で38位となっております。死亡者数や年代を見てみますと、昭和49年、1974年から平成17年、2005年までの32年間に、旧3町村あわせて321人の方がお亡くなりになっておりました。年平均いたしますと約10人でございます。年代では、男性は50歳代の47人をトップに、40歳代から70歳代が30人台と多く、女性では50歳代から70歳代が22人と同数で並んで高くなっております。直近の10年間を見てみますと、死亡者数は91人と年平均9人ほどに、幾分減少はしてきております。なお、お尋ねの自殺の原因につきましては、警察の方で原因についてのデータ管理はしておりますが、市町村別に集計したものはないということでございます。

次に、2点目の本市としての自殺予防に関する対策と、今後の取り組み計画についてお答えを申し上げます。自殺防止に向けましては、正しい知識の普及とともに、相談機関の体制整備、医療機関との連絡体制の構築、地域におけるうつ病予防の対策、一般医と専門医の連携対策の整備など多くの対応策が考えられているところでございます。今後、中央東福祉保健所と連携しながら、市として早急に取り組めるところから順次実施していきたいと考えております。具体的には、広報等による正しい知識の啓発ですとか、健康づくり推進課担当職員の資質向上のための研修、中央東福祉保健所との相談連携についての打ち合わせ、香美市内の医師団との連携に向けての協議、民生児童委員や健康づくり推進員等の研修などが考えられると考えております。

次に、3点目のご質問でありますメンタルヘルスの取り組みについての見解と、本市としての今後の取り組みについてお答えを申し上げます。自殺者の多くが何らかの精神疾患にかかっているとされており、特に中高年の自殺ではうつ病が背景に存在していることが多いと言われております。国の調査によると、住民の約15人に1人がこれまでにうつ病を経験されたと言われております。うつ病を経験した方の実に4分の3の方は医療を受けていらないとの調査結果もございます。うつ病は、適正な治療によって回復できる病気であり、ご本人はもとより、家族や職場、地域の正しい理解と対応が不可欠であり、ここを改善することが自殺問題の改善のかぎになるのではないかと



考えております。うつ症状を早期に発見し、早期相談、早期受診につなげられるような対応が求められておりますことから、中央東福祉保健所等関係機関とも連携しながら、2点目のご質問でお答えいたしましたように、香美市としての取り組みを行ってまいり所存でございます。

以上、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

先ほど、介護予防健診の中の特定高齢者の選定のお話をいただきましたけれども、そのアプローチをしてからその参加者数というのはすごく少ないわけなんですけれども、その参加アプローチ、その対象としてアプローチした方で参加しなかった方というのはご本人さんがその参加を希望されなかったということなんでしょうか。そこをちょっと教えていただきたいと思ひます。特定高齢者を把握するということは、地域における保健医療、福祉などの関係部門と連絡、連携を取り、地域において要介護状態、要支援状態のおそれがある方についての情報を収集し続けることが大切ですし、本当に必要な人を正確に把握して、この介護予防事業に参加していただくということが水際作戦ではないかと思ひます。その辺またよろしくお願ひします。

それと、運動教室の方は送迎サービスはあるんでしょうか。あと訪問型事業として栄養改善事業も健康づくり推進課との連携のもとで実施予定と聞いていたんですけれども、この事業の実施状況についてお伺ひいたします。

それから、予防の効果というのはなかなかこうすぐに見えるものではないんですけれども、介護予防を期待する声は大きいわけですが、介護予防に参加しての効果というか変化、参加者の反応とか、介護予防への理解とか意識づけとかということでは、参加者の方はどうなんでしょうか。そこの辺お伺ひいたします。

それと、健診の方はぜひ前向きに、前向きなご答弁をいただきましたのでまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、自殺に関してですけれども、自殺率が高い日本ですけれども、地域間格差も大きく、最も高い地域が北東北の3県、青森県、秋田県、岩手県で、最悪が秋田県ということになってるようですが、高齢化と過疎化が急速に進行したことが大きいと推測されています。この秋田県で実施されている取り組みを少し紹介させていただきますと、秋田県では自殺予防のリーフレットなどを全戸配付する一方で、悩みの相談窓口をネットワーク化し、精神科クリニックとの連携も図れるようにしています。また、秋田大学研究チームと協力し、自殺対策モデル事業を始めています。自殺予防の講演会をきっかけにして住民が自発的に心と命を考える会を組織し、自殺予防の勉強会を行ったり、身近に相談できる機会をふやしています。また、気軽に相談を持ち寄れるサロン、「よってたもれ」を官・民協働の団体が運営するなどして、効果が徐々に見え出しているとのこと。このモデル事業からは、ふれあい相談員が生まれ、さらに広がりを見せていま

す。住民自身が参加し、うつ病などの知識を学び、当事者の話に偏見を持たず親身になって話を聞く傾聴の技術を身につけてから、ふれあい相談員となり悩みを抱えている人の話し相手になっているのです。このような過疎化の進む農村部の取り組みは、本市にとっても大変参考になると思います。高齡化社会の支え合いに生かせるものであると考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目の質問にお答えをします。

まず、特定高齡者のアプローチ数が52名で参加者が8名という、この差の関係についてお答えをします。基本健診の結果が特定高齡者の候補者の53名になったわけですが、実際に訪問で保健師が行ったところが、畑仕事をしたりとか、結構元気な方が多いと。結局、健診に来れる方は元気な方が多いということから、特定高齡者の決定になるまでには元気な方が除かれていった場合が多いです。ほとんどがその人です。そして、特定高齡者と決定をした11名と、教室参加者の8名との差というのは、元気ではないんですけれども、認知症の方がいるということで適当ではないということで、本人のその希望ということもあります。それで、結果的には8名になっております。そして、特定高齡者の運動教室については、すべて送迎がついております。無料で送迎をしております。それから、健診結果で運動が必要とかいうことで出てくるわけですが、栄養改善とか口腔の機能とかということが出てきた人は、今年度はいなかったようです。

それから、参加者の反応ですけれども、効果についてですけれども、運動教室の最初の日と最後の日には測定というか、を行っておりますが、最初と最後で改善をされた方もいますし、前よりも悪くなったという方もおります。けれども、運動教室をすることによって効果があるということでやっておりますので、その運動機能については悪かったかもしれませんが、教室に出てくるのが閉じこもり予防にもつながりますし、教室をすること、実施すること自体は必要なことだろうと自分は思っております。それで、悪かった方についても（教室に）出てきてよかったという感想を言っていましたので、ほとんどの方が現状維持か、あるいは改善ということの結果が出ておりますので、運動教室そのものは今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 山崎晃子議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、介護予防事業についてのご質問の中で、運動教室の送迎につきましてのお尋ねがあったかと思っております。ポピュレーションの一般高齡者向けの運動教室につきましては、送迎はしておりません。

それから、自殺問題についてのご質問でございましたけど、秋田県の取り組みについて教えていただきました。ありがとうございました。官・民挙げて、巻き込んで取り組みをされているということで、大変必要な取り組みだと考えております。今後、香美市でどういったことができるのか。また、中央東福祉保健所と連携してどういったことができるのか。さらに、高知県としてこういったことをしていただきたいというようなことも考えていきたいと思っておりますので、勉強させてください。また、もし、いろいろ資料ございましたらご提供いただけたらありがたいです。どうもありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

先ほど、特定高齢者施策の介護予防事業ということで、運動教室がまた来年度も実施地域を拡大して継続されるというお話は聞きました。先ほどもちらっと出てましたけれども、ほかにも要支援、要介護状態になる原因としては、認知症の問題がありますけれども、日本では介護の必要な認知症患者は約170万人と推定され、2015年には250万人に達すると見られています。施設入所者の約9割が認知症とも言われており、認知症予防の必要性を強く感じますけれども、この認知症予防の今後の取り組みについてお聞きをいたします。

それから、職場内のメンタルヘルスについてお伺いをいたします。

職場での心のケアは、上司の対応がかぎを握ると言われており、職場内の相談体制をしっかり構築する必要があります。そのためには、直属の上司、管理者がうつ病などの心の病に対する理解を深めておくことが、早期に職員、従業員の心の病の兆候をキャッチし、いつもと違う状態を素早く読み取り、早期に対処することにつながると考えます。この点について、香美市役所内での職員のメンタルヘルスの取り組みの状況や、相談への対応の体制などについてお聞かせを願いたいと思っております。

以上で、本日のすべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

認知症予防にどのように取り組むかということですがけれども、保健師が回っております、この4月から専門職、正職員は少ないですけれども、3名ですけれども、嘱託職員が相当数おりました、それぞれの支所にも窓口にもおりましたいろんな対応をしております。11月末までに1,000人を超える高齢者の訪問を済ませてきておりますので、そういった本人との直接の対応などによって見きわめをしていくのか、自分ではちょっと医者ではないのでわかりませんが、そういった直接の対応、訪問とか電話対応とかで、そういったことで発見をしていくのか。あるいは認知症予防の教室を開いたり、健診結果などによって発見をしたりということで、事前にその予防していけるような研究を今後もしていかないかと思っております。具体的に自分はちょっとわかりませんが、今後の研修、研究をして取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。また、

山崎議員は専門家でもありますので、また教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 通告になかった質問でございますが、山崎晃子議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

香美市役所内のメンタルヘルスということで、職場内のメンタルヘルスということでございますが、この件に関しましては今までにも一般質問でお答えもいたしました。全世界的に言えば、約3%という数字もございます。そういう面で見えますと、今現在休職中、あるいは病休中の中で、メンタル的な病気で治療を受けておられる方は3%には至ってはおりません。しかしながら、この今月ですか、課長会の中からもこの問題が出てきております。そういうことで、その職員に対してチェックシートと、そのメンタル的な病気に入っているんじゃないかというふうなチェックシートの問題、今、保健師さんにちょっとどういうチェックシートがいいのか、今検討してもらっております。

それから、もう1点は産業医と専門医等の連絡体制、これについて今後考えていきたいというふうに思っております。

それから、やはり基本的には所属長が、日ごろから十分課員の状況を把握していただきたいというふうに思います。やはり、病気に入りますと、遅刻がまず多くなる。特に月曜日に出てきにくくなる。やっぱりそういう面からチェックをかけていっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時04分 休憩）

（午前10時18分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

○22番（西村芳成君） 議長、動議を。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村です。

動議の件ですが、去る初日の一般質問におきまして、大岸議員からの質問の中で不適當と思われる発言がありましたので、議会運営委員会で協議をしたいと思ひますので、議長のその取り計らいをお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 発言の中身は触れませんが、問題とするのは公共土木に係る公共土木の災害の工事に関連する質問の中で、不穩當な発言があったと思ひま

すので、それについて議会運営委員会で協議したいと思いますのでお取り計らいをお願いしたい。

「賛成」という声あり

○議長（中澤愛水君） 賛成の発言がありましたので、動議は成立をいたしておりますので、議会運営委員会でご協議をいただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） そしたら、議会運営委員会の方に一任をいたしたいと思えます。

続きまして、一般質問を行います。

23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。一般質問を行います。

私は、今回5点の事項について通告してありましたので、順次質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず第1点目、市道の維持管理について。

去る9月上旬、市議会議員選挙の最中、集中的な大雨が降りましたが、これは皆さんもご承知のことと存じますが、河川も増水、町（市）の中も各所に浸水状態がありました。その中で土佐山田町東本町、料亭青葉荘から東にかけて、浸水により路面と側溝が全くわからない状態で、側溝には蓋板もないところが大部分で、ちょうどあの大雨の最中どうして来たのか、南国市の乗用車が側溝に落輪して立ち往生しておりましたが、この側溝は浅い40センチぐらいでありましたが、深いところは60センチから、すぐ近くに80センチぐらいのところもありました。今後においても豪雨がないとは言えないと思いますが、そうすると、人も車も、即人命にかかわるといってわけではなくても、踏み外せば足の骨折などの危険はあるのではないかと思います。そうなれば、当事者にとっては大変なことでありますが、そこでお聞きするのですが、あそこの近辺の道路の維持管理主体は町内なのか、香美市なのか。そして、もし道路の側溝などに踏み込んでけがなどをされた場合においては、その人の不注意、その人の責任において処理をされるということになります。香美市として市道の管理責任などを問われるということにはならないかということでございます。いずれにしても、このところの排水の改善策と側溝の蓋板敷設は必要なことではないかと思いますが、市道として市の管理下にあるとすれば、始終状況を予測して対応策も検討する必要があるはしないかとも思いますが、また、その他の地域にも状況は変わりましても危険度のより高いところで生活をしている市民もいるのではあります。まずは前段申しました件についてお聞きしたいと思います。

次に、山林の崩壊防止について。

物部町山崎地区宇筒舞線林道の上方で通称水口という人家の付近から、下方、永瀬ダム上流付近にかけて大規模な山崩れの発生が危惧されているところでございます。この

件については、3年ぐらい前になるとと思いますが、高知市に住所を置く橋梁設計会社の社長が以前調査にかかわったとのことで、「あの山林はいずれ大崩壊を起こすので、その規模はダムの上流域をふさぐぐらいの大崩壊となるかも」ということでした。そうなると、右岸国道側が水流に削られ、国道まで影響することになるおそれもあると思うので、早期に山崩れを防止する工事の要請をしたがよいと思うとの話もあったのですが、合併前旧物部村の当時、執行部へ一度はそのことを進言したこともあります。現在に至り、進展はどうなっているか確認に至ってないところであり。門厳市長さんにおかれましては、現地に立ち会い確認もされまして、専門機関に調査を依頼するとのことであったと聞きましたが、その後の経過と今後の対応策を講じられているようならば、お伺いしたいと思います。

なお、右岸国道側には人家も3戸ありまして、1戸は1人でありまして、現在は高齢者生活福祉センターこずみの方で居住していると思いますが、あとの2戸には2夫婦、4人が在住しております。

次に、3点目として、商店街の再建振興策について。

現在の商店街の状態は、日ごとというほどではなくても、月ごとには輝きとかにぎわいといったような情景は次第に薄らいでいくように感じますが、しかし、土佐山田町は部分的には明るさも感じるところもあります。旧商店街は全く昔の面影が感じられないような状態が、次第に進行中のようでもあります。旧香北町美良布も同様で、物部町の大柘のまちは一層深刻な状態で、昔は小さくてもまちの風情が見えたけれど、この1年半ぐらいで全く様相が変わり、日中でもまちの下の端から上の端まで行っても、人に会わないこともあります。小さいまちでこうなると、どうしようもないかなと思いましたが、末端であっても政治、行政の立場にある者としては見過ごせることでもないと思います。規模は小さくとも、まちはまちとしてのその地域において、あらゆる面においてこれまでも重要な役割を果たしてきましたが、今後においてもそういうことは変わることはないはずでございます。状況は大きく変わってまいりました。香北町、土佐山田町ともに生活に必要とする物資の供給、憩いの場、交流の場としてのまち、また次の世代を担う子どもたちにとっても健全なまちの存在というのは学校にない大きな価値のあるもので、まちや地域の実態を見ながら成長していく実地の勉強、訓練の場でもあり、同じ物資供給の場である量販店とは全く違うものがあります。小学生になると、普通ならば物も人も見定めをする感性能力も持っております。大人の言語、動作、聞いたこと、見たものを善悪も敏感に感じ取る能力ができております。成長期にある子どもにとっては、すべてが教材であり、勉強であり、身につけながら人間形成、人格をつくっていくという、学校での学問、知識の教育と同様必要不可欠のものであると思います。そういったことから、旧3町村の商店街の町は、今後も大きな役割があると思います。したがって、香美市としても過疎地域自立促進計画の中に商店街等の振興策として位置づけてあるものがあります。その中で、近々着手できるという具体策がありましたら、お聞

きしたいと思います。

次に、借地料についてであります。この借地料については12月7日の議会開会日に本件にかかわる議案について質疑応答があり、大体はわかりましたが、そして、石川助役さんから今後においては何も問題の発生のないよう、今回で解決されるということでありましたので、それでよいとは思いますが、2、3点お聞きしたいと思います。

1点は、本件の根拠となります道路の延長と幅員、それから、借地料ということでしたのでその金額を出した基準となるもの。例えば面積とか、それから地権者の人数、昭和7年ごろから始まっているとのことでしたので現在まで70年余りとなりますが、土地所有者の名義の変更等はなかったものでしょうか。それと、土地の地目についてお伺いしたいと思います。できる範囲のことです。

次に、物部町大栃地区の下水処理についてであります。

物部町大栃地区の下水処理については、一部合併処理浄化槽が個人で設置されているところがありますが、大部分は未処理で排流出されているのではないかと思います。ちなみに物部町大栃地区の人口は約1,000人くらいではないかと思います。大規模な浄化施設は立地的にも整備は困難ではないかと思いますが、しかし、処理施設は早期に設置するべきだと思います。既に計画が進められておりましたら、あわせてお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 坂本議員の市道の管理につきましてお答えを申し上げます。

ご指摘の土佐山田町東本町5丁目の市道山田駅百石線は、市道でありますので管理は香美市ということになります。市の管理の過失によりまして事故等が発生しましたら、当然責任を問われるということになります。また、本路線は上流側に当たります鏡野中学校方面からの雨水が本路線に流れ込んで、あふれるという状況が起こっております。今年の9月6日の集中豪雨は、午前8時から午後5時までの連続雨量が145.5ミリメートル、時間最大雨量は午後1時から午後2時のまでの間に67.5ミリメートルが降っております。午前11時から午後3時までの4時間では、132ミリメートルに達しております。土佐山田町民グラウンド南から西にかけての市道山田駅百石線が冠水状態となり、通行に支障をきたしました。ご質問の排水改善につきましては、平成18年度に市街化区域における雨水計画の基本計画、123.05ヘクタールを行っております。'98豪雨以降のデータも参考に現在下水道課の方で設計を進めております。また、平成19年度におきましても引き続き基本設計を予定をしてお聞きをしております。工事としましては、JR北側のあけぼの街道への雨水本管敷設を行っております。平成18年度はさくら保育所北側交差点から、東へ約180メートルの雨水管を敷設中でございます。土佐山田町民グラウンド南側までの本管工事は、県の施工するあけぼの街

道の工事と並行して施工する予定でありまして、平成21年度末には雨水排水は改善されるものと考えております。本路線に流入したら排水のはけ口がございませんので、抜本的な方策としては、流入水を上流でカットする方法のあけぼの街道に敷設する雨水管に取り込むという方法しか、今のところ抜本策はございません。いましばらくの猶予をちょうだいしたいというふうに思います。

また、側溝のふたの件であります。本路線は当初から床板をかけないような計画で設計をされたように見受けられます。今後、対応できるとすれば耳つきのグレーチングの敷設ということになりますけれども、延長も長く、費用も多額なことを要しますことから、検討させていただきたいというふうに思います。

また、当該箇所につきましては、ゴムのポールを路側に立てておりまして、増水時にも道路と側溝の区別をするようにということを立てておりますので、十分気をつけて当面通行いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、岡本博臣君。

○物部支所業務管理課長（岡本博臣君） 坂本議員の山林の崩壊防止についての質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、物部町山崎地区の林道宇筒舞線上方にあります人家付近から、下方の山林約2ヘクタールが、永瀬ダムにかけまして大規模な山崩れの発生が危惧されているところであります。この件につきましては、去る8月4日に行われました防災パトロールで、人家山崎成功宅の周囲につきましては、現地の確認をし、居住しておられる方から地すべりの状況等につきましてお話をお伺いしました。その日は、物部町内17カ所の現地確認が終了した段階で、物部支所で現地確認の総括を行ったわけでありまして。その中で、今後の対応策といたしましては、経過を見守っていく、また、必要に応じ関係課や関係機関と連携し対応していくということでもございました。地すべりにつきましては、素人ではわかりづらいので、一度専門業者に来てもらい、調査のための調査をってもらうということで、県内の地すべり専門業者に現地へ来ていただき見てもらいました。業者の所見といたしましては、「山崎成功宅では、家屋の庭から直下を横切っている農業用水路で亀裂や沈下といった現象が多発しているのが確認された。広範囲でしかも多数見られる亀裂の状況から永年的な地すべり活動によった可能性があり、家屋の一部に見られる数回の修復跡からすれば、近年においても軽微な動きが継続している様子がうかがえた。特に、家屋の北西角付近では、サッシが開かないほどの状況になっており、西向き斜面に比較して北向き斜面での動きが活発である可能性が高い」ということでもございました。対応としましては、人家に直接的な被害が出る可能性が高いため、管理基準値の設定可能な地盤傾斜計1基の設置を提案するというでもございましたので、これにつきましては平成19年度で予算要求をしていきたいと考えております。また、山崎さん宅下方の林道宇筒舞線並びにその周囲の山林でございますが、林道宇筒舞線につきましては、路側の地盤沈下や山腹崩壊等がございまして、9月13日から全面通行ど



めにしております。業者の所見といたしましては、「路面を横切るせん断亀裂があったり、山手側斜面の一部に滑落によったと見られる段差が確認されるなど、地すべり性の現象が確認された。これらは、山崎成功宅で見られた地すべり性現象に関連している可能性もあり、道路の復旧計画に当たっては、事前の斜面調査を実施しておくことが大事ではないか。現地探査によりデータを収集し、得られたものから不明な点を解明し、それに基づき精査を計画、実施していく工程で復旧計画を立てることが望ましい」ということとでございます。当面必要な調査として現地調査を2ヘクタール、調査ボーリング10メートルを2本、水位観測、それと縦横断測量一式となっておりますが、これにつきましては予算の関係、また、この調査を行っても地すべりそのものはとまりませんので、今後の検討課題ではないかと考えております。今後とも関係機関と連携し、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 坂本議員の商店街再建振興策についてのご質問についてお答えいたします。

全国を取り巻く商店街の経営環境は、規制緩和に伴う大型店の進出を初め、店主の高齢化やライフスタイルの変化、後継者問題、また、通信交通手段の発達などに伴い、さまざまな課題に直面しております。香美市におきましても、店舗の空洞化が3つの商店街それぞれに見られ、深刻な問題として受けとめております。特に、坂本議員が述べられましたように、人口の減少及び高齢化率の高い地域ほどより厳しい状況にあると思っております。厳しい現実ながら、3つの商店街の衰退に歯どめをかけ、輝き、にぎわいを取り戻す方法としては、行政主導型ではなく、それぞれの商店街が独自の事業を展開し、集客に努める施策を商店街みずからが創意工夫を凝らし、環境変化に柔軟に対応していくことも重要となっております。土佐山田町のゑびす商店街では、今年は実施できませんでしたがゑびす昭和横丁の取り組みを実施してまいりましたし、物部町大柝商店街では、ポイントをためると抽せんや商品券になる物部カードを発行しております。また、香北町美良布商店街では、アンパンマンロードとして商店街5カ所のスタンプを押しますと、アンパンマン関連のステッカーがもらえるなど、独自の取り組みを行っております。12月は、土佐山田町ゑびす商店街、香北町美良布商店街で年末大売り出しセールを行っておりますので、地元の商店街で買い物をしていただきますようお願い申し上げます。

香美市自立支援施策における香美市の未来を担う子どもたちや、高齢者に見合った優しい具体策はまだ見出せておりませんが、商工会では来月から商店街活性化に向けての勉強会を始めますので、ともに学び研究してまいります。多くの例を見ましても、行政が主導となった事業は長続きしておりません。活性化等につながる事業施策を商工会や協同組合等を通じて提案していただき、行政としましても慎重に検討いたしまして、できる限りの支援を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 坂本議員さんの借地料につきましてお答え申し上げます。

まず、面積ですけれども、根拠を3点ということでしたが、面積につきましては3,830平方メートル、それから、地権者の人数ということがございますけれども、地権者の人数は把握しておりません。といいますのも、旧岩村地区への道敷料につきましては、部落長さんが代表で、部落長さんの請求によってお支払いすると。これは、その戦前からそういうふうな約束事できていたみたいなんです。それで、旧岩村が土佐山田町と合併したときにもその制度を踏襲したと。その関係で市役所の方では人数が把握できてないという状況でございます。

それから、3点目、敷地料の算出の根拠でございますけれども、これは反当2石ということで、政府買入価格米の、等級は忘れましたが311円を当てまして、それで計算をして敷地料をお支払いしていると。ざっと36万円程度になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 坂本議員の5点目の質問、（物部町）大栃地区の下水処理についてお答えをいたします。

現在、物部町大栃地区の下水処理につきましては、議員さんの言われるとおり一部のご家庭と事業所の合併処理浄化槽での個別処理のみで、大部分の生活雑排水は未処理のまま物部川に流出しております。お尋ねの（物部町）大栃地区の大規模な下水処理施設の設置計画はとのことですが、現在特に計画は進めておりません。が、平成13、平成14年におきまして作成されました高知県全県域生活排水処理構想の中に、旧物部村におきまして市町村生活排水処理施設整備計画で大栃地区の下水整備が構想としまして作成されております。作成の概要としましては、処理面積65ヘクタール、処理人口834人、建設期間、平成33年から平成37年の5カ年、事業費、13億300万円で、整備の手法としましては、現在香北町で実施しています同事業の特定環境保全公共下水道事業の構想計画でございます。今後の（物部町）大栃地区の下水処理整備につきましては、この構想自体を検証するとともに個別処理と集合処理方式との有利性も判定しながら、地域の実情、要望等に即するよう検討させていただきます。なお、当面は個別処理方式の合併処理浄化槽補助事業にて（物部町）大栃地区の汚水処理対策を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の市道の維持管理については、私が通告してあった範囲内のご答弁をいただいたものと思いますので、あとは今後への課題として聞いておいていただきたいと思います。

すが、ただ、あの状態を、側溝の状態を見まして、あそこが片方、南側が60センチメートルの深さ、北側が80センチメートルの深さがありましたんで、ちょっと町（市）の中の側溝にしては小さい道路の際では異常じゃないかなと。それはそれなりの事情がありまして深くしたものであろうと思いますが、それは今後もあれだけの豪雨があるということになると、同じように当分は（雨水が）たまっていくのじゃないかということを考えますと、もし子どもさんでも近くにおるということになりまして、思わず飛び出て踏み込むということになったら側溝へこぼり沈んでしまうぐらいの深さがあります。今ある側溝の蓋板にしてもグレーチングがほとんどで、ところどころということでありまして、その蓋板、グレーチングがあると思って踏み込んだらないという場合があります。可能性が十分ありますので、それもちよっと重たいものが乗っかかると、乗用車でもかかると外れそうな、ほんのちょびっとかかるだけのそのグレーチングを敷いたところがほとんどであったように思いますので、重量物は恐らくもたんということと、ところどころであるので誤って踏み込むと。そうしたときにもしけがでもされた場合は、これは通告はしてありませざったのであえて強要はしませんが、そのときのそのけがをした場合にはもうご本人の責任で処理をするということになるのか、もしその市の管理する市道であるので、ちょっと責任の所在を何とかいう問題が起きる心配はないのか、これは通告はしてありませざったのであえては申しませんが、ご答弁いただければ、また、きょうその点の答弁ができないということになれば、次の機会にでもお聞きをするようにしたいと思いますが、あえて発言をさせていただいたところでございます。

それから、次に、2点目の山林の崩壊防止についてですが、これも通告には詳しくは載せてなかった、載せることに問題があるかもしれないとも考えたわけですが、やはりこれが危惧されるような大崩壊になるとすれば、上にあるこの（物部町山崎地区）水口というところの家ですが、これは恐らくもう宅地までいかれるのじゃないかという危険性があると思います。そうすると、それ以前に立ち退きということになるか、今、その防災工事、これは防災工事ができる方法はあるということをも前に調査をされたのかどうかわかりませんが、聞いたときにはあの山ぐらいはとめる工法はあると。その費用がどれくらいかかるは別として、これまで物部川が濁るということが言われますが、これは崩壊してからじゃ当然濁るはず。濁る前に防災工事をせんと、これは1回崩壊が起きると場合によっては何年間も放置される場合もあるので、それは、その間雨が降れば必ず濁りが入るわけですので、これはもう物部川の濁水というのはもう絶え間がないということになるわけです、かなり大きな崩壊になりますと。ということで、昔は予防治山というのがやられて、崩壊がありそうなどいうところは、特に国有林なんかは小さいうちにその治山工事をやっておりましたが、最近はほとんどがもうそういうことはやらず、もう災害があつてからやるわけです。そういうことで、この濁水問題というのも絶え間がないわけですので、これはひとつ市長さんに今後のひとつ課題として防災的などところによつたら、工事ができることを国会議員の先生を通じ進言していただいて、

実現できればというように思いますが、その辺の市長さんのひとつ取り組むお考えがあればお聞きをしておきたいと思えます。

次に、商店街の振興策についてですが、これはまちづくりの構想の中にもありますように3点ほどあったと思えますが、対策は講じていただかなければならないと思えますが、土佐山田町、香北町、物部町とそれぞれ事業も異なりますし、まちというのは多少その空間があることがええのかもしれませんが。大震災ということが予測しますと。(物部町)大柘も随分もう何と言うか、昔のまちの姿はほとんどなくなりまして空いたところは駐車場なんかにも利用しておりますが、それだけに戸数が減る。中には、家があってももう空き家同然、1カ月に1回見に来る程度のような状態でありまして、そこらの問題をこれから何とか人が住めるような方向に考えていくべきではないかというように思えます。それで、具体的にどのあたりへ一つ計画を進めていけるようなことがならないものかなと。ある程度の空間はやっぱりどうも必要ではないかと。もし火災とか倒壊とかということがあればもう全体へ影響することになりますので、そういうことを十分に踏まえながら、これで見捨てるでなく、新しい構想でもってまちの再建・復興をひとつ計画していただきたいということでもあります。

次に、(物部町)大柘地区の下水道ですが、借地料についてはもうご答弁いただきましたのでそれで理解をいたしました。(物部町)大柘地区の下水処理ですが、やはりこれも早期に設備をするべきであろうと思えます。比較的目にはつきにくいけれども、水質汚染にはかなり影響があつておるのではないかとと思えますので、やはり密集地では合併処理浄化槽というのはちょっと現行では難しいと思えますし、大震災とかいうことを予測すると、やはりここに合併処理浄化槽という方が理想的であるという話も聞いたところですが、これならば途中の管が傷むということもなしにどんなことがあっても使用ができるということですので、その点、有利性もあるとは思いますがけれども、人家が密集したところではなかなかそれができる余地がないということであると思えますので、現地を調査していただき、できれば早い機会に実現していただいたらというように考えられるので、あえて質問させていただいたところでございます。

以上、質問いたしまして、第2回の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長(中澤愛水君) 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長(中井 潤君) 坂本議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

土佐山田町東本町の市道山田駅百石線は、先ほどお答え申し上げましたとおり当初からは床板をかけないような計画をされたように見受けられております。市としましては、グレーチング等は敷設をしておりませんで、個人の(家の)入口に個人が床板等をかけているというのが現状でございます。道路と側溝との区別をするために、ゴムポールは市の方で設置をいたしております。冠水によりまして区別がつかず、踏み外してけがをした場合、そのような場合の責任を問われたらということでございますが、市の過失によりまして責任を問われた場合は、市町村総合保険ですか、市の施設に対しまして保険

を掛けてございますので、ご本人と話し合いましたら保険で対応するということになるのかと思います。いずれにしましても、抜本的には下水の雨水排水の実施が不可欠でありますので、当面気をつけた通行していただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、岡本博臣君。

○物部支所業務管理課長（岡本博臣君） 住宅の安全性、それと立ち退きの件でございますが、業者の方では、「その住宅が建っているところは比較的地盤が安定しておりますので大丈夫であろう」という話でございました。それで、避難、とにかく崩壊する前に避難ということになると思いますが、台風時や大雨が予想される場合は事前に避難しているようでございまして、避難場所は山崎地区にあります山崎老人憩の家で避難しているとのことでした。山崎老人憩の家はちょっと距離が遠いので、影仙頭地区にあります集落センターですか、そこをかったらという話もしております。また、くれぐれも大雨が予想される場合は早目に避難してくれということ、数回話しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 坂本議員の山林崩壊防止についての、防災工事への今後の考えであります。

先ほど物部支所業務管理課長の方からご説明をいただきました事例につきましては、十分その対象地域人とのコミュニケーションを交わしながら、災害にあわないような体制をとらなければならないというふうに思っております。8月4日に行われました物部町地区での防災パトロールで何カ所か見せていただきました。地すべりが予想されるいいまいしょうか、そうした心配をされる場所につきましても、天王地区ですか、等を含め、何カ所かこの山崎地区を含めて何カ所かあったわけでありまして。そうした中で、天王地区につきましても現在調査も行って、継続をして行っておりますし、またこの山崎地区の山崎さんのところにつきましても、今後も調査をしながらその推移を見定めていかなければならないというふうに思っております。防災工事につきましても、なお、今高知県のいわゆる事業等もなかなか今できていないようでございます。そうしたことから、単独でもなかなか難しいわけでありまして、そうした災害が予想される場合には特に避難を事前に行っていただくということしか、現在のところございませんけれども、なお、そうしたことも喫緊の課題であるということも十分承知しながら取り組んでまいらなければならないというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 坂本議員の商店街再建振興策についての2回目のご質問にお答えいたします。

各商店街とも空き店舗が多く見られます。店は閉じられましたけれども、住家となっていることからなかなか借上げが難しい状況となっております。しかし、坂本議員の

述べられたように、災害に強いまちづくりも含めて、今後具体策を研究してまいります。  
以上です。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 坂本議員さんの（物部町）大栃地区の下水処理についての2回目のご質問にお答えします。

ご存じとは思いますが、下水道事業、集合処理方式でございますが、道や公園の工事と違いまして、工事の完成が終わりとならず、各ご家庭の台所、お風呂、トイレからの排水設備をつないでいただかなければ何の価値もなく、河川水環境の改善にもなりません。これは、高額の宅内改造資金が必要で、受益者の皆様方に多大なご負担をおかけする、リスクを伴う事業でございます。このことが水洗化の低率化、維持管理費の経費の不足となり、市財政の圧迫にもなります。このことも含めて考えていきまして、市の財政負担、財政計画、地域の実情、要望、意見などを総合的に十分考慮しまして、現在、下水道の構想であります（物部町）大栃地区の下水処理整備の方向づけを行いたいと考えております。

以上です。

○23番（坂本 節君） 以上で終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問をいたします。

消防関係についてと教育関係についてでございます。

1点目、消防行政につきましては、市民の生命、身体、財産の保護の役割を担うと考えますが、近年、救急に対する関連はますます複雑多岐にわたり、その緊急性、必要性は年々高まりを見せています。社会環境の変化に伴う核家族、独居、高齢化、そして疾病の多様化、また、国内外においても住民の安全を脅かす災害、事件が発生しており、救急業務需要の増加は続くものと考えられます。消防機関は24時間フルタイム稼働の体制で、住民の最も身近にあって安全と安心を提供している重要な行政機関であると考えます。香美市消防における救急業務のあり方について幾つかお尋ねいたします。

人員と車両の配置について、及び救急体制の現状と課題は。次に、病院間の搬送の事例も幾つかあられると思っておりますが、現状と課題につきまして。

次に、住民の方々から「通報してからの現場到着まで、来る時間が遅いのでは」とか、また、電話、通報して、「電話での応対が少し時間がかかるのでは」といったことも聞きます。これは、まあ突発的な事故でもあり、非常に時間が長く感じられる方もおられると思っておりますが、そういったことも含めまして救急車両使用のあり方についての住民への周知についてはどうか。

次に、高齢者に対する火災予防であります。火災が発生しやすい時期については、消防本部、各分団を初め、私設消防などが住民に対しての防火宣伝などを行い、火災予

防に向けた取り組みを行っていると考えますが、高齢者世帯、独居老人等に対する火災予防の取り組みについてはどうか。

次に、2点目の教育関係でございます。

学校における部活動であります。体育系、文化系等もありますが、生徒一人一人が自主的に入部し、それぞれが個性の成長や体力の向上を図る目標を持って行っていると考えます。教科を離れた活動であり、学年、学級の枠組みを超えて、興味と関心を同じように持つ仲間組織され、より高い水準の技術や記録に挑戦する中で、忍耐することを学んだり、達成感や喜びや楽しみをともに感じるができると考えます。その反面、悔しさやつらさを感じたり、勉強や進路の問題とは違った悩みや葛藤があるのではないかと考えます。クラブ活動を通して、先輩や後輩との関係の中で協調性、連帯感、責任感を身につけることができ、今後の社会人として成長していく過程の中において非常に意義深い活動であると考えます。学校教育におけるクラブ活動の状況について幾つかお尋ねします。

クラブ顧問と担任との情報交換についてはどうであるか。また、保護者とクラブ顧問との情報交換についてはどうか。

また、学校間におけるクラブ間交流は、そして生徒間同士の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 14番、島岡議員の防災関係について幾つかご質問いただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず1点目の、車両と人員の配置について、及び救急体制の現状と課題はとのご質問でございますが、まず、車両はご存じのように本署に2台と香北分署に1台の計3台を配備しております。本署の2台のうち1台につきましては、予備車両ということになっております。車両につきましては、国の定める消防力の整備指針では、人口15万人以下の市町村にあっては、人口3万人に1台と、3万人に1台を基準とするというふうになっておりますので、本市の場合1台で基準を満たしていると、人口から見ればそういうこととなります。が、管轄エリアが広いこと、また、香北分署があることなどから、それぞれに配備し救急行政サービスの向上に努めているところでございます。

また、人員に配置につきましては、救急車の台数に合わせて職員を配置するということは到底不可能でございますので、各消防隊に所属する職員で、救急救命士の資格を持つ10名を中心に、救急分隊として兼務職により対応しているというのが現状でございます。

また、救急体制の現状と課題でございますが、救急体制の現状は先ほど申し上げましたが、現在救急救命士の資格取得者は、日勤の職員も含めまして13名でございますが、このうち各隊に所属する10名を、本署に6名、分署に4名の配属をしております。こ

のことに由りまして、24時間、365日、各救急車1台に1名の救急救命士が乗車し、消防車への対応が行えるように努めているところでございます。課題といたしましては、ご質問にもありましたように年々増加する救急出動への対応ということになります。管内の人口は減少しているものの、高齢者また独居老人などの増加など社会情勢の変化に伴いまして、救急搬送の人員はこの10年間で67%も増加しております。10年前、平成8年には1,000人を割っておりましたが、昨年の搬送人員が1,600人ぐらいに達しております。本署に予備車として配備しております救急車も常に救急活動に出動しております。分署と合わせて3台がほぼ同時に出動することも珍しくない状況となっております。それに伴いまして、救急車の走行距離が格段に伸び、1台当たりの年間走行距離も3万キロを超えるような状況となっております。このことに由りまして、高額な救急車両の買い換え時期も2、3年短縮されるというような状況で、救急車両の更新が大きな課題でございます。

次に、2点目の病院間の搬送の現状と課題、また救急車両の使用のあり方について住民への周知はどのこととでございますが、病院間の搬送につきましては、平成17年は207人となっております。全搬送人員の約13%程度でございます。それ以前につきましても、各年度を見ますと、大体10%から12%程度でわずかながら増加しているという状況でございます。このことにつきましては、昨年7月に香美北部医師団に対しまして、軽症群の傷病者に対する転院搬送について文書により協力依頼をしたところでございます。救急転院搬送につきましては、全国的な課題でもございます。消防法で定められております救急業務の業務対象範囲というのがございまして、その中に政令で定める業務に準ずる事項、その他の事由で政令に定めるものによる傷病者ということになっておりまして、救急転院搬送につきましては、政令で定める、いわゆる「消防法施行令で国内において生じた事故、または生命に危険を及ぼし、もしくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病で、医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合」とされております。また、転院搬送は、緊急を要する傷病者の他の医療機関への搬送として、消防法に定める救急業務に該当しますので、地方公共団体、いわゆる市町村の消防で処理すべき事由ということになっております。消防本部といたしましては、救急救命士による救命活動として気管内挿管や薬剤投与、またAEDなどの使用などによりまして、高度化した救急救命活動による救命措置の質の向上を図り、救急行政サービスの向上により一層努めているところでございますが、転院搬送につきましては医療機関の協力が必要不可欠でございまして、病院からの救急要請につきましては、先ほど申し上げましたとおり、生命に危険を及ぼし、もしくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病であり、緊急度、重症度をおもんばかっている医師の判断による救急要請だと受けとめ、対処しているところでございます。つまり、転院搬送は救急業務に該当しますが、単純に医療機関の都合による転院搬送につきましては、今後、なお一層関係医療機関と意思の疎通を図り、相互の協力が得られ



るように努力していきたいというふうに思います。

また、救急車の使用のあり方についての住民への周知はどのことをございますか、このことにつきましては、特に住民の方に対し周知をしているということとはございません。住民の方から救急要請がございましたら、当然迅速な対応をしなければならないというふうに考えております。先ほど、時間的なことが質問の中でございましたが、昨年の統計といひますか記録を見てみますと、各地から通常8分以内ぐらいで行きなさいということになっておりますが、香美市の管内では、昨年は8分をすべて切っておりまして、大体5分から7分ぐらいで平均して行っておりまして、特に遠隔地の場合には、これはやむを得ないかというふうに思います。ちなみに、また急病、病気の場合には、6～7分で大体すべて対応しておるといひ結果が出ておりますので、時間的なものは先ほどご質問にもありましたように、非常に急いでおるといひこと、長く感じるということではないかというふうに思います。本人もしくはご家族の方が傷病者になりますと、一刻も早く病院にと思われるのは当然でございます。大規模な災害等によりまして多数の傷病者が出た場合には、トリアージと言われる優先順位も必要かと思ひますが、日常では住民の皆様方の良識にお任せしているという状況でございまして、救急車の適正利用はおおむねされているというふうに思っておりますので、あえて周知をするといひことは現在のところ考えておりません。ただし、特に逸脱した方につきましては、県下の各5消防本部や関係機関と連携をとって情報交換等をしていながら対応しておりますので、今後も市民の方々からの救急要請には、迅速かつ的確に対応できるように努めていきたいと考えております。

3点目の、高齢者世帯独居老人等における火災予防の取り組みについてでございますが、ご質問のように火災が発生しないよう予防が重要であるといひことは認識しております。現在、この活動として、香北消防団では冬季訓練の当日、各分団ごとに民生委員さんの協力を得まして、独居老人のお宅を訪問し火災予防の指導を行っていただいております。確認しますと、物部消防団と土佐山田消防団では、香北消防団のように全分団で一斉にといひのは行っていないといひことでございますが、分団によりましては地域住民を守る地域の消防団として、常日ごろより高齢者や独居老人の方々には特に目配り、気配りをしていただいている分団もございまます。数年前と比較しますと、ふろを外からまきを燃やして沸かす家や、炊事場で火をたくこともほとんど見られなくなっております。日常の生活様式の変化に伴いまして、そういった原因の火災の発生は激減しておりますが、やはり火災発生時には避難等大変な高齢者、また独居老人など弱者を守るためにも火災予防の啓蒙、啓発は重要でございまますので、地域住民でもあります消防団の協力をいただきながら、また、連携を取りながら火災予防に取り組んでいきたいと考えております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 島岡議員のご質問にお答えいたします。教育関係、クラブ活動について幾つがご質問をいただきましたので、順次お答えをします。

クラブ活動の状況ということですが、議員も申されましたように、クラブ活動については生徒の心身の健全な育成のため重要なものとして位置づけており、4つの中学校ともほとんど全員の生徒が運動部もしくは文化部に所属して活動を続けております。生徒全員がいずれかの部に所属して活動しているという学校もあります。

クラブ顧問と担任との情報交換はどうかということですが、学校であったこと、またクラブ活動での様子など、日ごろの会話の中、職員会、学校によっては学年ごとに絶えず情報交換をしております。保護者とクラブ顧問との情報交換はということですが、クラブについては、ほとんどのクラブが保護者会を組織しております。定期的な保護者会のほかに、必要に応じて会合を開き、情報交換を行っています。また、いろいろな各種大会、発表会には、多くの保護者が駆けつけてくれその機会も利用して情報の場としております。

学校間におけるクラブ間交流はということですが、多くの運動部では練習試合、合宿、遠征等実施しており、市内外の学校との交流が図られているということです。香美市については校区ということがありまして通学する学校が決まっておりますが、従来から校区外通学という制度があります。学期途中の転居とか、いじめとか不登校、かぎっ子などが対象でありましたが、今年度からはこの制度を緩和して、部活動にも導入しております。申請に基づいて教育委員会で実情を調査、審査し、転校が認められる者について許可をしております。こういうことで、生徒のクラブ間交流も今後進むものと思われまます。生徒間同士の状況についてはどうかということですが、生徒間同士は技能はもちろん精神面の強化のために毎日切磋琢磨しており、顧問は生徒間のよりよい人間関係づくりを目指して指導をしております。部活動によっては先輩からの指導が厳しいとか、そういうトラブルもあるようですが、その都度後輩の思いを伝えるなど、また保護者会をもつなどして解消をしてきております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡です。2回目の質問を。

消防長には、丁重なご答弁ありがとうございます。

まず1点目は、救急車を予備車を今使っておるということで、2台と考えてよろしいでしょうか。夜間、救急車両が2台出動した場合、1台に3人の乗務と決まっておりますが、そうしますと通信室に1人おった場合、仮に6人出動、1人が通信でおった場合の夜間の、そこで災害、火災が起こった場合の職員が少人数になると思いますが、その辺の対応についてはどんなことを考えておられるか。

それと、今、病院間の搬送について丁重な説明をいただきました。香美市において10%からあられるということの中で、病院間の搬送の具体的な、消防長として事例をお

持ちなのか。そしてまた、救急車で病院から病院へ搬送する場合は、医師が同乗するということが基本的になってくると思いますが、その辺はどうでしょうか。

それとあと、高齢者の問題であります。香北町地域、物部町地域においては諸般の報告でもありました、非常備の分団の方が訓練や演習の後に民生委員とともに独居の家を回っておられるということで、土佐山田町地域においては、やる分団もあるが、やらない分団もあるということでありまして、非常備の土佐山田町全域の分団にも協力を仰ぎまして、また、土佐山田町の方では自主防災組織も立ち上げておられます。そういうところでも連携を仰ぎながらという、連携といいますか、その辺ができないものか。

あと、確認といいますか、ほたら香美市においてスポーツ少年団とかそういう活動がうんと盛んであって、香北中学校になくて、鏡野中学校にあるという、ほいで部活動への校区外制度で、そういう部活動も認めるとっていいものではないでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、夜間に救急が2台出た場合の職員数のことについてでございますが、もう事前に（2台の救急車が）出る場合には必ず補充職員というのを、その日その日もう決めておりますので、すぐに連絡をして、署に近い職員で大体回しておりますが、補充人員に出勤をしていただくという体制で人員確保はしております。

それと、救急車への医師の同乗、転院搬送の場合の医師の同乗でございますが、これは指導等はあっております。基本的には、医師を乗せてた方が車の中で何かあった場合の対応ということでございまして、その消防搬送の職員に対しての責任をなるべく軽減するというような形であろうかと思いますが、各自治体等見てみますと、すべてがそういう形でやっておるということでもないようでございます。大きいところでいきますと、神奈川県横浜市なんかにおきましても、「基本的には乗せるが、やむを得ん場合にはもう仕方がない」ということで対応しておるようです。また、そういう形でございますという形の文書を医師の方からいただくというようなことをやっておるところもございません。香美市の場合には、現在のところそこまで至っておりませんが、今後、先ほど申し上げましたように一度医師団の方にもお願いをしておりますので、私の1年目でございます、ある病院の方で直接歩いて救急車へ乗ったという転院搬送の方がおいでまして、ちょっと電話でその条件的なところの話をさせていただきました。ところが、医師からのお答えは、外傷的なものではないですけれど、そのときの例として、長島監督のいわゆる心肺ですね、ところがその救急を要するということでございましたので、長島監督と同じような症状だったということでございまして、救急を要するんでということでした。一概に外から見てということではなくて、あくまでも医師の判断と。東京消防庁でもそれこそ議会の方でそういう質問があったようで、そのときも東京都の方の消防長が、あくまでも医師の判断にゆだねるということでございまして、そういうことで。今後なるべくその軽症群についてはお控えをいただくというような形での、医師との協力体制

をとっていきたいというふうに思います。

それと、消防団のその活動についてでございますが、全体で行えれば一番よろしいかと思えますので、今後、まだ消防団、その団そのものがそれぞれの団で活動するということになっておまして、4年以内に一つの団になることになっております。団の幹部の方と協議をさせていただきまして、すべてにおいて高齢者等にそういう指導ができるようにと協力をお願いしたいというように考えます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員さんのクラブ活動についてお答えさせていただきます。

この世の中の流れといいますか、国や県の指導といいますか、がありまして、今、義務教育は校区を決めておる。香美市もそうですが、それがほとんどです。ところによりましては校区を決めてなくって、自由に選ばせているところもふえてきております。そうした中で、先ほど課長も申しましたような校区外申請というものもありまして、主にかぎっ子とか、体の状況とかでそういう流れは年ごとに多くなっております。それで、そういったことも知らない方があろうかと思ひまして、こないだも広報に載せました。その中で、部活動、クラブ活動についてでございますが、部活動についても認める方向というような流れもありましたので、11月の教育委員さんの定例会でご審議いただきまして、一応今度の入学生からなるかと思ひますが認めようかということに決まりました。従来は、香美市におきましては旧物部村も旧香北町も中学校は1校でございました。旧土佐山田町も鏡野中学校と繁藤中学校で、そんなに市内で学校を選ぶというようなことはなかったわけです。町（村）を越えるときには住所を移しまして、その部へ行きたいときには通っておるという例はございました。鏡野中学校へ来た例もありました。その、まだ全然だれもそういう手続きをしておる者はないわけですけれども、ちょっと南国市の方を調べましたら、南国市はご承知のようにいろいろ部活の活発な学校も、中学校もたくさんありますので、小学校でその活動をしておった者が中学校でも引き続きしたいときに、審査をした上で認めるというようなことを、もうここ何年かしておるようでございます。うちにつきましてはまだこれからですので、余り急激なことは考えておりませんが、南国市に倣ったようなことにするのかどうか、また教育委員さんにもご審議いただきましてやっていきたいと思ひています。差し当たって今度の中学校1年の入学生につきましては、そういう制度もあるということをお知らせを、どこの学校へ入学するという通知の中に書き入れてしたいと考えております。それも実情を調べて、審査してのことですから、願ひ出た者が皆そうなるというような、極端なことは考えてはおりません。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君）

18番、石川彰宏です。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、18番目の質問者として、今議会、一般質問のとりをさせていただくとともに、香美市になり初めての一般質問をさせていただきますので、執行部の明確な答弁をお願いいたします。

1点目は、香美森林組合と物部森林組合の合併についてであります。

3町村合併以前は、旧土佐山田町に南国国見森林組合、旧香北町に香美森林組合、旧物部村に物部森林組合がそれぞれあり、県下的にも知られた森林組合でありました。余談ではありますが、この3つの森林組合について存じない方もおいでだろうと思い、少し説明させていただきます。南国国見森林組合は、土佐林業の発祥の地として、高知県で最初にできた森林組合で、南国市と旧土佐山田町の一部の森林を管内に有し、香美森林組合は、現香南市の旧夜須町、旧香我美町、旧土佐山田町の一部と旧香北町を管内にし、林道、作業道の開設に努め、高性能林業機械を駆使し、列状間伐で山主に利益をもたらし、全国的に注目され、視察者が各地から毎月のように訪れる組合であり、物部森林組合は、昔から特林家が多く、国有林面積も広いところであり、近年山主に少しでも多くの収益が上がるようにと木材集積所を有し、市を開催しているところで、旧物部村管内にしているところでもあります。また、この3森林組合管内は、早くから林業が盛んで人工林率も高く、県下的にも材積の蓄積量は多いところでもあります。これが3森林組合のあらましでございます。今、全国的に森林組合の合併の進んでいる中、高知県の森林局でも流域に1森林組合ということで合併が推進されており、当3森林組合も平成8年より協議を始め、平成15年に合併協議会を立ち上げ、協議の結果、先行合併として南国国見森林組合と香美森林組合が平成18年4月1日に合併して中核の森林組合として香美森林組合が誕生したわけであります。前段でも申し上げましたような流域に1森林組合ということと、3町村合併して香美市となったわけですので、市の中に2つの森林組合があるのは、財政面、効率面からいっても香美森林組合と物部森林組合を早期に合併させ、体質強化を図るべきだと思うわけであります。また、3森林組合合併協議会も解散されてないともお聞きしております。また、合併に携わっていた当時担当者だった現農政課長さん、香北支所長さん、物部支所長さん、3名が内容もわかっておりますので、行政主導で合併さすべきだと思うが、市としてはどうのお考えかお伺いいたします。

2点目として、香美市健康センターセレネについてであります。

昨日、比与森議員の質問に対し健康づくり推進課長の答弁があり、この答弁と重複するところがあるかもわかりませんが、再度お伺いいたします。この施設につきましては、旧香北町に町民健康増進のために平成4年4月8日にオープンして以来、来年で15年目を迎えるわけであります。開館当初は物珍しさもあり、若者の出会いの場でもあり、何組かのカップルも誕生しました。また、長寿運動教室、体のリフレッシュ、医師に勧められた方等さまざまな利用で、オープンから平成12年度まではプールの利用者は年

平均6万9,000人程度の利用者がありましたが、それ以後は年々減少して、昨年は3万7,000人程度の利用者しかなかったわけでありましたが、これは近隣町村に同じ施設ができ、また、施設や運動器具の老朽化が起因していると思われるところであります。私もオープン3年目ごろから会員になり、利用させてもらっている1人でありまして。私も一時期体型もよく、体も調子もよくなっておりましたが、たまにしか行かなくなると元の体型に戻ってしまいました。ここで、たまにしか行かなくなると目につくのが施設の老朽化や傷みでございます。本年、10月28日に地区長さんを集めて開催いたしました行政連絡会の席上、答弁の中で市長は「旧香北町にある健康センターセレネが、合併して利用料金が安くなったのでぜひ利用していただきたい」と言っておられました。香美市民健康増進のために、市民に安全に気持ちよく利用していただくためには、どうしても大規模改修が必要になってくると思われまします。市としては、今後大規模改修の予定があるかどうかお伺いいたします。

それともう1点、この施設につきましては本年9月1日より3年計画で施設を指定管理者として株式会社香北ふるさと公社に任せたとのことでございますが、これは経営が非常に厳しいものがあると思われまします。もし、契約期間中に経営困難になり、経営を解除したいと、契約を解除したいと申し入れがあった場合、市としてはどのように対処するかお伺いいたします。

1回目の質問終わります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 石川彰宏議員の森林組合の合併についてのご質問にお答えさせていただきます。

旧3森林組合の合併経過につきましては、石川議員の方からご説明がありましたとおりであります。平成17年3月30日に開催されました香美南国地域森林組合合併検討協議会で二段階合併に変更し、香美、南国国見両森林組合が先行合併し、3組合合併検討協議会は継続して、会長を香美森林組合長、副会長を物部森林組合長とするということになっております。また、その森林組合の合併の事務局でございますが、これにつきましては、平成10年から中央流域林業活性化センターとなっております。中央流域林業活性化センターは、香南市、香美市、南国市、高知市をエリアとする組織でございます。広域組織でございます。

次に、地理的、歴史的、経済的に親密な関係にある両森林組合の合併につきましては、地域にとっても、市の行政効率面からも重大な課題であると認識しております。1市に2森林組合があるということは、担当の事務量も倍となっております。そういった観点も深く認識はしております。

さて、答弁ですが、森林組合の合併により経営基盤、業務執行体制、事業の再選強化を図り、今後さらに森林組合員や地域社会の多様な要請にこたえ、地域林業の発展に資する中核組合への転換は、市としても期待するものであります。しかし、合併について

は広域を抱え、また当事者間の合意が基本であり、最終的には組合員が決定するものでもございます。行政が前面に出て指導や強要をすることは、ある面では圧力となります。高知県では漁協の関係での合併が問題となりました。12月11日の高知新聞にも出ております。ということもありまして、行政の方は意見を述べる程度とし、あくまで森林組合系統による方向性、これは平成22年に県内を10森林組合にするという構想がございました。これらのバックアップや側面からの協力体制こそ行政が行う森林組合強化と健全な運営、森林組合の発達がかなえられるものではないかと考えております。両森林が合併しますと、広域ということになります。香美市だけでの考えで進めていくことはできません。広域的に考えて、今後事務局が香美市林政課にございます。進めていきたい思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 18番、石川彰宏議員の香美市健康センターセレネについてのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の大規模改修の予定についてお答えをいたします。ご指摘のとおり、香美市健康センターセレネは開設以来15年近くが経過し、施設本体が相当傷んでいる状態でございます。本年10月16日付で株式会社香北ふるさと公社からも施設改修についての要望書をいただいております。そういうことから、早急な改修が必要であると考えまして、平成19年度当初予算に要求をしていきたいと考えております。しかしながら、改修には相当多額な予算を伴うこととなりますことから、市長を初め財政課等と調整していきたいと考えております。

次に、2点目の指定管理者が契約途中で契約解除を申し入れてきた場合の対応についてお答え申し上げます。香美市健康センターセレネの指定管理に係る協定書では、管理業務の継続が困難となった場合の処置等として、第39条で乙、指定管理者を示します。「乙は管理業務の継続が困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合は、直ちにその旨を甲」、市長です。「甲に申し出なければならない。」また、同条第2項といたしまして、「乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合は、甲に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善計画書の提出及びその実施を求めることができる。」第3項として、「不可抗力その他甲または乙の責めに帰することができない事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、甲と乙は管理業務の継続の可否について協議するものとする」とあります。経営困難による場合は、乙の責めに帰すべき事由であると考えられますことから、第2項に該当するものでもございまして、協議書にのっとりそのような手段を、手続きをとることになろうかと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 2回目の質問をさせていただきます。

林政課長さん、確かに森林組合員の合意が必要ということはわかりますが、やはり商工会さんも合併いたしまして一つになっております。市のひとつ指導として、できるだけ早い機会、何年を目途にするかひとつご提示願いたいと思います。

それから、香美市健康センターセレネでございますが、平成19年度当初で予算計上していただけるということでございます。（答弁は「予算請求の段階である」というもの）本当にこないだも私ちようど行ってまして、えらいきょうは温度が高いな、これぬくいなと思っておりますと、ボイラーが誤作動いたしまして、こんな誤作動はうれしゅうございますが、ふだん大変寒うございますので、ぜひひとつそういうところからも直していただき、たまにタイルでけがしたりする人もおりますので、早急に改善していただきたいと思っております。

それから、今指定管理者の経営、約束事いいますか、規約いいますか、そういうことまだ私たち、全然議会も知ってないと思っておりますので、この契約で、規約ですか。そういうものをひとつ私たちも見せていただきたいと思います。それから、本当にこのプールというのは水商売でございます、浮き沈みがあると思っております。本当にこれは大変でございます、芸西村でプールが、海水プールが指定管理者でやっておりましたが、今年の年了交渉によりまして市が直営で、いや市というより芸西村直営でやるようになっております。こういうことも市としても考えがあるでしょうか。お伺いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 石川彰宏議員の2回目のご質問にお答えします。

両森林組合の合併、何年を目途にということでございますが、今、市の方では具体的なあれは持っておりません。協議会長の野島香美森林組合長との話、検討していきたいと考えております。余談ですが、林政課サイドでは11月29日の両森林組合の予算ヒアリングでも合併のことについては触れてはおります。そういったことで意向を聞いたりはしております。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時54分 休憩）

（午前11時55分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

先ほど石川議員の方からご質問の2回目の、これご質問じゃなかったと思うんですけど、早期に改修をお願いしたいということの中で予算計上されたというお話があったんですけども、まだ予算の要求段階でございますのでよろしく願いいたします。

それと、協定書を株式会社香北ふるさと公社と結んでおるわけなんですけれど、指定



管理の協定書の内容につきましては、12月19日に議員協議会がありますので、その場で全議員の方にお配りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、直営について視野に入れているかというご質問もいただいたわけですが、今現在は指定管理をして管理に当たるといってしておりますので、直営については全く検討しておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 石川彰宏君の質問が終わりました。

以上で…。

○4番（大岸眞弓君） 議事進行。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。

先ほど西村議員から、私の一般質問に対する動議がございました。内容は議会運営委員会に任されることなのでしょうけれど、私の一般質問は初日でありましたが、動議というのは緊急を要する場合じゃないかと思うんですけど、なぜ今の時点での動議か、ちょっとそれだけ1点聞きたいです。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 一応、私も確認をしなければなりませんので、テープ起こしを議長の許可をいただきまして、確認をいたしました。やはりそのとおりでありますので。一応、不適當な発言がありますので、議会運営委員会で審議をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） よろしゅうございますか。

以上で、本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします

次の会議は、12月15日午前9時から開会をいたします。

（午前11時57分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日 金曜日

平成18年第7回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成18年12月7日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月15日金曜日（会期第9日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	下水道課長	久保 和昭
助役	石川 晴雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	前田 哲雄	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	事務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	業務管理課長	横谷 勝正
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院 晶一	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長	宮地 和彦	事務管理課長	几内 一秀
商工観光課長	高橋 千恵	業務管理課長	岡本 博臣

建設都計課長 中 井 潤

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 吉 村 泰 典

教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 山 崎 泰 広

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山 岡 紀 夫 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

議案第 92号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

議案第 93号 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」

議案第 94号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)

議案第 95号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 96号 字区域の変更について

議案第 97号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

議案第 98号 こうち人づくり広域連合理約の一部変更について

議案第 99号 高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更について

議案第100号 香南清掃組合理約の変更について

議案第101号 香南香美衛生組合理約の変更について

議案第102号 香南斎場組合理約の変更について

議案第103号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更する規約について

議案第104号 香南香美老人ホーム組合理約の変更について

議案第105号 香美郡殖林組合理約の一部変更について

議案第106号 高知県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第107号 債権の放棄について

議案第108号 債権の放棄について

議案第109号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第110号 香美市合併振興基金条例の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第5号)

平成18年12月15日(金) 午前9時開会

- 日程第1 議案第 92号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」
- 日程第2 議案第 93号 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」
- 日程第3 議案第 94号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)
- 日程第4 議案第 95号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第 96号 字区域の変更について
- 日程第6 議案第 97号 高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第7 議案第 98号 こうち人づくり広域連合同規約の一部変更について
- 日程第8 議案第 99号 高知中央広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について
- 日程第9 議案第100号 香南清掃組合同規約の変更について
- 日程第10 議案第101号 香南香美衛生組合同規約の変更について
- 日程第11 議案第102号 香南斎場組合同規約の変更について
- 日程第12 議案第103号 高知県広域食肉センター事務組合同規約の一部を変更する規約について
- 日程第13 議案第104号 香南香美老人ホーム組合同規約の変更について
- 日程第14 議案第105号 香美郡殖林組合同規約の一部変更について
- 日程第15 議案第106号 高知県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第16 議案第107号 債権の放棄について
- 日程第17 議案第108号 債権の放棄について
- 日程第18 議案第109号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第110号 香美市合併振興基金条例の制定について

会議録署名議員

5番、織田秀幸君、6番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。

日程第1、議案第92号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、議案第93号、平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第94号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第95号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第96号、字区域の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第97号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、議案第98号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、議案第99号、高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、議案第100号、香南清掃組合理約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、議案第101号、香南香美衛生組合理約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、議案第102号、香南斎場組合理約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第103号、高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更する規約について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第13、議案第104号、香南香美老人ホーム組合理約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、議案第105号、香美郡殖林組合理約の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、議案第106号、高知県後期高齢者医療広域連合の設立について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第107号、債権の放棄について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、議案第108号、債権の放棄について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。



「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第109号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

1点伺いますけれども、住民からのこの間の話の中で、やはり合併した以上、議会においてもその財政的な部分でも効果が求められるというふうな話聞きました。在任特例期間が終わりまして、選挙の洗礼を受けて新議員が誕生したわけですが、月当たりの報酬にかんがみましても、在任特例期間中の38人、新選良の25人でいいますと、ほとんど変わりがいいような状況になっておりますけど、そういうことについて、この香美市特別職報酬等審議会の中でどのような論議がなされたのか、その点を伺います。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えいたします。

11月22日に香美市特別職報酬等審議会が開催をされまして、これは市長の諮問に対するものでございます。この中で、いろいろと意見等が出されました。その中で、やはり合併してから、（市議会議員が）38名から25名になったと。それから、高知市を除く（県下）9市の報酬について、見比べてみるということで、増額改定についてはもう全員が賛成するというのでございまして、特に土佐市、須崎市、それから香南市、ここの状況を見比べていただきまして、大体類似しておる市でございまして、余り差のないところで報酬額を決定するというので答申をいただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） ちょっと試算を、単純に比較できる試算をしてみたんですけども、その現行の額で25人で1年間の給与額、議長から議員まで合計が1年間で7,990万5,000円、単純ですけど。それと、その改正案の案でいきますと、25人で改正額で掛けて、これも単純計算ですけども1億1,000万円というふうな試算が、単純ですが出ている。そういうふうな金額の検討はなされておりますか、香美市特別職報酬等審議会の中で。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えいたします。

現在の額で25名で計算しますと、これ期末手当も含みまして8,444万6,255円、それで改定をすればですね、1億1,691万2,188円ということで、その差につきましては3,246万5,933円増額ということでございます。その関係の計算もさせていただきます。

それから、ただその現在の改選前の38人の計算でいきますと、1億2,710万5,345円ということで、それと改定の差でいきますと1,019万3,157円下がるというふうな計算の提示もいたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 多分、審議会とか、私たちも、それからこういう結果を出した審議会とか議員とか、ここの議場の中におります者は大体のことがわかると思うんですけど、住民の方からすれば、もう単純に「この市町村合併するのに経費を削減できるからと言って合併したのに、なぜこの時期にこういうふうな値上げか」というふうな声が当然私たちのもとにもきております。そういうことの議論も会の中でなされておりますか。そのほかにもいろいろ「給料は上げて構んけれど、兼職をやめて数をもっと減らせ」とかかなりのいろいろな厳しい意見が出てきてるんですよね。そういうことへの対応とか、対応といいますかそういう議論もなされておりますか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えいたします。

合併の協議の中で、やはり類似団体との調整を行うということにもなっております。その説明もいたしました。

それと、この意見の中にございますが、この増額改定に当たりまして、「議員数は県下の他市の議員数と比べると多過ぎる」というふうな意見も多数ありました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） これは、香美市特別職報酬等審議会の中で論議されるものではないと思いますが、昨今、都会の方なんかも含めまして政務調査費のことがね、これは結局議会から出すべきものだと思いますけど、いろいろ使われ方なんかについても問題があるということになってるんですけど、本来、私どもに入っていく意見では、議員の活動の中身が見えないとかいうことも、指摘も住民からはされてる部分もありまして、その中で、ある一つの考え方として議員報酬等を抑えながら、政務調査費の方向性なんかということはどういう審議会では話されないわけでしょうか、その点を伺います。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えいたします。

その政務調査費についてのことは、具体的には出ておりませんが、やはり新しい市になってこの若い議員に出てもらうためには、生活的な問題もございまして、ある一定の報酬は確保すべきであろうというふうな意見が出ておりました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 一連のお話を聞かせていただきまして、自分も周辺の方々に合併当初からの議員数、その時点での歳費合計額、そして現在、それと先ほど総務課長の言われました香南市、須崎市等との比較をお話ししたときに、現在出されているこの事案についてはある程度納得していただけるわけです。自分の周りです。その議案第109号について成立した場合、住民にその合併当時の金額等も含めて、できるだけ納得いただけるようなお知らせをお願いしたいと思いますけど、その辺どうでしょう。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） そのことにつきましては、大変住民の方々にもご説明も必要だというふうに思います。議会だよりでぜひ取り上げていただいて、議会だよりの中でお知らせいただきたい。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第110号、香美市合併振興基金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。

これは、議案第91号ー57ページに出てます金額ですが、もう少し具体的にこの目的は市民の連帯の強化及び地域振興を図るため…。

○議長（中澤愛水君） ちょっと待ってください。20番、大石綾子君は総務の委員でありますので。

○20番（大石綾子君） そうです、すいません。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第92号から日程第19、議案第110号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元に配りました議案付託表のとおりであります。付託のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りをいたします。付託しました各案件は12月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は12月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、12月19日午前9時から開会をいたします。

(午前9時19分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日 火曜日

平成18年第7回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成18年12月7日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月19日金曜日（会期第13日） 午前9時06分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	建設都計課長	中井 潤
助役	石川 晴雄	下水道課長	久保 和昭
収入役	明石 猛	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	前田 哲雄	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	事務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	業務管理課長	横谷 勝正
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院 晶一	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長補佐	舟谷 益夫	事務管理課長	九内 一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

議案第 92号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

議案第 93号 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」

議案第 94号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)

議案第 95号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 96号 字区域の変更について

議案第 97号 高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第 98号 こうち人づくり広域連合同規約の一部変更について

議案第 99号 高知中央広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について

議案第100号 香南清掃組合同規約の変更について

議案第101号 香南香美衛生組合同規約の変更について

議案第102号 香南斎場組合同規約の変更について

議案第103号 高知県広域食肉センター事務組合同規約の一部を変更する規約について

議案第104号 香南香美老人ホーム組合同規約の変更について

議案第105号 香美郡殖林組合同規約の一部変更について

議案第106号 高知県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第107号 債権の放棄について

議案第108号 債権の放棄について

議案第109号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第110号 香美市合併振興基金条例の制定について

議案第111号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第5号」

議員提出議案の題目

発議第 7号 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

意見書案第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

~~意見書案第17号 難病の公費負担医療制度縮小を行わないよう求める意見書の提出について~~ 【取り下げ】

意見書案第18号 生活保護基準の引き下げを行わないよう求める意見書の提出について

意見書案第19号 庶民の負担軽減につながる税制改正を行うよう求める意見書の提出について

意見書案第20号 新医師研修制度の見直しを図り、地方における地域医療の確保を求める意見書の提出について

意見書案第21号 医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について

### 議事日程

平成18年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第13日目 日程第6号)

平成18年12月19日(火) 午前9時開会

#### 日程第1 諸般の報告

##### 1. 議会運営委員会委員長の報告

##### 2. 市長の報告

##### (1) 専決処分事項の報告について

報告第30号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付金にかかる和解について

報告第31号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付金にかかる訴えの提起について

報告第32号 専決処分事項の報告について

保育園における園児のメガネ損壊に対する賠償金の支払について

日程第2 議案第92号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

日程第3 議案第93号 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」

日程第4 議案第94号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)

日程第5 議案第95号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第96号 字区域の変更について

日程第7 議案第97号 高知縣市町村総合事務組合規約の変更について



- 日程第8 議案第 98号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 日程第9 議案第 99号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 日程第10 議案第100号 香南清掃組合規約の変更について
- 日程第11 議案第101号 香南香美衛生組合規約の変更について
- 日程第12 議案第102号 香南斎場組合規約の変更について
- 日程第13 議案第103号 高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第14 議案第104号 香南香美老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第15 議案第105号 香美郡殖林組合規約の一部変更について
- 日程第16 議案第106号 高知県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第17 議案第107号 債権の放棄について
- 日程第18 議案第108号 債権の放棄について
- 日程第19 議案第109号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第110号 香美市合併振興基金条例の制定について
- 日程第21 議案第111号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第5号」
- 日程第22 発議第 7号 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 意見書案第16号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- ~~日程第24 意見書案第17号 難病の公費負担医療制度縮小を行わないよう求める意見書の提出について【取り下げ】~~
- 日程第25 意見書案第18号 生活保護基準の引き下げを行わないよう求める意見書の提出について
- 日程第26 意見書案第19号 庶民の負担軽減につながる税制改正を行うよう求める意見書の提出について
- 日程第27 意見書案第20号 新医師研修制度の見直しを図り、地方における地域医療の確保を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第21号 医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について
- 日程第29 閉会中の所管事務の調査について

#### 会議録署名議員

5番、織田秀幸君、6番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時06分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

最初に議会運営委員会委員長の報告を行います。

去る12月15日と本日8時半から議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会から委員長の報告を求めます。22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

去る12月15日の本会議散会後に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果のご報告を申し上げます。

第1点目は、一般質問の件につきまして協議をいたしました。この件は、去る12月12日に一般質問をされた大岸議員の公共土木施設災害復旧事業に関する質問の発言内容について、疑義があるということで、議事録を精査した上で協議をいたしました。そうした中で、「質問内容は、業者寄りの質問と受け取られる箇所がある」、また、「行政は契約書に沿って法令を遵守して執行しておく」等々の意見が多く出されましたが、大岸議員はそうした考えは全くなく、今後のことを考えての質問であったとのことで、そうした協議の中で、今後大岸議員といたしましては、そうした発言について、今後の質問に生かしていきたいということがありまして、一般質問の構成上で不適当な質問があったと、発言があったということは認め、今後の質問に生かしたいと、こういうことがありましたのでこの件については協議をこれで終了いたしました。

2点目は、去る12月5日に協議をしてあった意見書案で、原案の提出者を含めて関係者間で協議が整えば、全会一致で本会議に上程することになっていた案件が2件あり、この件について協議をいたしました。協議の結果、意見書案第17号と意見書案第20号の2件とも常任委員長が提案者、賛成者になって最終日の本会議に上程することに決定をいたしました。

第3点目は、陳情書の件について協議いたしました。まず、ご承知と申しますけれども、請願・陳情の提出期限はですね、「書式に提出者等の署名を整えて、議会の招集前に開催する議会運営委員会の前日の午前中までとする。ただし、緊急を要するものについてはこの限りでない」というふうに議会運営委員会の申し合わせ事項で決めてございます。こうした中で、この陳情書につきましては、今期定例会に上程をされています議案第109号に関して議員報酬の引き上げが新聞で報道されたことを知った市民から、疑義を感じるということで、議長あてに12月13日及び12月14日に陳情書が提出されました。この陳情書の提出に関しては、12月14日の正午過ぎと12月15日の

朝、正副議長と私、議会運営委員会委員長が同席をいたしまして、陳情者から陳情の趣旨を聞くとともに、議会としてここに至る経過等を説明してあります。そこで、議会運営委員会でこの陳情書の取り扱いについて協議の結果、賛否両論の意見があるため、採決の結果、陳情については賛成少数で受理しないことを決定いたしました。なお、2件の陳情書についてはお手元に配付を、議長の方からされておるとお思いますのでお目通しをいただきたいと思います。

次に、その他の事項で協議をした点について報告をいたします。

1点目は、議会中の発言についてはお互いに注意をしなければいけないが、公平な取り扱いをお願いするということでもあります。

2点目は、議員協議会では過日のような採決をしないでもらいたい。議会運営委員会を開くなど、ルールにのっとって行ってもらいたいとの意見、要望が出されました。2件とも協議というよりは、議長に対する要望でありました。

続きまして本日の午前8時30分から、議長から報告がありましたように議会運営委員会を開催をいたしましたので、協議の結果の報告を申し上げます。

議題は、先ほどの報告で申し上げました議案第109号に関する議員報酬の引き上げにかかる陳情書の件であります。この陳情書は、昨日18日の正午ごろにお手元に配付してある陳情書写しの提出者であります、土佐山田町楠目中村代表、本田晴義氏から合計21人が署名された陳情書が提出され、午後3時15分ごろには、再度10人の連署による陳情書が提出されました。また、午後には郵送で香北町から8人が署名した陳情書が配達されてきましたので、これからこれらの陳情書の取り扱いについてを協議をいたしました。

協議の結果、この陳情は12月15日に議会運営委員会で協議をした内容と同じであることと、この報酬の引き上げは議会から提出したものではなく、市長が香美市特別職等報酬審議会に諮問をして、答申を受けて市長より提出されているものであり、結果としてこの陳情については受理をしないことを賛成多数で決定をいたしました。そういう取り扱いをすることに決定をいたしました。

その他につきまして、意見書案第17号であります。先ほど15日の議会運営委員会では提出することが決定しておりましたが、難病の公費負担医療制度縮小を行わないよう求める意見書につきましては、15日の議運での報告は先ほど提出することに決めておりましたが、政府の方針が現状を維持する方向で決まりましたので、取り下げることに決定をいたしましたので、お手元の方に配付はされていると思いますが、追加提案でありましたけれども、これは取り下げるということに決定をいたしました。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定により報告第30号から報告第32号までの専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

これから、報告第30号及び報告第32号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 片岡です。

報告第30号ですけど、これは被告が大変多いですけども、だれがこのお金を支払うのかということと、和解条件の中で、この残金の98万5,351円と、未払いの利息9万5,582円ということになっておりますが、この合計金額は間違ってるのではないか。この2点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答えいたします。

支払いはこの相続人の1人でありまして〇〇〇〇氏が支払うということ、和解席で聞いております。ただ、これはどなたがお支払いされても別に問題ないわけですので、そういうふうなお話をいただいております。

それから、すいません、2点目のご質問につきましては、ちょっとこちらの方で確認させていただきます。すいません。（後に「債権額318万7,516円を318万7,525円。未払残金98万5,351円を98万5,355円。支払利息9万5,582円を9万5,587円とする。」と訂正発言あり。）

○議長（中澤愛水君） ほかに。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎です。

報告第31号についてお尋ねします。

貸付額820万円で、残金が807万円何がしということで、ほとんど返されてないという状況の中で、もっと早く訴訟ができたのではないかということ、できなかった理由、経過等について伺います。

それと、物件についてお尋ねしますとともに、本人は今どうなのかと、どこにおられるのか含めて。

もう1点、報告第30号は、約定遅延損害金になってますけど、報告第31号の場合は約定がありませんが、ここら辺の遅延損害金の約定がついてる、ついてないの部分についてご説明をいただきます。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答えいたします。

なぜもっと早くできてなかったというご質問ですけども、一応こちらは一応体制というか、そういった体制づくりも必要でしたし、それから準備、それから昨年3月から司法書士の方にもお願いしまして、順次体制を整えて今やってきておりますが、その体制を整えた上で、今回状態のよくない方から順次やるということで、今回の訴訟になったものでございます。そこの辺、ご理解いただきたいと思います。

それから、約定（がついている）と約定ついてないとありますけれども、これ表現の違いでして、同じものでございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 答弁で、本人のものと物件のものが抜かっておりますので、それを再度確認すると、それから、820万円が807万円ですが、13万円弱しか入ってませんわね。それを残金はいつぐらいに入金されていたのか。最初、何年から貸し付けが始まって、いつからずっと滞っているのか、その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） ご本人は、今町（市）内に住んでおります。それから物件もでございます。共有名義でございます。

それで、支払いは昭和63年からですが、支払いはほとんど行われておりません。非常に状態が悪いです。いや、異常に状態が悪いです。そういったことで、訴訟に踏み切ったものでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

もう1回伺いますけれども、この報告第30号のよね、合計金額はこれ正しいのか間違っているのかということは、ここでわかるんでしょう。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 端数の計算しただけでも間違っております。なお、後ほど正しい金額で訂正させていただきます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 報告第31号に関連して伺います。

参事の答弁では状態が非常に悪いということですが、見通しとしては、債権の放棄につながっている可能性も大きいというふう、現時点ですね。あくまでも推測の範囲になるかと思えますけれども。あと、その保証人の関係とかはどうなのか、あわせてお答えいただきます。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答えいたします。

先ほども言いましたが、その建物共有でございます。兄弟の方がまだ同じ建物を分割して借りられておまして、抵当権を設定しております。それで、これでこちらでその方に対する訴訟に移行した理由として、一応債務名義を取得しまして、最終的に可能であれば競売を検討しております。

○11番（片岡守春君） 聞こえんで、もっとマイクに向かって答弁して。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 再度お答えいたします。

一応、こちらの訴えの訴訟を起こしまして、債務名義を取得します。それで、この建

物共有になっておりますので、あと兄弟の方が借りられておりますので、抵当権も設定しておりますので、判決いただいた上で競売を検討しております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第92号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」から日程第20、議案第110号、香美市合併振興基金条例の制定について、以上19件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 19番、前田でございます。第7回定例会において、総務常任委員会が付託を受けた案件は、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第105号、議案第107号、議案第108号、議案第109号、議案第110号、以上8件であります。12月15日、慎重に審査をいたしましたので、順次、経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第97号、高知縣市町村総合事務組合理約の変更についてであります。まず「地方自治法第286条第1項の説明を求める。」という意見がございまして、「地方自治法第286条第1項というのは、一部事務組合の組織事務及び規約の変更ということの内容であり、「一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理とする事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め」というふうになっておりますので、そういうことで地方公共団体の議会に付すことになっております。」という説明がございました。

あとは、質疑はなく、採決を行いまして、全員賛成によって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第98号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更について、執行部より補足説明の後に質疑を行いました。

特段の質疑はなく、即刻採決を行い、議案第98号は全員賛成によって可決をいたしました。

続きまして、議案第99号、高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更についてを議題として、執行部より補足説明をいただきまして、その後質疑を行いました。

まず、「吏員を職員とあるが、具体的にはどういったことであるか。」との問いに対しまして、「ただ呼称を改めるものである。」という答弁がございまして、ほかに質疑はなく、採決を行い、議案第99号は全員賛成によって可決すべきものと決定をしております。

続いて、議案第105号、香美郡殖林組合理約の一部変更について、補足説明の後に質疑を行いました。

まず「香美郡殖林組合の構成はどうなっているか。」との質疑に対しまして、「香美市、香南市、南国市であります。」という答弁でございました。また、組合の業務内容についての質問がございまして、「旧香美郡及び南国市の共同で組合を組織し、国有林を借りて、全体で（面積が）105ヘクタールがありますが、そのうち香美市は約35ヘクタールの権利を持っており、植林を行い、伐採時に伐採し、換金をしていくものである。」との答弁がありました。「香美市における収益はどれくらいなのか。」ということに対しましては、「伐採時をまだ迎えておらず、また市場価格の変動もあり、現在の時点ではわからない。」との答弁でございました。

ほかに質疑はなく、採決を行い、議案第105号は全員賛成によって可決すべきものと決定をしております。

続きまして、議案第107号、債権の放棄についてを議題とし、執行部より補足説明の後に質疑を行いました。

まず、「連帯保証人が生活保護を受けているとのことであったが、受ける前に事務取扱要綱第7条第1項による保証人の変更はしなかったのか。」との質問に対しまして「変更はしておりません。」という答弁がございまして、あとの質疑はなく、採決を行い、議案第107号は全員賛成によって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第108号、債権の放棄について、執行部の詳細な説明がありましたので、特段の質疑はなく、即刻採決を行いました。議案第108号は全員賛成によって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第109号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、執行部の説明をいただきまして、その後に質疑を行いました。

「市民からの声は、市役所に届いていないのか。」という、まず質問がございまして、「現在の経済状況の中で、議員報酬の増額はいかなるものかという市長あてに電話で1本、総合案内に伝言がありました。」という答弁でございました。また、「議案提出前に市民参加によって意見を聞く、また説明会を開くなどについては考えなかったのか。」との質疑に対しましては、「合併協議会の中で、議員報酬は現行の報酬額及び同規模の自治体の例を元に調整するということが協議事項があり、これを遵守していくということで、在任特例が満了した時点で報酬等審議会に諮って意見をお聞きするということでした。」という答弁。また、「議案を提出するに当たっては、住民の参加の場所、説明会をまず行ってから議案にまとめるべきではなかったのか。」との問いに、「そういったことは意見としてうかがっておく。」という答弁がございました。「審議会的人数及び審議会に出された意見を問う。」との質疑に対しまして、「香美市特別職報酬等審議会条例第3条に、委員は10人以内をもって組織となっている。審議会に出された意見としては、社会状況や財政状況が極めて厳しい本市にとって、需要も考慮して決定された。高知市を除く9市と比較すると著しく低額、県下9市の平均から見ると8万円から9万円低く、かな

り低額に抑えてられている。そのため増額をすべき必要があるという意見。改定の時期については来年の4月1日。また、議員報酬の増額決定に当たり、議員数は県下の他市の議員数と比べると多過ぎるという意見が多数上がっていた。」という答弁がございました。次に、「厳しい財政状況の中で、報酬増額という点ではどのように考えているのか。」という質疑に対し「合併協議会の中で同規模の自治体の例をもとに調整するというので、各地区を回って説明を行った。確かに議員報酬は高いと、議員数は多いなどの意見があった。しかしながら、集約的な調整方針として、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整するという調整案できているので、報酬等審議会の意見を聞いて、意見の提案を行った。また、議会活動をしっかりしていただき、香美市の将来に向かって指針を示していただくためにも、十分に活動、行動するための報酬として、執行部は提案を行ったものである。」との答弁がございました。また、「類似団体の状況を考慮してというふうな理由ではなく、もっと市民が納得のいく提案を考えてはどうか。」という質問もありました。審議の中では、「広いエリアの中で従来38名の議員がいたが、現在25名という方たちの中で議会をしなければならない、そういった状況等もある。また、同時に日ごろの住民の皆様方の議会活動を見ていただく中で、それぞれご了解をいただけていると思っている。私自身は、今日の香美市の25人の議員さんにつきましては、本当に執行部にとりましては大変ありがたい、頼りになる議員団であると認識しておりますので、そういう意味からも、それなりの報酬を提案することは執行部として妥当だと提案をしているところである。」と答弁がございました。また、「合併して安定していない財政状況の中で、約38%の報酬増額は大幅な値上げであるが、時期的なものを考え、もう少し検討する必要があるのではないか。」と質疑があり、「この改定の時期は、一つの例を挙げれば、香南市は在任特例をとっておらず、合併時の3月1日から改正した金額になっている。香美市については、在任特例を9月23日までとっており、暫定の報酬等審議会で示された旧土佐山田町の議会議員の報酬でいくということできておりました。その後、香美市での議会議員の選挙において25名ということになり、一度検討しなければならないということにはなる。時期としては、言われたとおり時期的に悪いという感じも受けるが、これは在任特例の任期のこともあるので、時期的にはこの時期でしか対応できないと考えている。合併し、これからの活動が大変な時期であり、この時期において議員が存分に活動できる体制をつくることに努め、今回の提案となった。」と答弁がありました。

また、中にはご意見もたくさん出されましたので、1点、2点ここで読み上げさせていただきます。「中山間地域の広がる香美市において、交通費や、また冠婚葬祭とかつき合いもある。28万5,000円、議員報酬は今度下がったんかえという意見も多く聞かれる。また議員の質、レベルアップのためにも、また若い30代、40代の議員がどんどん候補として、みずから進んで市政の発展のために頑張っていきたいと、(頑張っていられるようにするべきである。現時点で、現在の報酬ではながら議員みたいな感じに



なり、それだけでは生活はできない。30代、40代の人材をどんどん確保するためにも、やはりこの報酬は何とかできるのではないかという妥当な線であると考えているが、できればもう少し時間をかけて、この現在の（報酬額では）議員の活動が苦しいものであるということを市民に説明した上で報酬を上げるというふうに提案した方が、議員としては、今以上に障害なく活動を展開できると考える。報酬を上げるということには賛成できるが、4月1日から施行するという点については、ここで決定するという点に関しては反対である。」との意見。また、「非難されないよう、報酬に見合う活動をすべきである。」等々の意見もたくさんありましたが、ほかに質疑としてはなく、即刻採決を行いまして、議案第109号は全員多数によって可決すべきものと決定をいたしました。

すいません、訂正します。議案第109号は賛成多数によって可決すべきものと決定をしております。すいません。

次に、議案第110号、香美市合併振興基金条例の制定についてを議題として、執行部から説明をいただきまして、その後質疑を行いました。

まず「第3条第2項の、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができということがあるが、有価証券とはどういったものか。」という質疑がありましたが「これは、国債を想定をしている。」という答弁でありました。次に「基金の目的は何か。」という問いに対しまして、「香美市まちづくり計画を実現するために使うという骨子でこの基金はできている。」という答弁。また、「第4条の収益とは、どういう収益か。」ということに対しましては、「基金から発生する利子である。」ということでありました。次に「初年度にもっと多額を積み立ててはどうか。」という問いに対しましては、「中期財政計画にあるように、今後5年間で17億円の財源不足になる。その中で、起債の制限比率、公債費率を調整しながら財政運営を行っていく。初年度に多額を積み立てると、公債費の管理に非常に支障を来すため、1億7,000万円ずつ10年間積む計画をしている。」と答弁がございました。また、「日本の国債は信用できるか。」という質問がございましたが、「香美市としては、日本の国債は安全なものとして理解をしている。」等々の質問の後に採決を行い、議案第110号は全員賛成によって可決すべきものと決定をしております。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） それでは、ご報告をいたします。

今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けた案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けました案件は、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第104号、議案第106号でございます。

まず、議案第93号、平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後に質疑応答に入りました。

質疑応答の中で、「適正化対策費国庫補助金23万6,000円の内容と、歳出では一般管理費として給料等に振り分けられているが、その理由は。」との問いに対し、「適正化対策費国庫補助金は、制度改正に伴うシステム改修費であり、2分の1の補助である。既に予備費を充当して予算化をしていた。歳出につきましては、人件費等の修正によるものである。」との答弁がありました。また、「所得により、3割負担か1割負担に分かれるが、3割負担の住民から1割負担への申請というものはないのか。また、所得に変動があった場合でも、申請をしなければ1割負担に変更されることはないのか。」との問いに対し、「申請があった場合でも、所得の状態によって3割か1割に決定をされるので、申請をすれば必ず1割負担に変更されるというものではない。また、実際に所得に変動があった場合は、申請をしなければ負担割合は変更されない。」との答弁がありました。関連をしまして、「香南市では、所得に変動があった場合は、担当課で負担割合の変更を行っていると聞いているが、確認をしているのか。」との問いに対し、「確認はしていない。本市では3割負担の方には、所得の状態によって1割負担に変更になるとの通知はしているが、個別に所得を計算をし変更を通知することはしていない。今後検討する。」との答弁がありました。関連をしまして、「3割負担の方への通知の内容は。」との問いに対し「通知の内容は、所得の状態、世帯の構成によっては3割負担から1割負担に変更になる可能性があるので、申請をしてくださいというような内容である。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑応答の中で、「国庫金返納金1,283万1,000円の内容と、国庫金返納金の仕組みは。」との問いに対し「平成17年度の精算によるものであり、当初に概算でもらっていた分が精算によって旧土佐山田町と旧香北町で過剰が発生をしたので、返納をするものである。旧物部村では精算によって不足が生じたので、療養給付費等交付金として入金をされている。概算の交付申請は年度の当初に行われ、交付金は毎月概算で交付をされる。実績報告は翌年度の6月に行い、精算は8月に行われている。」との答弁がございました。また、「療養給付費等交付金4,200万円は、歳出、保険給付費の財源内訳で、特定財源の中のその他になっているが、その理由は。」との問いに対し「療養給付費等交付金は、退職者の医療分と介護納付金分に対して社会保険診療報酬支払基金より交付されるものである。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とし、執行部から「町村合併により、退職被保険者及びその被扶養者が相当数以上である市町村となったため、国民健康保険運営協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員として加えるため。」との補足説明を受けた後に、質疑応答に入りました。

質疑応答の中で、「補足説明にあった相当数以上とは。」また「委員の選考方法は。」との問いに対し、「相当数以上とは、退職被保険者及びその被扶養者がおおむね1,500人以上で、かつその被保険者全体の数に占める割合が3%以上である市町村となっている。本市においては、国保の被保険者総数は平成17年度末現在で1万3,987人であり、退職被保険者及びその被扶養者の合計が2,061人となっており、14.7%となっている。被用者保険等保険者を代表する委員としては、例えば南国社会保険事務所の所長であるとか、共済組合の組合長などそれぞれの代表者の方を選考することになるのではないか。」との答弁がございました。また、「委員の選任はいつ行うのか。」との問いに対し「来年度の税率等を審議する会が2月に予定をされているので、それまでに選任をしなければならない。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、香南香美老人ホーム組合規約の変更についてを議題とし、執行部から「地方自治法の一部を改正する法律により変更するものである。」との補足説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「地方自治法の一部が改正をされた背景とは。」との問いに対し「改正の趣旨を十分には承知をしていないが、行政の効率化が言われる中での改正というふうに理解をしている。」との答弁がありました。また、「助役を副市長、収入役を会計管理者と呼び名が変わっているが、どのような理由で変えているのか。」との問いに対し「単に名称の変更というだけではなく、会計管理者は市長の補助機関の職員から命じるとなっており、市の職員がその職に当たる形になっている。」との答弁がありました。また、「副市長という表現は初めて聞くが。」との問いに対し「この表現については、今回の法律で定めがあり、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置くこととなっており、名称が変わることになっている。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号、高知県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とし、執行部から、「地方自治法第284条第3項の規定により、高知県内の全市町村が後期高齢者医療の運営に関し、広域計画を作成し、広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、当該事務の一部を広域にわたり、総合的かつ計画的に処理をするため規約を定め、高知県後期高齢者医療広域連合を設立するものである。」との補足説明を受けた後に、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「規約案第7条、広域連合の議会の組織の中で、議会の議員定数は市長1

人、町村長 2 人、市議会議員 3 人、町村議会議員 4 人で合計 10 人となっているが、少ないと思うがその見解は。」また、「第 8 条に議員の選挙の方法とあるが、具体的にどのような方法か。」との問いに対し「現在、県には高知県人づくり広域連合があるが、将来的には合体をして一つの広域連合となる予定であり、議員の定数については人づくり広域連合と同数となっている。定数については、適当ではないかと思う。また、選挙の方法は、市長については市長会の推薦、または関係する市長の総数の 4 分の 1 以上の推薦があった者を候補者とする。町村長についても同様である。市町村議会議員については、議長会の推薦、また関係する市町村の議員定数の 20 分の 1 以上の推薦があった者を候補者としており、現在、県内に市議会議員は約 250 人であり、その 20 分の 1 の 13 人以上の推薦があれば候補者になることはできる、町村議員も同様である。そして、推薦のあった者のうち、市長及び市議会議員については、各市議会において選挙をし、町村長及び町村議会議員については各町村議会において選挙をするものとする。」との答弁がございました。また、「人づくり広域連合との合体はいつごろか。」との問いに対し、「現時点では、まだわからない。」との答弁がありました。また、「広域連合は保険料を決定する団体であるが、苦情等を受け付ける機関は設置をされていないのか。」との問いに対し「保険料等の徴収金に関する処分の不服などに関しては、第三者機関として後期高齢者医療審査会が県に設置され、審査請求をすることができる。審査会の構成は、被保険者、市町村、広域の代表であり、合議体で審査をされる。」との答弁がありました。関連をして「不服、苦情に対して本市が対応する必要はないのか。」との問いに対し「審査会には、市町村の代表も加わるので、全くカヤの外ということはない。」との答弁がございました。また、「今回の広域連合は県内一本だが、県内を 3 カ所にわけるとか、香美市、香南市と旧香美郡とかの選択肢もあったと思うが、県内一本となった理由は。」との問いに対し「今回の広域連合は、国の法律に基づいて進んでいる。恐らく各県一本にした方が効率がよいとの考えだと思う。」との答弁がございました。また、「広域連合に参加することにより、本市にとって保険料負担は軽減をするのか。また、参加をしない場合は、国保が赤字になると言われているが見解を問う。」との問いに対し「保険料は定率であるが、医療費については市町村によって差が出てくるので、医療費の少ない市町村については減額がある。減額の対象となる数字については、現在検討中であるが、これは経過措置として 6 年間の期限つきとなっている。また、この議案が議会で否決をされ広域連合に不参加となった場合、75 歳以上の後期高齢者は国保に加入することとなる。後期高齢者医療制度においては、医療費のおよそ 40% を医療保険者の支援金で賄うこととなっており、国保は支援金を出さなければならないことになる。ところが国保には支援金が入ってこないという状態なので、赤字になる可能性は当然ある。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上で、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君）　　続きまして、産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君）　　13番、竹平です。今期定例会におきまして産業建設常任委員会が付託を受けた案件につきまして、去る12月15日、出席委員8名で定足数に達しておりましたので、委員会審査を行いました。その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会が付託を受けた案件は、議案第92号、議案第96号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号の6件でございます。順次報告をいたします。

まず、議案第92号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」を議題とし、執行部より補足説明を受けた後質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「使用料及び手数料の中で、使用料滞納繰越分を12月補正に諮った理由と、消費税還付金の内容及び濾水減免による還付金の支出に至った内容説明を。」との問いに、「滞納繰越分の歳入につきましては、当初予算より滞納額の微増が見込まれることの増額分である。また、消費税還付金については、還付金外と記載しているが、これは区域外の受益者負担金の相当額である。」と答弁。「3点目の歳出の濾水減免の返納還付金に至った内容。」「これは、土佐山田町内の1事業所において、昨年12月より本年9月まで井戸メーターの誤作動によるものであったが、このことに気づかず使用料が納付されていた中で、量が多いということで最近気づき、下水道課と修理業者で現地を確認したところメーターの誤作動により過大に料金を納付していたことが判明し、このことから昨年12月から本年3月までは歳出還付で返還し、4月から9月までは歳入還付で認定をした。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、議案第92号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第96号、字区域の変更についてを議題とし、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑として、「土地改良事業とのことだが、こういった形での事業か。また、事業は完了しているのか。」との質問に、「土地改良事業ということで、団体とか県営、市長村営の形で行うのではなく、共同施工で行ったものであり、今回区画、形状がはっきりした状態で、数年前に事業は完了している。」と答弁。また、「図面に関してであるが、字中谷1992の2と字ボラジデン1192の3の新区画の境界はどのようにかかるのか。その状態の説明を。」との質問に、「図面にある赤い線が新境界で、黒点の二重点が旧の字中谷と字ボラジデンである。新境界に変更するため、字区域変更調書のもとに変更を行い、そのことによりもともとの地番の1192の2の一部、そして1192の2の2の、この2筆の分は中谷分として残るが、その他の分はボラジデンの筆界となった。」と答弁。また、「水路のところの1170の4を、なぜボラジデンに入れたのか。

この状態では中谷でよいと思われるが、ボヲジデンに入れた理由を。」との質問に、「字界の水路の部分については、もともと水路が字界として載っている中で、今回、解釈の中で字ボヲジデンと、字中谷の残った部分は水路であって固有地であるので、今回香美市が水路部分は換地で、公共部分の土地として管理することにした。今回の改良事業で、今まであった形状とは違った形になったことにより、やはり現状の区画に応じた土地への地番、字界にしたいということで、こうした形になった。」と答弁。また、「これは、いわゆる飛び地の形なのか。」との質問に、「特に飛び地ではなく、もともとの現状の地番である。」と答弁。

以上の質疑を経て採決を行い、結果、全員賛成をもって議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第100号、香南清掃組合理約の変更についてを議題とし、執行部より補足説明を受けた後質疑に入りました。

出された質疑として、「第5条第3項中、助役を副市長に改めるということの、名称についての内容説明を。」との質問に「このたび、地方自治法の改正により、副知事及び助役の名称の制度改正がなされている中での、助役という名称を副市長の名称に改める内容となっているため。」と答弁。また、平成19年4月1日から、香美市を含め全部がそうなるのか。」と質問に、「そうなるが、この議案は香南清掃組合の規約の改正ということの中で、このようになるということである。香美市についてはまだ条例が出されていないが、3月議会に出されようかと考えている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成をもって議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第101号、香南香美衛生組合理約の変更についてを議題とし、執行部の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑として、「地方自治法第286条第1項によると、「一部事務組合はこれを構成する地方公共団体の数を増減、もしくは共同処理する事務を変更する場合は、協議によりこれを定める」とあるが、この場合、事務を変更する部分に当たるのか。」との質問に「地方自治法第286条は、組織及び事務規約の変更ということがうたわれているので、規約の変更に該当するものと考えている。」と答弁。

以上の質疑を経て採決を行い、結果、全員賛成で議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第102号、香南斎場組合理約の変更についてを議題とし、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決に入り、全員賛成をもって議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、議案第103号、高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とし、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑として、「第5条の定数を減した理由は。」との質問に、「定数の見直しについては、広域組合の運営の中の定例会において、議員定数の議案が協議されたものである。理由としては、構成市町村が45から29の減数になったことと、財政簡素化の話が出されたようです。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成をもって議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査の結果の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員長の報告を終わります。

常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

私は、議案第106号、高知県後期高齢者医療広域連合の設立についてに反対の立場で討論を行います。

香美市議会は、さきの3月議会において国に対し医療制度改革大綱の撤回を求める意見書を全会一致で上げています。医療制度改革大綱には、療養病床の大幅削減、高知県では8,000床が約3,200床に削減されることや、特に高齢者の窓口負担、保険料負担の増大、療養病床における食費、居住費、月額約2万8,000円の自己負担が新たに発生するなどの内容が盛り込まれています。そして、その一環として、2008年4月には後期高齢者医療制度が創設されることが決められています。後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、介護保険のように月額1万5,000円以上年金のある人からは、年金から天引きとなります。保険料額の全国平均は6,200円ですが、高知県は7,400円という試算額が出ています。また、同時期から、国保加入の65歳以上の高齢者の保険料も年金から天引きされることになっており、これらの負担は耐えがたいものになって、高齢者の暮らしを直撃します。議案第106号はこの制度を具体的に運用していくための準備ですが、先日受けた県の説明によると、この広域連合は加入は自由と言いながら、法律で加入を義務づけられているという矛盾があります。仮に、議会で否決されれば、後期高齢者は国保に加入となります。ただ、そうすると、先ほどから説明があっているように、国保は、後期高齢者支援金を納付する義務が、規約案の第17条に定められていますので、赤字転落が避けられないこととなり、市町村には国の制度との間で、どちらに転んでも厳しい制度となっています。

次に、規約案によると第10条で広域連合の議会議員の定数を10人とし、構成メンバーが市長、町村長、市議会議員、町村議会議員らとなっています。果たして、これで県全体の事務をカバーできるのか。また、高知県のような山間地を抱えた高齢化率の高い県で住民の代表も入らず、その実情がどれだけ反映されるのかが問題です。私たちは、この議案で提案された時点から議案の内容を精査するとともに、近隣の町村の例なども調査しましたが、自治体によって議会に対する制度の周知がまちまちであることがまずわかりました。芸西村では否決されています。こうした情勢にかんがみ、規約案の内容については、激変緩和策の検討も含め時間をかけて慎重に決められる必要があります。国は、介護保険制度導入以降、まず、国の数値目標を設定して法律に定め、それを自治体に押しつけて、制度と運用面での矛盾は走りながら考えるというやり方を続けてきています。それが制度が始まってからもまだ必要な政省令が届いていないなどの、現場で混乱を起こすもととなっているのではないのでしょうか。後期高齢者医療制度が始まるのは2008年7月からです。障害者自立支援法の混乱を見ても、拙速に事を運ぶべきではないと考えます。

以上の点からも、反対の立場を表明し討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 　　ただいま、議案第106号について原案に反対の討論がありました。

次に、議案第106号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 　　討論がないようですから、議案第106号についての討論を終わります。

次に、先ほどの議案以外についての討論を行います。討論はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 　　1番。

○議長（中澤愛水君） 　　討論がありますので、反対の討論、はい、有元君。

○1番（有元和哉君） 　　1番、有元和哉です。

私は、議案第109号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対の立場で討論を行います。

この報酬の増額に関して、執行部から提案されたこの議題に対して、執行部の判断というものには大変敬意を表します。実際、現在のところ議員のこの報酬に当たっては、我々の活動極めて困難な状態、周辺の市町村と比べましても極めて低い状態の報酬にあります。しかしながら、私が反対するというのは市民の意思というものをまず尊重がされていない議案であるというふうに私は思います。現在、香美市、合併してスタートしまして、さまざまな方々がいろいろな不安を持ってスタートしています。その中で、この香美市が新しいまちとしてスタートを始めるに当たって、やはり一枚岩でやっていけないといけない、そういったときに非常に重要な議案を提出していただく前には、その



審議内容、審議の過程を広く市民の皆様にもまず理解をしていただけてから議案を提出していただきたい。特に、我々議員の報酬というものは、市民の皆様にも最も理解しやすい内容のものでございます。合併協議会の方で各地域説明に回られ、そして議案の報酬に関しては周辺市町村の費用等を考慮し、そして合併後に決めるというふうになっておりましたが、そういう説明を受けたというふうに言われる市民はもちろんおられます。しかしながら、その報酬の増額の数字については、何ら説明はございませんでした。我々は、この数字が表明されるということは、やはり市民にとって最も理解しやすい、そして最もインパクトの強いものであります。そういったことを考えると、今回のこの増額、約30%の増、そういった報酬の増額というのは市民にとって大変不安なものであります。また、議会でさまざまな問題が上げられ、こういうふうになればいいのではないかと、ほかに方法はないのかと上げられた際に言われる、財政難でその方法がとれない、この香美市大変財政難でございます。その財政難において、報酬を30%上げる、市民の方がそれをお聞きして、一体理解していただける方がどれほどおられますでしょうか。もちろんのこと、報酬が上がりそれだけの分、我々議員がしっかりと努め、そして市民の方に理解を得なければならない、そういう考え方もできますが、重要なところは結果が先か、過程が先かということです。報酬の増額は、議員の仕事、これから頑張りますからということで上げる結果です。しかし、市民の皆様は、これから議員は市議会議員として新しい香美市をつくっていく。その上でさまざまな調査、研究、活動を行いたい、そういったことをしっかりとわかっていただいて、だからこそ活動の過程において報酬の増額が必要なのであると、そういうふうにもまず説明を受けてからこの議決を決定したい、そういうふうには私は考えております。そしてまた、新しいまち、そして新しくないまちであったとしても、現在、市民参加というのが当たり前の世界になってきています。市民参加の形、それは住民投票とかそういったものだけではありません。やはり、日々我々議員もそうですが、行政側からも出される議案に対して、また審議している過程についてしっかりと説明し、一人一人なるべく理解をしていただくよう努めることが重要になります。私自身、この議案が提出されるまで、議員報酬が一体どれぐらいの額で増額されるのか全く知りませんでした。そして、私自身がこの議員になると心に決めたときに、報酬については一切知りませんでした。後で調べて現在の20万7,000円、極めてほかの市町村に比べれば低い報酬ではございますが、これで十分私は議員として活動を行える、そういう決意のもとに議員となりました。そして、ここにおられる議員の皆様もそうですが、選挙運動の際に市民の意見を市政に、市民とともにわかりやすい市政を、そういうふうには選挙で訴えてきて皆様はここに上がってきておられます。私たちは、もっと市民の方々に理解を得てから、この我々に関するこの議案を議決すべきではないでしょうか。

そういったことを考え、我々はもう少し市民の方々に理解をしていただけてからこの報酬の増額の議決をするべきだと考え、本議会においてのこの報酬の増額に関して私自

身は強く反対し、討論を終了させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 　　ただいま、議案第109号の原案に反対の討論がありました。

次に、議案第109号について、原案に賛成の方の討論を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 　　反対をお願いします。反対を。

○議長（中澤愛水君） 　　まだ賛成を諮っておりますので、ちょっとお待ちください。

賛成の方の討論はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 　　11番、片岡守春です。

私は、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、議案第109号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対の立場で討論を行います。

私たちの議員歳費に対する基本的な考え方は、議員歳費が低ければ低いほどよいという考えではありません。市民の皆さんの負託にこたえ、議員としての職責をまっとうしていくためには、市民の皆さんとの対話や調査・研究、そして報告などさまざまな活動経費が必要です。もちろん、生活費の保障もされなければなりません。市の財政力を考慮した上で、こうした議員活動と生活が保障される、そして市民の皆さんが納得のいく適切な金額が必要だと考えます。しかし、財政難を理由に町村合併を行い、財政の健全化はこれからというこの時期に、議員歳費の引き上げを検討し実施することは時期尚早だと考えます。合併に至った理由を考えても、また、市が作成した香美市中期財政計画の厳しい財政状況の内容から判断しても、なぜ今引き上げを実施するのか、到底市民の皆さんは納得いかないと思います。しかも、今回の議員歳費の引き上げ額は、現行の20万7,000円から28万5,000円に一気に約38%引き上げるという大幅なものです。これほど大幅な値上げがとり急いで必要とは思いませんし、市の財政状況から見ても適切な金額だとは思いません。税制改正等により市民の負担は大幅に増加し、厳しい生活を強いられているこの時期に議員は何を考えているのか、自分たちのことしか考えていないのかと聞かれたら説明に窮するのではないのでしょうか。面積が広がったからであるとか、同規模自治体と均衡をとるためなどの理由では住民の皆さんの理解が得られるとはとても思えません。議員歳費の引き上げ等に関しては、市民との合意形成が最も必要だと考えます。議員歳費をこれほど大幅に引き上げるのであれば、市民の皆さんにきちんと説明をして、それに対するご意見をお聞きし、納得をしていただくことが何よりも大切です。まず、そのための努力を尽くす必要があると考えます。

以上の理由から、私は議員歳費の引き上げに対し強く反対し討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 　　ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

住宅新築資金担当参事から発言を求められておりますので、許します。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 住宅新築資金担当の奥宮です。

先ほどの報告第30号につきまして、数字の誤りがありましたので新しい報告書をお手元の方へお配りさせていただきました。訂正箇所を申し上げます。債権額、「318万7,516円」を、「318万7,525円」とさせていただきます。それから、債権額とその和解条項の中にあります未払い残金「98万5,351円」を、「98万5,355円」とさせていただきます。それで、また、両方にございます支払利息「9万5,582円」を、「9万5,587円」とさせていただきます。債権額にございます約定遅延損害金及び和解条項にあります合計金額には変更はございません。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） よろしいですかね。

それでは、これから議案第92号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、字区域の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号、高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号、香南清掃組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号、香南香美衛生組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号、香南斎場組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号、香南香美老人ホーム組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号、香美郡殖林組合規約の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号、高知県後期高齢者医療広域連合の設立についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 賛成多数であります。よって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号、債権の放棄についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第107号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号、債権の放棄についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 賛成多数であります。よって、議案第109号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号、香美市合併振興基金条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第110号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第21、議案第111号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第5号」から、日程第28、意見書案第21号、医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なし認めます。よって日程第21、議案第111号から、日程第28、意見書案第21号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第21、議案第111号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第5号」を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議案第111号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第5号」を説明いたします。

平成18年度香美市一般会計補正予算（第5号）

平成18年度香美市の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,093万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ155億9,192万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年12月19日提出。香美市長、門殿楨夫。

提案理由、市営住宅の菰生野「香北裕・YOU第2団地」の火災復旧工事の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表の歳入歳出予算補正、歳入歳出事項別明細及び款・項・目・節の内訳につきましては、議案111-15の提案説明書を朗読しまして、説明にかえさせていただきます。

平成18年度香美市一般会計補正予算（第5号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に1,093万2,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ155億9,192万9,000円としました。

概要は、歳入では財政調整基金繰入金及び雑入の追加で、歳出では一般廃棄物処理場の整備経費の追加、菰生野「香北裕・YOU第2団地」の火災復旧工事の追加等が主なものとなっています。

以上で補足説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） この議案111-10ページの吉野のこの発電所の官舎（借上料）の件であります。これ高知工科大学の学生が入るということですが、これは何名で、それから室ですね、室は全部使うのか、一部残すのか、それはどうなってますか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 久保議員のご質問にお答えをいたします。

この予算につきましては、今言われましたように高知工科大学の方から要請がございまして、留学生支援対策として、県企業局の吉野官舎を目的外利用として貸してもらい借り上げ料をお願いをしておるところでございます。ご承知のように留学生のうち、特にその国費等奨学金による留学生につきましては、家賃負担が大きい状況等がありますとなかなかその生活が大変だということもございまして、高知工科大学の方では、低額の住居費で楠目寮等により入居させておるところですけれども、いろんなその事情で家族とともに住まなければならないという人がおりました、楠目寮は6畳一間ですのでこちらでは生活はできないというような状況があります。そういったことで、ある程度の広さが欲しいということで、市の方で何とかならないかということを高知工科大学国際交流センターの方からお話がございまして、ちょうどその財政課の方を通じまして、吉野の官舎の情報に接しまして協議をしてきたところでございます。条件的にも非常に好ましい状況でございまして、今後その企業局と市との間にあると、それからもう一つその高知工科大学との間で協議調整が整えば、支援制度として活用したいということで予算化をお願いをしておるところです。この分につきましては、ご質問の中身につきましては、貸し付けを受けるというか、目的外利用をさせていただく分につきましては、2階に6室ございまして、こちらの2階の6室をお借りをするということですが、全部一遍にお借りしますと一応借り上げ料というのが要りますので、必要な部分だけ個々に対応していただいて結構だというお話でございます。したがって、もしこれが借りれるということになりますと、これを利用される方の数、最大6（室）までですが、この6室までお借りをしていくということになると思います。もう少しご説明をつけ加えますと、外国人ばかりになりますと、日常生活の中でその連絡調整とかいうことが必ずしもうまくいかないということで生活の支障を来すということがありますれば、ちょっと状況としておもしろくございませぬので、1人だけその日本人、いわゆる外国語ができる日本人を管理的な立場でそこに入れていただくというようなことを現在考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案111-9ページをお願いします。雑入の分で52万1,000円、これは本人負担と理解しているのでしょうか、火災を起こした。それと、共済の保険金が432万9,000円入っているわけですが、旧香北町の場合やったら誓約書を交わしてたというふうに認識してますけれども、その負担割合についてはどういう算出根拠なのか、それを伺います。

それと、この方は、契約書等の中には退去等の項目があったと思います。それと、損害賠償については触れられてなかったのか。これ火災について伺ってますので。ほん



で、この方、また再入居するのか、その点お尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 香北支所事務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所事務管理課長（竹内 敬君） はい。山崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、議案111-9ページの42節の雑入の方ですけれども、この52万1,000円の内訳につきまして、そのうちのまず37万8,000円につきましては、この住宅火災の工事の設計費用ですけれども、設計費用37万8,000円が保険対象外となりますので、出火原因をつくった家から賠償金という形で入れてもらう予定であります。

それから、54節の建物共済保険金432万9,000円の内訳でございますが、出の方で422万4,000円とあります。これは工事費です。それから、それ以外の10万5,000円につきましては、設計監理費用、監理費用は保険対象となりますので、10万5,000円をこれは設計監理費用として上げております。

それから、退去関係ですけれども、今も説明させていただきましたように賠償金として払っていただく部分もありますが、それ以外にも家賃の関係につきましてもまだきちんと財政課の担当の方とは決めておりませんけれども、これから先で決めてやるようにしております。それと、現在の家賃を滞納しないようにという前提で入って、もし入る場合には、もとの場所へ戻る場合には滞納しないという前提のもとに現在の段階では話をしております。

以上でございます。それだけでしたですかね。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 補足説明をさせていただきます。

雑入の設計費の37万8,000円と52万1,000円の差額の14万3,000円につきましては、先ほど質問がありました吉野発電所の官舎の使用料でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。その退去云々については今後のことというふうに言われてましたけれども、その出火の原因ですわね、等も考慮されてそういうふうな、まあちょっと原因知りませんのでね、その点を確認ということと、それから契約書なんか、誓約書なんか、請書なんか、旧香北町がどれやったか定かに覚えてませんけれども、その中で項目としてうたってたと思いますけれども答弁ございませんので、そういう火災等を起こしたら出なければならないような部分は、文言はありませんでしたかね。それ確認させてください。もちろん家賃の関係があって、再入居云々について滞納等の要件ができれば再入居はオーケーというふうな判断もくださるかもしれませんが、そのところをちょっと原因等もわかりませんのでお願いします。しかし、損害賠償については誓約書なんかにはうたわれてなかったか。その37万8,000円というかがどういう、トータルの金額の中ではじかれたもんなのか、それとももう設計費用がそういうふ

うになった分が保険対応できないので損害賠償費用というような、そういう決め事になっているのか。その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 香北支所事務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所事務管理課長（竹内 旧敬君） はい。まず1点目の出火原因につきましてですけれども、消防の方の現場検証の結果を報告を受けましたものですけれども、原因としましてはその火元の母親が4歳の子どもの話を聞いての話ですのではっきりとはあれなんですけれども、子どもの火遊びが原因だと考えられるということでございます。

それから時間的なものですけれども、（午前）10時20分ごろに出火をして、それから（午前）10時40分ぐらいに消防が到着した時点では既にその家、それから近所の人等の消火によりましてある程度鎮火をしておりました。ということです。それから正式の鎮火は（午前）10時50分だということでございます。

それから、契約書、請書、多分請書だと思いますけれども、ちょっと内容をよう把握しておりませんので、またそれにつきましては後で報告をさせていただくようにしたいと思いますが。

それから賠償金という形で37万8,000円、設計費用が保険対象外ですので、それにつきましてはもうそういうことで支払いをするように、させていただくように話をしております。

それからあと、その火事のために2部屋使える部屋が使えまませんので、それにつきましても今後の話の中で賠償を求めるように形をしようかというふうに、今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 修繕に関しまして補足説明をさせていただきます。

修繕費の負担ですけれども、これは香美市市営住宅条例第22条、修繕費の負担ということのところで、「入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、入居者は市長の選択に従い修繕し、またはその費用を負担しなければならない」というふうになっておりますので、この条文によりまして修繕費の方は全額を請求できることになっておりますけれども、現時点ではうちの方でも保険を掛けておりますので、保険できく分については保険で補てんして、免除をしてはどうかという話を今しゅうところでは決定はしてございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案111-11ページ、これ保健福祉センターの修繕となってるんですけど、この建物はまだ新しいように私たちは思うんですけど、どういう内容のことを修繕するのかということ。

それから、今香美市では小規模工事等契約希望者登録制度いうものが発足してるんですが、この工事は50万円という予算ということから言えばこの対象になるのだが、こういうことで小規模の方で対応するのかなどか。

それから、同じく10ページのその上にも修繕費として総務管理費の中で出てるんですけど、こういうことについてもそういう制度の対応できるのかなどか。

それから、次の12ページですけれども、この塵芥処理費の処理場（工事請負費）で417万7,000円を予定するという事は、どういうことをするかということをお尋ねするとともに、旧香北町の議員さんから話を聞いたんですけど、香北町永瀬というところの河川敷に灰の置き場を設置してた建物があったけれどこれを壊してると、解体してるということですけど、これがこの工事費というようなことではないんじゃないかと思うけど、そのあたりどんなになってるのか、香北町永瀬のことについてもご答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

保健福祉センター香北の修繕でございますね、保健福祉センター香北は平成10年に開館しております。8年を経過していろいろなところ小規模な修繕は発生してるんですけど、今回の修繕は空調機の室外機、幾つかのユニットごとに室外機が取り付けられてますけど、そのうちの1つが壊れて暖房がつかない状態になっております。ちょうどそのユニットが事務所の入ってるユニットでございます、今震えながら事務をとっておるところなんですけど、早急に修理が必要なために増額をお願いするものでございます。小規模のその制度について、使うかどうかというのが、ちょっと今研究段階でございます、勉強して対応させていただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、岡本博臣君。

○物部支所業務管理課長（岡本博臣君） 議案111-10ページの5目（財産管理費）の（11節）需用費ですが、これにつきましては奥物部ふるさと物産館の合併処理浄化槽のプロアーの修繕でございますので、小規模の制度の工事では対象を考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏。

○環境課長（阿部政敏君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

この議案111-12ページの塵芥処理費の工事請負費でございますが、現在粗大ごみの収集につきましては毎月第3日曜日とその翌日月曜日にやっております。それで、持ち込み場所が土佐山田町の一般廃棄物の処理場になっております。それにつきましては、香北町、物部町につきましては、かなり遠隔地になりますので、中間地点に同じ持ち込み場所ができればと思ひまして、ちょうど香北町吉野に残土処理場、建設残土処理

場がございます。それがもう満杯になっておりまして、その跡地を利用して粗大ごみの持ち込み場所にしようかと予定をしております。その建設費でございます。面積が、周辺へフェンスをこしらえて、そして持ち込み場所の面積が大体1,200平米ぐらいになるかと思いますが、当面は月1回の持ち込みを予定をしようかと。そして、来年の4月から実施しようかと思っております。それと、これにつきましても合併による事務事業等の調整によりまして、土佐山田町の例によって調整していくということにもなっておりますので、そういう部分で少しでも住民サービスの向上に努められたらと思うて予定をいたしました。それで、一応吉野の方には12月1日にちょっと役員会、自治会に役員会ございまして、地元の役員の皆様には一応打診はさせてもらっております。そのときには二宮香北支所長、そして横谷業務管理課長にも同席していただきましてお話しもさせてもらっております。

それと、今までは香北町と物部町につきましては粗大ごみの収集もしておりました。それがまあ年間1、2回で、1個、どの粗大ごみでも800円という負担が要っておりました。その部分につきましても、現在土佐山田町でやっておるものにつきましては、例えば軽トラ1台でありましたら2,000円ということでもありますので、そこで価格の公平化も、手数料の欠ける部分もあって、その部分の調整もできるかなと思ひまして計画をいたしました。

それと、この費用に簡易トイレの設置費も入っております。(後に香北町永瀬地区の灰置場のことについて追加説明あり。)

以上です。

○議長(中澤愛水君) ほかに。

18番、石川彰宏君。

○18番(石川彰宏君) その(議案111-10ページ)吉野官舎借り上げ料の関連質問になりますが、この宿舎というのは杉田ダムにも同じような施設がございますが、この吉野に来てくれることは確かにありがたいことでございますが、交通料、JR(バス)しかございませんので交通料も大分かさむと思ひますがその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長(中澤愛水君) 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長(濱田賢二君) 杉田ダムの方の室については、私どもはどのような状況にあるかということ承知してございません。今回のお話をいただいたのは、吉野の官舎が空いておるから、有効利用ができるようであればという提案をいただいたものですから、それに対応しておるということだけでございます。

以上です。

○議長(中澤愛水君) ほかに。

15番、依光美代子君。

○15番(依光美代子君) 15番、依光です。

(議案 1 1 1 -) 1 4 ページの学校管理費の中の小学校焼却炉撤去工事というのがありますけど、どこの学校でしょうか。そして、以前ダイオキシンの問題が起きたときに順次壊してきたかと思えますけれど、その辺もちょっとわかりましたらお願いします。

○議長(中澤愛水君) 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長(和田 隆君) 依光議員のご質問にお答えいたします。

山田小学校の焼却炉であります。土佐山田町内まだ結構学校残ってますので、焼却炉あります、まだ。順次予算処置しながら解体していきたいと考えております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 1 1 番、片岡守春君。

○1 1 番(片岡守春君) 環境課長さんに、先ほどの答弁の中で、関連ということで(香北町)永瀬というところの河川敷にあった灰の一時置き場のことについてはよね、何か解体されちゅうと、現在もう解体しちゅうような話ですけど、そのあたりどういう経過になってますか。

○議長(中澤愛水君) 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長(阿部政敏君) 片岡議員のご質問にお答えいたします。

その件につきましては直接環境課は関係ございませんが、多分議員さんが言われておるのは香南清掃組合の焼却灰を一時、今県外で処分をしておりますけど、現在は。それができてなかったときに、あちらへ、(香北町)永瀬の方へ持っていく、仮に置く場所として建設された施設でなかろうかと思えます。詳しいことにつきましては、香南清掃組合の方で確認をせんといきませんが、今の時点では十分なことはわかっておりませんので以上しか答弁できません。

○議長(中澤愛水君) 1 2 番、久保信彦君。

○1 2 番(久保信彦君) ちょっと関連質問でお伺いします。

もう5年になりますね。1 1 月に(香北町永瀬の施設を)壊しております。これは市長もご存じだと思います。全体で相当、あれ何千万円ぐらいは要っております。それで全然使っていないですよ、あそこは。あれ、大体わかっておれば幾ら要って、解体とかね。それから用地の交渉費、それから建設費、相当要っておると思えますがね。

○議長(中澤愛水君) 助役、石川晴雄君。

○助役(石川晴雄君) 私の方から回答いたします。

今現在、香南清掃組合の対応について、その今の施設を云々については承知しておりませんので、後ほどまた確認をしておきます。

○議長(中澤愛水君) ほかに。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第111号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、発議第7号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。24番、山本芳男君。

○24番(山本芳男君) 発議第7号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出いたします。

平成18年12月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山本芳男。賛成者、香美市議会議員、坂本 節。賛成者、同、織田秀幸。賛成者、同、矢野公昭。賛成者、同、石川彰宏。賛成者、同、千頭洋一。賛成者、同、門脇二三夫。賛成者、同、大石綏子。賛成者、同、西山 武。賛成者、同、黒岩 徹。賛成者、同、西村芳成。賛成者、同、竹平豊久。賛成者、同、有元和哉。賛成者、同、島岡信彦。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、比与森光俊。賛成者、同、竹内俊夫。賛成者、同、依光美代子。賛成者、同、小松紀夫。

提案理由につきましては、朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

(案文朗読)

どうかよろしくお願いをします。

【発議第7号 巻末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に対して反対の方の発言を求めます。

10番、山崎晃子君。

○10番(山崎晃子君) 10番、山崎晃子です。

私は、くらしと福祉を守る会と日本共産党議員団を代表して、発議第7号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対の立場で討論を行います。

この発議によりますと、次の選挙から、つまり順調にいけば3年半後の選挙から、現在の定数25名を22名にするとしています。その理由として、地方財政がひっ迫して

いるから、行財政改革推進の一環として人件費を削減するためとなっています。私はこの定数削減の趣旨理由を見て、議員歳費値上げ議案との整合性に疑問を感じています。財政難を理由に合併を行い、今年3月に新たな気持ちで香美市としてスタートしたばかりであり、市財政の健全化はこれからです。その時期に議員歳費の大幅な引き上げを決定し、しかもその直後に財政がひっ迫している、人件費を削減するためと言って議員定数削減を訴えても矛盾が生まれるだけで何の説得力もありません。また、25名から22名へと3名削減する根拠についても何一つ説明がありませんが、この数字が果たして妥当かどうかについても住民と合意形成が必要なのではないのでしょうか。議員定数の削減に関しては、住民の皆さんと話し合いの機会を持ち、こちらの意向を伝えるとともに住民の皆さんのご意見なども考慮しながら進めることが大切だと考えます。私たち議員は、まずそのための努力を尽くすべきであり、そのことが果たされないまま本議会で決定してしまうことは、時期尚早であると思います。

以上の理由から、私は発議第7号に対し反対の意見を表明し討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成多数であります。よって、決議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、意見書案第16号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 意見書案第16号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年12月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

提案理由の説明につきましては、書面の朗読によってかえさせていただきます。

（案文朗読）

ご審議、よろしく申し上げます。

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は

ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第24に意見書案第17号ということで日程を入れておりましたが、取り下げの申し出がありましたのでこれを取り下げることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第17号は取り下げをすることに決定をいたしました。

日程第25、意見書案第18号、生活保護基準の引き下げを行わないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。

意見書案第18号を朗読して提案にかえていきます。

生活保護基準の引き下げを行わないよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年12月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、片岡守春。賛成者、同、山崎龍太郎。賛成者、同、久保信彦。

本文を朗読します。

（案文朗読）

よろしく申し上げます。

【意見書案第18号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。2点ほどお伺いいたします。

このことにつきましては大変な重要な問題であることは認識するところですが、同時に文中にある憲法にも保障された最低限度の生活水準というところを、少し角度を広げてみますと、さきの一般質問でも上がりましたが今社会的にも問題となっているワーキ



ングプアーがあります。一生懸命朝早くから夜遅くまで働いても、その年間の所得が200万円ほどにしかならない。この所得をやりくりして子どもの養育費や教育費を捻出しているといったことがさきのニュース番組でも報道されておりましたが、こうした問題をも包括してくみ上げていったらどうかと考えますが、その点について。

次に、母子加算の削減とある部分ですが、これも一般質問で取り上げられておりましたが、これをプラス思考で考えてみますと、ご承知とは思いますが、国の平成20年度までの時限立法ではありますが、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法という制度がございます。この制度を利用している一例といたしまして北海道の千歳市があり、本年度から母子家庭自立支援給付金支給事業をスタートさせています。この費用内訳は、国が4分の3、市が4分の1を負担するもので、事業内容は3種類ありますが、詳細は省略しますが、要は受動的な対応ではなく、能動的に母子家庭の自立支援の対策を講じることが結果的には生活の安定にもつながっていくのではないかと考えるところです。現に実施している市もあるわけですから身近な問題ととらえ、香美市へも提言する形をとったらどうかと思うところですがいかがでしょうか。ただ、生活保護基準の引き下げを行わないよう求めるという、いわゆる狭義で提出するものであるから、そうした広義的なことは別の問題と言われればそれまでですが、以上の2点についてのお考えをお伺いします。

質疑を終わります。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 生存権裁判とか、今全国的にいろんなところで争いはしてるんですけど、生活保護というものがどんなもんかいうことをやはり明確にする必要があると思います。生活保護法ではよね、働いているかどうかにかかわらず、生活に困ったとき国民のだれもが憲法第25条、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する生存権でよね、生活保護もこれに基づいているということですよね、ひとつ理解をしていただきたいということと、もう一つは、母子家庭の収入のことについてはよね、これは厚生労働省の発表からしても4割、母子家庭の収入は一般世帯の4割というような実情からしてよね、今までは、これ新潟県の例を出しておりますけれども、母子加算の場合は平成4年に2万3,360円月額加算されたものが年々減ってよね、2006年、昨年度、今年は7,780円に減ってるということ。それから老齢加算の関係で言えば、これは2003年度は1万6,680円のもんがよね、概略1万7,000円ほどなもんが、今年の年度から廃止になってるというような中でのやっぱり救済を求めるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 賛成少数であります。よって意見書案第18号は、否決されました。

日程第26、意見書案第19号、庶民の負担軽減につながる税制改正を行うよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 3番、山崎龍太郎。

意見書案第19号、庶民の負担軽減につながる税制改正を行うよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年12月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山崎龍太郎。賛成者、同じく、山崎晃子。賛成者、同、大岸眞弓。

(案文朗読)

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第19号 巻末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番(竹平豊久君) 13番、竹平です。

意見書案第19号、庶民の負担軽減につながる税制改正を行うよう求める意見書について反対討論を行います。

まず、反対討論といたしまして、意見書そのものの作成手法や提出のあり方についての点から反対討論を行うものでございます。なるほど、今回の税制改革議論は、ここに書かれていますように企業減税が先行している感は否めません。しかしながら、そうした中で本意見書案について見ると、大企業の減税、庶民への増税、時の政権への批判といった限定的、抽象的表現に終始し、ここに記載されている政府税制調査会の答申に基づいての問題提起に関する内容は読み取れません。何事においてもそうですが、この場合は税制改正に問題があるということでしょうから、やはりそうした場合は多角的に精査して、問題点を掘り起こし、提言をしていくべきだと考えるわけでございます。例えば、その背景、つまり国、地方を問わない財政の健全化への対処、経済成長を促す観点

からの法人税のあり方、また格差拡大が指摘されている社会構造の中で、税としてどのような配慮が必要なのか。そして、改革と経済成長の機会を積極的に見出して、後々に借金のつけを先送りしない財政の確立といったことを総合的に抽出し、そして、その中で国民の税負担のあり方について議論していくべきではないかと考えるわけでございます。

ちなみに、本意見書に準ずることですが、12月14日に決定をした与党税制改正大綱によりますと、ここに記載をされております法人実効税率の引き下げは、企業収益が伸びている中消費者の理解が得られないこととして見送られております。また、減価償却制度の拡充の記載の部分ですが、言われるように企業の設備投資などの金額を損金と認めることになっております。表面的に見るといわゆる企業一辺倒となりますが、その背景を見たとき、果たしてそうでしょうか。企業の国際競争力の評価ということにあるのではないのでしょうか。議員の皆様方もご承知とは思いますが、今、アジア地域で経済が急速に発展している中国を初め、韓国、インドに近い将来世界の市場を席卷されるのではないかとされている現在の状況もあります。そうした中で、たびたび申ししていますが、何事についても狭い視野で物事を議論、判断している時代ではなく、経済のボーダレス時代にあっては、常に世界の情勢を視野に入れ、かつ総合的に議論、判断をしていくときではないかと考えるところです。特に、税制とも密接な関連がある経済政策を見誤りますと、結果的には国民の益をも損なうことになるのではないのでしょうか。

こうした点から意見書のあり方を考えるとき、常に多角的方面から問題点を提起し、根拠のあるものとして論調を組み立てていかないと、何ら内容のない抽象的論文、作文となり、意見書自体の本質からかけ離れてしまうのではないのでしょうか。同時に、提出者が香美市議会であるならば、特にその点にも留意してかからないと、議会としての品位にもかかわってきます。作成手法として例を挙げて申しましたが、そうした観点からすると、いま一度精査をされて提出すべきものとして、本意見書の提出に反対をするものです。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

私は、本意見書案に賛成の立場で討論を行います。

まず、この答申が出たときの高知新聞の記事でありますけれども、これによりますと、「小泉政権下で個人所得、住民税の増税が相次いで決定した上、企業の好業績が十分に個人に還元されない現状で、企業一辺倒の姿勢には疑問があり、国民の理解を得るのは困難だ」これが一般庶民の感覚であろうかと思えます。そして、恒久減税と名づけられておりました所得、住民税の定率減税が2006年度から半減、2007年度から全廃となります。配偶者特別控除の、この間のずっと庶民に対して行われております税制面での政府からの攻撃というのは、年金への課税も強化される。それから、医療も大改

悪であります。こうした中、「景気が回復して税収がふえたという、その果実を企業に優先的に配分するのが適切なのか、十分に検討されたとは言いがたい」というふうに高知新聞にも記載をされております。そして、経済活性化を目指すというのであれば、それやったら庶民減税によって、とりわけ国の経済の6割を担っております個人消費を伸ばすこと、家計を底上げしてから行うことが大事であると思っておりますので、私は本意見書案に賛成の立場を表明いたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって意見書案第19号は、否決されました。

日程第27、意見書案第20号、新医師研修制度の見直しを図り、地方における地域医療の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松でございます。

意見書案第20号、新医師研修制度の見直しを図り、地方における地域医療の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年12月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読を持ちまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、どうぞよろしく申し上げます。

【意見書案第20号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって意見書案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、意見書案第21号、医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 4番、大岸眞弓です。

意見書案第21号、医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。

平成18年12月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、大岸眞弓。賛成者、同、山崎龍太郎。賛成者、同、山崎晃子。

提案理由を朗読して、説明にかえさせていただきます。

これは、先ほど国に対する意見書がありましたが、これの、今度は同じ内容で橋本高知県知事に対して、高知県の方に出す意見書でございます。

(案文朗読)

少し補足説明をいたしますと、たくさんの項目がありますので、まず、本文中のですね、最初の方なんです、2行目の高知県特有の事情というのは、ご存じのように高知県はベッド数が全国平均を大幅に上回っております。そして、中山間地域が多いことから中山間地の医師の確保に困難をきたしているという、そういう特徴があります。

それからもう1点、その医療関係者の方にお尋ねをしてみますと、医師養成のやはりおくれがあったと。というのは、医大が、高知県はできるのがよその県に比べて大変遅かったということも原因にしているだろうというふうに話しをされておりました。

それから、記の項目の中にあります、ちょっとわかりにくいかと思しますので説明をさせていただきますと、2にあります県独立の奨学金制度ですが、これは現在は国保連合会がこういう奨学金制度を設けまして、全国の知事会が提唱しまして、自治医科大学、栃木県にあるそうですが、この自治医科大学に入学する人に9年間の奨学金制度を設けているそうです。その奨学金を受けた方が過疎地で働いた方であれば、何年間か働けば、奨学金の返還免除というふうに、その医師養成をするための制度でございます。これを、今知事会の提唱でありますけれども、高知県の方でも来年の2月に県議会に上程をするように検討をされているということですので、これもその医師確保には必要な施策ではないかと思ってこのように入っております。そして、高知大学医学部への地元枠ということですが、地元からのこの自治医科大学の推薦枠というのは、高知県は2人に限られてるそうです。あと47都道府県、高知県は2人、別の県は3人とかいうふうに枠があるそうなんです、高知県の場合は2人であるから、これをもう少し充実をさせてほしいということ。

それから、4にあります②、4ではないです、ごめんなさい、5です。5の地域対策協議会ですけれども、この現在医大、医局がその医師派遣の責任をとるか、そういう采配をするように責任を持っているそうなんです、これが医療法が改善されて、来年の4月から医療法の中に位置づけられることになっております。この地域対策協議会が本格的に医師派遣の責任を持って行うように、もう決められているとのございまして、その5にありますように、その中に住民とか患者とか、そして自治体、病院関係者、病院で働いておられる方々を参加させるように要望する内容も入っております。

以上、補足説明をいたしまして、それからもう1点、すいません、12月4日付けの高知新聞によりますと、やはり産科の不足、それから小児科医がなかなか手がないというふうなことは高知県でもあっておりますし、少子化対策としても問題であります。医師不足解消へ署名活動ということで記事が載っております、これは四万十市立市民病院の看護師さんが署名運動を行ったと。そして、この高知県に対する要望を行うために、四万十市立病院の職員の約200人の方が11月下旬から署名活動も展開しておられると。やはり、この病院におきましても、来年の4月から医師が現在10人おるものが8人に減らされることが決まっております、夜間救急を返上しないといけない状況にあるからこういう署名活動を行っているとのことでした。地域医療の確保のためにも、ぜひこの意見書を皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

【意見書案第21号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに原案に反対の方の発言を許します。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第21号、医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について反対討論を行います。

本意見書につきましては、あくまでも香美市議会が高知県に提出するということを前提にしております。まず、意見書と読み比べながらですが、「高知県内の医師不足は深刻であり」ということに関してですが、平成16年度の時点で見ますと、全国の中での高知県の医師数は…

（サイレンにより中断）

○13番（竹平豊久君） 途切れましたが、全国の中での高知県の医師数は、人口10万人当たり261.4人と、全国平均の201人を上回り、全国3位です。問題なのは、このうちの約80%の医師が、高知市を中心とする中央医療圏に集中していることです。こうした現象は何も高知県特有の事情ではなく、全国的にも顕著で、例えば全国平均を

下回る青森県では、大学病院がある弘前市を初め青森市、八戸市に県内医師の約75%が集中しています。

次に、「2004年度に新医師研修制度が開始され」の、この意見書のところですね、から下の方の「OECDの中で28番目」というところまでのこの箇所ですが、これはいわゆる国のレベルのことであろうかと思われませんが、高知県に提出するものであるならばもっと身近に、例えば「平成16年時点での医師数が全国で約25万7,000人」または先ほど申しました「人口10万人当たり全国平均201人、そのうち高知県は261.4人」と記載し、その中で「都市部へ集中する。いわゆる地域偏在の結果、地域医療体制に影響が起きている」とする方が、身近にとらえられるのではないのでしょうか。

そして、裏面の記の6の項目でございますが、内容を申し上げますと、「旧制度では、研修医は大学の医局に所属し、研修先の病院に派遣されるのが一般的でしたが、平成16年4月からの制度改革により、研修医と病院側の、いわゆるマッチングで研修先が決まるようになり、研修医の希望が中央の有名病院に集中し、地方の大学病院は人手不足となり、大学が医局の医師不足を補うため、病院へ派遣をしていた医師を引き上げるケースがふえている」ということでございます。この結果が、地方の病院の医師不足に拍車をかける一因ともなっております。こうした状況の見直し案として、例えば「臨床研修指定病院の指定のあり方について、適切な見直しを行うべき」その表題で、県立病院や国立病院機構などの公的病院が、研修医を確保できるよう、研修プログラム充実のための支援策を講じることや、後期臨床研修プログラムで、へき地医療への一定期間の従事の義務づけ、また、専門医の資格取得において、へき地での研修を評価項目とするなどのことなどが考えられます。

こうした中で、本意見書の文言を解釈すると、提出者、すなわち香美市議会では、こういったことは承知しないから提出先、この場合は高知県でございますが、そちらでお願いしますという論調になっていると考えるところです。少なくとも、香美市議会から高知県へ提出するのですから、その背景や病院等は提出者でリサーチして明記していくことが大事ではないかと考えます。

以上のことから、本意見書の提出については反対をするものでございます。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって意見書案第21号は、否決されました。

日程第29、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。各常任委員会等及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって各常任委員会等及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告案件7件、議案第91号から議案第110号までの20議案、追継続審査となっておりました決算の認定案件28件、追加議案1件、発議1件、意見書案5件の案件が上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされました。今議会も住民の負託を受けた議員として、18名から行政全般にわたっての一般質問が行われ、幾つかの提言もありました。

また、本議会での議案質疑を通じて、行政全般、香美市全体を見据えた議論がなされました。10月議会でも申しましたが、議会には議決機関、チェック機関としての使命が課されております。つまり、議会は住民から直接選ばれた議員で構成する合議体であり、まず第一に地方公共団体の具体的政策を最終的に決定すること、第二には、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や、事務処理ないし事業の実施が適法、適正に、しかも公正、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判、監視することが重要な任務として課されております。執行部各位におかれましては、本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開の上で十分留意し、取り組んでいかれますよう申し添えておきます。

議案第109号、発議第7号は議会議員に係ることでもあり、議論もありました。議会としても、今後ますます議会の活性化と研修、研さんを深めながら、議員自身の資質の向上と議員活動の充実を図るとともに、議会広報にもより一層努めていかなければなりません。また、12月8日には、国から地方への権限委譲をするための基本理念を盛り込んだ地方分権改革推進法が参議院で可決・成立し、2007年4月から施行される見通しであります。さきの地方分権一括法とあわせて、地方分権が一層進められる中、地方自治体の独自性が強く求められてまいります。当議会としても、各常任委員会、行財政改革推進特別委員会、庁舎建設特別委員会の閉会中の審査も予定されており、重要な課題も山積しております。課題解決のため、積極的に努力を重ねていかなければなりません。



さらにまた、本年は、国においては9月に小泉内閣から安倍内閣に交代し、香美市においても3月には合併、4月には市長選挙、9月には市議会議員選挙と慌しい1年でありました。

そして、12月も残すところあと10日余りとなり、寒さも厳しくなっております。各自、健康に十分留意をし、住民福祉の向上と香美市発展のため、ますますご活躍をいただきますようご祈念を申し上げ、12月定例議会の閉会のごあいさつといたします。

次に、市長からごあいさつがあります。市長、門殿慎夫君。

○市長（門殿慎夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月7日に開会をいたしました平成18年第7回定例会も、中澤議長さんの円滑なる議会運営と、議員各位のご協力を賜りまして、今期定例会に付しました全議案、慎重なるご審査をいただき、ここにそれぞれ適切なるご決定をいただき、閉会を迎えることとなりました。まことにありがとうございます。

今議会におきましては、18名の議員さんより一般質問をいただき、諸課題に対してあらゆる角度からのご示唆をいただきました。ご指摘いただきましたことにつきましては真摯に受けとめ、反省すべき点は検挙に反省し、また、ご意見やご提言に対しましては、全職員とともに今後の市政に十分生かしていくよう努力をいたす所存でございますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

さて、議会中にご協議いただきました土佐山田観光開発株式会社の再生計画案に対する賛否の票決につきましては、議会のご意向も伺い参考にさせていただきまして、賛成の議決票を送付いたしました。

また、議案第109号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正につきましては、議論があったところでありますが、在任特例後の新たな議員定数の中で行われた議員選挙を踏まえ、特別職報酬等審議会の答申を受けての提案であります。まさしく、議会は住民の代表として議会制民主主義のもとで、その果たす役割はまことに大きく、日ごろの我々執行部に対して、そのチェック機能を有する議会組織の重要性に対しては、市民の期待は大きなものがあります。今回の条例改正は、そのことからしましても理解をいただけるものであると考えるものであります。また、先ほどは議員発議として提案、可決されました香美市議会議員の定数を定める条例の一部改正については、議会みずから将来の議会のあるべき姿を見据えて、あえて議員定数の削減を決意され、決定されたその姿勢に対して敬意を表する次第であります。我々執行部に対しまして、なお一層のご指導をよろしくお願いをいたします。

さて、今年も残すところ10日余りとなりました。慌しい年の瀬を迎えて、何かとお忙しいとは思いますが、議員の皆様方にはお体には十分お気をつけいただき、輝かしく新年を迎えられますようご祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。

これをもって平成18年第7回香美市議会定例会を閉会をいたします。

(午後 12 時 12 分 閉会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成18年第7回香美市議会定例会  
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	12月7日 （木）	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。ただし、議案第91号及び認定第1号から第20号及び認定第23号から第30号までの決算継続審査案件については、本会議方式で報告から採決まで。
第2日	8日（金）	休 会	【一般質問通告期限（午前9時）】 ----- 議案精査のため
第3日	9日（土）	休 会	〃
第4日	10日（日）	休 会	〃
第5日	11日（月）	休 会	〃
第6日	12日（火）	本会議	一般質問 ①
第7日	13日（水）	本会議	一般質問 ②
第8日	14日（木）	本会議	一般質問 ③
第9日	15日（金）	本会議	議案質疑～委員会付託 ----- 本会議散会后、各常任委員会 総務常任委員会の審査 （議案第97・98・99・105・107・108・109・110号） 教育厚生常任委員会の審査 （議案第93・94・95・104・106号） 産業建設常任委員会の審査 （議案第92・96・100・101・102・103号）
第10日	16日（土）	休 会	議案審査整理のため
第11日	17日（日）	休 会	〃
第12日	18日（月）	休 会	〃
第13日	19日（火）	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託省略し、説明から採決まで）

平成18年12月7日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

総務常任委員会委員長 前田 泰祐 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年11月14日（火）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定1	平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定2	平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定9	平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定15	平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定20	平成17年度山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定23	平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定24	平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定

平成18年12月7日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年11月14日(火)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定5	平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定6	平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について	認定
認定7	平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定8	平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について	認定
認定10	平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定12	平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定14	平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定

議案番号	議案名	審査結果
認定 16	平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 17	平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 19	平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 28	平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 29	平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	認定
認定 30	平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	認定

平成18年12月7日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹平 豊久 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年11月14日(火)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定3	平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定4	平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定11	平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定13	平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定18	平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定25	平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定26	平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定27	平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定



発議第7号

香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成18年12月19日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 山本 芳 男

賛成者 香美市議会議員 坂 本 節 賛成者 香美市議会議員 島 岡 信 彦

賛成者 " " 織 田 秀 幸 賛成者 " " 前 田 泰 祐

賛成者 " " 矢 野 公 昭 賛成者 " " 比 与 森 光 俊

賛成者 " " 石 川 彰 宏 賛成者 " " 竹 内 俊 夫

賛成者 " " 千 頭 洋 一 賛成者 " " 依 光 美 代 子

賛成者 " " 門 脇 二 三 夫 賛成者 " " 小 松 紀 夫

賛成者 " " 大 石 綏 子 賛成者 " " \_\_\_\_\_

賛成者 " " 西 山 武 賛成者 " " \_\_\_\_\_

賛成者 " " 黒 岩 徹 賛成者 " " \_\_\_\_\_

賛成者 " " 西 村 芳 成 賛成者 " " \_\_\_\_\_

賛成者 " " 竹 平 豊 久 賛成者 " " \_\_\_\_\_

賛成者 " " 有 元 和 哉

## 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

香美市議会議員の定数条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

本文中「25人」を「22人」に改める。

### 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

### 趣旨理由

地方の財政状況が逼迫していることから、行財政改革推進の一環として人件費を節減するために定数の削減を行うものである。

広大な面積を擁している香美市であるが、近時の交通手段及び情報網の発達により、定数を削減しても市民の民意を十分に議会に反映できると同時に、市民の多数も定数削減を希望していると考え本提案をするものである。

意見書案第16号

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の  
健全化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年12月19日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者           "                           前 田 泰 祐

賛成者           "                           小 松 紀 夫

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の  
健全化を求める意見書（案）

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にあります。

また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されています。更に、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が、昨年2月に発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための、森林吸収量3.9%確保対策の着実な実行も急務となっています。加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後はその骨子である、①多様で健全な森林への誘導、②国土保全等の推進、③林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされました。

よって、国におかれては、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等の推進に向け、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策の実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。
2. 国産材利用・安定供給対策並びに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。
3. 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保の諸施策の確立を図ること。
4. 二酸化炭素を排出するものが負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。
5. 地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
6. 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。特に、国有林野事業特別会計改革に当たっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と併せて、技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
外務大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
農林水産大臣	松岡利勝	殿
環境大臣	若林正俊	殿
林野庁長官	川村秀三郎	殿

高知県香美市議会議員 中澤愛水

意見書案第18号

生活保護基準の引き下げを行わないよう  
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年12月19日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者	香美市議会議員	片岡 守 春
賛成者	〃	山崎 龍 太 郎
賛成者	〃	久保 信 彦

生活保護基準の引き下げを行わないよう求める意見書（案）

財政制度等審議会の建議（意見書）は、生活保護の母子加算廃止や雇用保険の国庫負担廃止に向けた「抜本改革」などを明記しました。これは、庶民負担増、先にありきの姿勢であり、昨年初めて百万を超えた生活保護支給世帯を標的にしたものと言わざるを得ません。

既に政府は、生活保護の老齢加算の廃止や母子加算の削減で、生活保護の見直しを具体化してきました。老齢加算の廃止は、加齢にともなって必要になる相応の食事、暖房、衣服、冠婚葬祭などを奪いました。

また、乳幼児や成長期の子どもを抱えた一人親世帯への配慮から出されている「母子加算」を削減することは、育ち盛りの子どもの食事代や通学費などにも大きな影響を及ぼし、憲法で保障された「最低限度の生活水準」を、これまで以上に切り下げるものです。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、生活保護基準の引き下げを行わないよう以下について要望します。

## 記

1. 母子加算を廃止せず、加算額を元に戻すこと。
2. 老齢加算を復活すること。
3. 国庫負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
文部科学大臣	伊吹文明	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第19号

庶民の負担軽減につながる税制改正を行うよう  
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年12月19日 提出

香美市議会議員 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 " 山崎 晃子

賛成者 " 大岸 眞弓

庶民の負担軽減につながる税制改正を行うよう求める意見書（案）

政府税制調査会は、一層の大企業減税を盛り込んだ、2007年度税制「改正」に関する答申を取りまとめ、安倍首相に提出しました。

定率減税の2007年全廃による庶民増税は既定路線とし、空前の大儲けをあげる大企業に、更に減税をする姿勢が浮き彫りとなっています。

答申では、企業減税として減価償却制度の拡充などを盛り込んだ他、既に約40%にまで引き下げられている法人実効税率について「引き下げの問題が提起された」と明言しております。しかし、小泉政権下で個人所得、住民税の増税が相次いで決定した上、企業の好業績が十分に個人に還元されていない現状で「企業一辺倒」の姿勢には疑問があります。

景気回復といえども、多くの国民には実感がなく個人消費もマイナスとなっている現在、税収増の部分を企業に優先的に配分するのが適切なのか、大きな問題が残ります。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、企業減税優先でなく、庶民の負担を軽減する税制改正を行うよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水



意見書案第 20 号

新医師研修制度の見直しを図り、地方における地域医療の  
確保を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 18 年 12 月 19 日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 小松 紀夫

賛成者 " 前田 泰祐

賛成者 " 竹平 豊久

新医師研修制度の見直しを図り、地方における  
地域医療の確保を求める意見書（案）

地方における医師の都市部集中は拡大し、周辺部の医師不足は深刻であり、その解決は緊急を要します。

これは、2004 年度に新医師研修制度が開始されて以降、大学医局の医師不足による医師引き揚げが大きな要因となっています。

これまで、地方の中小の病院や自治体立病院は、大学医局による医師派遣により医師の大半を確保してきました。ところが、新制度の下、研修医の自由意志により研修先を選択することになり、都市志向、大病院志向が大きく広がり、地方の大学医局に研修医がこれまでのように残らなくなりました。さらに、同時に行われた国立大学の独立行政法人化が、大学を採算重視に向かわせ、中堅医師の引き揚げに拍車がかかりました。

この事は地方に住むものにとっては健康と生命の維持確保について重大な影響があります。  
よって、衆・参両議院及び政府におかれては、医師の都市部集中の解消と、大学による医師の  
引き揚げを防止し地域医療を確保するため新医師研修制度の抜本的な見直しを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
文部科学大臣	伊吹文明	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第 21 号

医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。

平成 18 年 12 月 19 日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者	香美市議会議員	大岸 眞 弓
賛成者	〃	山崎 龍 太 郎
賛成者	〃	山崎 晃 子

医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書（案）

高知県内の医師不足は深刻であり、その解決は緊急を要します。

これは、高知県特有の事情にもよりますが、わが国の医師養成の貧困さ、医師の加重などの要因に加え、2004 年度に新医師研修制度が開始されて以降、大学医局の医師不足による医師引き上げが大きな要因となっています。

これまで、地方の中小の自治体立病院は、大学医局による医師派遣により医師の大半を確保してきました。ところが、新制度の下、研修医の自由意志により研修先を選択することになり、都市志向、大病院志向が大きく広がり、地方の大学医局に研修医がこれまでのように残らなくなりました。さらに、同時に行われた国立大学の独立行政法人化が、大学を採算重視に向かわせ、中堅医師の引き上げに拍車がかかりました。

これらの影響を読み誤った政策判断の誤りを修正するとともに、人口 10 万人当たりの医師数が OECD の中で 28 番目という貧困な医師養成を抜本的に改めることが求められています。

また、県として地域医療を守る観点で緊急避難的措置を含む、あらゆる手立てを講じることが求められています。

よって、県におかれましては医師不足を解消し、地域医療を確保するよう下記事項について要望いたします。

## 記

1. 高知大学と県立病院、自治体立病院、公的医療機関が協力し、初期研修、後期研修の魅力あるプログラムを確立すること。
2. 県独立の奨学金制度の確立と、高知大学医学部への地元卒の確保をすすめること。
3. 県による（市町村立病院分も含めた）医師の一括採用、医師のライフステージに応じた生涯研修制度の確立、働きやすい・働き続けられる労働環境の整備を通じて、統一的な医師確保のシステムを確立すること。
4. 県として医師の緊急派遣システムを確立すること。
  - ① 各自治体立病院の要望に基づき、県・自治体立病院はもとより国立病院機構、公的医療機関の協力も得て（現在卒での融通による、短期、非常勤も含む）緊急の医師派遣を行うこと。
  - ② 未就労の女性医師・定年退職医師の状況把握と就労意向等のアンケート調査を行い、就労可能な労働環境等を整えることを通じて、医師の登録・派遣を行うこと。
5. 医師不足対策を検討する地域対策協議会に、住民、患者、自治体、病院関係者、病院労働者を参加させること。
6. 新医師研修制度と大学による医師の引き上げとの関連を明らかにし、必要な制度の見直しを行うよう国に要望すること。
7. 高知大学医学部の定員増、自治医科大学の定員増を含む、医師養成の大幅増を行うよう国に要望すること。
8. 自治体立病院が地域医療の中核的役割を担うために必要な施策と、財政措置を行うよう国に要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月19日

高知県知事 橋本 大二郎 殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

平成18年12月19日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

総務常任委員会委員長 前田 泰祐 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年12月15日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
97	高知縣市町村総合事務組合格約の変更について	可決
98	こうち人づくり広域連合格約の一部変更について	可決
99	高知中央広域市町村圏事務組合格約の一部変更について	可決
105	香美郡殖林組合格約の一部変更について	可決
107	債権の放棄について	可決
108	債権の放棄について	可決
109	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
110	香美市合併振興基金条例の制定について	可決

平成18年12月19日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年12月15日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
93	平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」	可決
94	平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）	可決
95	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決
104	香南香美老人ホーム組合理約の変更について	可決
106	高知県後期高齢者医療広域連合の設立について	可決

平成18年12月19日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹平 豊久 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年12月15日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
92	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」	可決
96	字区域の変更について	可決
100	香南清掃組合理約の変更について	可決
101	香南香美衛生組合理約の変更について	可決
102	香南斎場組合理約の変更について	可決
103	高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更する規約について	可決

平成18年12月7日

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水 印

## 議決した議案等の送付について

平成18年第7回香美市議会定例会において議決した、下記の議案等を送付します。

## 記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 91	平成18年度香美市一般会計補正予算「第4号」	H 18.12.7	可 決
認定 1	平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 2	平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 3	平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 4	平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 5	平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 6	平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 7	平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 8	平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	〃	〃



議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
認定 9	平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について	H18.12.7	認 定
認定 10	平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 11	平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 12	平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 13	平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 14	平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 15	平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 16	平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 17	平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 18	平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 19	平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 20	平成17年度山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 23	平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 24	平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 25	平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 26	平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
認定 27	平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	H18.12.7	認 定
認定 28	平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 29	平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 30	平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	〃	〃

18香美議発第154号

平成18年12月19日

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水 印

議決した議案等の送付について

平成18年第7回香美市議会定例会において議決した、下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
92	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」	H18.12.19	可 決
93	平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
94	平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)	〃	〃
95	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
96	字区域の変更について	〃	〃
97	高知縣市町村総合事務組合理約の変更について	〃	〃
98	こうち人づくり広域連合理約の一部変更について	〃	〃
99	高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更について	〃	〃
100	香南清掃組合理約の変更について	〃	〃
101	香南香美衛生組合理約の変更について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
102	香南斎場組合規約の変更について	H18.12.19	可 決
103	高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約について	〃	〃
104	香南香美老人ホーム組合規約の変更について	〃	〃
105	香美郡殖林組合規約の一部変更について	〃	〃
106	高知県後期高齢者医療広域連合の設立について	〃	〃
107	債権の放棄について	〃	〃
108	債権の放棄について	〃	〃
109	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
110	香美市合併振興基金条例の制定について	〃	〃
111	平成18年度香美市一般会計補正予算「第5号」	〃	〃
発議 7	香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
意見書 16	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 17	<del>難病の公費負担医療制度縮小計画の撤回を求める意見書の提出について</del>	撤 回	撤 回
意見書 18	生活保護基準の引き下げを行わないよう求める意見書の提出について	H18.12.19	否 決
意見書 19	庶民の負担軽減につながる税制改正を行うよう求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 20	医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 21	医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について	〃	否 決

平成18年12月19日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水

印

会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成18年第7回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別	定例会
2. 開 会	平成18年12月7日
3. 閉 会	平成18年12月19日
4. 会 期	13日間
5. 議員の出欠	12月7日 出席 25人 欠席 0人
	12月12日 出席 24人 欠席 1人
	12月13日 出席 25人 欠席 0人
	12月14日 出席 25人 欠席 0人
	12月15日 出席 25人 欠席 0人
	12月19日 出席 25人 欠席 0人
	計 149人 1人
6. 議案の提出	市長提出のもの 21件 (議案 21)
	議員提出のもの 6件 (発議 1・意見書 5)

7. 議決の状況	可 決	24件 (予算 5・条例 3・その他 13 発議 1・意見書 2)
	認 定	28件 (第6回定例会にて継続審査の決算)
	否 決	3件 (意見書 3)
	合 計	55件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	8件
	教育厚生常任委員会	5件
	産業建設常任委員会	6件
	計	19件

9. そ の 他 閉会中の所管事務の調査

10. 議決書の写 別紙のとおり

11. 会議録の写 作成次第後送